

学生生活を
より楽しく
有意義にする
ための

Campus Life Handbook

2023



NISHIKYUSHU UNIVERSITY
JUNIOR COLLEGE

西九州大学
短期大学部

キャンパスライフ ハンドブックについて



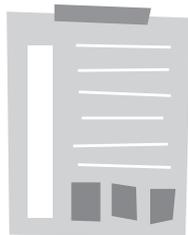
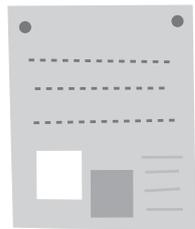
学生生活をサポートするこのハンドブックには、みなさんが学生生活をスムーズに送るのに必要な情報が記載されています。

過去、小・中・高校では、これらのことを「先生」から一つ一つ教えられていたと思います。しかし、**大学ではこの「キャンパスライフ・ハンドブック」が先生になります。**

よく読んで理解し、新しい友人と充実した学生生活を、自らの力でお送りください。

なお、大学では連絡のほとんどを掲示により行います。

一日一度は必ず学内掲示板に目を通してください。



Check!

学長の言葉

PRESIDENT'S MESSAGE

有意義で価値ある学生生活を

学長 福元裕二

新入生のみなさん、西九州大学短期大学部への入学おめでとうございます。

本学に入学されたみなさんは、これから始まる学生生活や、環境の変化に多少の不安を感じておられることと思いますが、どうか一日も早く新しい環境に慣れ、自分自身の生活スタイルを確立して、落ち着いて勉学に打ち込めるよう努めてください。

ここ西九州大学佐賀キャンパスでは、短期大学部2学科の学生と四年制大学子ども学部の学生が共に学ぶこととなります。お互いに切磋琢磨しながら力を合わせてそれぞれの個性、能力を伸ばして建学の精神にある高い志を実現させてください。

大学は、自ら学び自ら考えるところです。したがって、みなさんが何を勉強し、どのような学生生活をおくるかはすべてみなさんの自主性に任されています。これから、それぞれの学科、コースで種々の免許や資格の取得を目指して努力されることとなりますが、そこで展開されている授業科目をよく考え自分の能力に合わせて選択してください。このキャンパスライフハンドブックには、すべての開講科目がそれぞれ学科別、資格・免許別に分類され紹介されていますので常日頃から取得した授業科目や単位数をチェックして間違いの無いようにしておくことが極めて重要です。

その他にも、みなさんが有意義な学生生活をおくることができるよう諸事項についても詳細に説明されていますので、いつも手元において気軽に目を通し、確認をしながら、悔いのない2年間を過ごすための道標にしてください。

本学のある佐賀キャンパスは、四季おりおりの変化に恵まれた自然豊かな環境です。このキャンパスにおいては、就学前の子ども達から小学生、中高生、地域の社会人の方、高齢者の方々、付属幼稚園・保育園の園児達など、多くの人達がここに集うようなプログラムをみなさんとともに知恵を絞って創造し、実施していくことを切に望んでいます。昼夜を問わず沢山の外部の方々が入り出て、このキャンパスをみんなが楽しく学びあい高めあう場に育てていくことが私の夢でもあります。学ぶことへの意欲や学ぶことの楽しさ、相手を思いやる心を地域の方々とともにここで培ってください。学内で誰かと顔を合わせたら誰に対しても礼儀正しく元気に挨拶をし、笑顔でコミュニケーションを図ってください。

みなさん方は今、二度と返らない貴重な時間を本学で過ごそうとしてその出発点に立っています。この大事な2年間を勉学と同時に、スポーツ、サークル活動、ボランティア活動、旅行などいろいろな体験を通して人間の幅を広げるとともに、一生つき合える友を得ることができるよう、有意義なキャンパスライフにしてほしいと心より願っています。

私たち教職員も、みなさんが明るく充実した学生生活をおくることができるように全力で支援し、しっかりと見守っていきます。今後の健闘を祈っています。

建学の 精神

高度の知識を授け、人間性の高揚を図り、
専門知識と応用技術をもって社会に貢献し、
世界文化の向上と人類福祉に寄与する
人物を養成する。

学園の伝統と教育経験から得た「あすなろう」を基本精神として、学園全体が一丸となって、真理の探究と人間性との調和に努める。

教育の 理念

教育の理念「あすなろう」

あすなろ(翌檜)とは「明日はひのきになろう」の意。学生が自らの可能性を信じ、自らの力によって、その持てる才能を開花させ、将来の大きな目標に向かって突き進む姿勢を、永原学園は全力で導いています。常に前向きに、ひたむきに向上する、努力精励の精神が創立者の理念として貫かれているのです。

地域大学の 理念

◆地域大学の理念・目的

【理念】 西九州大学および西九州大学短期大学部は、教育・研究の地域志向化を通して地域の課題を解決することをめざします。そのために、両校は、開学以来の健康と福祉の理念を発展的に受け継ぎ、「地域に生活する人々への様々なかたちでの支援(生活支援)」を科学し、実践する高等教育機関として、全学的な教育、研究ならびにそれに基づく地域連携・貢献活動を展開していきます。ひとことで表わせば「地域に学び、地域とともに歩み、発展する高等教育機関」をめざしているのです。ここでいう地域とは、佐賀のみならず県域を越えた九州、さらにはアジアを中心とする世界に開かれた地域です。また、そこでの活動とは、グローバルな視点から地域を俯瞰し、世界と日本をつなぐグローバルな連携活動を意味しています。

【目的】 西九州大学および西九州大学短期大学部は、グローバルな視点をもって地域活性化に寄与することのできる専門職業人を養成することを人材育成の目的としています。

◆グローバル化の目標

「あすなろう精神」に裏打ちされた人間力を備え、「つながる社会」を志向し、地域と世界とを横断するグローバル人材を育成するために、

- ①母校愛、郷土愛の涵養
- ②自国文化の理解、異文化の理解・受容
- ③グローバルな文脈から地域を俯瞰し、地域を志向し活動できる資質・能力の涵養を行います。

◆教育の目標

地域を理解し、諸課題に対して主体的に取り組む姿勢をもつ、地域志向専門職業人を育成するために、

- ①地域志向教育の体系化
- ②地域課題を解決に導く実践的研究に基づいた教育活動の推進
- ③入試制度の抜本的改革
- ④教育・学修内容の公開
- ⑤学生の学習意欲を喚起し、主体的学修態度を涵養する教育形態(アクティブラーニング)の常態化
- ⑥学修成果の可視化など、学修評価システムの整備に基づいた学修PDCAサイクルの確立
- ⑦教育に関する大学資源の選択と集中を行います。

◆研究の目標

生活支援科学の視点から地域社会の未来を切り開き、佐賀、九州そしてアジアの諸地域の課題を解決へ導く独創的かつ実践的研究を推進するために、

- ①少子高齢・人口減少社会を生き抜く新しい価値観・社会システムの創成
- ②地域社会への大学の保有する研究成果・人材・施設等の積極的提供
- ③地域課題を解決に導く実践的研究の推進
- ④教育・研究への学生および地域人材の積極的参画
- ⑤研究に関する大学資源の集中と選択
- ⑥アジア諸国との教育・研究活動の内容や方法、実践事例等の情報の共有を行います。

◆地域連携・貢献活動の目標

地域志向大学像を革新する新しい大学の仕組みを創成し、地域連携・貢献活動を進展させるために、

- ①専門職現場をはじめとする地域社会との多層的・重層的関係性の構築
- ②地域再生・活性化に資する教育研究活動への積極的転換
- ③社会に対する説明責任の徹底化を行います。

[理念作成に至る背景説明と用語の解説]

西九州大学の「地域大学宣言」にもとづき、その理念を作成しました。

作成にあたり、西九州大学グループ創立100周年の節目に当たる2046年を展望して大学のあるべき姿を想定し、大学が担う諸活動面での目標を示しています。

・グローバル化・・・

グローバル(global)とローカル(local)の2つの言葉の合成語(glocal)。

世界的な視点から地域を俯瞰し、地域視点に基づいて世界と日本をつなぐ活動を意味しています。俗にいう、「地球規模で考えながら、自分の地域で活動する。」(Think globally, act locally.)とも関連する言葉。

・つながる社会・・・

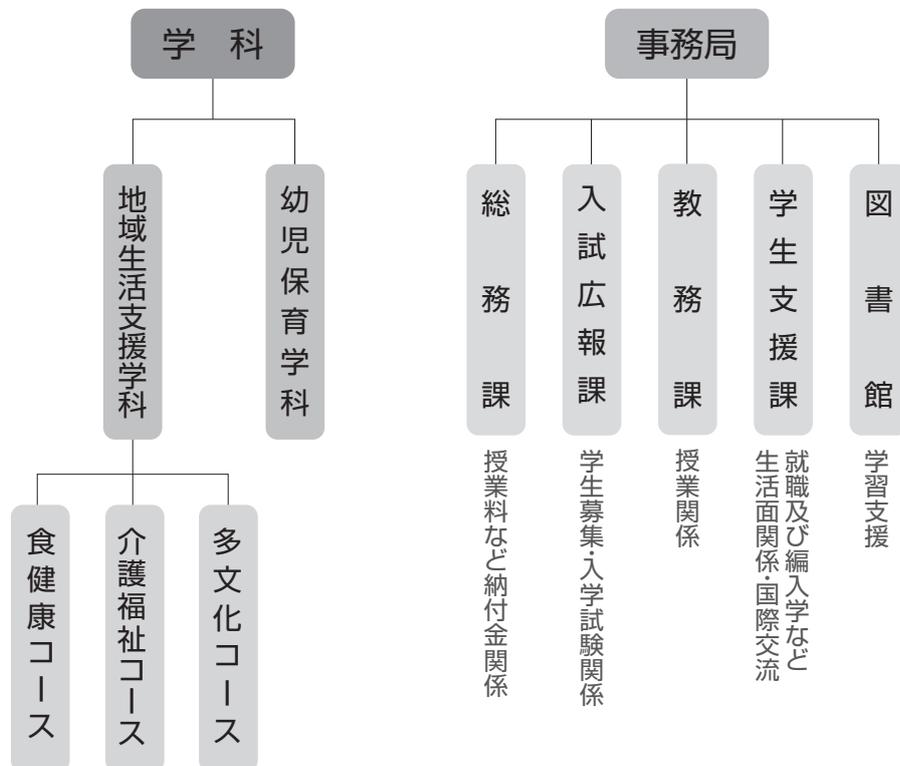
これから30年後、社会は組織間で人やモノ、様々な価値が相互往来する時代がさらに進んでおり、それには有限な人的・社会的資源を連続的にそして効率的に活用できる社会の創出をめざす必要があります。それを、私たちは「つながる社会(ネットワーク社会)の創出」と呼んでいます。そのような中、西九州大学・同短期大学部は、「地域とつながり、地域とともに生き、世界へつながる大学」を通して、つながる社会の実現をめざしたいと思います。

・アクティブラーニング・・・

「能動的な学修」のことで、授業者が一方向的に学生に知識伝達をする講義スタイルではなく、ディスカッションやプレゼンテーションなど、学生の能動的な学修を取り込んだ授業の総称。アクティブラーニング型教育とは学生の学習意欲を喚起(刺激)する教授法のこと。

大学の
組織図

みなさんは、まず、学生として学業面や課外生活全般に必要とされる大学の組織、機構等のしくみを一日も早く理解され、スムーズに学生生活をスタートされるようお願いいたします。



CHECK!

事務局の窓口(5号館1階)はP.151学内配置図を参照

西九州大学短期大学部における3つの方針

学位授与方針

ディプロマ・ポリシー

本学の建学の精神は「高度の知識を授け、人間性の高揚を図り、専門知識と応用技術をもって社会に貢献し、世界文化の向上と人類福祉に寄与する人物を養成する」である。

この建学の精神(理念)のもと、本学では「①栄養、福祉、保育・教育、多文化理解・共生に関する専門的知識・技能を有する人材を育成すること ②社会人としての汎用的能力の醸成を図りながら、生涯地域社会や国際社会においてグローバルに活躍できる人材を育成すること」を目標として掲げる。

これらの理念・目標を踏まえ、本学並びに幼児保育学科、地域生活支援学科の学位授与方針を次のように定める。

到達目標

I【主体的・自立的に行動できる確かな人間力】

- ①自己の心と体の状態を把握し、健康な生活管理を図ることができる。
- ②自己の良心と社会の規範やルールに則って行動できる。
- ③主体的に、自らを律して行動するとともに、目標実現のために協調・協働して行動できる。
- ④社会の一員としての意識を持ち、義務と権利を適正に行使しつつ、社会の発展のために積極的に関与できる。
- ⑤生涯にわたって自律・自立して学習できる。

II【教養ある専門職業人としての基礎力】

- ①社会生活・職業生活にとって意味ある知識を獲得し、総合的に理解・使用することができる。
 - ・多文化・異文化に関する知識の理解。
 - ・人類文化、社会、自然に関する知識の理解。
- ②専攻する特定の学問分野における知識を体系的に獲得することができる。
- ③上記知識体系を外部的視点で捉え返すことができるとともに、自己と関連付け洗練していくことができる。

III【社会人としての汎用的能力】

- ①確かな日本語に加え、一つ以上の外国語を用いて、読み、書き、話すことができる。
- ②自然や社会的事象について、図表等のシンボルを用いて分析、理解、表現することができる。
- ③ICTを用いて、多様な情報を収集・分析して適正に判断し、モラルに則って効果的に活用することができる。
- ④情報や知識を複眼的、論理的に分析し、表現できる。
- ⑤問題を発見し、その解決に必要な情報を収集・分析・整理し、その問題に的確に対応できる。

IV【地域生活を支援し、創造する力】

- ①上記I～IIIの態度・志向性・知識・技能の知識を総合的に活用し、個人の職業生活及び社会生活のクオリティ向上を図ることができる。
- ②地域での実践活動をもとに、上記I～IIIの知識・技能・態度・志向性を総合的に活用し、自発的に地域課題を解決することができる。
- ③上記I～IIIの知識・技能・態度・志向性の総合的知識を統合し、個人の人間性の高揚を高めていくことができる。

カリキュラム・ポリシー

短期大学士課程における教育課程編成の方針

- 1.西九州大学短期大学部は、学科の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程を編成する。
- 2.西九州大学短期大学部は、教育課程の編成に当たっては、学科の専攻に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、確かな人間力を涵養するよう適切に配慮する。

短期大学士課程における教育課程運営の方針

- 1.西九州大学短期大学部は「学位(短期大学士)授与の方針」に定めた、卒業時までには修得すべき知識・能力等が、カリキュラム体系のなかでどのように養成されるのかを示すため、シラバス等で「学位(短期大学士)授与の方針」で定められた知識・能力等との対応と、それら諸能力等を修得する方法を理解しやすいように配慮する。
- 2.西九州大学短期大学部は、学生個々人の主体的で活発な勉学意欲を促進する立場から、予習・復習等、授業時間外の学修機会に加え、学外での体験的学修を通じ、諸課題に積極的に挑戦させる。
- 3.西九州大学短期大学部は、学生が自己の到達度を自ら判断し、必要な科目を自ら選択し、履修計画を作成できるように教育課程を構成する。

教育課程方針

4.西九州大学短期大学部は、成績評価の公正さと透明性を確保するため、成績の評定は、各科目に掲げられた授業の狙い・目標に向けた到達度をめやすとして採点し、評価の客観性を担保するため、複次的・複層的な積み上げによる成績評価を行う。

教育課程の編成及び運営の方針に基づき、次の成績評価の方針を設ける。

アカデミックアセスメント・ポリシー

各教科目において、到達目標に定める学修成果に対して評価の観点を明確にし、学生の成績評価を示す。

各教科目では学修に対する測定設計(手段、筆記試験、技能試験、パフォーマンス評価、ルーブリックなどの、真正の評価を含む)を行う。

- ①成績評価は、【態度・志向性】・【知識・理解】・【技能・表現】・【行動・経験・創造的思考力】の領域区分にある到達目標に記される学修成果として評価を行う。
- ②それぞれの教育内容に対応する学修成果について、知識の次元に類別(例えば、非認知的成果・知識成果・技能成果・認知的成果に類型)し、学修成果の到達基準(例えば、記憶・理解・応用・分析・評価・創造の段階的レベル)を設定し、各学修内容の測定法(例えば、筆記試験・技能試験・レポート・質疑応答・パフォーマンス・ルーブリック)を明確にして評価を行う。
- ③各学科の学士課程教育においては、各種専門資格・免許の養成に対して外部指標を設けアセスメントテスト等を実施し評価を行う。

教育課程の編成及び運営の方針に基づき、次の学修成果の評価並びに改善の方針を設ける。

エバリュエーション(評価・改善)ポリシー

【評価】学修成果の評価結果を本人に適切にフィードバックし、その後の改善や成長につなげていく。

【改善】学修成果の評価結果は、直接的に関係するものとして、カリキュラム、コース内容または教育の改善、そして学修成果を改善する可能性がある変更役に役立つ。

アドミッション・ポリシー

西九州大学短期大学部の教育の理念・目標に則り、各学科の特性に応じた適切な方法で多様な入学者選抜を実施し、学力の3要素をはじめ、大学教育を受けるにふさわしい学力・適性等を多面的・総合的かつ公正に評価し、選抜する。

- 1)高等教育レベルの基礎的・基本的な学力を有している。
- 2)物事に関心を持ち、新たな発見や課題解決を進めるために必要な判断力やコミュニケーション力を有している。
- 3)主体的に学習に取り組む姿勢、多様な人々と協働して学ぶ態度を有している。
- 4)以上を基に、将来社会人職業人として地域社会に意欲的に貢献し、人間性をより高めていくことを志している。

各学科・各コースにおける3つの方針

《地域生活支援学科がめざす人間像》

地域生活者の生活の質の向上を目指した支援を目的に、食と栄養・介護と福祉・多文化と国際化に関する専門知識と実践技術を修得して地域への貢献と活性化の活動ができる人材を養成し、そのための教育研究活動を行います。(学則 第3条)

地域生活支援学科 食健康コースの3つの方針

ディプロマポリシー

厳格な成績評価を行い、所定の単位を修め、以下の能力を備えた学生に卒業を認定し、学修成果(到達目標)の獲得をもって短期大学士(地域生活支援学)の学位を授与する。

- ①知識と技術を相互に連携して、複合的に活用できる能力を身につけている。
- ②グローバルな視点から地域生活者への支援ができ、国際人としての感性と素養を身につけている。
- ③食と栄養についての専門知識と技術を修得しており、食をとおして地域社会と人々の、今そして未来に貢献できる実践力・応用と創造力を身につけている。

カリキュラムポリシー

「食」・「福祉」・「多文化」の3つの生活分野と「いのち」・「暮らし」・「人生」の3つの生活支援レベルを組み合わせた知識と技術を体系的に修得できるカリキュラムを編成する。

- ①共通教育科目では、建学の精神「あすなろう」を中核とし、より豊かな人間性の育成を図る。
- ②専門教育科目では、各コースに特徴的な専門的知識と技術を中核とし、コース間の横断的履修を可能とするカリキュラムも組む。
- ③食と栄養に係る分野で、「社会生活と健康」・「人体の構造と機能」・「食品と衛生」・「栄養と健康」・「栄養の指導」・「給食の運営」の6領域における科目を重視し、国家免許「栄養士」の資格取得のための専門科目を設ける。
- ④食にかかわる様々な職場で必要とされる人材育成のための科目を設ける。

アドミッションポリシー

専門的かつ分野横断的な知識と技術を活用して、多様な生活意識を持った人々への生活支援および地域の活性化にも貢献できる人材を養成するために、高等学校教育相当の学力、特に学修の土台となる国語(日本語)の読解力と記述力を求めます。また人々との交流をとおして、多様な意見をくみ取りながら主体性を持って協調的に行動する力を有していることを期待します。さらに次のような意欲、能力、適性を持った学生を受け入れることを基本方針とします。

- ①食への知識や技術を磨くことに意欲を持ち、努力を惜しまない人。
- ②食を食べることが好きで、美味しいものを作ることに熱意を持っている人。
- ③食の大切さや食育の重要性をとおして、健康づくりを支援したい人。
- ④食を通して人々と地域の役に立ちたいとの強い意志を持ち、多彩な食の現場で活躍したい人。

(高校時代に身につけておくことが望ましいこと)

本学科で学ぶ学生は、コミュニケーションに必要とされる幅広い教養と、何事にも主体的に取り組む姿勢及び人間性を身につけている事、即ち高等学校までの教科及び課外活動などに積極的に取り組んでいる事が期待されます。教科の中では、特にコミュニケーションの基本となる「国語(日本語)」のほか、自然界の仕組みを学ぶ「理科(生物・化学)」、人間社会の在り方を学ぶ「社会(歴史・公民)」、心と身体健康づくりなどについて学ぶ「保健体育」などを学修していることを望みます。

地域生活支援学科 介護福祉コースの3つの方針

ディプロマポリシー

厳格な成績評価を行い、所定の単位を修め、以下の能力を備えた学生に卒業を認定し、学修成果（到達目標）の獲得をもって短期大学士（地域生活支援学）の学位を授与する。

- ①知識と技術を相互に連携して、複合的に活用でき能力を身につけている。
- ②グローバルな視点から地域生活者への支援ができ、国際人としての感性と素養を身につけている。
- ③介護に関連する専門的知識と技術と共に、利用者本位、自立支援、人権擁護の視点を持ち、職業倫理を身につけ、多職種協働によるチームアプローチの必要性を理解している。さらに、地域・他職種と連携して要介護者への生活改善・QOL向上のために支援・推進するコミュニケーション力、実践力を身につけている

カリキュラムポリシー

「食」・「福祉」・「多文化」の3つの生活分野と「いのち」・「くらし」・「人生」の3つの生活支援レベルを組み合わせた知識と技術を体系的に修得できるカリキュラムを編成する。

- ①共通教育科目では、建学の精神「あすなろう」を中核とし、より豊かな人間性の育成を図る。
- ②専門教育科目では、各コースに特徴的な専門的知識と技術を中核とし、コース間の横断的履修を可能とするカリキュラムも組む。
- ③福祉に係る分野で「介護」の科目を「人間」「社会」「心」「体」「医療」の分野でバックアップし、国家資格「介護福祉士」の資格取得のための専門科目を設けると共に、より現場で必要とされる人材となるための教科を設ける。

アドミッションポリシー

専門的かつ分野横断的な知識と技術を活用して、多様な生活意識を持った人々への生活支援および地域の活性化にも貢献できる人材を養成するために、高等学校教育相当の学力、特に学修の土台となる国語（日本語）の読解力と記述力を求めます。また人々との交流をとおして、多様な意見をくみ取りながら主体性を持って協調的に行動する力を有していることを期待します。さらに次のような意欲、能力、適性を持った学生を受け入れることを基本方針とします。

- ①人が好きで、介護や福祉に関心がある人。
- ②人の役に立つ仕事、人に喜んでもらえる仕事を指す人。
- ③気持ちが優しく、誠実な人。
- ④何事にも向上心を持ち一生懸命取り組める人。

（高校時代に身につけておくことが望ましいこと）

本学科で学ぶ学生は、コミュニケーションに必要とされる幅広い教養と、何事にも主体的に取り組む姿勢及び人間性を身に付けている事、即ち高等学校までの教科及び課外活動などに積極的に取り組んでいる事が期待されます。教科の中では、特にコミュニケーションの基本となる「国語（日本語）」のほか、自然界の仕組みを学ぶ「理科（生物・化学）」、人間社会の在り方を学ぶ「社会（歴史・公民）」、心と身体の健康づくりなどについて学ぶ「保健体育」などを学修していることを望みます。

地域生活支援学科 多文化コースの3つの方針

ディプロマポリシー

厳格な成績評価を行い、所定の単位を修め、以下の能力を備えた学生に卒業を認定し、学修成果（到達目標）の獲得をもって短期大学士（地域生活支援学）の学位を授与する。

- ①知識と技術を相互に連携して、複合的に活用でき能力を身につけている。
- ②グローバルな視点から地域生活者への支援ができ、国際人としての感性と素養を身につけている。
- ③生活全般を支援するための食と福祉と多文化にまたがる汎用的専門知識と技術を修得している。さらに、グローバルな視点を持って国際社会でも活躍できる応用力と実践能力を身につけている。

カリキュラムポリシー

「食」・「福祉」・「多文化」の3つの生活分野と「いのち」・「くらし」・「人生」の3つの生活支援レベルを組み合わせた知識と技術を体系的に修得できるカリキュラムを編成する。

- ①共通教育科目では、建学の精神「あすなろう」を中核とし、より豊かな人間性の育成を図る。
- ②専門教育科目では、各コースに特徴的な専門的知識と技術を中核とし、コース間の横断的履修を可能とするカリキュラムも組む。
- ③多文化複合領域に係る分野において、「外国語」・「観光と旅行」・「ビジネス」・「ホスピタリティ」・「コミュニケーション」の科目を重視し、食と福祉分野と連携した実践的な学びと国際的視点を持って地域に貢献し活動できるグローバル人材を目指した科目を設ける。

アドミッションポリシー

専門的かつ分野横断的な知識と技術を活用して、多様な生活意識を持った人々への生活支援および地域の活性化にも貢献できる人材を養成するために、高等学校教育相当の学力、特に学修の土台となる国語（日本語）の読解力と記述力を求めます。また人々との交流をとおして、多様な意見をくみ取りながら主体性を持って協調的に行動する力を有していることを期待します。さらに次のような意欲、能力、適性を持った学生を受け入れることを基本方針とします。

- ①人々の生活や文化の多様性を柔軟に受け止めることができる人。
- ②国内外のさまざまな文化やことばに興味を持ち、外国語でのコミュニケーションをとることができる人。
- ③観光や旅行などのグローバルなビジネスに興味を持ち、地域の発展のために貢献したい人。
- ④海外留学などを通し、外国の若者と一緒に学ぶことに興味を持ち、国際人として世界に羽ばたきたい人。

（高校時代に身につけておくことが望ましいこと）

本学科で学ぶ学生は、コミュニケーションに必要とされる幅広い教養と、何事にも主体的に取り組む姿勢及び人間性を身に付けている事、即ち高等学校までの教科及び課外活動などに積極的に取り組んでいる事が期待されます。教科の中では、特にコミュニケーションの基本となる「国語（日本語）」のほか、自然界の仕組みを学ぶ「理科（生物・化学）」、人間社会の在り方を学ぶ「社会（歴史・公民）」、心と身体の健康づくりなどについて学ぶ「保健体育」などを学修していることを望みます。

《幼児保育学科がめざす人間像》

保育に関する知識と技術を備えた高い実践力を持つ保育者の養成と豊かな人間性を兼ね備えた人材の養成を目指し、そのための教育研究活動を行います。(学則 第3条)

幼児保育学科の3つの方針

ディプロマポリシー

厳格な成績評価を行い、所定の単位を修め、以下の能力を備えた学生に卒業を認定し、学修成果(到達目標)の獲得をもって短期大学士(保育学)の学位を授与する。

- ① 幼児教育・保育に携わる為に必要な確かな知識や技能を修得している。
- ② 身に付けた知識や技能を活用し、保育に関する諸課題の解決に向けて取り組むことができる。
- ③ 多様な人々と協働し、幼児教育・保育活動に主体的に臨む態度を身に付けている。
- ④ 幼児教育・保育の専門職として、地域社会に貢献できる。

カリキュラムポリシー

質の高い保育者を養成するために必要なカリキュラムを編成し、提供する。

- ① 建学の精神「あすなろう」を中核として幅広い教養と豊かな人間性の育成を図る。
- ② 入学後、早い段階から実習を経験する等、理論と実践を繰り返しながら、自らを振り返り、関心・意欲を高め、さらに学びを深め、保育者としての基本的力量を形成できるように科目を配置する。
- ③ 「表現・音楽コース」と「心理・環境コース」の2コースを設け、個々の学生の関心を尊重し、支援するためのカリキュラムを編成する。

◎表現・音楽コース

ダンスや音楽そして造形等、表現に関してより深く学び、その集大成として「実技発表会」を開催し、幅広い表現技術や創意工夫をする力、課題解決力の向上を目指す。

◎心理・環境コース

地域子育て支援に関する実践型授業「親子いきいき広場」を設け、他者に対する共感力・感受性を高めながら、保育現場における課題解決力の向上を目指す。

アドミッションポリシー

幼児保育学科では、将来、幼稚園、保育園、認定こども園や福祉施設などで教員および保育士として働く人材を育成することを目的としています。そのために次のような意欲、能力、適性を持った学生を受け入れることを基本方針とします。

- ① 幼児教育・保育について学ぶために必要な基礎的学力を身に付けている人。
- ② 子どもを取り巻く環境や育ちに関する課題に関心を持ち、自分なりの考えを表現することができる人。
- ③ 思いやりの気持ちをもって、多様な人々と主体的・協働的に学び合うことができる人。
- ④ 幼児教育・保育を通して、地域社会に貢献しようとする意欲を持っている人。

(高校時代に身につけておくことが望ましいこと)

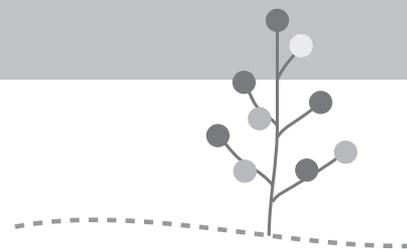
本学科で学ぶ前に、特に次のような能力や態度を有することを期待します。

- ・文章の読解力や自分自身の考えを適切に表現する文章力(国語)
- ・保育に求められる基礎的実技能力(音楽、美術、体育)
- ・ボランティア活動などを通して、地域社会と積極的に関わろうとする態度。
- ・相手に不快感を与えず、自分も気持ち良く生活するためのルールやマナーを大切にす姿勢。

昭和21年9月	佐賀栄養専門学校設立	平成11年4月	西九州大学 大学院健康福祉学研究科設置 (入学定員8名)
昭和28年4月	佐賀栄養専門学校創立		西九州大学福祉医療専門学校開設 (福祉医療科入学定員40名)
昭和29年2月	栄養士養成施設として厚生大臣指定 準学校法人 永原学園設立認可 (所轄庁 佐賀県知事)		佐賀調理製菓専門学校開設 〔◇調理師科入学定員 昼間・夜間部80・40名 ◇製菓衛生師科入学定員 昼間・夜間部40・40名〕
昭和33年4月	佐賀保育専門学校開設		佐賀調理専門学校廃止
昭和34年4月	佐賀調理専修学校開設		佐賀製菓学校廃止
昭和38年1月	学校法人 永原学園設立認可 (所轄庁 文部大臣)	12月	西九州大学家政学部「食物栄養学科食物栄養学専攻と管理栄養士専攻」廃止 「食物栄養学科」とする(管理栄養士養成) (入学定員90名)
4月	佐賀短期大学開設 食物栄養科設置 (入学定員80名)	平成12年4月	西九州大学家政学部社会福祉学科 入学定員の増員、臨時的定員を恒常化 (入学定員140名)
昭和39年4月	佐賀短期大学 被服科増設 (入学定員50名)	平成13年4月	西九州大学家政学部「健康栄養学科」設置 (入学定員130名)
昭和40年4月	佐賀短期大学 保育科増設 (入学定員100名)		食物栄養学科募集停止 西九州大学家政学部を「健康福祉学部」に 名称変更
昭和42年4月	保母養成施設として厚生大臣指定 佐賀短期大学 専攻科被服専攻増設 (入学定員20名)	平成14年4月	西九州大学健康福祉学部社会福祉学科 介護福祉コース設置 介護福祉士養成施設として文部科学大臣、 厚生労働大臣指定
	佐賀短期大学附属三光幼稚園開園		佐賀短期大学附属三光幼稚園定員変更 (収容定員400名)
	佐賀製菓専修学校開設	平成16年4月	佐賀短期大学「くらし環境学科」設置 (入学定員50名)
昭和43年4月	佐賀家政大学開設 家政学部家政学科設置 (入学定員100名)		佐賀短期大学 生活福祉学科定員変更 (入学定員70名)
昭和44年4月	佐賀家政大学 家政学部家政学科に 家政学専攻と管理栄養士専攻を設置 管理栄養士養成施設として厚生大臣指定	平成17年10月	佐賀調理製菓専門学校調理師科 夜間部定員変更(入学定員80名)
昭和49年4月	佐賀家政大学家政学部社会福祉学科増設 (入学定員30名)	平成18年4月	佐賀短期大学幼児教育学科を「幼児保育学科」 に名称変更 また、同学科の入学定員を90 名から110名に増員
6月	佐賀家政大学を「西九州大学」に名称変更		佐賀短期大学くらし環境学科定員変更 (入学定員30名)
昭和52年4月	西九州大学家政学科を「食物栄養学科」に 家政学専攻を「食物栄養学専攻」に名称変更	平成19年4月	西九州大学福祉医療専門学校 福祉医療科募集停止
昭和53年4月	佐賀調理専修学校調理専門課程及び 調理高等課程認可		西九州大学リハビリテーション学部 リハビリテーション学科設置 (入学定員80名)
	佐賀調理専修学校を「佐賀調理専門学校」に、 佐賀製菓専修学校を「佐賀製菓学校」に名称 変更		佐賀短期大学附属三光保育園開園 佐賀短期大学附属三光幼稚園及び佐賀短期 大学附属保育園「認定こども園」認定
昭和56年4月	佐賀短期大学被服科を「家政科」に、 保育科を「幼児教育科」に名称変更	平成21年3月	西九州大学福祉医療専門学校廃止
昭和63年4月	佐賀短期大学食物栄養科を「食物栄養学科」に、 家政科を「生活福祉学科」に、 幼児教育科を「幼児教育学科」に名称変更	平成21年4月	佐賀短期大学を西九州大学短期大学部 に名称変更
	佐賀短期大学生活福祉学科 介護福祉士養成施設として厚生大臣指定		西九州大学短期大学部食物栄養学科定員変更 (入学定員60名)
平成 元 年4月	佐賀短期大学専攻科福祉専攻増設 (入学定員30名)		西九州大学短期大学部生活福祉学科定員変更 (入学定員40名)
平成 5 年4月	介護福祉士養成施設として厚生大臣指定 佐賀短期大学 生活福祉学科定員変更 (入学定員80名)		西九州大学短期大学部幼児保育学科定員変更 (入学定員90名)
平成 6 年3月	佐賀短期大学 健康福祉・生涯学習センター設置		
9月	西九州大学 健康福祉実践センター設置		
平成 7 年2月	佐賀短期大学専攻科食物栄養専攻 学位授与機構認定		
4月	佐賀短期大学 専攻科食物栄養専攻増設 (入学定員30名)		
平成 7 年4月	栄養士養成施設として厚生大臣指定 佐賀短期大学 専攻科被服専攻廃止		
平成10年4月	西九州大学 社会福祉学科編入学定員設定 (3年次編入学定員20名)		

平成21年4月	西九州大学短期大学部くらし環境学科募集停止 西九州大学子ども学部子ども学科設置 (入学定員80名) (3年次編入10名) 西九州大学健康福祉学部社会福祉学科定員変更 (入学定員120名) 西九州大学健康福祉学研究科定員変更 (入学定員12名) 佐賀調理製菓専門学校を「西九州大学佐賀調理製菓専門学校」に名称変更 西九州大学佐賀調理製菓専門学校製菓衛生師科を「パティシエ科」に名称変更 佐賀短期大学附属三光幼稚園を「西九州大学附属三光幼稚園」に名称変更 佐賀短期大学附属三光保育園を「西九州大学附属三光保育園」に名称変更	平成27年4月	西九州大学附属三光保育園を「保育所型認定こども園」に類型変更 西九州大学附属三光保育園定員変更(入学定員80名) 西九州大学グループ情報メディアセンター設置 西九州大学グループ国際交流センター設置 西九州大学グループ地域連携センター内に地域看護研究研修センター設置
平成22年3月	西九州大学短期大学部くらし環境学科廃止	平成28年4月	西九州大学短期大学部専攻科保育福祉専攻廃止
平成23年4月	西九州大学短期大学部専攻科食物栄養専攻廃止 西九州大学短期大学部専攻科福祉専攻を「専攻科保育福祉専攻」に名称変更 西九州大学短期大学部健康福祉・生涯学習センターを「西九州大学・西九州大学短期大学部健康福祉・生涯学習センター」に名称変更	平成29年3月 4月	西九州大学短期大学部地域生活支援学科開設(定員100名) 西九州大学短期大学部食物栄養学科、生活福祉学科、専攻科保育福祉専攻募集停止 学校法人永原学園事業部開設 レストラン「ラ・サンテ249」開業 西九州大学看護学部看護学科 設置 (入学定員90名) 「西九州大学グループ地域連携センター」・「西九州大学グループ情報メディアセンター」・「西九州大学グループ国際交流センター」廃止 西九州大学及び西九州大学短期大学部に「リカレント教育・研究推進本部」、「情報メディアセンター」、「国際交流センター」を配置 リカレント教育・研究推進本部内に「健康支援センター」、「健康福祉・生涯学習センター」、「産学官連携推進室」を配置
平成25年4月	西九州大学附属三光保育園定員変更 (入学定員70名)	平成30年1月 4月	西九州大学院生活支援科学研究科臨床心理学専攻の下に「臨床心理相談センター」を配置 西九州大学健康栄養学部健康栄養学科の下に「食育サポートセンター」を配置 西九州大学看護学部看護学科の下に「地域看護研究研修センター」を配置 西九州大学に「教職センター」を配置
平成26年4月	西九州大学健康栄養学部健康栄養学科開設 (入学定員120名) 西九州大学健康福祉学部社会福祉学科定員変更 (入学定員80名、編入生10名) 西九州大学健康福祉学部スポーツ健康福祉学科開設(入学定員50名) 西九州大学子ども学部心理カウンセリング学科開設(入学定員40名) 研究科健康栄養学専攻開設(入学定員2名) 研究科健康福祉学専攻定員変更 (入学定員3名) 研究科臨床心理学専攻開設(入学定員4名) 研究科リハビリテーション学専攻開設 (入学定員3名) 西九州大学大学院健康福祉学研究科を生活支援科学研究科に名称変更 西九州大学グループ地域連携センター設置 同センターに「健康福祉生涯学習センター」、「臨床心理相談センター」、「食育サポートセンター」、「あすなろセンター」を配置 西九州大学、西九州大学短期大学部の「健康福祉研究センター」を「生活支援科学研究センター」に名称変更 西九州大学健康福祉学部健康栄養学科募集停止 西九州大学佐賀調理製菓専門学校製菓一般課程 パティシエ科夜間部(入学定員40名)廃止	5月	西九州大学短期大学部食物栄養学科、生活福祉学科廃止
平成27年4月	大学院生活支援科学研究科地域生活支援学専攻(修士課程)開設(入学定員5名) 大学院生活支援科学研究科健康福祉学専攻(修士課程)募集停止 大学院生活支援科学研究科地域生活支援学専攻(博士課程)開設 (研究科の専攻に係る課程の変更) 博士前期課程(入学定員5名) 博士後期課程(入学定員3名) 大学院生活支援科学研究科子ども学専攻(修士課程)開設(入学定員4名) 西九州大学附属三光幼稚園を「幼稚園型認定こども園」に類型変更 西九州大学附属三光幼稚園に保育機能施設「三光ナースリー」を併設	平成31年4月	西九州大学大学院生活支援科学研究科子ども学専攻定員変更(入学定員3名) 西九州大学大学院生活支援科学研究科臨床心理学専攻定員変更(入学定員5名) 学校法人永原学園出資事業会社 株式会社西九大サポート設立 西九州大学佐賀調理製菓専門学校 専門課程 調理師科昼間部定員変更 (入学定員40名) 調理師科夜間部定員変更 (入学定員40名)
		令和2年3月 4月	西九州大学及び西九州大学短期大学部に「情報システム室」を設置 西九州大学健康福祉学部健康栄養学科廃止 西九州大学大学院生活支援科学研究科栄養学専攻(博士後期課程)設置(入学定員2名) 西九州大学大学院生活支援科学研究科健康栄養学専攻を西九州大学大学院生活支援科学研究科栄養学専攻博士前期課程に名称変更 西九州大学大学院生活支援科学研究科看護学専攻(修士課程)設置(入学定員5名) 西九州大学附属三光幼稚園に放課後児童クラブ「さんこう児童クラブ」設置
		令和3年4月 12月	大学院生活支援科学研究科地域生活支援学専攻博士後期課程を健康福祉学専攻博士後期課程に、地域生活支援学専攻博士前期課程を健康福祉学専攻博士前期課程に名称変更 西九州大学附属三光保育園に「分園PINO」を設置(定員29名)
		令和4年4月	
		令和5年4月	

Contents



■ 学校案内

学長の言葉	001
建学の精神／教育の理念／地域大学の理念	002
大学の組織	004
西九州大学短期大学部における3つの方針	005
各学科・各コースにおける3つの方針	007
永原学園の沿革	011
西九州大学短期大学部校歌	015
学校法人永原学園プライバシーポリシー／個人情報の取り扱いについて	016

01

学生生活について *Useful Information*

GUIDE 1 学生生活

01学生サポートシステムについて	018
02大学から学生への連絡方法 03奨学金 04服装について	020
05アルバイトについて	
06自家用車等の通学について 07傷害保険への加入	021
08遺失物・拾得物の取扱いについて 09国際交流	022
10課外活動 11掲示並びに印刷物の配布	023
12団体・サークルの結成及び集会 13懲戒	

GUIDE 2 学内施設・設備の利用

01各施設の利用について	024
02図書館	025
03健康福祉・生涯学習センター 04西九州大学グループ健康支援センター	026
05学生寮	

GUIDE 3 将来に関する事項

01就職	027
02進学・編入学・ダブルスクール	030

GUIDE 4 諸証明書の発行及び手続き

01学生証 02旅客運賃割引証(学割証)	032
03諸手続、問い合わせ、相談などの窓口一覧	033

02

履修について *Learning Programs*

GUIDE 1 履修関係(共通項目)

01教育課程 02履修科目の登録と認定	036
03授業	039
04学生ポータルサイトの利用 05試験・成績評価	040
06受験にあたっての心得	041
07成績評価について	042
08学籍	045
09学籍の異動について	046
10欠席・公欠・学校保健安全法による出席停止・忌引について	047

GUIDE 2 地域生活支援学科の履修手引き

食健康コースの履修ガイド(栄養士養成施設)	056
介護福祉コースの履修ガイド(介護福祉士養成施設)	061
多文化コースの履修ガイド	066

GUIDE 3 幼児保育学科の履修手引き

GUIDE 4 学修の手引き

01教育課程の学位授与方針と学修到達目標との関係080
02学修成果の獲得に向けて081
03学修の流れ《履修登録から学修の振り返りまで》
04学生ポータルサイトの利用について083
05受講の基本事項 06成績評価について093

03

免許・資格について *Licences and Qualifications*

■ 免許・資格について096
01実習について 02実習参加基準098
03教職課程について100
04栄養士免許取得について《地域生活支援学科 食健康コース》102
05介護福祉士資格取得について《地域生活支援学科 介護福祉コース》104
06保育士資格取得について《幼児保育学科》105
07社会福祉主事任用資格取得について107
08レクリエーション・インストラクター資格取得について
09プレゼンテーション実務士の資格取得について108
《地域生活支援学科 多文化コース》
10(国内) 旅程管理主任者の資格取得について
《地域生活支援学科 多文化コース》
11 幼稚園・保育園のためのリトミック指導資格2級取得について《幼児保育学科》 109
12子ども発達支援士(基礎)の資格取得について《幼児保育学科》
13介護予防支援員の資格取得について
《地域生活支援学科 介護福祉コース》

04

学内関係諸規則等 *Statutes*

西九州大学短期大学部学則112
西九州大学短期大学部における既納の学費等納付金に関する取扱い細則122
西九州大学短期大学部学位規程
西九州大学短期大学部科目等履修生規程123
西九州大学短期大学部科目等履修生規程の運用細則
西九州大学短期大学部長期履修学生規程124
西九州大学短期大学部副専攻規程125
データサイエンス(リテラシーレベル)教育プログラムに関する要項126
西九州大学・西九州大学短期大学部附属図書館規程
西九州大学・西九州大学短期大学部附属図書館利用規程127
西九州大学及び西九州大学短期大学部学費納入規程128
永原学園奨学金支給規程129
西九州大学短期大学部学友会会則
西九州大学短期大学部スポーツ・文化活動奨励金に関する規程131
永原学園西九州大学・西九州大学短期大学部学生寮規則132
西九州大学佐賀キャンパス体育館使用規程133
西九州大学佐賀キャンパス体育館使用心得
西九州大学短期大学部学生の懲戒に関する規程134
西九州大学短期大学部障がい学生支援規程136
こんなときはどうしたらいい?Q&A137

05

附 録 *Appendix*

西九州大学短期大学部学内配置図148
年間スケジュール154

校 歌

作詞 永原マツヨ
作曲 坂田 雅子

Moderato

mp *mf*

1. しんりを きわめ わざをね り せいぎとまことの
 2. りそを かかげ きたえ た え じしんとかんの
 3. ひたむき にゆく わがみち に むすぶえにしの

mp 1.2.

はなをかざし て ひび これかえりみ われらはゆく
 うたごえあげ ん ひび これいましめ われらはのぼる
 と も がき を ひび これひろめん くのちと

あ あ しらぬひのう みはる か う みはる か
 あ あ てんざんのみ ね た か く み ね た か く

3.

に あ あ にしきゅうしゅうだ い わ が だいが く

一、真理を究め技能わざをねり

正義と誠実まことの

花をかざして日々これ省み
 われらは航ゆく
 ああ しらぬ火の海はるか
 海はるか

二、理想をかかげ鍛え耐え

自信と歓喜の

うたごえあげん日々これ
 いましめわれらはのぼる
 ああ 天山の嶺高く
 峰高く

三、ひたむきにゆくわが道に

結ぶえにしの

友垣を日々これ拡めん
 国の内外うちとに
 ああ 西九大
 わが大学

学校法人永原学園プライバシーポリシー

学校法人永原学園(以下「本学園」という。)は、個人情報(個人)の人格と密接な関連を有することを認識し、個人の権利利益を保護するため、次のとおりプライバシーポリシーを定め、これを遵守してまいります。

1. 本学園は、個人情報を適切に取り扱うため「個人情報の保護に関する法律」その他関係法令等に従い、「学校法人永原学園個人情報保護規程」(以下「本学園規程」という。)を制定し、これを遵守いたします。
2. 本学園は、関係法令及び本学園規程で定める場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ることなく、第三者に個人データを提供することはありません。
3. 本学園は、個人情報の取得に当たっては、本人に対してその利用目的を明示し、又は通知し、若しくは公表します。
4. 本学園は、個人情報を取り扱うに当たっては、本学園の業務に必要な範囲内で、その利用目的をできるだけ特定し、適切に取り扱うように努めます。
5. 本学園は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人データの安全管理のため、組織的、人的、技術的及び物理的措置をとります。
6. 本学園は、個人データの取扱いを外部に委託する場合は、適正な基準により業者を選定するとともに委託契約を締結し、業者を適切に管理します。
7. 本学園は、本人又はその代理人から当該個人情報について、開示、訂正、利用の停止および消去等の請求があった場合は、関係法令及び学園内の諸規程等に基づき、適切に対応します。

平成21年1月1日 学校法人永原学園

個人情報の取り扱いについて

西九州大学短期大学部

本学では、個人情報保護法の施行に伴い、学生及び保証人(保護者等)から提供された個人情報につきまして、以下のとおり取り扱いますので、ご了解ください。

1. 個人情報について

個人情報とは、氏名、年齢、生年月日、住所、電話番号、本籍、出身校、進路、家族等の情報で、これらにより入学生、在学生、卒業生、保護者及び家族等個人を特定することのできる情報をいいます。

2. 個人情報の利用目的

学生及び保証人(保護者等)からご提供を受けた個人情報については、本学において次の目的のために利用します。

- ① 入学手続き関連(入学手続き者データの作成等)
- ② 学内の事務手続き関連(入学者名簿の作成ならびに履修・成績管理等教育上及び生活・進路支援上必要なデータの作成等)
- ③ 各種調査統計関連(入試関係、教務関係、就職活動及び学生支援関係等)
- ④ 教育、学生生活上の関連(学内教員及び学内各課からの連絡等)
- ⑤ 学内団体等の活動上の関連(学友会、あすなる会及び同窓会等の活動のためのデータの作成及び連絡等)
- ⑥ 上記①～⑤以外で、法令等により定められている場合を除き、学校運営、教育上必要となり、その利用目的を提示し利用する場合

3. 管理方法

- (1) 提供を受けた個人情報は、紙もしくは電子データのいずれかの形態で保存します。
- (2) 個人情報の管理にあたっては、「個人情報保護法」に則って、適正に利用・管理します。

4. 情報の開示、提供について

- (1) 本学では、原則として個人情報は第三者に開示・提供はいたしません。
- (2) 本学は、利用目的の達成に必要な範囲内で業務を委託させるために第三者に個人情報を預託する場合、法令に定める要件を満たしている場合を除き、本人の同意を得ることとします。
- (3) 第三者に個人情報を預託する場合は、あらかじめ定めた基準に従い当該第三者について審査並びに必要な契約を締結し、その他法令上必要な措置を講じます。

(この件に関する問い合わせ窓口)

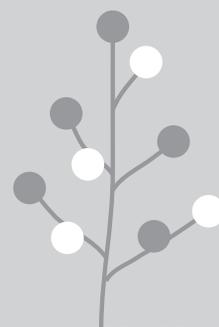
〒840-0806 佐賀県佐賀市神園三丁目18-15
TEL 0952-31-3001(代)
西九州大学短期大学部 事務局

Nishikyushu University
Junior College Campus Life
Useful Informations

01

学生生活について

- GUIDE 1** 学生生活 18
- GUIDE 2** 学内施設・設備の利用 24
- GUIDE 3** 将来に関する事項 27
- GUIDE 4** 諸証明書の発行及び手続き 32



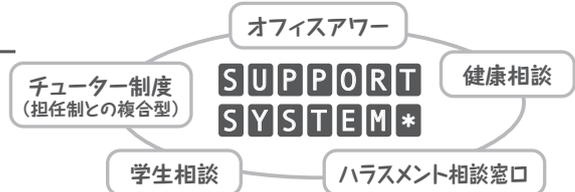
GUIDE 1

学生生活

楽しく充実した学生生活を送るために、まず西九州大学短期大学部を知ることから始めよう。

01 学生サポートシステムについて

本学では、学生のみなさんのキャンパス生活を大きな力でバックアップする目的で、5つのサポートシステムを置いています。



1 オフィスアワー

学生のみなさん方と教職員とのコミュニケーションを深めるために、みなさんが気軽に研究室を訪ねられる時間帯(オフィスアワー)を設定しています。各教職員に会える時間帯は研究室に掲示しています。この時間帯で勉学のことや生活のこと、その他、自由に相談や話し合いを受け付けています。また、研究室を有しない非常勤の先生への質問等については、授業終了後に直接先生へ質問を行うか、教務課窓口にある質問票に記入して教務課へ提出してください。教務課より質問票を先生へお渡しし、その回答を後日お伝えします。

CHECK! 各教員の研究室についてはP.148～「学内配置図」を参照



2 チューター制度 (担任制との複合型)

従来から、本学の最大の特徴としているクラス担任制をさらに補強し、きめ細やかな対応ができるように、各クラスをさらに小グループに分け、それぞれに教職員(チューター)を割り振っています。学生のみなさんからの勉学上の問題やその他さまざまな相談にも応じることができ、また、グループの中での学生同士の情報交換の場としても十分に役立つようになっています。

自分のチューターの先生を確認し、先生や同じグループの仲間と有意義な時間を過ごしましょう。

CHECK! 各教員の研究室についてはP.148～「学内配置図」を参照



3 クラスミーティング

クラスミーティング(学級活動)、クリーンチーム(学内一斉清掃活動)等があります。実施される場合は、別途お知らせします。

4 健康相談

《保健室》

学内で発生した負傷、疾病に対応しています。また、学生の心身の状態に応じて休める設備も整えています。身体の具合が不調の場合や傷を負った時、またそれ以外のいろいろな相談でも、どうぞ気軽においでください。

《定期健康診断》

CHECK! 保健室の場所についてはP.151学内配置図を参照

健康診断を年1回行います。在学生のみなさんは必ず受けてください。精密検査を必要とする場合は、本人のみにその内容を連絡します。



5 学生相談

学生生活の中で悩んだり、いろいろなことがうまくいかなかったりした時、学生のみなさん方の自主的な相談に応じて、担任の先生やカウンセリング専門の先生が、心理的な悩みについての相談にくわしく応じます。ぜひ、利用してください。

1. 相談窓口…皆さんのニーズに応じて選んでください。

- | | | | |
|-----------|----------|-------------|--|
| ①所属学科内 | ・担任の先生 | ・学生相談員の先生 | ※スクールカウンセラーは、西九州大学短期大学部で授業を受け持たない外部のカウンセラーです。教員カウンセラーは授業を受け持っています。どちらもカウンセリングの専門家です。 |
| ②学生支援室内 | ・養護教諭の先生 | ・スクールカウンセラー | |
| ③教員カウンセラー | | | |

2. 全体としての取り組み

相談によりすべてがうまく解決されるとは限りません。解決が難しい場合は、大学全体の力を合わせて解決に当たります。そのときの学生の皆さんに関する個人的情報は、相談者の許しを得ないで他の先生等に公開することはありません。

◎学生相談室のご案内

個人的な悩みで、誰と相談していいのかわからない時、スクールカウンセラーが相談に応じますので、気軽に相談して下さい。相談場所は「学生相談室(5号館1階)」です。

TEL 0952-37-9736(直通) E-mail : hokenshitu@nisikyu-u.ac.jp (メールは予約のみ)

7 学生提案箱の設置

短大では、健全で快適な学園づくりのため、学生の皆さんの学生生活に関して提案や要望及び意見を広く求めています。

このため、学内に「学生提案箱」を設置しています。学生生活にわたる提案等や短大から特に意見を求めたいことを提示したテーマ等について有益な意見・提案等を期待しています。

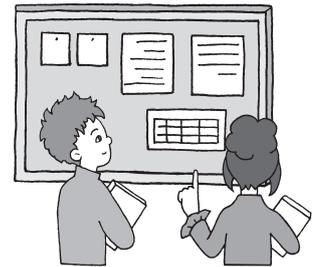
* 提案箱の取り扱い *

- ①設置場所: 第2学生ホール・3号館学生ラウンジ・図書館
- ②設置個数: 3箇所
- ③運用開始日: 平成19年4月1日
- ④記入用紙: 所定の用紙を提案箱設置机上に準備(任意の用紙でも可)
- ⑤提案者: 個人名を記入する(個人名は公表しない)
- ⑥取り扱い責任者: 学生支援部副部長
- ⑦提案箱の開扉: 原則として毎月1回(月末)
- ⑧提案等の活用: 参考となる提案があれば、学生支援委員会で検討、次に関係部署の協議を経て活用に努める

02 大学から学生への連絡方法

1 掲示板

大学側からの学生のみなさん方への告知・伝達・連絡事項は、掲示板に貼り出されます。掲示板は必ず自分自身で確認し、手帳等に記入する習慣をつけ、見落としのないように注意してください。掲示板に掲示された内容は、すべての学生に伝達したと見なしますので、あとでその内容を見なかったという理由で異議を申し立てたり、自身の責任を逃れることはできません。



2 学生ポータルサイト

教務課や学生支援課からの連絡は、掲示板のほか、スマートフォンやパソコンからも閲覧できる学生ポータルサイトでもお知らせいたします。学生ポータルサイトは、学修ツールとして卒業まで活用していくことになります(「02履修について」に説明があります)。学生ポータルサイトの利用については、ガイダンス等で説明いたします。

3 電話の取り扱い

学生個人への電話は、緊急の場合以外は取り次ぎを行うことはできません。また、電話による問い合わせにも、原則として応じかねます。ご家族・友人の人たちにもこのことを徹底させてください。

03 奨学金

人物・学力共に優れ、健康であり、経済的理由などで校納金の納入が困難な場合、奨学金制度があります。詳しい内容や手続きの方法などについては、4月初めに開かれる学生支援課のオリエンテーション時に説明し、制度ごとに、別途説明会を実施します。期日等は、学生掲示板・ポータルサイトでお知らせします。なお、本学で取り扱う奨学金の概要は次のとおりです。

1. 永原学園奨学金
2. 松香会奨学金
3. 日本学生支援機構の奨学金
4. 地方公共団体の奨学金

04 服装について

学内では学生としての品位を保つ服装を心がけ、化粧は派手にならないようにしてください。

05 アルバイトについて

本学ではすべての学科において履修内容が非常に多く、一方で課外活動やボランティア活動も奨励していることから、アルバイトは必要最低限にとどめ、あくまでも学業や課外活動に支障のない範囲で行うべきと考えています。業務内容や時間・期間をよく検討した上で行うようにして下さい。

当然ですが、20歳未満の人が居酒屋・バーなど、アルコール類を提供する場所でのアルバイトを行うことは望ましくありません。また、22時以降のアルバイトに関しては理由・業種のいかに問わず全て禁止します。

また、あすなる寮生のアルバイトについては、原則として禁止しています。

ただし、家庭の経済的な事由等で行う必要がある場合は、学生支援課までお問い合わせ下さい。

※第2学生ホールにはアルバイト情報を掲示していますが、これは事業者から提供された情報を掲示しているものであり、学校から斡旋をするものではありません。

06 自家用車等の通学について

1 自家用車(4輪車)通学

自家用車による通学で、駐車場の使用を希望する場合は、学生支援課にて下記の条件で受け付けます。駐車場の申請時期は、原則として4月のみです。

なお、学生が駐車できるのは、正門前の学生用駐車場に限ります。外来者用駐車場および教職員用駐車場は利用できませんので注意してください。

【許可条件】

- 1) 申請時において免許取得者で、片道半径8km以上ある者。(遠距離優先)
- 2) 任意保険(対人・対物・搭乗者)に加入している者。自賠責のみは不可。
(任意保険証のコピーを申請書に添付)
- 3) 駐車場使用料を支払う者。
- 4) その他交通手段の不便な者、身体的に必要な者。(申請書に理由書提出)

学校周辺は
徐行して…と



2 バイク通学

バイク通学を希望する場合は、学生支援課に「駐輪登録申請書」と任意保険証(対人・対物・搭乗者)のコピーを提出して下さい。また、許可された際は、決められた場所に駐輪して下さい。

3 自転車通学

自転車で通学する学生は、所定の駐輪場に停めるようにして下さい。

自転車を運転中に携帯電話を使用することは法律で禁止されています。また、傘さし運転や並列運転などしないようにして下さい。最近では自転車の事故でも多額の賠償金を請求されることがあります。自転車保険への加入をお勧めします。

また、駐輪場に放置された自転車は定期的に処分されますので注意して下さい。



07 傷害保険への加入

正課、課外活動及び通学など学校生活には多様な活動があります。その際に身体に傷害を被ったり、場合によっては、加害者となることもあります。このような状況に対応するため、全員、一括して2年間の加入をしています。

1 学生教育研究災害傷害保険【略称:学研災】Bタイプ(通学特約有)

保険の対象は、教育活動並びに通学中の本人のケガに対する補償です。

「教育活動中」とは、学校管理下の正課中、大学行事中、大学施設内課外活動中の活動をいいます。

2 学研災付帯賠償責任保険【略称:学研賠】Aコース

保険の対象は、正課、学校行事中及び往復途中で、他人にケガをさせたり、他人の財物を損壊したことにより被る法律上の損害賠償を補償します。

上記、「学研災」、「学研賠」については、教育研究活動中においてのみが対象となりますので必ずしも補償が充分とはいえません。そこで、学研災での補償で不足と思われる場合に備えて任意で追加できる「付帯学総」への加入をおすすめいたします。

● 学研災付帯 学生生活総合保険【略称:付帯学総】

(1) 申込については「入学手続き完了者あて封書」に同封済みです。各自で所定の手続きをして下さい。

(2) 補償となる対象は、次のとおりです。

- ・ 学生本人のケガ及び病気
- ・ 賠償責任(他人にケガをさせたり、他人の物を壊したりしたことにより被る法律上の損害賠償の補償)
- ・ 救援者費用等(学生自身が病気にかかり、継続して3日以上入院した場合等に、救援者の交通費や宿泊料等が支払われます。)
- ・ その他、タイプに応じて育英・学資費補償・生活用動産・借家人賠償責任等

応急処置終了後
7日以内
災害保険事故通知

治療後
30日以内
災害保険金請求書



01

学生生活総合

02

03

04

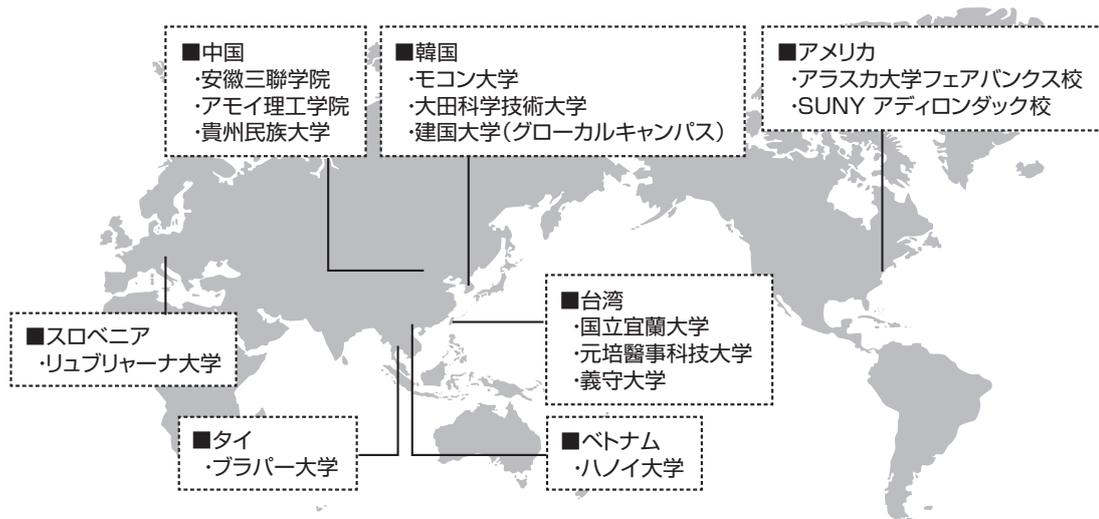
05

08 遺失物・拾得物の取扱いについて

落とし物をしたときは、直ちに学生支援課に申し出てください。
また、大学構内で落とし物をひろった場合も、すみやかに学生支援課に届けてください。
落とし物、忘れ物ともに一定期間保管しますが、期間を過ぎたものは、順次処分しますので気をつけて下さい。

09 国際交流

現在、世界の7つの国・地域の14の大学と学術交流協定を結んでおり、教員間の学術交流と併せて学生の相互交流を行っています。詳細は国際交流センター(窓口:学生支援課)までお問合せください。



●交換留学プログラム

海外の協定校に特別聴講生として半年から1年間留学するプログラムです。各校毎年2名を上限に、留学先での入学金及び授業料は免除されます。また多くの場合、相互の単位互換が認められます。

※アラスカ大学フェアバンクス校を除く

※募集時期:基本随時/留学時期:留学先の学年暦による

●サマースクール

韓国、台湾等の協定校で毎年夏休みに実施される短期のプログラムです。語学研修と文化体験がセットになったプログラムが主になります。

※募集時期:5~6月頃

●N.Y.短期語学研修

佐賀市と米国グレンフォールズ市の協定に基づき、本学と佐賀女子短期大学及びSUNYアディロンダック校で隔年毎に2~3週間の学生相互派遣を実施しています。本学が主催する年は留学生のホームステイ先となるボランティアも募集します。

※留学時期(派遣):2~3月頃(隔年)/募集時期(派遣):11~12月頃(隔年)

※留学時期(受入):5~6月頃(隔年)

●オーストラリア語学研修

このプログラムの主な目的は英語圏での英語集中学習です。インプット・アウトプット(学んで実践)学習プログラムによって、2週間の短期留学でも英語でのコミュニケーション能力向上が期待できます。また、ホームステイ、現地学生・インターナショナル学生との交流や世界遺産での観光によってグローバルな意識を高めます。

※募集時期:4~5月頃

●日本文化研修

夏休みを利用して主に協定校の留学生向けに本学で実施される短期研修です。日本語クラスの他に、和食調理体験、キャンプ体験そして県内外の観光を通じて本学の学生との交流を深めます。

10 課外活動

本学ではクラブと同好会などの課外活動があります。クラブと同好会などで一緒に活動した仲間は一生涯の友人となります。楽しい学生生活を送るためにもクラブなどへの参加をぜひおすすめします。



11 掲示並びに印刷物の配布

- 1) 学内掲示板に掲示をしたい場合は、必ず事前にその文章の責任者の氏名を記載した原文を添えて、学生支援課を通じ、学生支援部副部長の許可を得てください。
- 2) 学生用掲示板と特に指定された場所以外の場所には掲示してはいけません。
- 3) 学内の秩序を乱したり、誰が見ても不適切と考えられるような内容の掲示はしてはいけません。
- 4) 学内において、学生がビラ印刷物やその他品物の配布または販売をしようとするときは、事前にその印刷物、品物など現物を添えて、学生支援課を通じ、学生支援部副部長の許可を得てください。
- 5) 署名運動、研究、調査などその他学外活動を行う場合にも、上記と同じ事前許可の手続きを取ってください。
- 6) 金銭授受を伴うような行為については、責任者は学生支援課を通じ、学生支援部副部長を経て学長に届け出て、その結果を報告しなければなりません。
- 7) 学生が当然するべきではないと考えられる行為には、学長はその中止を命ずることができます。

12 団体・サークルの結成及び集会

- 1) 学内において、学友会で認められる各サークル以外の団体を結成しようとする場合、そのサークル顧問の先生を決め、所定の文書により責任者は学生支援課を経て学長の許可を得なければなりません。
- 2) 学内の団体が、学外の団体または集会行進などに参加しようとする場合も同じ手続きを取ってください。
- 3) 団体役員名簿は、役員が更新されるたびに学生支援課に毎回届け出てください。届出のない団体は解散したものとみなします。
- 4) 学生または学内諸団体が、学外からの指導者、後援者を招いて集会・行事や講演会などを開催したい場合、その都度期日の7日前までに、責任者が学生支援課を通じて学長の許可を得なければなりません。
- 5) 学生または学内諸団体が、次のような集会をしようとする時には、集会責任者がその期日の3日前までに総務課を通じて学長の許可を得なければなりません。
 - ア) 授業あるいは、本学の行事に悪い影響を与えることが考えられる場合
 - イ) 学外の人を含む会合を行う場合
 - ウ) 学生大会など
- 6) 学生が集会のために本学の施設を使用する時は、責任者は使用する2日前までに総務課または、学生支援課を通じて学長の許可を得なければなりません。
- 7) 認められた学生の団体が、その目的のために通常使用している場所で集会をする場合は、許可の申請を必要としません。
- 8) 学生の団体が、本学の規則に反して、あるいは本学の秩序を乱すような行為をした場合は、解散または活動の制限を命ずることがあります。

13 懲戒

本学が定める規則や規程、または学生の本分に反する行為を行った場合、「学生の懲戒に関する規程(→p.134)」に基づき、停学や退学などの処分を下されることとなります。

本学の学生であるという自覚と誇りを持ち、学生生活を送るようにしてください。

01

学生生活について

02

03

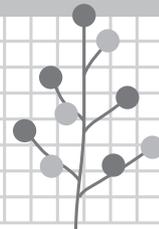
04

05

GUIDE 2

学内施設・設備の利用

学内には充実した学生生活を送るための施設や設備が整っています。



01 各施設の利用について

1 学生ホール(1号館1階・6号館1階) 学生ラウンジ(3号館1階) カフェ・レストランピナス(2号館)

学生のみなさんが談笑したりくつろいだりできる場所が学生ホール・学生ラウンジ・カフェレストランピナスです。授業の合間や昼休みなどにぜひ利用してください。自動販売機も設置されています。

- 使用時間／平日 1号館1階・第1学生ホール 8:50~19:50
6号館1階・第2学生ホール 8:50~19:50
3号館1階・学生ラウンジ 8:50~19:50

◎売店<NUマート>(6号館1階学生ホール内)

学生ホール内に学用品や日用雑貨など買うことができる売店をもうけています。

- 営業時間／平日 8:30~17:00

◎食堂<カフェ・レストラン ピナス>

- 営業日／授業が開講される期間の月曜日~金曜日
- 営業時間／11:30~14:00 (オーダーストップ13:30)
- 支払方法／自動券売機

※利用に当たって心がけること

- 事前の席取りをしない(他人への配慮)
- 消しゴムのカスやゴミを放置しない(不衛生)
- テーブルの上に物を載せない(不衛生)
- 施設・備品は大切に使うこと
- 私物を置きっ放しにしない

2 学生チャレンジショップつむぎ(カフェ・レストランピナス2階)

学生企画によるショップ販売施設です。このショップでは、グループごとにテーマを決定し、販売体験等の学習を行います。

3 ラーニング・コモンズ スペース(6号館1階学生ホール内)

PCを持ち込んでの自習やグループ学習、ディスカッション等、幅広く活用して下さい。

4 体育施設

正規の授業以外で下記の施設を利用する場合は、事前に学生支援課に届け出て許可を得るようにしてください。

- 1) 体育館・トレーニングルーム
- 2) テニスコート・グラウンド

02 図書館(3号館2階)

佐賀キャンパス図書館は、西九州大学との共用図書館で、栄養・福祉・文化・観光・保育・教育・心理に関する専門書から一般書に至るまで、幅広い分野の資料が揃っています。ほかにも、ビデオ、DVDが視聴できるAVコーナーや、学内LAN/パソコン・ノートパソコンを完備しています。また、グループ学習室を完備し、授業はもちろん、打合せなどで利用することができます。神埼・小城キャンパスの図書館も同様に利用できますので、皆さんの学習・研究に活用してください。

● 利用上の注意

- ・学生証を携帯して入館してください。・資料は大切に扱ってください。・館内では静粛にしてください。
- ・館内での飲食は禁止です。・貴重品は各自管理してください。
- ・携帯電話の使用は禁止しています。・携帯電話、パソコンの充電は禁止しています。

● 開館時間と閉館・休館(神埼本館・分室、佐賀、小城キャンパス共通)

期間	曜日	時間	備考
授業期間 (集中・補講・追再試験等を除く)	月～金曜日	8:30～21:00	
	土曜日	9:30～16:30	第2・4土曜日のみ ただし、分室は閉館
休業期間等 (授業期間以外)	月～金曜日	8:50～17:30	
	土曜日	9:30～16:30	第2・4土曜日のみ ただし、分室は閉館
閉館・休館日	・日曜・祝日 ・第2・4以外の土曜日 ・年末年始(12月28日～1月4日) ・夏季休業中の8月13日～22日まで ・3月第4木・金・土曜日		大学行事・図書館業務等による臨時の休館、および開館時間の変更がある場合は、その都度図書館入口に掲示し、図書館ホームページにも掲載します。

● 貸出・返却

【貸出】 図書、雑誌を借りることができます。

	貸出冊数	貸出期間	貸出延長
1年次生	5冊以内	7日以内	貸出中の資料を引き続き借りたい場合、予約がなければ2回まで貸出期間を延長することができます。学生証と延長したい資料を持って、カウンターで手続きしてください。
2年次生	7冊以内	14日以内	

- ※神埼・小城キャンパスの図書、雑誌も同様に借りることができます。
- ※春・夏・冬季休業及び学外実習の際は、その期間に前後5日間を加えた期間を貸出期間とすることができます。実習の際は申し出て下さい。
- ※参考図書や雑誌の最新号など、一部貸出ができない資料があります。その資料を借りるときは、一夜貸出(16:30～翌朝9:30)の制度で貸出を受けることができます。
- ※視聴覚資料(CD・DVD等)は、貸出できません。館内で手続きし、視聴してください。

【返却】

- 期限内に必ず返却しましょう。返却の際は、借りた資料のみをカウンターに返却してください。
- 神埼・小城キャンパスで借りた資料も佐賀キャンパスで返却することができます。
- 閉館時にはブックポストに返却ください。

● インターネットサービス

館内では10台の学内LAN端末と、5台のノートパソコンでインターネットが利用できます。利用の際はカウンターで学生証を提示し、利用申し込みを行ってください。

● レファレンスサービス

利用するにあたり、わからないことがあれば図書館スタッフにお尋ねください。皆さんが快適に利用できるよう、お手伝いいたします。

01

学生生活ガイド

02

03

04

05

03 健康福祉・生涯学習センター

本学には、お年寄りを中心とした地域の方々が集い、健康づくりや生涯学習を行う、健康福祉・生涯学習センターがあります。学生が地域の方々とのコミュニケーションを通じて、福祉の大切さを学びます。

04 西九州大学グループ健康支援センター

西九州大学グループ健康支援センターでは、長年培ってきた健康・栄養・医療・福祉・教育に関する教育研究資源・人的資源を基盤とし、地域における多様な連携のもと、健康に毎日を送る人々のみならず、障がい、生活習慣病などで日常生活に何らかの支援を必要とする人々も含んだすべての地域の皆様を対象としたユニバーサルサポートを提供します。

05 学生寮

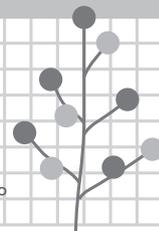
本学では、親元を離れて入学する学生のみなさんのために、「あすなる寮」を用意しています。寮には寮監を置き、寮母が常勤しており、人の出入りなども管理しているので安心して生活ができます。

CHECK! 学生寮についてはP.132学生寮規則を参照

GUIDE 3

将来に関する事項

短期大学での就職活動は早めの行動が大切。今のうちから卒業後の進路について考えていこう。



01 就職

1 就職活動を有利に展開するための基本的対策

1) できるだけ早くから取り組み、進路の方向づけをしましょう。

みなさんは、4年制大学の学生と異なり、たった2年間の準備で就職を決めなければなりません。就職はこれからの人生を左右する重大な問題です。「就職は先のこと。今から考えるのは早すぎる」「大学で世話してもらえらるだろう」「その時期になれば何とかできるだろう」といった甘い考えでは、決して良い結果は得られません。

「就職」について関心を持ち、家族や担任とよく話し合い、できるだけ早期(遅くとも1年後期まで)に進路の方向を決定しよう。先送りしても状況は悪化するばかりだ。

2) 就職に有利な人柄を作りましょう。(資格だけではダメ。資質の時代)

求人側は、社会人としてのマナーをしっかりと身に付けた、労働意欲の高い人を求めています。このことは、すべての雇用主に共通していることであり、人柄は非常に重視されています。したがって試験では、人柄を見極めるために「面接」に重点が置かれ、採否の最終決定は、面接試験で決まるといっても過言ではありません。社会人として「一緒に働くなら」、あるいは雇用主として「給料を払って働いてもらうなら」という視点から考えると、これは当たり前な要求です。

- 求人側が求めている人柄
 - 明朗な人
 - 意欲が高い人(一生懸命取り組む、積極的に行動する、常により良く改善しようとする、など)
 - 挨拶、言葉づかい、身だしなみ、などマナーにすぐれている人
 - 気くばりができる人



人柄を磨くことは、毎日の生活のなかで心がけることで、レベルアップできることばかり。一夜漬けでは決して身につかない。自分自身を素晴らしい人に作り上げる努力を。

3) 成績も重要です。(普段の努力の成果が成績に表れます)

どんな求人でも成績証明書の提出があります。単位を取って資格を取得するだけでなく、より良い成績で単位を取得することも就職への取り組みとして重要です。

成績は「悪い」より「良い」に越したことはない。「C」より「B」、「B」より「A」、「A」より「S」という気持ちで頑張ろう。

4) 普段からパソコンを使いましょう。(どんな職場でも必要です)

ほとんどの職場において、文書作成・表計算はもちろん、Eメールのやり取りやホームページ閲覧などをスムーズに行うことはできて当たり前となっています。「できません」「わかりません」では済みません。

わからないことがあれば、情報関連の先生や担任などに質問し、少しでも技能の向上に努めよう。

01

就職活動の準備

02

03

04

05

2 就職の相談・指導・^{あっせん}斡旋について

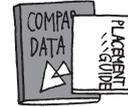
学生支援課は、就職に関する相談、指導、斡旋(求人の仲介)を担当しています。わからないことがあれば、どんなことでも気軽に相談してください。

●就職資料

求人先の資料、卒業生の就職状況に関する資料、過去の求人票、就職試験に関するいろいろな参考書など、いつでも閲覧できるように準備しています。

●進路ガイダンス

進路状況や心構えなどについての指導や、外部講師による就職対策などを実施しています。必ず参加してください。



◆主な進路支援の年間スケジュール

月	学年	1 年 次 生	2 年 次 生
4		進路ガイダンス、自己分析(キャリア・マップ)	進路ガイダンス、進路希望調査、個別面談(～6月)
5		自己紹介状の提出、4年制大学編入学説明会	4年制大学編入学説明会、編入学試験対策
6		自己分析(キャリア・マップ)フォロー講座	履歴書指導、進路ガイダンス
7～8		進路ガイダンス	進路ガイダンス
9～10		進路希望調査	進路希望調査、編入学試験対策
11～12		進路事前調査、進路ガイダンス	活動状況調査
1～2		就職ガイダンス、履歴書指導	個別指導(進路未定者)
3		合同就職説明会ツアー	進路最終確認

※就職や進路についての個別相談は、1年生、2年生を問わず、担任(チューター)ならびに学生支援課でいつでも応じています。

3 就職対策講座

みなさんの就職活動をサポートするため、本学では「就職対策」の講座を設けています。各学科の教員が就職全般にわたって指導しており、一般教養・専門教養・マナー講座・面接指導・卒業生を招いての講話・外部講師による講演会などを実施しています。大変有意義な講座ですから、ぜひとも受講してください。また、各学科において、学科独自の就職指導も行われています。

4 学生支援課及びリクルートブース

学生支援課及びリクルートブースは5号館1Fにあり、下記の資料とパソコンを設置していますので、気軽に来室してください。

CHECK! 学生支援課についてはP.151 学内配置図を参照

1) 資料

- ・求人票(本年度分及び過年度分)
- ・求人企業のパンフレット(県内及び県外)
- ・会社総覧や会社年鑑等、会社の内容を調べるための書籍
- ・編入学大学のパンフレット、各大学及び専門学校等のパンフレット
- ・各種問題集(公務員、一般常識、適性検査、作文、面接)
- ・その他、就職や進学に関する資料

2) パソコン

学生のための「就職活動用パソコン」を5台を配備しています。(ノート型2台、タブレット型3台)学生求人サイトへの登録やホームページ閲覧、志望する進路の情報収集など、大いに活用してください。

「西九州大学短期大学部学生ポータルサイト」について

西九州大学短期大学部には短期大学からの各種お知らせや集約した学生専用WEBサイトポータルサイトがあります。このサイトは短期大学からはもちろん、ご家庭のPCやスマートフォン、携帯（一部機能のみ）でもご利用になれます。休講・補講情報はもちろん、天候や公共交通機関等の不具合による臨時休校など様々な情報を得ることができます。

求人情報も、ポータルサイトに掲載しています。

IDとパスワードを入力することで、学生一人一人にカスタマイズされた画面となります。そこには、履修登録後の時間割も表示されます。ポータルサイトで得られる大学からの情報を有効にご利用ください。

IDとパスワードがわからない学生は、学生支援課まできてください。

5 求人動向を知る

● 栄養士

福祉施設、病院、学校などで「人の健康を食生活の面から維持、管理、増進するため栄養の指導を行う職業」ということができます。近年、給食事業の業者委託がすすんでおり、独自に採用する施設や事業所等が減少していることから、こうした委託給食会社への就職も視野に入れておく必要があります。また、栄養士の求人は給料等の待遇や通勤距離などを十分検討した上で、早めに就職活動を始めましょう。

● 介護福祉士

超少子高齢社会の日本において、介護福祉士の仕事は、社会を支える大変重要な仕事となっています。その高齢者を支援する就職先としては、特別養護老人ホームや介護保健施設、グループホーム、デイケア、訪問介護、訪問入浴、有料老人ホーム等、また障害者支援の施設でも、障害者支援施設、就労支援施設、放課後デイサービス等多くの選択肢があり、県内外から多くの求人が来ます。その中から、またはそれ以外からも本人の興味関心、働き方、待遇面の希望により何回も検討しながら、本人にとって働きやすい就職先を決定しています。留学生においては、就学初期に就職先を決めることが多くみられます。

● 幼稚園教諭、保育士

少子化の影響もあり、各園が「選ばれる園」になるための様々な取り組みやサービスを行っています。これらに対応するための学習意欲や柔軟性、適切な判断力など、より高い資質が保育者に求められています。採用試験では面接試験の他に、一般常識や作文といった筆記試験、ピアノなどの実技試験だけでなく、実習(1~3日)などを課す園も増加しており、より良い人柄作りをベースとして、専門分野での能力を高めておくことは重要です。特にピアノなどの実技面のレベルアップは必要です。

また、保育士の有資格者については、児童福祉施設(児童養護施設・乳児院・障害児入所施設)へも就職することができます。

● 一般企業

一般企業は上記の専門職よりも採用時期が早く、1年後期からの企業分析や就職活動が重要です。最近では、求人票を送付するのではなく、自社のホームページや求人サイトなどからエントリーしなければ受験できない企業や、会社説明会などへの参加が必須の企業も多く、より早期からの分析・選定・活動が必要です。本学では、販売職や営業職などの求人が増加しており、一般常識などの学力はもとより、本人の資質や人柄が重要視されています。面接試験では、個人面接だけでなく集団面接やグループ討論を取り入れている企業も増え、コミュニケーション能力や思考力などについても評価されているようです。



01

学生生活について

02

03

04

05

6 より良い就職斡旋のために

本学では、学生のみなさんが、それぞれの志望と個性に応じて、適切な職業に就くことができるよう様々な指導を行っています。そこで、学生のみなさんは、本学での就職の斡旋や進路指導を受けるため、「自己紹介状」や「進路希望調査票」などを期日までに必ず提出し、学生支援課へ「登録手続き」をしなければなりません。さらに、各種進路ガイダンスにも必ず出席し、「知らなかった」「聞いていなかった」ということがないようにしてください。また、本学からの就職斡旋を希望する学生は、次の「就職斡旋要項」を必ず守らなければなりません。

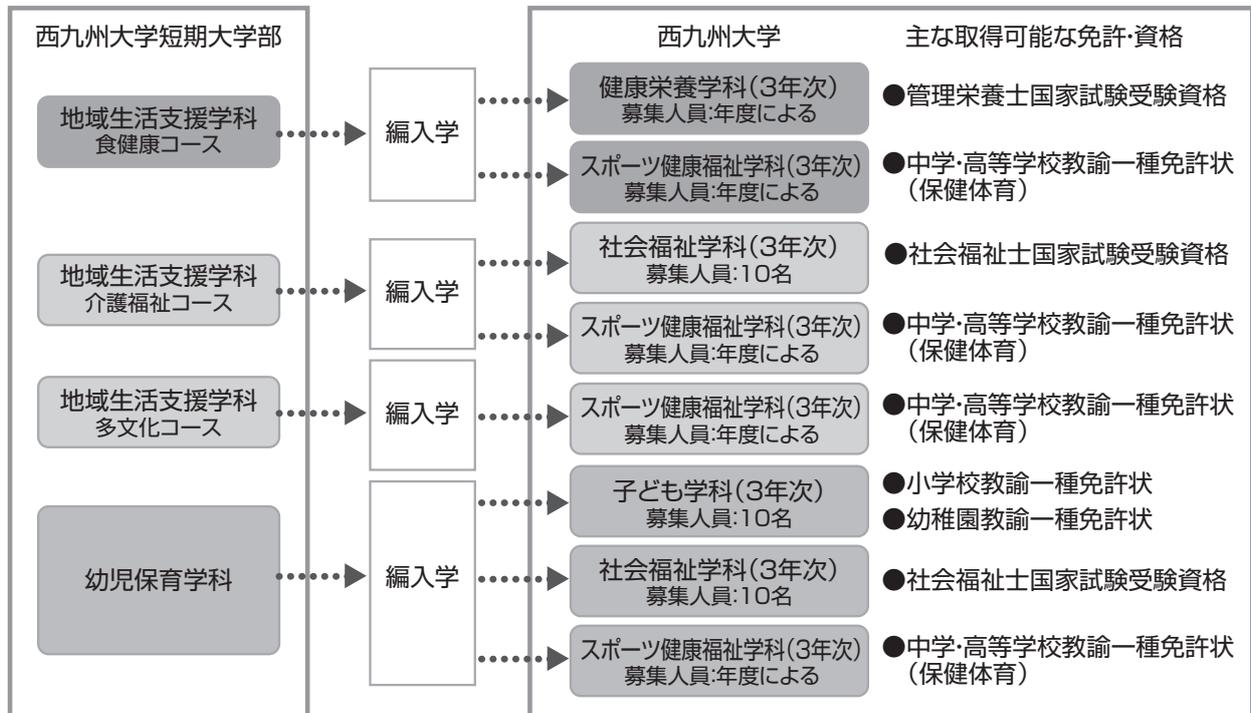
【就職斡旋要項】

- ①本学で斡旋する求人については、「受験申し込み」から「内定報告書の提出」まで、所定の手続きを踏まなければいけません。手続きを踏まない学生については、斡旋を受けることができません。
- ②1回に斡旋する事業所数は、原則として1事業所とします。ただし、時期や地域、職種などの事情により2事業所とする場合もあります。
- ③斡旋した事業所の不採用が確認されるまで、次の事業所は斡旋しません。
- ④「推薦状」については、本学学生として一定の要件を備えている学生にのみ発行します。「推薦状」が必要な場合は、必ず学生支援課に申し出てください。
- ⑤「推薦状」を提出した事業所から採用内定の通知を受けた学生は、その事業所に就職しなければなりません。
- ⑥先決優先の原則に従い、最初の内定先に就職しなければなりません。また、出願中の事業所があれば、すぐに辞退の連絡をしなければなりません。
- ⑦採用が内定した場合、本人はすぐに「担任」および「学生支援課」の両方に届け出なければなりません。

02 進学・編入学・ダブルスクール

永原学園は西九州大学、西九州大学大学院、西九州大学短期大学部、西九州大学附属三光幼稚園、西九州大学附属三光保育園、西九州大学佐賀調理製菓専門学校からなる学校法人です。進学・編入学・ダブルスクールといった多彩な進路と学習の機会の選択に有利な条件を整えています。

◆永原学園内推薦編入学・進学ルート



その他、過去の編入先

- 佐賀大学 農学部 ○中村学園大学 栄養科学部
- 九州栄養福祉大学 食物栄養学部 ○西南学院大学 人間科学部
- 久留米大学 文学部 ○長崎総合科学大学 人間環境学部
- 鹿児島国際大学 福祉社会学部 など

1 編入学

◆西九州大学への編入学

本学を卒業した後の進路として、西九州大学の3年次に編入学することができます。「入学金の免除」や「推薦試験による受験」といった併設校としてのメリットを生かして、勉学を深めながら、さらなる資格取得をめざすことができます。取得可能な主な資格は、以下のとおりです。なお、これまでに取得した資格や単位の状況等により異なる場合もありますので、編入学の詳細については、学生支援課へ問い合わせてください。

西九州大学 短期大学部 学科(コース)	西九州大学		
	編入学可能学科	募集人員	主な取得可能資格 (資格・単位の取得状況等により異なる場合があります)
地域生活支援学科 (食健康コース)	健康栄養学科	年度による(要確認)	・管理栄養士国家試験受験資格
	スポーツ健康福祉学科	年度による(要確認)	※学生支援課へご相談ください
地域生活支援学科 (介護福祉コース)	社会福祉学科	10人	・社会福祉士国家試験受験資格
	スポーツ健康福祉学科	年度による(要確認)	※学生支援課へご相談ください
地域生活支援学科 (多文化コース)	スポーツ健康福祉学科	年度による(要確認)	※学生支援課へご相談ください
幼児保育学科	社会福祉学科	10人	・社会福祉士国家試験受験資格
	スポーツ健康福祉学科	年度による(要確認)	※学生支援課へご相談ください
	子ども学科	10人	・小学校教諭一種免許状 ・幼稚園教諭一種免許状 ※学生支援課へご相談ください

※社会福祉学科 全体で10人、子ども学科 全体で10人

※地域生活支援学科からも「社会福祉学科」、「子ども学科」への編入学は可能ですが、二年間で取得可能な資格に制限があります。希望する方は、早期に学生支援課へご相談ください。

◆西九州大学以外の大学への編入学

全国の国公立・私立大学の様々な学部からの編入学案内・要項が学生支援課に送付されてきていますので、希望者は学生支援課に問い合わせてください。また、本学を指定校として推薦を依頼する大学(久留米大学等)もありますので、詳細は学生支援課へ問い合わせてください。

2 ダブルスクール

本学の地域生活支援学科に通いながら「西九州大学佐賀調理製菓専門学校」で学ぶことにより、卒業と同時に本学の資格と合わせて「介護食士3級」や「介護食士2級」、「カフェクリエイター3級」の資格を取得することができます。短期間で多くの資格が取得できます。

種類	期間	選び方
介護食士3・2級 ^{※1}	72時間(13日間)	○どれか1つでも取得できます
カフェクリエイター3級 ^{※2}	25時間(6日間)	

※1 介護食士(全国調理職業訓練協会認定)とは

高齢者や障がい者を対象に健康を害した人たちの食事ケアとして、かみ砕いたり飲み込んだりすることが困難な人に対する食事のあり方を研究し、口からおいしく、食べやすい食事によって健康増進をはかることを目的とした専門職です。

※2 カフェクリエイター(全国調理職業訓練協会認定)とは

カフェ&スイーツ・フードのお店を出すために必要な技術とお店経営のための知識を習得する資格です。

3 進学(西九州大学佐賀調理製菓専門学校)

本学卒業後、西九州大学佐賀調理製菓専門学校に入学することもできます。入学時納入金の優遇特典があり、1年間学ぶことで「調理師免許」または、「製菓衛生師の受験資格」を得ることができます。

GUIDE 4

諸証明書の発行及び手続き

本学における様々な証明の手続き方法をご紹介します。

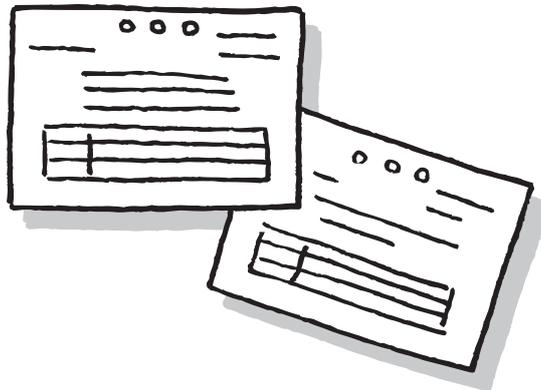
01 学生証

- 1) 学生証を紛失・破損・汚損した時にはすぐに学生支援課に届け出て再交付をうけてください。(再交付手数料1500円)※再交付については、数日かかります。
- 2) 卒業・退学等によって学籍を離れるときは、すぐにこれを返還しなければなりません。
- 3) 学生証は必要な場合すぐ提示できるようないつも携帯し、紛失等によって他人に悪用されることのないよう取り扱いには十分配慮してください。



02 学校学生生徒旅客運賃割引証(学割証)

学生が帰省または実習等で旅客鉄道会社の交通機関を、片道100kmを超えて利用する場合に、旅客運賃割引証(学割証)の交付を受けることができます。



! 卒業後の諸証明交付手続き

卒業後における諸証明書の発行は、取扱窓口へ申し込めば一週間後に受け取れます。「卒業日・卒業学科・学籍番号・住所・氏名・生年月日・必要とする証明書名・必要枚数」記入後(様式自由)、郵送費(切手)と手数料(郵便小為替)を添えて郵便にて申し込みください。HPにも掲載されています。(電話による申し込みは受け付けていません。)

03 諸手続、問い合わせ、相談などの窓口一覧

事務局窓口 平日8時50分～17時50分

	手続項目	取扱窓口	手続方法
納入金	学納金など	総務課	授業料、施設設備費、教育充実費、課程費等一切の納入金については総務課で収納します。学費納入の方法は本学が指定する日に口座から引落します。総務課窓口での現金による受取りはできません。
	納入期限について	総務課	授業料の納入期限については、前期分は5月31日、後期分は11月30日と定められており、その他の納入金について臨時に徴収する分についてもすべて期日までに完納してください。 特別の事情で延納または分納を希望する者は文書により学長に願い出て(納入規定第3条)事前に承認を得てください。
証明書発行	学業成績証明書	教務課 (緑色の用紙)	<ol style="list-style-type: none"> 受付窓口にある各色の「証明書交付願」に必要とする申込み数等を記入し、証明手数料(学生証再交付1500円、その他は各200円)分の証紙を券売機で購入して、「証明書交付願」に貼付、各担当課へ提出してください。 なお、通学の学割証明書は、手数料は不要です。 交付は願い出の3日後になるので早目に申し込んでください。 ※学生証再交付については、翌日交付となります。 授業料等未納の場合は証明等の発行ができません。
	卒業・修了(見込)証明書		
	資格取得(見込)証明書		
	在学証明書	学生支援課 (白色の用紙)	
	学生証再交付		
	通学・学割証明書		
	健康診断証明書		
推薦書			
人物調書			
受講手続	履修届	教務課	学生ポータルサイト上で必要事項を入力し履修登録を行う。 受講科目の未登録は、単位を修得することができませんので、特に注意が必要です。
	個人時間割表(履修確認)		確認期間内に学生ポータルサイト上で登録した個人時間割表を確認し、追加・変更が必要な場合は指定期日までに個人時間割表に加筆修正し教務課へ提出すること。
諸願・届の手続	欠席届	教務課	1週間以上の病欠の場合欠席の以前または以後3日以内に医師の診断書を添付して届け出ること。
	公欠願	教務課	欠席する3日前迄に関係者の押印を受け、証明する関係書類を添付の上願い出ること。 (感染症等による出席停止・忌引による欠席については出校後3日以内に届け出ること。)
	休学願	担任 ↓ 教務課	疾病等により2ヶ月以上修学ができないときには担任に申し出ること。 病気の場合は医師の診断書を、その他やむを得ない理由の場合は事由書を添付すること。
	復学願	担任 ↓ 教務課	担任に申し出ること。病気の場合は医師の診断書を、その他の理由の場合は事由書を添付すること。
	退学願	担任 ↓ 教務課	担任に申し出ること。
	入寮願 車・バイク通学願	学生支援課 学生支援課	
課外活動	団体結成・集会行事	学生支援課	学生支援部副部長の許可を受けてください。
	印刷物掲示・配布	学生支援課	学生支援部副部長の許可を受けてください。
	クラブ・学友会活動の相談	学生支援課	学友会総務委員長(学生支援部副部長)および学生総務委員長が相談を受けます。
	奨学金を受けたい時	学生支援課	永原学園・日本学生支援機構・地方公共団体奨学金等
その他	交通事故	学生支援課・担任	学内外で交通事故を起こした時、または事故にあった時にはすぐに電話してください。
	急病・悩み事	担任	急病、ケガ・体のこと→保健室心の悩み相談→学生相談室 ハラスメントに関する悩み相談→ハラスメント相談窓口
	紛失・取得をした時	学生支援課	学生支援課に届け出てください。

01

学生生活について

02

03

04

05

memo

A large area with horizontal dashed lines for writing a memo.



Nishikyushu University
Junior College Campus Life
Learning Programs

02

履修について

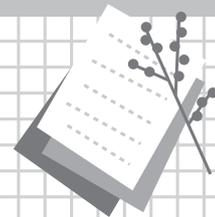
- GUIDE 1** 履修関係 36
- GUIDE 2** 地域生活支援学科の履修手引き 49
- 食健康コースの履修ガイド 56
 - 介護福祉コースの履修ガイド 61
 - 多文化コースの履修ガイド 66
- GUIDE 3** 幼児保育学科の履修手引き 72
- GUIDE 4** 学修の手引き 80



GUIDE 1

履修関係

卒業までにクリアする内容がたくさんあります。心して勉学に励みましょう。



01 教育課程

学生のみなさんは、所属する学科のカリキュラムポリシー(教育課程方針)に基づく教育課程表から、卒業要件と資格などの選択に合わせて授業科目を履修登録し、授業科目の単位を修得していきます。

1 教育課程

- 1) 本学では、大学全体の学位授与方針を満たすための学修到達目標と、それぞれの教育課程でディプロマポリシー(学位授与方針)を満たすための学修到達目標が設定されています。学生のみなさんは、修学期間全体を通して、この2つの到達目標を指標に学修していきます。
- 2) 本学全体のディプロマポリシーと学修到達目標、カリキュラムポリシー、そして各学科のディプロマポリシーとカリキュラムポリシーは、学生便覧の冒頭にそれぞれ記載されています。所属する学科の教育課程表と学修到達目標は、各学科の履修手引きの頁に記載されています。
- 3) 各学科の教育課程に示される学修到達目標には、**学科共通の到達目標(【共通】汎用的能力要素)**と、**各学科専門の到達目標(【各学科】専門的能力要素)**があります。
学修到達目標は、それぞれの授業科目の履修だけでなく、修学期間全体を通じた学修成果の指標として必要となりますので、十分に理解してください。

2 教育課程の構成

教育課程表は、それぞれの学科の到達目標を達成するために必要とする科目のセットが示されます。各学科の教育課程表には、共通教育科目群と専門教育科目群の2つに分かれています。

3 授業科目の構成

各分野の科目は、卒業や資格などを取得するために必要な必修科目と選択必修科目および授業科目群から選択する選択科目に分けられます。

02 履修科目の登録と認定

1 履修科目の確認

- 1) 科目の履修登録の際に学期の時間割表が提示されます。この時間割表と、「02履修について」に記載されている各学科の「教育課程表」、そして「03免許・資格について」に記載されている「資格取得の要件」に基づいて選択決定し、学期の最初に提出します。詳しくは「②履修の手続き」を読んでください。
- 2) 履修する科目については、次の3つの資料から理解を図り、学修の準備に役立ててください。

“科目系統図”： 受ける科目の分野、他の科目とのつながり、ディプロマポリシー項目との関連性などを把握するのに役立ててください。

“科目ナンバリング”： 受ける科目の分野や学修レベルなどの把握や整理に役立ててください。科目ナンバリングは、教育課程表とシラバスの中に次の書式で記載されています。



2文字	1文字	1ケタ	2ケタ
共通教育/専門分野	科目の分野	学修レベル	科目番号
GE：共通教育科目	A～	1～4	01～99
LF：地域生活支援学科 (食健康コース)	共通教育科目、 各専門分野の 中で設定され ています。	1：基礎	各分野の学修 レベルごとに 番号がふられ ています。
LW：地域生活支援学科 (介護福祉コース)		2：中級	
LC：地域生活支援学科 (多文化コース)		3：上級	
EC：幼児保育学科		4：総合	

例：GE_A1_01 これはシラバスでの記載例です。一般教育科目A分野の学修レベル1の科目01番の科目であることを示します。

科目ナンバリングの表から「あすなろう」科目であることを意味します。

※学修レベルはカリキュラムのなかで設定されたものであり、他と比較されるものではありません。

“シラバス”：科目の授業計画が記載されています。シラバスは、事前に本学ホームページ(https://www.nisiky-u.ac.jp/junior_college/)または学生ポータルサイト(<https://asunaro.nisiky-u.ac.jp/portal/>)から閲覧してください。シラバスには、授業の概要及びねらい、授業の到達目標、学習方法などが記載されています。到達目標(「01教育課程」に説明しています)は、授業で学修する要素の比率を表しています。各週の計画には、キーワードのほか、予習・復習の内容などが示されていますので、学修に役立ててください。授業のなかでシラバスを利用することもありますので、必要に応じて各自でコピーするなどして利用してください。

2 履修の手続き

1) 履修する科目の申請について

履修する科目は、入学年度の教育課程表に従って選択決定し、学期の最初にまとめて教務課に申告をしてください。学生のみなさんが履修する必要がある授業科目は、学科オリエンテーションを聞いたり、チューターと相談しながら自分で選択・決定し、みなさん自身が責任を持って、指定された期日までに登録の手続きをしなければなりません。

各学期の始めまでに、その期の時間割表が発表されます。このハンドブックに記載されている教育課程表とコースの資格取得開設を参照しながら、自分の目指す将来の職業や進路には、どの科目を履修しなければならないかをよく考えてください。

特に1年次生は、各授業科目ごとの詳細な授業計画(シラバス)や各種資格や免許などの内容で分からないことがあったら、遠慮なく教職員や身近な先輩に聞くようにしてください。授業科目の展開される状況を正確に把握した上で、余裕を持って単位が取れるよう考えて履修登録するようにしてください。

また2年次生は、卒業要件と資格や免許取得の各科目の単位数修得計画に間違いがないか確認し、卒業できない(あるいは延期)または考えていた資格が最後になって取得できないといった事態が起こらないようくれぐれも万全の注意を払ってください。

2) 履修登録をするにあたっての注意事項

- 入学時に配付されたキャンパスライフハンドブック(この冊子)の「学修到達目標と学修成果」・「科目系統図(入学年度のもの)」教育課程表(入学年度のもの)をもとに履修計画を立ててください。
- 1年次生は2年次生に対して配当された科目を履修することはできません。
- 学期最初に履修登録をした科目でなければ単位認定はできません。
- 履修登録をした科目は必ず履修しなければなりません。受講を放棄した場合は、成績表に「失格」と記載されます。
- 原則として1時限分の枠(1コマ)に履修登録できる科目は1科目です。
同一時間に異なる授業科目を2科目以上履修登録することはできません。
- 既に単位を修得した科目を、再度履修登録することはできません。
・履修登録の変更・追加は、確認期間内に教務課に申し出てください。
・授業科目の取り消しは、開講日から5日目までは本人の申し出により受け付けます。
取り消し期限以降の履修取消は一切受け付けません。ただし、集中講義科目等の受講前取り消しについては、受け付けます。
- 選択科目において、履修者が5名未満の場合は、開講されないことがあります。
- 最終の「個人時間割表」を確認することで履修義務が生じます。責任を持って、最後まで受講しなければなりません。
- 確定後(履修変更処理後)の科目の変更・追加・取消は許可できませんので、慎重に計画を立ててください。
※確実に履修の取消をおこなっていないとGPAの値に影響が出ます(GPAが低くなる)ので注意してください。
- 共通教育科目のようにすべての学科に共通で履修する授業については、質の高い教育を行う目的から、受講可能な人数を極端に超えた場合は受講者を制限することがあります。

3) 履修登録の方法

配付された時間割及びキャンパスライフハンドブックを参考に、あらかじめ個人の時間割表を作成してください。作成した時間割表を見ながらポータルサイト上で登録操作を行ってください。

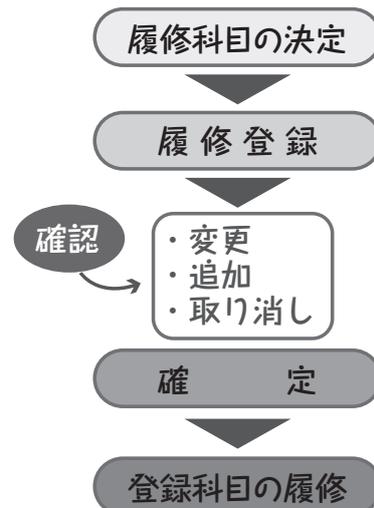
4) 再履修について

欠席が多くて成績評価ができず失格になった場合や、再試験で不合格になった場合は、次の年に再履修して単位を修得することになります。

- ・2年次生が1年次生の配当科目を履修(登録)することはできません。
- ・時間割構成上、再履修が不可能な場合は、すぐに担任の先生や教務課に相談してください。

5) 他学科科目の履修について

他学科の授業科目の受講を希望する場合は、その授業科目担当の先生に申し出て、その受講科目のある学科の学科長あるいは主任の許可を得たうえで履修できます。

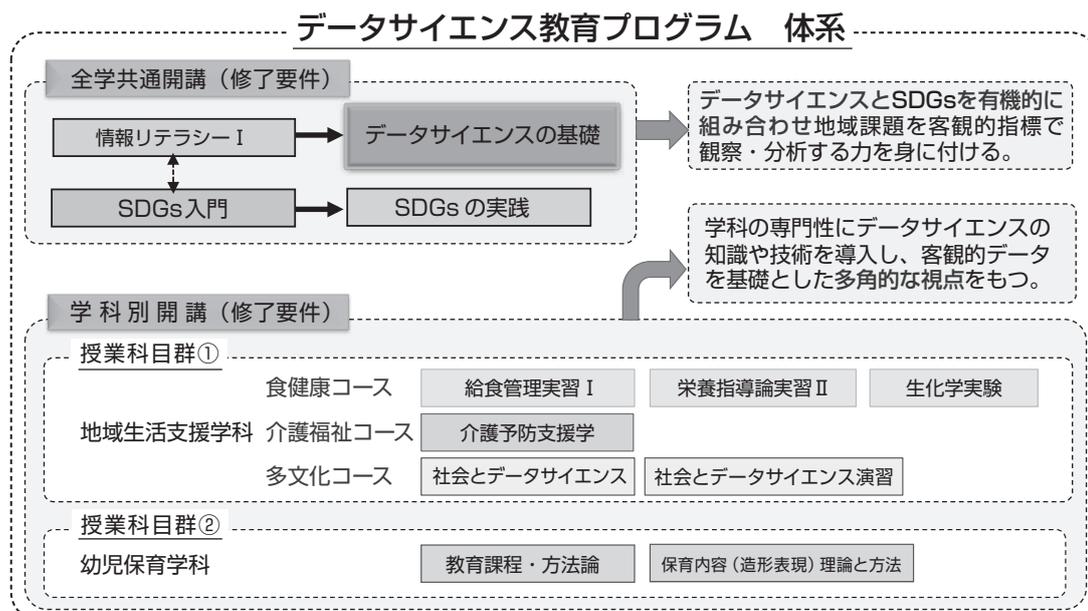


2 西九州大学短期大学部 教育プログラムについて

西九州大学短期大学部では、「データサイエンス教育プログラム」の実施を進めており、2021年度入学生から全学科において、数理・データサイエンス・AI教育プログラムをスタートさせています。

本学では、データを扱う基礎的な知識(リテラシーレベル)を身に付けることを目的に、2021年度入学生から、下記のように全学科でデータサイエンスに関係する科目を開講しています。1年時にPCの基本的な活用方法(情報リテラシーI)とデータを扱う基礎的な知識や各分野の活用例等(データサイエンスの基礎)を学びます。またそれらの科目と「SDGs関連科目」を有機的に組み合わせ、地域課題を客観的指標で観察・分析する力を身に付けます。情報リテラシーIやデータサイエンスの基礎をベースとして、各学科の専門分野におけるデータの活用方法を学び、より実践的な内容を深めていきます。これらの講義により、学科の専門性にデータサイエンスの知識や技術を導入し、客観的データを基礎とした多角的な視点を持つ人材の育成を目指します。

学生の皆さんには、これらの科目の履修を通して、数理・データサイエンス・AIに関わる基礎的なリテラシーをしっかりと身に付け、専門分野での学びに発展させることを期待します。



※本学の「データサイエンス(リテラシーレベル)教育プログラム」は、文部科学省令和4年度 数理・データサイエンス・AI教育プログラム(リテラシーレベル)に認定されています。認定要件を満たした学生に、学長名にて「データサイエンス(リテラシーレベル)教育プログラム」認定証が卒業時に授与されます。

3 大学コンソーシアム佐賀(佐賀大学・西九州大学・佐賀女子短期大学・九州龍谷短期大学・放送大学)の単位互換について

本学では大学コンソーシアム佐賀との単位互換を行っています。この制度は本学在学中に他大学で修得した単位を本学で修得した単位として認め、みなさんのより幅広い分野への学習のチャンスを支援し、その成果を評価するためのものです。

03 授業

1 授業時間

- 1) 本学は前期と後期の2学期制です。授業時間割は、各学期の始めに学科ごとに編成され配付されます。この中から自分の年次・コース・クラスに従って授業科目を選択して履修することになります。
- 2) ひとつの科目の授業は45分を1時間と計算し、毎週1回45分の授業を「週1時間」、毎週1回90分の授業を「週2時間」、毎週1回135分の授業を「週3時間」と表現します。授業は「週2時間」授業が多く、実習や実験は「週3時間」が基本となっています。
- 3) 授業は、前期または後期だけで修了する「半期科目」と、前期・後期にわたって行われる「通年科目」がありますので、時間割でよく確認しましょう。
- 4) 授業は通常週1回行われますが、1週間おきに行われる「隔週授業」があります。(時間割り表で **カ** と表示されている授業)
また、夏休みや春休みなどの休業期間中に、数日間連続で行われる授業(集中講義)があります。
- 5) 授業は、2期(前期・後期)を通じて月曜日から金曜日の5日間、1日5時限にわたって次の時間帯で行われます。

1時限	2時限	3時限	4時限	5時限
8:50~10:20	10:30~12:00	13:00~14:30	14:40~16:10	16:20~17:50

2 休講及び補講について

行事や教職員のスケジュールの関係、また台風(水害・風害)、雪害などの自然災害発生時に休講することがあります。またそのための補講が必ず行われます。

補講を受けないと欠席扱いになるので、注意してください。

いずれも学内掲示板や、ポータルサイトにより通知しますので、注意してください。

また自然災害などで公共交通機関が止まるような場合は、テレビやラジオなどで休講の通知をすることもあります。

補講は、授業計画を補完するものであり、個人の責任による欠席に対応するものではないことを十分に理解してください。



3 単位

- 1) 大学では一つの科目を所定の時間受講し、一定の成績評価をクリアしたときに単位が与えられます。各科目の単位数は学則第21条(別表第1)および学則第54条(別表第2、3)で定められています。単位は、卒業要件や資格などを判断する計算の基礎となる大切なものですから、単位数を各学科の教育課程表で十分に確認しておいてください。
- 2) 授業科目の単位の計算方法(学則23条)
各授業科目の単位数は、1単位の履修時間を教室内の授業および教室外の学習(主に自習活動)を合わせて45時間とし、次の基準で計算します。
 - ①講義科目は、15時間の授業をもって1単位とすることを標準とします。
 - ②演習科目は、30時間をもって1単位とすることを標準とします。ただし、授業の方法や内容によっては15時間の授業でも1単位とすることができることになっています。
 - ③実験や実習・実技科目は、45時間をもって1単位とすることを標準とします。

授業科目の種類	1週間の授業時間	1週間の自習時間	授業回数	総時間数	単 位
講 義	1 (45分)	2	15	45	1
演 習	2 (90分)	1	15	45	1
実験・実習実技	3 (135分)	0	15	45	1

4 授業の出欠席

- 1) 授業回数の3分の2以上出席していない科目は、受講したことになりません。課題などの成績評価を受けられないばかりか、最終評価試験の受験資格も認められません。再試験の受験なども認められませんので、次年度に再履修となります。病気やケガ、慶弔などの公欠以外は、どの授業にもきちんとして出席することが大原則です。
- 2) 授業には交通機関の事情でやむをえない場合を除いては遅刻しないでください。他の学生にも迷惑であり、先生に対しても失礼になります。尚、遅刻3回は、欠席1回と見なされます。授業開始30分までを遅刻と認め、30分を超えた場合は欠席となります。60分以上の授業参加で出席と見なされます。

5 授業評価アンケート

本学では、今後の教育改善に向けて学生のみなさんから授業評価をしてもらっています。学生ポータルサイトからアンケート調査のお知らせが送られてきます。個人の成績評価には一切関係ありませんので、履修した全ての科目について授業評価のアンケートに必ず回答して下さい。

04 学生ポータルサイトの利用

学生ポータルサイト(<https://asunaro.nisikyu-u.ac.jp/portal/>)では、次の主な機能があります。学生ポータルサイトのログインID・パスワードや利用については、クラスミーティング等でお知らせします。ポータルサイトは修学を支援するツールとして各自で活用するほか、授業や学科の指導等でも活用されます。

《お知らせ情報》

授業の休講・補講・教室変更のお知らせ、ボランティア活動募集のお知らせ、求人のお知らせ、授業担当者からの連絡や課題提出などがあります。

《ポートフォリオ》

- ・ 修学ポートフォリオ…修学日誌(週間)
- ・ キャリアポートフォリオ…自分史の作成と就職活動準備
- ・ 学修ポートフォリオ…課題レポートなどの提出
- ・ 総合ポートフォリオ…年度末報告書の作成
- ・ インターンシップ…インターンシップ日誌の作成

《NS²》…SNSコミュニティ

《出欠閲覧》…履修している授業の出欠を確認することができます。(公開される科目に限る。)

《あすなろうセンター》…体験活動の案内と応募、参加報告の提出

《キャリア》…求人検索と希望求人の条件検索

《セミナー・ガイダンス》…セミナーやガイダンスの参加募集案内と応募

05 試験・成績評価

1 受験資格

学生のみなさんが履修登録を行って受講した授業の成績を評価し、単位の認定を行うための課題提出や小試験および最終評価試験を受けられる資格が受験資格です。

次の事項に該当する学生は受験資格を失います。受験資格を失うと単位の修得ができません。

- ① 当該授業科目の出席回数が、授業回数の3分の2に満たない学生
- ② 学費滞納の学生(なお、学費納入延期・分納の許可を得ている者については、その限りではありません。)

2 試験について

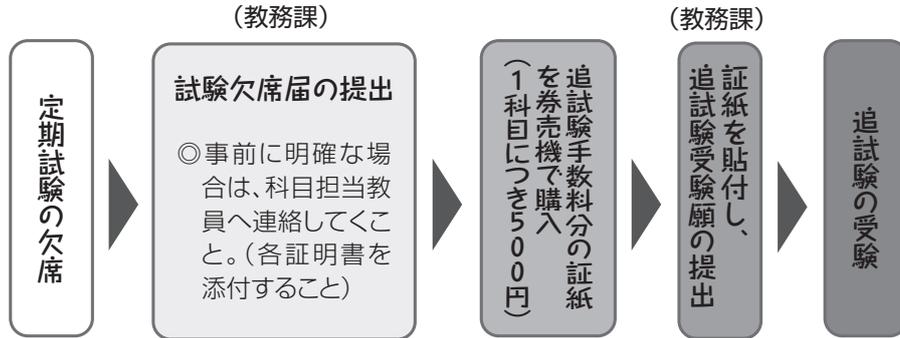
科目によっては、必ずしも筆記や実技の試験があるとは限りませんが、課題レポートや作品、また日頃の受講状況など、多くの評価方法を含めて「試験」と呼びます。

1) 最終評価試験

最終評価試験は、履修登録して受けた授業の単位を最終的に認定するための試験です。一般的には、その授業の最後に行われることが多く、実施時期はおおむね前期は7月下旬から8月上旬、後期は1月下旬ころになります。

2) 追試験

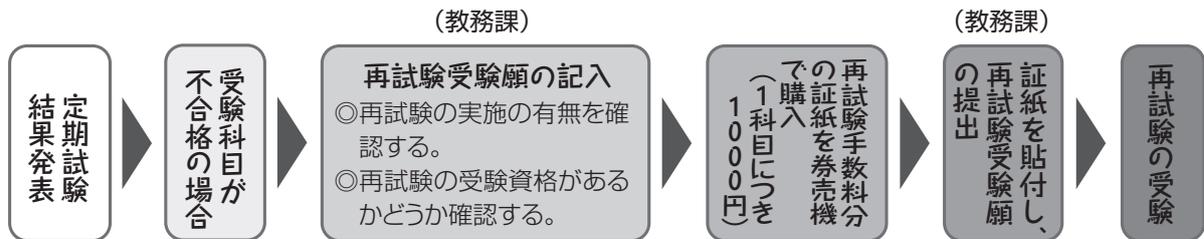
公欠等の正当な理由により最終評価試験を受験できなかった学生で、追試験を希望する学生は所定の手続きのうえ、受験してください。所定の手続きをせずに受験しても当該科目の単位は認定されません。手続きは以下のとおりです。



追試験の受験の際は、必ず受験票を持参してください。受験票は、追試験受験願を提出する際に控えとして渡します。

3) 再試験

最終評価試験の結果不合格となった場合でも、再試験を受けて単位認定へのチャンスを得ることができます。再試験を希望する学生は、いずれの試験方法の場合でも所定の手続きの上、受験することになります。所定の手続きをせずに受験しても当該科目の単位は認定されません。手続きは以下のとおりです。



再試験の受験の際は、必ず受験票を持参してください。受験票は、再試験受験願を提出する際に控えとして渡します。

4) 最終評価試験欠席者の取扱いについて

試験の欠席者については、原則として、受験の上不合格となった者と同等とみなします。ただし、欠席が公的に証明できる文書*により正当な理由によるものと証明される場合や公欠と認められる場合は、追試験を受験できるものとします。

※例えば、風邪などで病院に受診した場合の受診証明書または領収書等を教務課に提出すれば考慮されることになります。

06 受験にあたっての心得

①受験者は、試験教室では指定された席につき、受験中は常に学生証を机上に置き試験監督者に提示してください。

試験中は、試験監督者の指示に従って受験してください。携帯電話等(タブレット端末を含む)は、使用が許されない限り電源を切るかマナーモードにして、カバンの中にしめてください。

②学生証を携帯していない人は受験できません。なお、当日学生証を忘れた人は学生支援課でそれに代わる仮学生証(当日限り有効)の交付を受けてください。

③試験開始後、原則として遅刻は認めません。但し、やむを得ない場合であれば試験監督者に申し出て、試験開始後20分を限度として受験が許可されます。

④試験開始後30分を経過しなければ退場をしてはいけません。

⑤受験中に不正行為があった場合は、その学期に受験したすべての科目が失格となることがあります。

⑥追・再試験の受験者は1科目あたり次の受験料を支払わなければなりません。

追試験……500円 再試験……1,000円



07 成績評価について

成績評価は、科目担当教員の責任において行われます。受験資格のある学生の各種試験・レポート、作品提出などについて評価し、その評価がC以上である時、所定の単位が認定されます。

1) 成績発表

①履修登録をして受験したすべての成績は、科目ごとの点数評価によって、次のようなランク表示によって発表されます。

S……100～90点 A……89～80点 B……79～70点 C……69～60点 不可……59～0点

②成績発表はクラス担任を通じて、一括して発表日に行います。

2) 通年科目等の単位認定

1年間を通して開講された授業の単位認定は、途中で単位を分割して部分的に認めることはできません。

3) レポート提出

科目の中には、レポートの提出をもって成績の評価をすることがあります。その内容によって単位が認定されますから、自分自身で慎重に作成しなければなりません。レポート提出に際しては、以下の事項に注意してください。

- 教務課に提出する場合は、期日厳守で提出してください。期日や時間を過ぎたものは、受理できません。
- 担当教員に直接提出するように指示が出ている場合は、受理のミスを防ぐためどのような事情があっても教務課では受け取ることができません。

4) 成績に関する質問

成績評価に関する質問は、学科目担当の先生に直接面会するかあるいは、教務課で質問事項を質問用紙に記入して提出して下さい。

5) GPA(Grade Point Average)による成績評価

本学では、学業成績を測る基準として、「S」・「A」・「B」・「C」の成績評価に加え、GPA(グレード・ポイント・アベレージ)制度を採用しています。GPA制度は、成績評価をより明確にし、個々の学生の学習指導に役立てることを目的にしています。

また、GPAは、卒業判定等の資料として活用されるほか、学業成績優秀者の表彰や学内における各種奨学生の選考の際に資料とします。

◆成績評価と科目GP

- ①みなさんが履修登録し受講した授業科目の成績を“4”、“3”、“2”、“1”、“0”の5段階でグレード・ポイント(GP)に換算します。
- ②成績点・評価に対応するGP値は、コンピュータ処理により以下の区分に従って算出されます。

成績評価(100点満点)	評価表示	GP(グレード・ポイント)
90点以上～100点満点	S	4.0
80点以上～90点満点	A	3.0
70点以上～80点未満	B	2.0
60点以上～70点未満	C	1.0
再試による60点	C再	1.0
60点未満	不可	0
失格(受験資格無し)	失格	0

◆GPAの算出方法

科目GPに各授業科目の単位数をかけ、その総和を履修登録した科目総単位数で割る方法でGPAの数値を計算します。

GPA(グレード・ポイント・アベレージ)＝

$$\frac{(S科目GP \times S科目単位数) + (A科目GP \times A科目単位数) + (B科目GP \times B科目単位数) + (C科目GP \times C科目単位数) + \dots}{(履修登録科目総単位数)}$$

◆GPA値の成績票への記載と発表

1年次の学年修了期(中間GPA)と卒業までの全在籍期間を通じた最終評価(累積GPA)の計2回を算出して配付する成績票に記載します。

西九州大学短期大学部GPA(Grade Point Average)による成績評価に関する規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、短期大学設置基準第12条の2第2項及び、本学学則第25条に基づき、本学学生の成績評価等について必要な事項を定めるものとする。

(GPAの導入)

第2条 学業成績を測る基準として、「S」・「A」・「B」・「C」・「D」の成績評価に加え、GPA(グレード・ポイント・アベレージ:成績評定平均値)制度を導入し、個々の適切な履修計画と学習意欲の向上を目指す。

(GPAの算出)

第3条 GPAの算出科目は、開講された全ての授業科目のうち、5段階の成績評価を受けた授業科目とする。
2 成績評価は、表1に示す成績の段階に対応するGPを配点する。ただし、本学以外で修得した授業科目又は入学前に修得した授業科目は、別に定めがない限り、配点の対象授業科目としない。

表1

成績素点(100点満点)	成績評価表示	GPA	可否
90~100	S	4.0	合格
80~89	A	3.0	合格
70~79	B	2.0	合格
60~69	C	1.0	合格
60	C再	1.0	合格
59点以下	D	0	不可
失格(評価対象外)	失格	0	—

3 GPAの算出方法は、科目GPに各授業科目の単位数を乗じ、その総和を履修登録した科目総単位数の合計で除して算出する。この計算値は、小数点以下第2位を四捨五入して算出する。

4 GPAの算出は、学期ごとに指定された期日までに確定された成績に基づいて算出する。期日までに成績が決定していない科目については、計算上履修していないものとして取り扱う。

5 履修を放棄した科目の成績は、所定期間内の履修登録取り消しが無い場合、出席不足による失格または不可として取り扱う。

6 不可と評価され、後に再履修等によって合格となった場合、合格の評価が与えられた時点でのGP及び単位を算入し、以前のGPは計算式から除外する。

(GPAの通知)

第4条 個人成績一覧表に学期あるいは年次ごとの学年中間GPA、及び通算GPAを記載する。

(GPAの活用)

第5条 GPAは、各種免許・資格の履修指導、学外実習指導、就職指導、奨学金及び成績優秀者表彰等の資料とする。

2 GPAの分布状況は、履修者5名以下の科目を除き、公表するものとする。

3 GPAは、履修登録の制限・進級判定・卒業判定・退学勧告等の基準とする。これら活用の詳細は別に定める。

附 則(平成30年9月5日)

この規程は平成30年9月5日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則(令和元年10月2日)

この学則は令和2年4月1日から施行する。ただし、令和2年3月31日に在学する者(以下「在学者」という。)及び令和2年4月1日以降において在学者の属する年次に転入学、再入学する者に係る成績評価については、改正後の規程にかかわらず、なお従前の例によることができる。

01

02

履修
について

03

04

05

西九州大学短期大学部授業科目の履修登録単位数の上限に関する内規

(趣 旨)

第1条 この内規は、短期大学設置基準第13条の2学則第51条の3及び本学GPA(Grade Point Average)による成績評価に関する規程第5条に基づき、学生の適切な学習量を確保すること及び単位の実質化を図るため、各年次に履修科目として登録できる単位数の上限並びにGPAに基づく修学指導に関し、各必要な事項を定める。

(対象科目)

第2条 履修登録の上限単位数となる授業科目は、本学及び他大学等で卒業要件として履修する授業科目とする。ただし、卒業要件科目であっても集中講義、学外で行う実習科目及び海外研修(留学を含める)で開講する授業科目は上限単位の対象としない。また、留学生については日本語関連科目を含めて上限単位の対象としない。

(履修登録上限単位数)

第3条 各年次における学生の授業科目の履修登録単位数は、原則として50単位を上限とする。ただし、各学科・コースが設置する主たる資格(幼稚園教諭二種免許状、保育士、栄養士、介護福祉士国家試験受験資格)の取得を希望する場合、修学指導を必要としない学生の履修については、この限りではない。

(修学指導)

第4条 GPA(GPA(Grade Point Average)による成績評価に関する規程第5条2)の状況に応じて、修学指導の条件を別表に定める。

別表

学科・コース	GPA基準	指 導 法
地域生活支援学科 ・食健康コース ・介護福祉コース ・多文化コース	各学期終了時 食健康コース2.0以下 介護福祉コース2.5以下 多文化コース2.0以下	本人と指導教員とで面談を実施する。資格取得を希望する場合は、履修指導を行う。
	各学期終了時 食健康コース1.0以下 介護福祉コース1.9以下 多文化コース1.0以下	本人・保護者(保証人)と指導教員による面談を実施する。資格取得を希望する場合は、修学指導を行い、必要に応じて24単位までの履修制限を設ける。
幼児保育学科	各年次終了時1.8以下	本人と指導教員とで面談を実施する。資格取得を希望する場合は、履修指導を行う。
	各年次終了時1.4以下	本人・保護者(保証人)と指導教員による面談を実施する。資格取得を希望する場合は、修学指導を行い、必要に応じて40単位までの履修制限を設ける。

(退学勧告)

第5条 留学生について、3ヵ月間の出席率が5割を下回る場合、あるいは学期末GPAが1.0未満にあって、2年間で卒業が見込まれないと判断される場合、原則として退学を勧告する。

附 則(平成30年9月5日)

この内規は平成30年9月5日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則(令和2年1月9日)

この内規は令和2年4月1日から施行する。ただし、令和2年3月31日に在学する者(以下「在学者」という。)及び令和2年4月1日以降において在学者の属する年次に転入学、再入学する者に係る修学指導については、改正後の規程にかかわらず、なお従前の例によることができる。

附 則(令和3年3月3日)

この内規は令和3年4月1日から施行する。

◆GPAによる表彰制度

- ①1年次の学年中間GPAによる中間表彰を行います。(2年次進級時に学科ごとの集会でひとりずつ表彰します)
- ②さらに卒業時最終評価として、累積GPAによる最終表彰を行います。(卒業式で表彰します)
- ③学科ごとに1年次中間GPAの上位成績修得の者3名を成績優良者として表彰します(同点者がいる場合は、4名以上もその対象とみなします)。
- ④各学科の累積GPA値最上位者1名を、卒業式(修了式)で成績優秀者として表彰します。(成績最優秀学長賞と副賞授与)

08 学籍

1 学生証(身分証明書)について

学生証は、みなさんが本学の学生であり、社会的にも身分が保証されていることを証するための大切な証明資料です。

1) 提示の必要な時

- ① 本学職員の請求があった場合
- ② 学内で行われる各種試験を受ける場合
- ③ 図書館を利用する場合
- ④ 各種証明書を受けとる場合
- ⑤ 通学定期乗車券又は学生割引乗車券を購入の際、およびその乗車券を利用して乗車船し、係員の提示請求があった場合



2) 有効期間

本証の有効期間は2ヵ年です。
有効期間は学生証に表示してあります。

3) 学生証記載事項の変更

在学中に本証の記載事項に変更が生じた場合は、ただちに学生支援課に届け出てください。記載してある事項を自分で勝手に訂正したり追加したりすると、その学生証は無効になります。

4) 学生証の再交付

学生証を紛失・破損・汚損した場合は、ただちに、証明書手数料(1500円)の証紙を券売機で購入し、「学生証再交付願」に証紙を貼付の上、学生支援課に申請しなければなりません。発行には、数日かかります。

5) 学生証を忘れた場合

各種試験を受ける場合は、学生証の提示が必要です。万一忘れてたり紛失した時には、学生支援課で「仮学生証」を発行します。「仮学生証」は当日限り有効です。また、発行回数には制限があり、前・後期各4回までです。制限回数を超えた場合は発行できません。

6) 学生証の返還

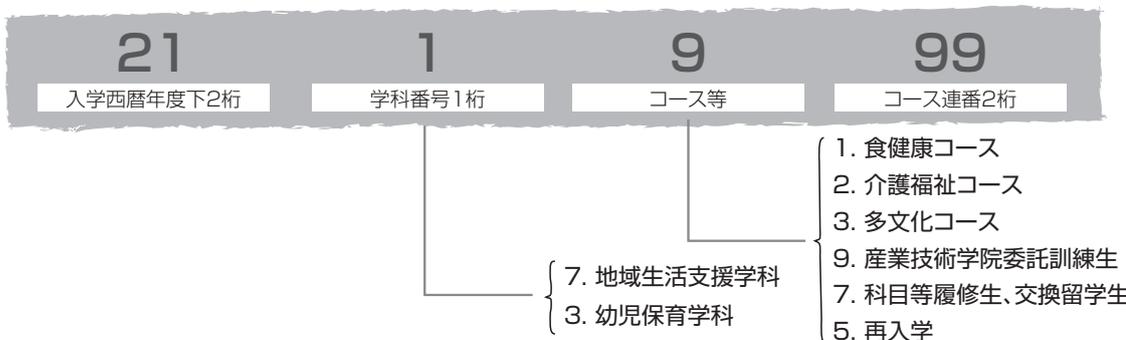
次の場合は、学生証を学生支援課へ返却してください。

- ① 退学・除籍の場合
- ② 転科・復学の許可があった場合
- ③ 有効期限が切れた場合
- ④ その他、学生の身分を失った場合

2 学籍番号について

入学と同時に学生には、本学の学生としての学籍番号(個人確認コード)が与えられます。この番号は学生ごとに異なり、在学中はもとより、卒業後も変わらない本人固有の番号で、身分証明書(学生証)の発行番号にも使用されます。在学中の学内におけるすべての事務手続きは、この学籍番号によって処理されますので、正確に記憶し、書類などに書く場合は省略せずにすべてのケタを記入するようにしてください。

学籍番号の仕組みは次のとおりです。



3 住所・保証人の変更

住所又は保護者(保証人)の変更があった場合、姓名が変わった場合は、すぐに学生支援課に届け出てください。特に、新住所については、届け出がないために緊急時の連絡などができないことがありますので、忘れずに届け出てください。

01

02

履修
コード

03

04

05

4 修業年限と在学年限

修業年限とは、本学の教育課程を修了するために必要な期間です。それに対して、在学年限とは、本学の学生であることができる期間のことです。

CHECK! 長期履修生に関してはP.124長期履修生規程を参照

本学での修業年限は2年、在学年限は休学期間を除き4年と定められています。

CHECK! 修業年限に関してはP.112学則第4条を参照

学籍の異動について

1 休学

- ① 病気その他、やむを得ない理由により、2ヶ月以上授業に出席できない時は、クラス担任と相談の上、「休学願」(教務課にあります)を教務課に提出し、学長の許可を得なければなりません。その際学費を納めていない場合には、休学が許されないで学費を納入の上休学願を提出してください。なお、病気の場合には、医師の診断書、その他の場合は、詳細な事由書を添えなければなりません。
- ② 休学の期間は1年以内となっています。ただし特別の理由があり、引き続き休学を延長する時は、所定の手続きをし、学長の許可を得て、さらに1年以内の休学ができます。
- ③ 休学の期間は修業年限および在学年限には算入されません。ただし、休学中も学生としての身分および学籍は失いません。



2 復学

休学を許可されて授業を休んでいた学生が復学を希望する時は、「復学願」(教務課にあります)を教務課に提出し、学長の許可を得て復学することができます。このときも医師の診断書又は事由書を添付する必要があります。

3 退学

退学しようとする時は、クラス担任やチューターとよく相談のうえ、「退学願」(教務課にあります)を教務課に提出し、学長の許可を得なければなりません。また退学を願い出る者は、退学日が属する学期の学費を納入していなければなりません。

4 除籍

次の事項に該当する場合には教授会の決定の後、除籍され、本学の学生としての身分を失います。

- ① 授業料等の校納金の納付をしないで、督促をしてもなお納付しない者
- ② 在学年限を越えた者
- ③ 休学期間を超えてなお修学できない者
- ④ 長期間にわたり行方不明の者

5 卒業

本学に2年以上在学し、決められた授業科目を履修して、決められた単位を修得するほか、本学で必須と認めた学校行事に参加する等の卒業条件を満たし、かつ授業料等の校納金を完納した学生は、教授会の決定により卒業と認定し、卒業証書が授与されます。卒業資格を得ることによって、その他の資格や免許の取得に必要な授業科目と、その修得単位にあったそれぞれの免許状や各種資格が取得できます。

10 欠席・公欠・学校保健安全法による出席停止・忌引について

1 欠席

授業を無断で欠席することはできません。やむを得ず欠席する場合は、教科担当教員に事前(やむを得ない場合は後日でも可)に連絡し許可を得てください。ただし、1週間以上の病欠の場合は、所定の様式による「欠席届」(教務課にあります)と医師の診断書を添えて教務課に提出してください。

2 公欠

- ①公欠とは下表に定める理由で欠席することを言います。その場合、「公欠」の手続き方法に従って事務処理を行ってください。
- ②公欠は欠席として取り扱いますが、定期試験の受験資格について、出席時数が不足する場合には考慮することになっています。

	理 由	認 可 担 当 者
1	各種資格・免許等を取得するための学外実習	各実習等担当教員
2	大学編入学試験・専攻科学内進学者試験	進路指導担当者
3	就職試験および就職準備活動(会社訪問や就職のための自主的実習などを 含み、上限3日以内まで)	進路指導担当者
4	天災やストライキなどによる公共交通機関の遅延または不通・運休	クラス担任教員
5	学校が認めた対外試合への参加	クラブ顧問教員
6	学校が認めたボランティア活動への参加	ボランティア活動等担当教員
7	学校を代表して参加する活動や行事などへの参加	担当教員および教務課
8	その他、本学での教育活動と密接に関連があると認められる学外活動や 行事などへの参加(行事等の活動が授業として行われ、他の授業と重複する 場合など)	担当教員および教務課
9	裁判員若しくは裁判員候補者に選ばれた時は、必要な日数を公欠として認め ます。	クラス担任教員

3 感染症等による出席停止

下表の感染症リストに記載されている病気にかかった場合、学校保健安全法施行規則により、病気が完全に治り医師の許可が出るまで学校に行くことができないことになっています。感染症等による出席停止は、公欠として取り扱います。

なお、公欠はあくまで欠席として取り扱い、定期試験の受験資格について、出席時数が不足する場合には考慮することになっています。

CHECK! 受験資格についてはP.40を参照



○学校において予防すべき感染症の種類

種類	病 名
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(SARS コロナウイルス)、中東呼吸器症候群(MERS コロナウイルス)、特定鳥インフルエンザ ※上記の他、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症、新感染症
第二種	インフルエンザ(特定鳥インフルエンザを除く。)、百日咳(せき)、麻しん、流行性耳下腺炎、風しん、水痘、咽頭結膜熱、結核及び髄膜炎菌性髄膜炎
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症

4 忌引

忌引の場合は、公欠として取り扱います。その場合「公欠」の手続きに従って、会葬御礼など証明できるものを教務課に提出してください。

なお、公欠はあくまで欠席として取り扱い、定期試験の受験資格について、出席時数が不足する場合には考慮することになっています。

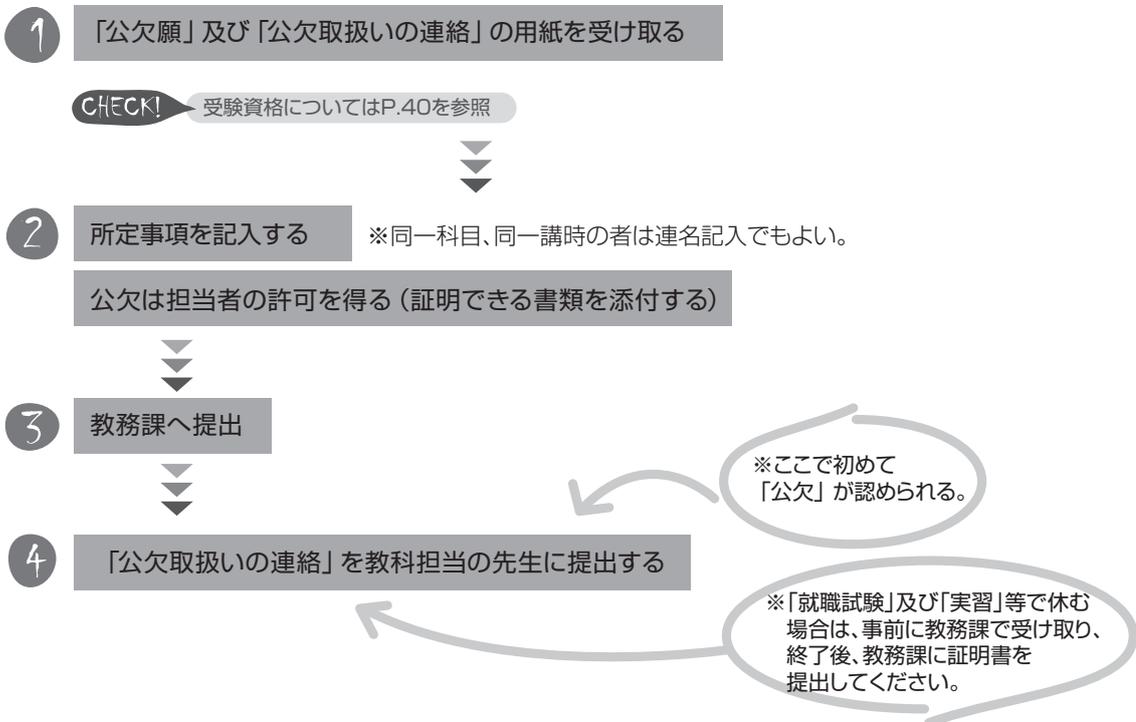
次の日数を原則に公欠として認めます。

CHECK! 受験資格についてはP.40を参照

- | | | |
|-------------------------|-----------|------------|
| (1) 1親等の血族(父母・義父母・配偶者等) | 事実を含めた7日間 | } 土・日・祝も含む |
| (2) 2親等の血族(祖父母・兄弟姉妹等) | 事実を含めた3日間 | |
| (3) 3親等の血族(曾祖父母・伯叔父母等) | 事実を含めた1日間 | |



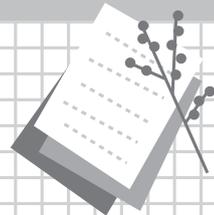
公欠・感染症等による出席停止・忌引の手続き



GUIDE 2

地域生活支援学科の履修手引き

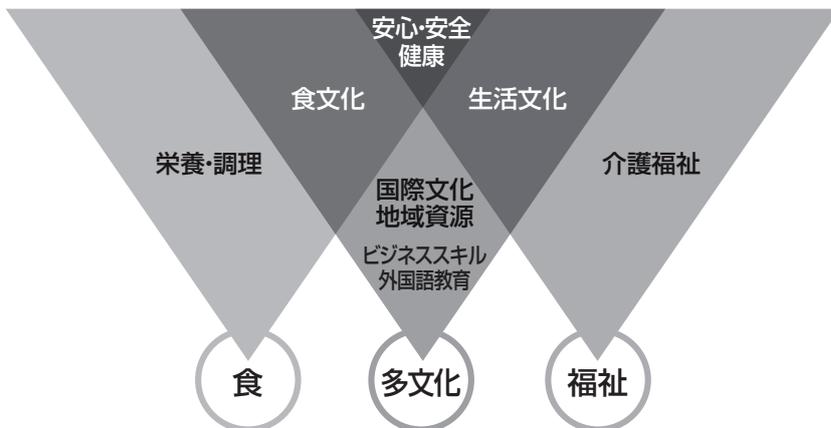
マルチに学び、マルチに活動する」さまざまな専門家を目指す多様な人材を育成します!



本学科では、今までの「食生活分野での支援」と「福祉と介護生活分野での支援」に加えて、「多文化を理解し支援」する新たな学びの場を創造します。

それぞれの分野で、高い専門知識と技術を身につけたプロフェッショナルの養成はもちろん、さらに各分野の知識・技術を複合し横断的に活用できて幅広い視点から地域の特性を考慮したグローバルな発想と、日本ならではのホスピタリティ(おもてなし)の精神を大切にして地域の人々の生活を支える人材を育てます。

学びのキーワード



地域生活支援学科 学びのイメージ

各コースの専門的な学びに加えて、他のコースのカリキュラムを受講することも可能です。

	食生活での支援	多文化生活での支援	福祉生活での支援
いのち	生化学 食品学 基礎栄養学 など	食品学 発達と老化の理解 こころとからだのしくみ など	認知症の理解 障害の理解 医療的ケア など
暮らし	地域生活支援学 地域生活支援演習I・II(卒業研究) 栄養指導論 調理実習 など	地域生活支援学 地域生活支援演習I・II(卒業研究) プレゼンテーション概論 中国語 など	地域生活支援学 地域生活支援演習I・II(卒業研究) 介護の基本 生活支援技術 など
人生	ライフステージ別栄養学 ホスピタリティ心理学 佐賀学 など	日本文化理解 観光概論 海外文化事情 など	レクリエーション活動援助法 介護予防支援学 リラクゼーション など

[共通教育科目] ● 教養科目 ● 外国語科目 ● 保健体育科目

01
02
履修手引き
03
04
05

この学科には次のような3つの特徴的なコースがあります。

● 食健康コースについて

主に、国家免許である「栄養士」を養成する課程を中心にカリキュラムが組み立てられています。

また、人々が“自分らしく豊かに生きるために”食を通して生活を支援する人材を育成します。

食に関する専門的な知識と技術をベースに、さまざまな施設での食事管理や栄養の指導はもちろん、想像力や発想力を活かして食材の価値をさらに引き出し“食の6次産業化”における幅広い職域で、食品の生産―加工―流通―販売―消費―サービス関連およびレシピア開発や新食品開発や分析などでもできるマルチな人材を育てます。

● 介護福祉コースについて

主に、国家資格である「介護福祉士」を養成する課程を中心にカリキュラムが組み立てられています。

また、介護を必要とする人々が“幸せに生きるため”支援と福祉の未来を考える人材を育成します。

介護福祉士の国家資格のみでなく、レクリエーション、介護予防、リラクゼーション、緊急時の対応、企画等の知識と技術を習得し、福祉の現場においてリーダー的な存在になれる人材の育成を目指します。

● 多文化コースについて

生活科学(家政)や社会福祉分野と社会・人文科学分野の知識と技術を複合して国際的視点での地域貢献や多文化下のコミュニケーションを学ぶカリキュラムを中心として授業が組み立てられています。

「安心と生きがい」を実感できる暮らし方と働き方を提案できる人材を育成します。

企画力やプレゼンテーション力などのビジネススキルを活かし、「地域の魅力や価値」を表現できる人材を育てると同時に、佐賀の伝統や文化、観光資源を活かした豊かな暮らし方を提案できる人材を育てます。

〈令和5年度入学生 教育課程表(地域生活支援学科)つづき〉

区分	教育内容	授業科目	科目ナンバリング	種別	学則単位			資格免許単位								1年		2年		備考				
					必修	選択	卒業要件(食健康)	栄養士必修	食育必修	スイーツ必修	介護福祉士必修	レク・イン必修	プレゼン必修	旅程管理必修	(食文化)必修	(おもてなし)必修	アート※6必修	副専攻※5必修	前期		後期	前期	後期	
専門教育科目	い	公衆衛生学	LF_B1_01	講義	2			2											○					
		健康福祉概論	LF_B1_02	講義	2			2											○					
		解剖生理学	LF_C1_01	講義	2			2											○					
		解剖生理学実験	LF_C2_01	実験	2			1															○	
		生化学☆	LF_C1_02	講義	1			2												○				
		生化学実験	LF_C2_02	実験	2			1															○	
		病態生理学	LF_C1_04	講義	1			2												○				
		運動生理学☆	LF_C1_03	講義	2			2												○				
		食品学Ⅰ☆	LF_D1_01	講義	2			2						2*						○				
		食品学実験	LF_D2_01	実験	2			1						1*									○	
		食品学Ⅱ(食品加工学を含む)☆	LF_D1_02	講義	1			2						2*						○				
		基礎栄養学☆	LF_E1_03	講義	2			2						2*						○				
		病態栄養学☆	LF_E1_01	講義	2			2															○	
		臨床栄養学☆	LF_E2_05	講義	2			2						2*									○	
		臨床栄養学実習☆	LF_E2_06	実習	2			1						2*									○	
		栄養学実習	LF_E2_01	実習	1			1						1*									○	
		発達と老化の理解Ⅰ◇	LW_K2_01	講義	1							2								○				
		発達と老化の理解Ⅱ	LW_K2_02	講義	2							2									○			
		認知症の理解Ⅰ◇	LW_K2_03	講義	2							2								○				
		認知症の理解Ⅱ	LW_K2_04	演習	2							2											○	
		障害の理解Ⅰ◇	LW_K2_05	講義	2							2									○			
		障害の理解Ⅱ	LW_K3_01	講義	2							2											○	
		こころとからだのしくみⅠ◇	LW_K1_01	講義	2							2								○				
		こころとからだのしくみⅡ◇	LW_K2_06	講義	2							2									○			
		こころとからだのしくみⅢ	LW_K2_07	講義	2							2											○	
		こころとからだのしくみⅣ	LW_K3_02	講義	2							2											○	
		保健医療	LW_K3_04	講義	1																			○
		医療的ケアⅠ	LW_K2_08	講義	2							2											○	
		医療的ケアⅡ	LW_K2_09	講義	2							2											○	
		医療的ケアⅢ	LW_K3_03	演習	2							1												○
		くらし	地域生活支援学(演習含む)	LL_A1_01	講義	2	1	2	2	2										○	○			
				LL_A4_01	演習	2		2	2	2													○	○
LL_A1_03	講義			2		2	2	2				2							○					
LL_A1_04	演習					1		1				1								○				
LC_N2_04	演習			1																		○		
LC_N3_04	演習			1																			○	
LC_N1_11	演習			1															○					
LC_N1_05	演習			1															○					
LC_N2_05	演習			1															○					
LC_N3_05	演習			1															○					
LC_N1_03	演習	1															○							

食健康コースの履修ガイド

(栄養士養成施設)

<学びの特色>

① 充実の実験・実習を通して、現場で即役立つ実践力が身につく。

食健康コースのカリキュラムは、世界3大料理である日本・西洋・中国と創作・応用調理の実習や食品分析化学や生化学実験の時間が多いのが特徴です。

そのため、知識だけでなく、現場で即戦力として活躍できる高い技術力が身につきます。調理ができる栄養士を育てます。



② 栄養士&資格取得講座で応用力が身につく。

併設校(西九州大学佐賀調理製菓専門学校)で学ぶことで、短大で取得できる栄養士に加えて、さらに介護食や製菓などの講座を受講することで介護食士2・3級、カフェリエーターなどの資格取得が可能です。調理の技術や実践力の向上に役立つばかりでなく、栄養士の現場に役立つ応用力が身に付きます。

③ お菓子づくりの知識と技術が得られるのも魅力となっています。

在学中に短大での授業として、製菓専門学校の専門講師から栄養士ならではの健康を重視したお菓子作りの知識と技術を学ぶことができます。(製菓理論、製菓基礎・応用各実習) 就職後、現場での栄養・調理に加えて行事食などのおやつ作りに役立ちます。

④ 地域で学び、地域に貢献する食育活動を推進できます。

授業として積極的に学外に出向き、地域の自治体や団体・組織などと協力しながら食育の推進と普及活動を行い、地域の人々との交流を通して企画力とコミュニケーション力を養います。学生自主運営レストランや親子クッキングと学生の起業体験支援施設"学生チャレンジショップ Tsumugi"の場を活用したアクティブラーニングを取り入れた実践授業を通して、"食の6次産業化"を見据えた食の裾野の広い分野での修得した知識と技術の運用能力を身につけることができます。

<2年間で身につく力>

① 就職してすぐに役に立つ柔軟かつ高度のテクニックを修得します。

多くの実験・実習を通して、食のあらゆる現場での即時戦力として活躍できる高い技術力が身につきます。

② 現場で生きる実践力を修得します。

体験型の授業を通して、「自分で考える、自ら行動する、みんなで協力して何かをやりとげる」ことを体得し、現場で中核となる栄養士を目指します。

③ 美味しさを生み出す創造力を修得します。

学内外のイベントを通して、食をコーディネートし演出する技を修得し、美味しさを生み出す"おもてなしの心"と創造力をつけます。

<取得可能な免許・資格(全コース共通資格を除く固有のライセンス)>

① 栄養士(国家免許)

主に健康な人々を対象とした集団給食の現場で、栄養バランスを考えたメニュー作成や調理方法の検討と実践など、栄養と調理面から健康的な食生活を指導する中核となるプロフェッショナルな職業人です。

② 食育アドバイザー(本学認定)

心身共に健康な食生活を実践できる人を育てるために、命の大切さや健康について食育の推進と普及の中心となってアドバイスを行う栄養士です。

③ スイーツクリエイター(本学認定)

保育所や福祉施設などの栄養調理業務と共に行事メニューやデザートなどとして提供するお菓子づくりの本格的なスキルを身につけた栄養士です。

④ おもてなしコーディネーター(食文化)(本学認定)

料理の美味しさには五配り(目配り・気配り・心配り・手配り・声配り)の基本が含まれています。各国、特色ある料理を理解し真心こもった食事が提供できる、おもてなしの心とスキルを身につけた栄養士です。

○ダブルスクール受講の場合は、

⑤ 介護食士2・3級

⑥ カフェリエーター2・3級

学修到達目標と学修成果 [全学科共通汎用的要素]

【共通】汎用的能力要素（到達目標）及び学修成果

【主体的・自立的に行動できる確かな人間力】（態度・志向性）

1) 自己意識を持って意見や立場を理解し、自立的意識をもって協調する態度を身につけることができる。

- ① 自分の意見を自立的に分かりやすく人に伝えることができる。
- ② 相手の意見を丁寧に聴き、意見の違いや立場の違いを理解して協調した対応ができる。

2) 社会規範に沿った倫理観をもち、社会の一員としての責任をもつことができる。

- ① 自己の良心と社会規範に沿った倫理観の下での対応ができる。
- ② 社会のルールや人との約束を守って社会の一員として責任を持って立ち居振る舞い対応ができる。

3) 将来目標に向けた自立的志向、ライフスタイルに応じた生涯学習志向を持つことができる。

- ① 社会規範に沿った基本的な生活習慣や、自己の健康・体力を管理することができる。
- ② ストレスの発生源に対して自律的かつ柔軟に対応し、危機管理を行うことができる。
- ③ 自主的に将来の目標に向かって自立学習をすることができる。

【教養ある社会人としての基礎力】（知識・理解）

1) 人文科学、他文化や異文化に関する知識を身につけ、人間性への理解認識を深めることができる。

- ① 人文科学に関する知識を基に物事を理解し、処理することができる。
- ② 多文化や異文化に対する認識と理解を持って知識を身につけることができる。

2) 社会科学・自然科学に関する知識を身につけ、物事への理解認識を深めることができる。

- ① 社会科学に関する知識を基に物事を理解し、処理することができる。
- ② 自然科学に関する知識を基に物事を理解し、処理することができる。

3) 将来社会生活・職業生活に向けた基礎知識を身につけ、生活での多様な役割や意義関連への理解を深めることができる。

- ① 生活・仕事上の多様な役割や意義及びその関連等を理解し、自己の果たすべき役割等についての認識を深めていくことができる。
- ② 職業生活・社会生活に必要な基本的な常識を身につけることができる。

【社会人としての汎用的能力】（技能・表現）

1) 日本語と特定の外国語を用いて、読み、書き、聞き、話すことができる。

2) 自然や社会的事象について、シンボルを活用して分析、理解し、表現することができる。

3) 将来社会生活・職業生活に必要な基礎的技能を身につけ、問題を発見し解決することができる。

- ① 情報通信技術(ICT)を用いて、多様な情報を収集・分析して適正に判断し、モラルに則って効果的に活用することができる。
- ② 情報や知識を複眼的、論理的に分析して物事を考え、その結果を文書や発言として表現できる。
- ③ 問題を発見し、解決に必要な情報を収集・分析・整理し、その問題を確実に解決できる。
- ④ 職業生活・社会生活に必要な基本的な所作やマナー、文章作成、必要に応じた技能検定資格等を身につけることができる。

【地域生活を支援し、創造する力】（行動・経験・創造的思考力）

1) 物事に進んで取り組み、他人との協調のなかで行動することができる。

- ① 物事に進んで取り組み行動することができる。
- ② 他人に働きかけを行い、巻き込みながら行動することができる。

2) 目的を設定し、将来設計に沿って確実に行動することができる。

3) 獲得した知識、技術・技能、態度等を総合的に活用し、経験から新しい価値や課題を見出し解決することができる。

- ① 経験を基にさらに新しい価値を生み出すことができる。
- ② これまでに獲得した知識、技術・技能、態度等を総合的に活用し、自らが立てた新たな課題にそれらを適用し、その課題を解決することができる。

01

02

03

04

05

履
修
課
目

学修到達目標と学修成果〔地域生活支援学科食健康コース 専門的要素〕

【地域生活支援学科食健康コース】

専門的能力要素（到達目標）及び学修成果

【主体的・自立的に行動できる確かな人間力】（態度・志向性）

- 1) 食と福祉と多文化にまたがる複合的分野に対して、自ら積極的に興味を持って学修でき、「知識と技術の横のつながり」を人々への生活支援のために自律的に発揮できる能力を有している。
- 2) 食と栄養を目指す者としての自立心と他者との協調性を持って主体的に考え取り組むことができる。
 - ① 食と栄養に関する専門職域の仕事内容の理解ができている。
 - ② 自分がどういった食の専門職・栄養士になりたいか目標を持つことができる。
- ③ 約束を守る、規則を守る、時間を見ながら行動できなど自己管理能力が備わっている。
- 3) 健康と環境や社会に関心を持つことができる。
 - ① 健康と環境に関する社会的問題に興味を持つことができる。
 - ② 食物の栄養や食品の流通と消費について考えることができる。
 - ③ 食生活上の安全性の確保のあり方に関心を深めることができる。

【教養ある専門職業人としての基礎力】（知識・理解）

- 1) 地域の特性に密着した日常レベルでの衣・食・住を根幹とした生活科学分野と人文・社会・自然の各科学分野とを連携した複合的知識と技術を有している。
- 2) 栄養と健康について専門領域の基本的理解ができている。
 - ① 社会生活と健康、人体の構造と機能について理解ができています。
 - ② 食品の栄養特性と衛生管理及び栄養の意義について理解ができています。
 - ③ ライフステージ別栄養のあり方と各種疾病における基本的な食事療法について理解ができています。
- 3) 食の各分野の対象者特性に応じた食支援のねらいや内容、方法を理解している。
 - ① 対象者の実態を把握し問題点を抽出できる。
 - ② 健康や栄養に関する知識や技術を駆使して対象者に合わせて必要な情報を提供することができる。
 - ③ 対象者の状態に応じた食支援を考えることができる。

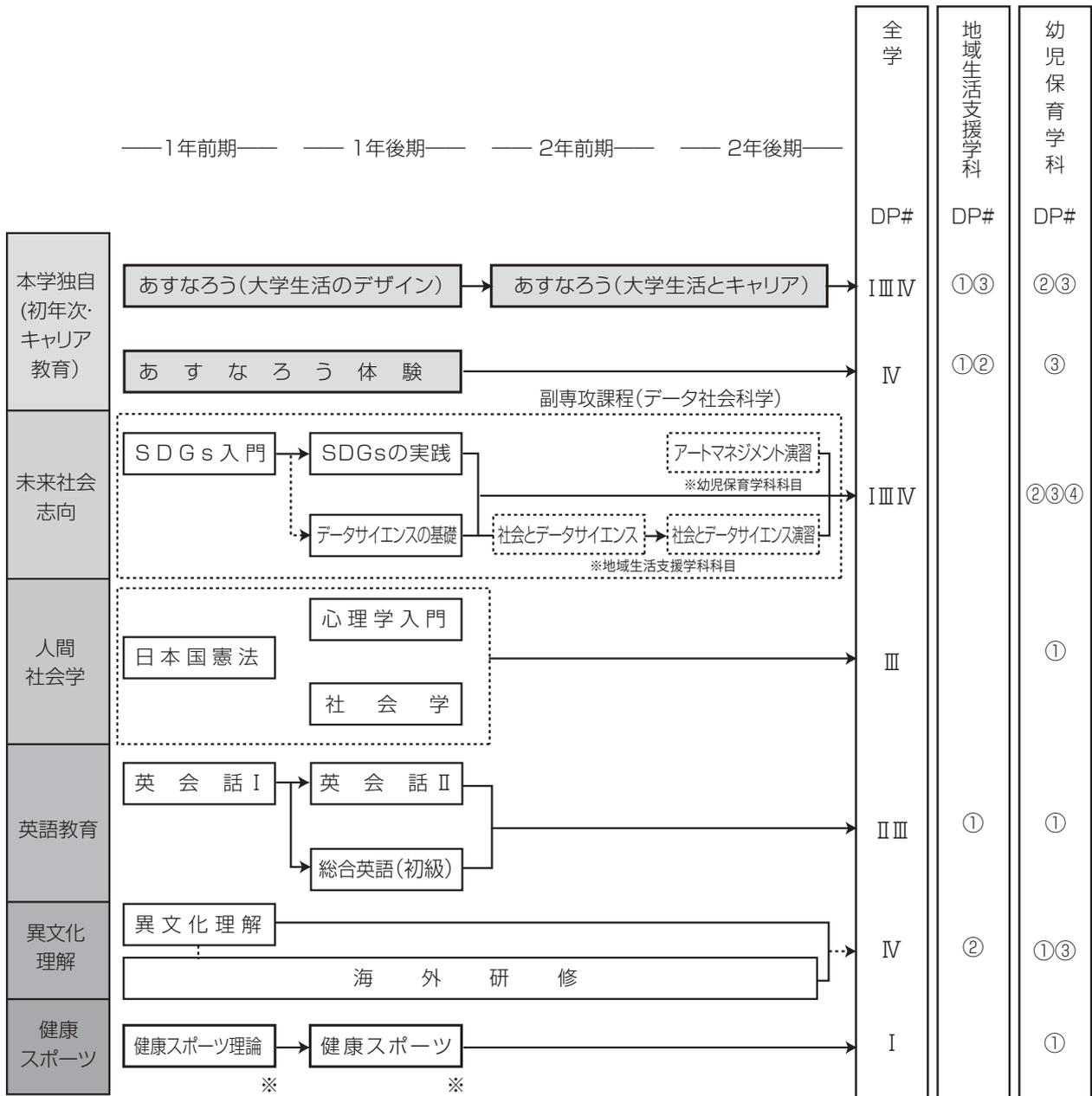
【専門職業人としての汎用的能力】（技能・表現）

- 1) どのような状況の変化と人々にも対処できる食と福祉と多文化にわたる汎用性のある知識と幅広く活用できる技能および柔軟な人間性を持った有機的な生活支援ができるコンシェルジュにふさわしい能力を有している。
- 2) 食の現場で求められる専門的技術の基本を身につけ多様な場面で展開できる。
 - ① 基本的な調理技術が身につけている。
 - ② 旬の食材や季節感を大事にし、多様な場面に応じた食事計画による給食の運営ができる。
 - ③ 対象者の健康や食生活の問題点を把握し、それらを解決するための方法を計画し実践できる。
- 3) 対象者の立場に立ち、対象者に応じた食支援（食指導）ができる。また、適切に食環境を整備できる。
 - ① 対象者への話しかけや説明が適切にできる。
 - ② 対象者の生活習慣や食習慣、食嗜好など様々な面を考慮して総合的に支援を展開できる。
 - ③ 対象者が健康的で安全な食生活を送るために適切に食環境を整備できる。

【地域生活を支援し、創造する力】（行動・経験・創造的思考力）

- 1) 生活の要素を科学的に分析・把握することにより生活全般を見渡せる俯瞰能力を身に付けており、経験をもとにした創造的発想ができる、「マルチに学び、マルチに活動する」生活支援のプロフェッショナルにふさわしい能力を有している。
 - ② 学内外の食育活動に積極的に参加できる。
 - ③ ニーズに応じた食育活動を計画・実施できる。
- 2) 食育活動を通して地域貢献できる力を身につける。
 - ① 学内外の食育活動に関心を持つことができる。
 - ③ 他者と信頼関係を築き、協働できる。
 - ① グループワークができる。
 - ② 報告・連絡・相談ができる。
 - ③ コミュニケーション力がある。

令和5年度入学生 科目系統図 (共通教育科目)



※ 介護福祉コースを除いて必修

DP#: 該当するディプロマポリシーの番号

01

02

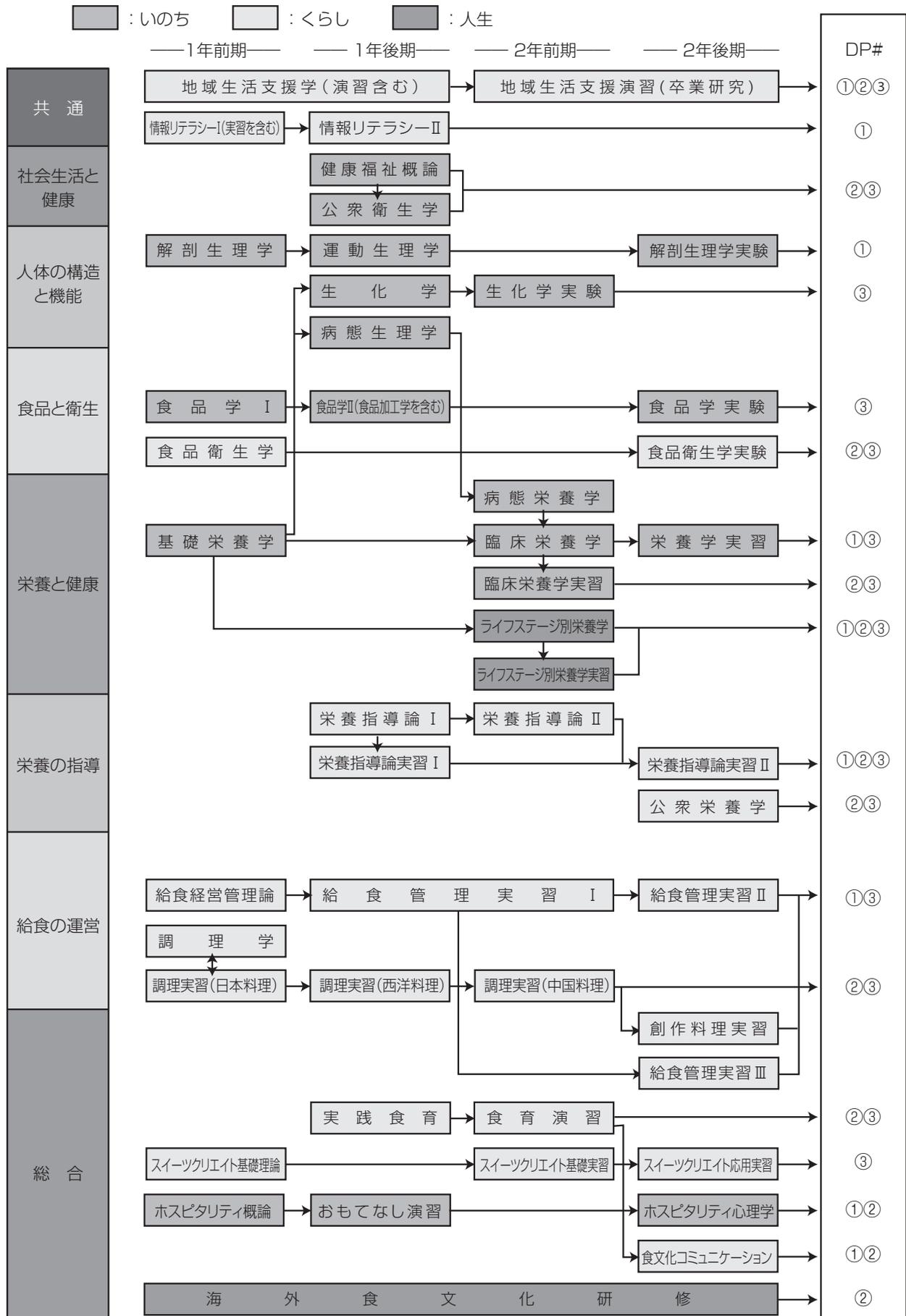
03

04

05

履修リスト

令和5年度入学生 科目系統図 (地域生活支援学科食健康コース 専門教育科目)



介護福祉コースの履修ガイド

(介護福祉士養成施設)

<学びの特色>

①介護の現場で役立つ福祉関連資格を取得します。

「介護福祉士」だけでなく、介護予防の知識と技術も修得し、「介護予防支援員」の他、レクリエーション・インストラクター等の資格を取得することも可能です。介護が必要な状態にならないように予防する介護予防は、今後ますますそのニーズが高まることが予想されています。

②さまざまな介護の現場で対応できる力を養います。

要介護者のさまざまな生活の場面に対応できるように、多くの介護施設や事業所での実習を用意しています。実習先の指導者と本学の教員との連携した教育指導で、介護実践能力を養います。

③地域の方々との交流で地域貢献活動を推進

障がい者の方を招いてのイベントや高齢者の方のために学生が企画したレクリエーションを行う「生きがいづくり教室」を実施し、地域の方々との交流を通して現場で直ぐに役立つ企画力とコミュニケーション能力を身につけます。

④在学生と卒業生共にしっかりバックアップするための教育をします。

卒業教育に在学生も参加し、介護と福祉の第一線で活躍する現場の先輩の生の声が聞ける交流の場を設けています。また、卒業生のステップアップをサポートするために、ケアマネジャー受験対策講座や生活支援技術のスキルアップ講座などを開講しています。

<2年間で身につく力>

①介護に必要な専門的知識と技術力を修得します。

介護の専門職として必要な専門的知識と技術を効果的に修得し、形態別に応用する力を身につけます。

②相手の立場で物事を考える支援スキルを修得します。

利用者の方の生活状況を的確に把握し、その人らしい生活の支援を提供できるスキルを身につけます。

③人と人の心を通わせる豊かな人間力を修得します。

豊かな人間性を身につけ、利用者の方との信頼関係を結ぶためのコミュニケーション技法を修得します。

<取得可能な免許・資格(全コース共通資格を除く固有のライセンス)>

①介護福祉士(国家免許)(国家試験受験資格・経過措置あり)

介護についての専門知識と技術を駆使し、心身に障がいや困難を持っている方などを援助する介護現場のスペシャリストを目指します。

【経過措置】 養成施設を令和9年度末までに卒業する方は、卒業後5年間、介護福祉士になることができます。この間に国家試験に合格するか、卒業後5年間続けて介護等の業務に従事することで、5年間経過後も介護福祉士の登録を継続することができます。
(介護福祉士国家試験 受験資格 社会福祉振興・試験センターより)

②レクリエーション・インストラクター資格

③介護予防支援員(本学認定で当コースでのみ取得可能)

介護予防の知識と技術を修得した介護予防支援のスペシャリストとして高齢者などの自立を支援するスキルを修得します。

⑤日本赤十字社救急法救急員

○その他に介護と福祉関連の各種資格を取得できます。

⑥初級リフレクソロジスト

○ダブルスクール受講の場合

⑦介護食士2・3級



01

02

履修ガイド

03

04

05

学修到達目標と学修成果 [全学科共通汎用的要素]

【共通】汎用的能力要素（到達目標）及び学修成果

【主体的・自立的に行動できる確かな人間力】（態度・志向性）

1) 自己意識を持って意見や立場を理解し、自律的意識をもって協調する態度を身につけることができる。

- ① 自分の意見を自律的に分かりやすく人に伝えることができる。
- ② 相手の意見を丁寧に聴き、意見の違いや立場の違いを理解して協調した対応ができる。

2) 社会規範に沿った倫理観をもち、社会の一員としての責任をもつことができる。

- ① 自己の良心と社会規範に沿った倫理観の下での対応ができる。
- ② 社会のルールや人との約束を守って社会の一員として責任を持って立ち居振る舞い対応ができる。

3) 将来目標に向けた自立的志向、ライフスタイルに応じた生涯学習志向を持つことができる。

- ① 社会規範に沿った基本的な生活習慣や、自己の健康・体力を管理することができる。
- ② ストレスの発生源に対して自律的かつ柔軟に対応し、危機管理を行うことができる。
- ③ 自主的に将来の目標に向かって自立学習をすることができる。

【教養ある社会人としての基礎力】（知識・理解）

1) 人文科学、他文化や異文化に関する知識を身につけ、人間性への理解認識を深めることができる。

- ① 人文科学に関する知識を基に物事を理解し、処理することができる。
- ② 多文化や異文化に対する認識と理解を持って知識を身につけることができる。

2) 社会科学・自然科学に関する知識を身につけ、物事への理解認識を深めることができる。

- ① 社会科学に関する知識を基に物事を理解し、処理することができる。
- ② 自然科学に関する知識を基に物事を理解し、処理することができる。

3) 将来社会生活・職業生活に向けた基礎知識を身につけ、生活での多様な役割や意義関連への理解を深めることができる。

- ① 生活・仕事上の多様な役割や意義及びその関連等を理解し、自己の果たすべき役割等についての認識を深めていくことができる。
- ② 職業生活・社会生活に必要な基本的な常識を身につけることができる。

【社会人としての汎用的能力】（技能・表現）

1) 日本語と特定の外国語を用いて、読み、書き、聞き、話すことができる。

2) 自然や社会的事象について、シンボルを活用して分析、理解し、表現することができる。

3) 将来社会生活・職業生活に必要な基礎的スキルを身につけ、問題を発見し解決することができる。

- ① 情報通信技術(ICT)を用いて、多様な情報を収集・分析して適正に判断し、モラルに則って効果的に活用することができる。
- ② 情報や知識を複眼的、論理的に分析して物事を考え、その結果を文書や発言として表現できる。
- ③ 問題を発見し、解決に必要な情報を収集・分析・整理し、その問題を確実に解決できる。
- ④ 職業生活・社会生活に必要な基本的な所作やマナー、文章作成、必要に応じた技能検定資格等を身につけることができる。

【地域生活を支援し、創造する力】（行動・経験・創造的思考力）

1) 物事に進んで取り組み、他人との協調のなかで行動することができる。

- ① 物事に進んで取り組み行動することができる。
- ② 他人に働きかけを行い、巻き込みながら行動することができる。

2) 目的を設定し、将来設計に沿って確実に行動することができる。

3) 獲得した知識、技術・技能、態度等を総合的に活用し、経験から新しい価値や課題を見出し解決することができる。

- ① 経験を基にさらに新しい価値を生み出すことができる。
- ② これまでに獲得した知識、技術・技能、態度等を総合的に活用し、自らが立てた新たな課題にそれらを適用し、その課題を解決することができる。

学修到達目標と学修成果〔地域生活支援学科介護福祉コース 専門的要素〕

【主体的・自立的に行動できる確かな人間力】（態度・志向性）

- 1)食と福祉と多文化にまたがる複合的分野に対して、自ら積極的に興味を持って学修でき、「知識と技術の横のつながり」を人々への生活支援のために自律的に発揮できる能力を有している。
- 2)利用者本位のサービスを提供し、多職種協働によるチームアプローチの必要性を理解できる。
 - ①介護を必要とする人やその家族の心理を理解できる。
 - ②保健・医療・福祉等の専門職の業務内容と機能、役割について理解できる。
 - ③施設・在宅におけるチームアプローチの方法、報告・連絡・相談ができる。
- 3)他者に共感でき、人権擁護の視点、職業倫理を身につけている。
 - ①相手の立場を理解し共感・受容できる。
 - ②人間に対する尊厳を保持し、自立(律)した生活を支える必要性を理解できる。
 - ③介護福祉士としての職業倫理と権利擁護のしくみが理解できる。

【教養ある専門職業人としての基礎力】（知識・理解）

- 1)地域の特性に密着した日常レベルでの衣・食・住を根幹とした生活科学分野と人文・社会・自然の各科学分野とを連携した複合的知識と技術を有している。
- 2)あらゆる介護場面に共通する基礎的な知識・技術を修得している。
 - ①生活の概念や自立に向けた生活支援の知識や技術を修得し、説明できる。
 - ②介護に必要な医学的な知識や心理について理解できる。
 - ③介護に関する社会保障(介護保険制度、障害者総合支援等)の施策について理解できる。
 - ④ケアマネジメントのシステムについて理解できる。
- 3)介護過程の意義と目的を理解し、利用者に適したアセスメントができる。
 - ①アセスメントに際し、ICF、将来の予測を考察し、その根拠が説明できる。
 - ②アセスメントに基づいた介護計画が立案できる。
 - ③自立に向けた自助具・福祉用具を活用するための知識や方法を理解できる。

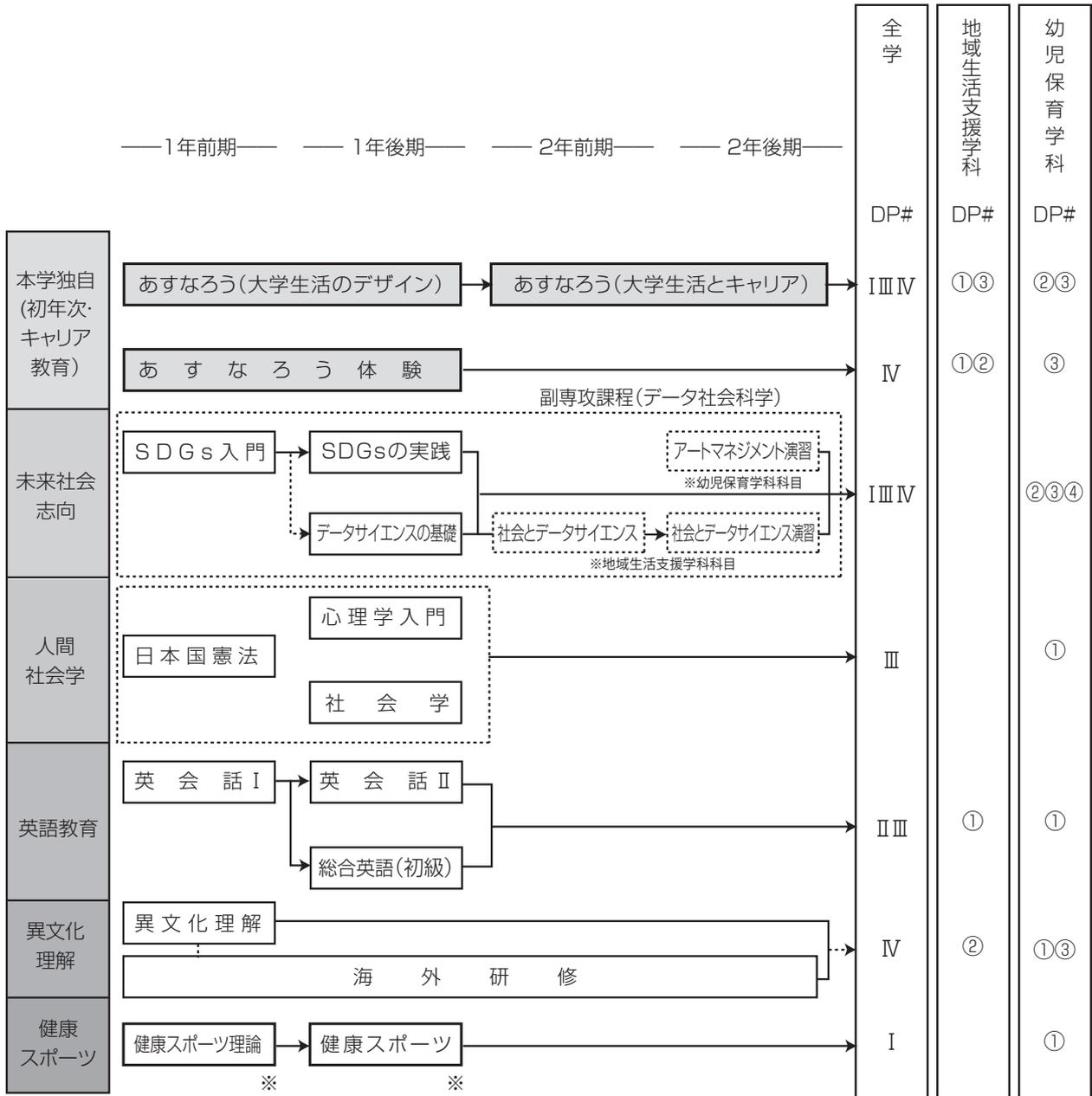
【専門職業人としての汎用的能力】（技能・表現）

- 1)どのような状況の変化と人々にも対処できる食と福祉と多文化にわたる汎用性のある知識と幅広く活用できる技能および柔軟な人間性を持った有機的な生活支援ができるコンシェルジュにふさわしい能力を有している。
- 2)利用者の情報を収集・分析し、介護計画作成、実践、評価について理解できる。
 - ①利用者とは信頼関係を結ぶためのコミュニケーションをとることができる。
 - ②介護過程の一連の流れを理解し、在宅と施設の介護過程の相違を説明できる。
 - ③記録の必要性を理解し、的確な記録・記述ができる。
- 3)利用者の生活状況に応じ、自立に向けた介護支援技術を修得し、実践できる。
 - ①利用者の多様な生活場面における介護実践の方法を理解し、自助具・福祉用具を活用できる。
 - ②行った介護について記録や報告が的確にでき、振り返り、次の介護に活かすことができる。
 - ③医療的ケアに関する知識と技術を修得し、喀痰吸引等を安全・適切に行うことができる。

【地域生活を支援し、創造する力】（行動・経験・創造的思考力）

- 1)生活の要素を科学的に分析・把握することにより生活全般を見渡せる俯瞰能力を身に付けており、経験をもとにした創造的発想ができる、「マルチに学び、マルチに活動する」生活支援のプロフェッショナルにふさわしい能力を有している。
- 2)介護福祉士の義務規定を理解し、権利擁護(アドボカシー)の視点や高い倫理性を持って行動できる。
 - ①相手の立場に立つことができ、常に利用者本位の視点を持って行動できる。
 - ②利用者の尊厳を保持し、介護福祉士としての介護観を持つことができる。
 - ③介護計画に沿った実施、評価ができる。
- 3)他の職種の役割を理解し、チームに参画することができる。
 - ①チームに参画し、同僚・多職種協働によるチームアプローチを図ることができる。
 - ②介護福祉士としての意見を述べるができる。
 - ③リーダーシップをとることができる。

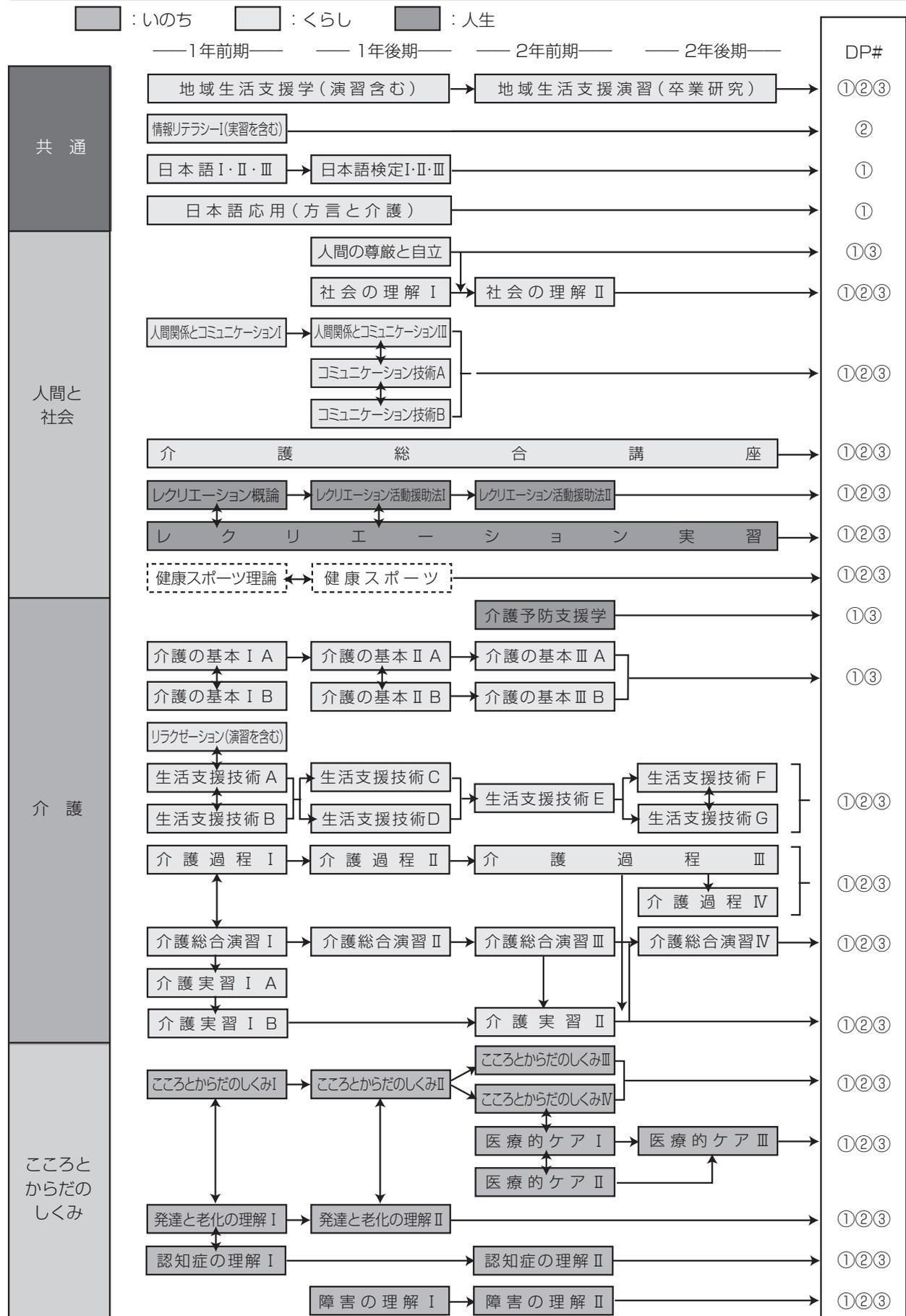
令和5年度入学生 科目系統図 (共通教育科目)



※ 介護福祉コースを除いて必修

DP#: 該当するディプロマポリシーの番号

令和5年度入学生 科目系統図 (地域生活支援学科介護福祉コース 専門教育科目)



- 01
 - 02
 - 03
 - 04
 - 05
- 履修プログラム

多文化コースの履修ガイド

<学びの特色>

①食と福祉の分野を融合した複合領域に関するマルチな知識を持つホスピタリティ精神あふれる人材を目指して多様性を大切に学修を行います。

本コースの大きな特徴は、国際文化だけではなく、同時に食や福祉に関する専門的なカリキュラムも受講できることです。専門的な知識や技術を持ち、ホスピタリティ(おもてなし)の心で、人々の生活をさまざまな角度から支えることができる力を身につけます。

②副専攻制をもうけ、データサイエンスやSDGsについて学びます。

1. 副専攻(プログラム)名:

データ社会科学

2. 副専攻(プログラム)の目的:

第4次産業革命や超スマート社会への進展において、主専攻の学修を補うとともに、社会にでてから求められる専門分野とは異なる視点の知識や技能を養成します。

本プログラムでは、次のようなスキルをもつ人材の育成を目的とします。①身近な社会問題について自ら気づける人。

②根拠のある問題解決の方法を考えることができる人、③多様な人々と協力して問題解決に取り組めることができる人。そのために、次のような学修を行います。

① SDGsの学びから現代の国際目標を理解する。

② ①について自分自身に何が出来るのか考える。

③ ①②の過程を通じて、社会問題への取り組み方を学ぶ。

④ ③の解決手段を考える際、様々なデータに基づいた事実を把握する方法を学ぶ。

⑤ ④で把握した事実から、根拠のある解決方法を考える。

⑥ 自分の考えやアイデアを多様な人に伝える際の手段としてのコミュニケーション技法を学ぶ。

3. 副専攻(プログラム)の概要:

副専攻とは、主専攻分野(多文化)以外の分野の授業科目を体系的に履修する取組をいいます。なお、本取組は、学内で規程が整備されており、組織的に行われていますので、終了認定を受けた場合は、修了証書(データ社会科学)が授与されます。

4. 開講科目:10単位

副専攻における科目は、オリエンテーションやガイダンスにて説明します。共通教育科目と所属学科の専門教育科目は、卒業に必要な単位に算入されますが、他学科の専門教育科目は卒業に必要な単位に算入されませんので、注意してください。

副専攻科目

副専攻名	科目名	単位数
データ社会科学 専攻	SDGs入門	2
	SDGsの実践	1
	データサイエンスの基礎	2
	社会とデータサイエンス	2
	社会とデータサイエンス演習	1
	アートマネジメント演習	2

③ 海外留学体験や留学生との交流で実践的な語学力を身につけます。

海外から来た留学生と共に学ぶことや、海外留学体験など、他国のさまざまな生活スタイルや文化に触れることで、グローバルな視点で物事を考える力を身につけます。また、基本的な英語の語学力をはじめ、アジア圏各国の言語もあわせて修得することができます。

④ 地域の特徴や日本文化を学び、地域の活性化に貢献できる力を修得します。

日本の文化を理解する科目や、地元佐賀の歴史や古くから伝わる伝統文化を知る「佐賀学」といった独自のカリキュラムが設置されています。地域の素晴らしさを学び、それらを情報発信しながら、地域の活性化に貢献できることを目指します。

**⑤ 観光や旅行業界にも対応できる実践的ビジネス知識とスキルを修得します。**

観光ツアーの添乗員やツアーコンダクターやツアープランナー、あるいは各種交通・運輸業界でのアテンド業務やホテル・宿泊ビジネスなどに必要な知識とスキルを学修する複数の特徴的な専門科目を展開しています。

<2年間で身につく力>

- ① さまざまなアジア圏からの留学生との日常的な生の触れ合い環境の中での、世界の多様な文化と言語の学修を通して、海外での外国人との交流に必要な国際感覚を磨くことができます。
- ② 自然にインターナショナルな感性を養うための専門科目とネイティブの教員による授業をはじめ、食と福祉の両生活支援コースのカリキュラムも学ぶことで、グローバルな視点からの生活支援活動と地域活性化に必要な力を身につけることができます。
- ③ 学外フィールドに積極的に出かけ、地域社会と連携した体験学修(アクティブラーニング)を通して、地元「佐賀」の文化や伝統や観光など、すべての資源を総合的に理解して活用しながら、多くの人々へ「豊かな暮らし方」を提案できる能力を身につけることができます。

<取得可能な資格等>

- ① プレゼンテーション実務士(協会資格)
第三者に対して、自分の意見や考えなどを要領良く、具体的かつ魅力的に説得性を持って伝えるプレゼンテーション能力を修得した者に与えられる公的資格です。各種イベントの企画や開発および広報業務などに必要なスキルの修得をします。
- ② (国内)旅程管理主任者(ツアーコンダクター:公的資格)
国内の団体旅行の主任添乗員を務めるのに必要な公的資格です。旅行計画を企画し、ツアー運行全般の管理と添乗を行いながら、旅行が安全かつ円滑に遂行できるように、各種機関との調整や対応業務を行うために必要な資格です。専門的な講師による研修を受け、最終的には現場での実務添乗経験も必要になります。
- ③ おもてなしコーディネーター(多文化)(本学認定)
海外や日本文化、異文化交流の学びから他者との考え方や習慣の違いなどに対する相互理解・調整力を修得し、地域の人々の生活を様々な角度から支援し支えるための資格です。

<その他 支援科目>

- ④ ITパスポート(国家資格)
- ⑤ 国内旅行業務取扱管理者(国家資格)
- ⑥ TOEIC
- ⑦ 中国語検定 韓国語能力試験

01

02

履修科目

03

04

05

学修到達目標と学修成果 [全学科共通汎用的要素]

【共通】汎用的能力要素（到達目標）及び学修成果

【主体的・自立的に行動できる確かな人間力】（態度・志向性）

- 1) 自他意識を持って意見や立場を理解し、自律的意識をもって協調する態度を身につけることができる。
- ① 自分の意見を自律的に分かりやすく人に伝えることができる。
 - ② 相手の意見を丁寧に聴き、意見の違いや立場の違いを理解して協調した対応ができる。
- 2) 社会規範に沿った倫理観をもち、社会の一員としての責任をもつことができる。
- ① 自己の良心と社会規範に沿った倫理観の下での対応ができる。
 - ② 社会のルールや人との約束を守って社会の一員として責任を持って立ち居振る舞い対応ができる。
- 3) 将来目標に向けた自立的志向、ライフスタイルに応じた生涯学習志向を持つことができる。
- ① 社会規範に沿った基本的な生活習慣や、自己の健康・体力を管理することができる。
 - ② ストレスの発生源に対して自律的かつ柔軟に対応し、危機管理を行うことができる。
 - ③ 自主的に将来の目標に向かって自立学習をすることができる。

【教養ある社会人としての基礎力】（知識・理解）

- 1) 人文科学、他文化や異文化に関する知識を身につけ、人間性への理解認識を深めることができる。
- ① 人文科学に関する知識を基に物事を理解し、処理することができる。
 - ② 多文化や異文化に対する認識と理解を持って知識を身につけることができる。
- 2) 社会科学・自然科学に関する知識を身につけ、物事への理解認識を深めることができる。
- ① 社会科学に関する知識を基に物事を理解し、処理することができる。
 - ② 自然科学に関する知識を基に物事を理解し、処理することができる。
- 3) 将来社会生活・職業生活に向けた基礎知識を身につけ、生活での多様な役割や意義関連への理解を深めることができる。
- ① 生活・仕事上の多様な役割や意義及びその関連等を理解し、自己の果たすべき役割等についての認識を深めていくことができる。
 - ② 職業生活・社会生活に必要な基本的な常識を身につけることができる。

【社会人としての汎用的能力】（技能・表現）

- 1) 日本語と特定の外国語を用いて、読み、書き、聞き、話すことができる。
- 2) 自然や社会的事象について、シンボルを活用して分析、理解し、表現することができる。
- 3) 将来社会生活・職業生活に必要な基礎的スキルを身につけ、問題を発見し解決することができる。
- ① 情報通信技術(ICT)を用いて、多様な情報を収集・分析して適正に判断し、モラルに則って効果的に活用することができる。
 - ② 情報や知識を複眼的、論理的に分析して物事を考え、その結果を文書や発言として表現できる。
 - ③ 問題を発見し、解決に必要な情報を収集・分析・整理し、その問題を確実に解決できる。
 - ④ 職業生活・社会生活に必要な基本的な所作やマナー、文章作成、必要に応じた技能検定資格等を身につけることができる。

【地域生活を支援し、創造する力】（行動・経験・創造的思考力）

- 1) 物事に進んで取り組み、他人との協調のなかで行動することができる。
- ① 物事に進んで取り組み行動することができる。
 - ② 他人に働きかけを行い、巻き込みながら行動することができる。
- 2) 目的を設定し、将来設計に沿って確実に行動することができる。
- 3) 獲得した知識、技術・技能、態度等を総合的に活用し、経験から新しい価値や課題を見出し解決することができる。
- ① 経験を基にさらに新しい価値を生み出すことができる。
 - ② これまでに獲得した知識、技術・技能、態度等を総合的に活用し、自らが立てた新たな課題にそれらを適用し、その課題を解決することができる。

学修到達目標と学修成果〔地域生活支援学科多文化コース 専門的要素〕

【主体的・自立的に行動できる確かな人間力】（態度・志向性）

- 1) 食と福祉と多文化にまたがる複合的分野に対して、自ら積極的に興味を持って学修でき、「知識と技術の横のつながり」を人々への生活支援のために自律的に発揮できる能力を有している。
- 2) 地域文化を理解・継承しながら、多様な人々の幸せと生活向上に自律的に取り組むことができる。
 - ① 地域の人々と交流を積極的に図ることができる。
 - ② 人々の幸せとは何かを考えることができる。
 - ③ 身に着けた人間力により成果を発表することができる。
- 3) 国際社会の推移を注意深く観察し、グローバル社会に積極的に参画できる人間性を有している。
 - ① マスコミ等により社会の国際的動きを的確に理解することができる。
 - ② 国際情勢を客観的に分析することができる。
 - ③ 自ら考え、分析した社会の動きを発表することができる。

【教養ある専門職業人としての基礎力】（知識・理解）

- 1) 地域の特性に密着した日常レベルでの衣・食・住を根幹とした生活科学分野と人文・社会・自然の各科学分野とを連携した複合的知識と技術を有している。
- 2) 世界に展開できる人間性を持った社会人として必要な体力、語学力(英語、ハングル語、中国語等)を身につけている。
 - ① 自分に合った外国語の学習方法を見つけることができる。
 - ② 海外からの学生や研究者に積極的に話しかけ、自分の意見を説明することができる。
 - ③ 専門語を交えながら、留学生や訪問者に外国語で交流することができる。
- 3) 海外の国々や日本の文化を素直に理解し、認め合う社会人となるための情報を的確に収集・発信できる力を身につけている。
 - ① 我が国の文化の特徴を理解している。
 - ② 海外からの学生や訪問者から異なる文化を理解し、我が国の文化と比較することができる。
 - ③ 我が国の文化の特異性を抽出し、外国語により説明することができる。

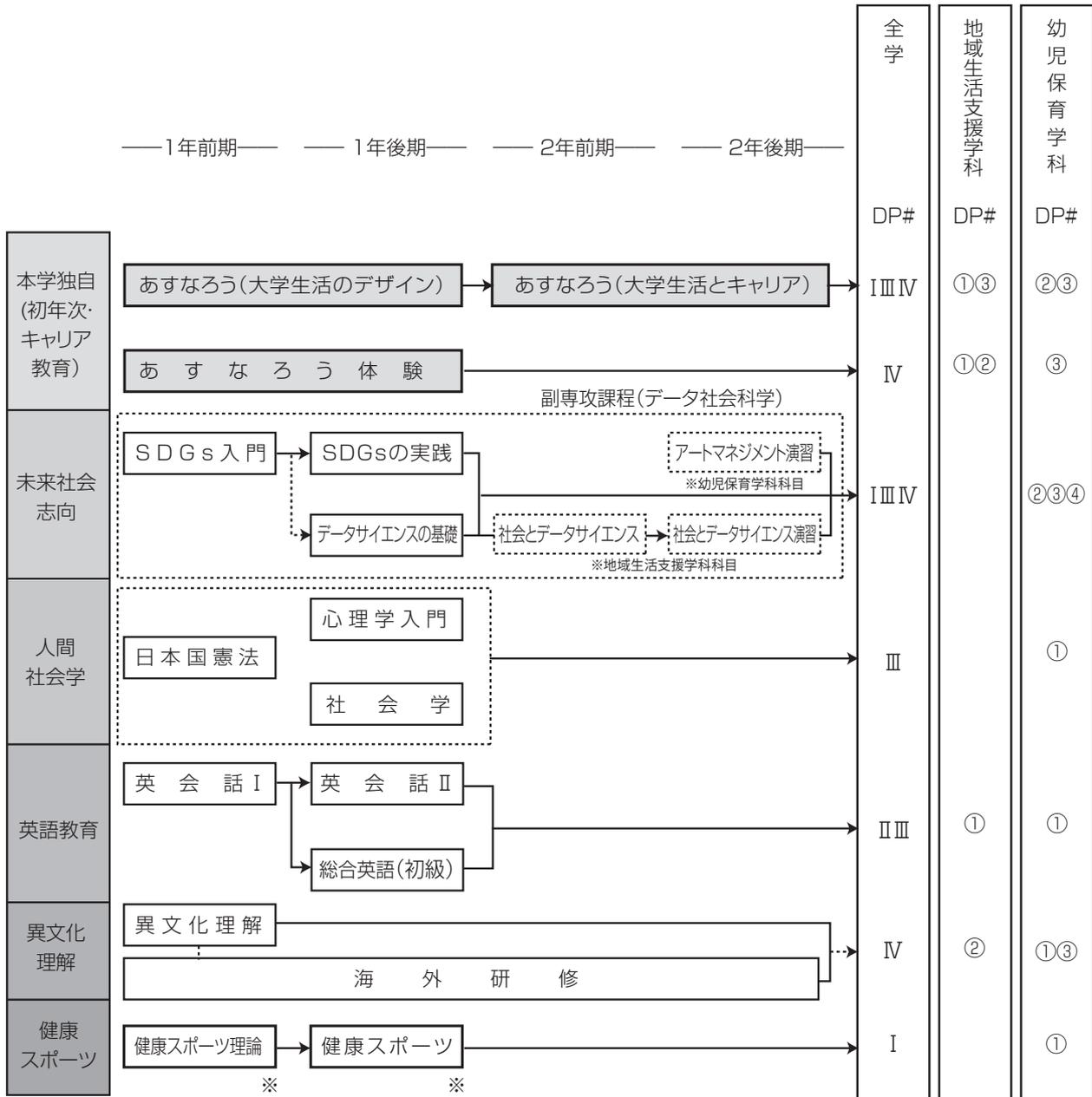
【専門職業人としての汎用的能力】（技能・表現）

- 1) どのような状況の変化と人々にも対処できる食と福祉と多文化にわたる汎用性のある知識と幅広く活用できる技能および柔軟な人間性を持った有機的な生活支援ができるコンシェルジュにふさわしい能力を有している。
- 2) 食と福祉の視点を持ち、ホスピタリティ精神にあふれる生活支援ができるスキルを身につけている。
 - ① 我が国の食と福祉に関連するホスピタリティの特質を把握している。
 - ② 海外のホスピタリティとの比較を行い、おもてなしのスキルを高めることができる。
 - ③ 本学への訪問者に適切なおもてなしができる。
- 3) 基礎語学力(英語、ハングル語、中国語、日本語等)を活かし、海外からの留学生、観光客、地域の人々と異文化交流ができる。
 - ① 自分で選択した語学学修方法により継続して基礎学力を身につけることができる。
 - ② 海外からの訪問者と積極的に会話することができる。
 - ③ 地域の人々と海外からの訪問者の橋渡しができる。

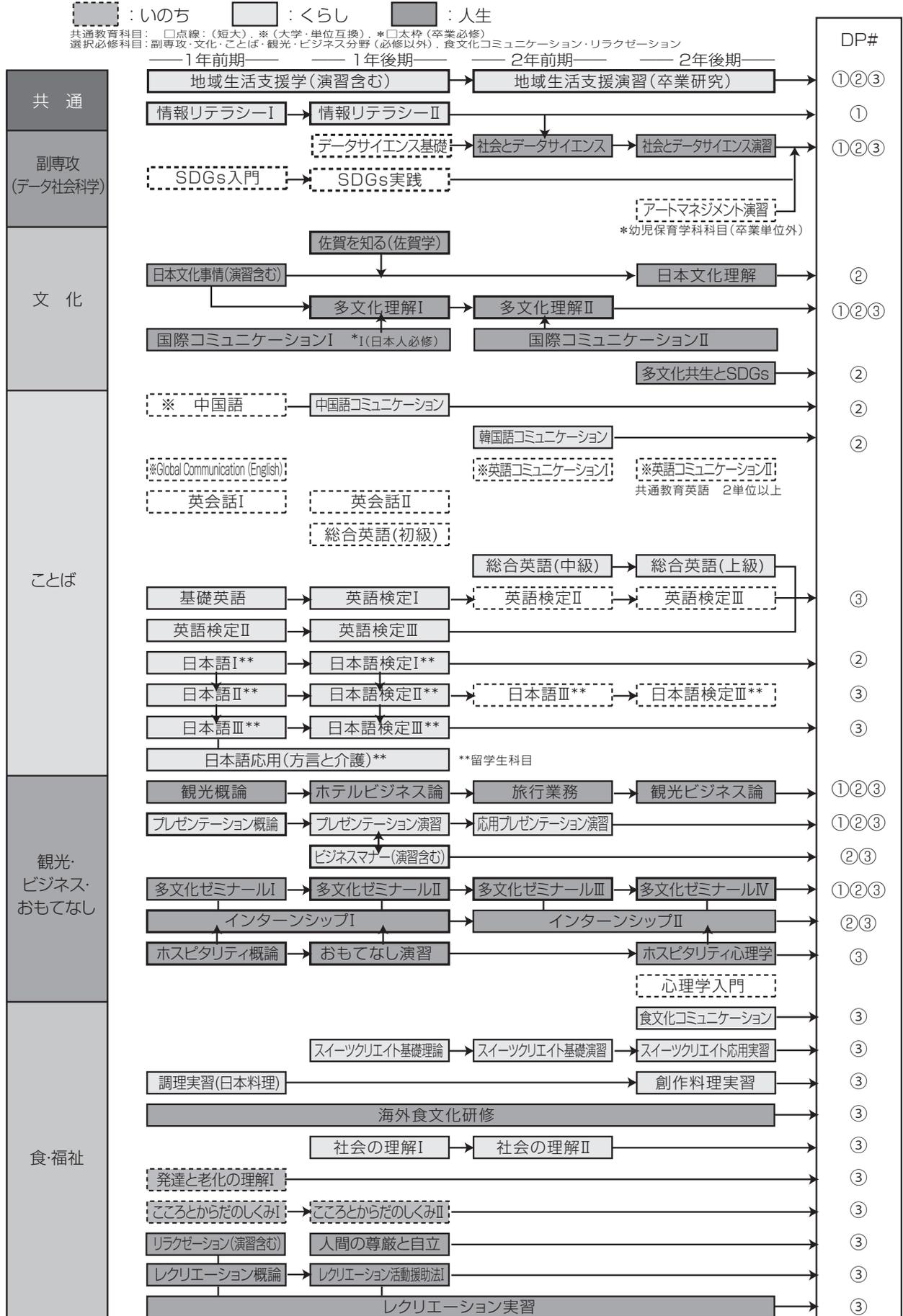
【地域生活を支援し、創造する力】（行動・経験・創造的思考力）

- 1) 生活の要素を科学的に分析・把握することにより生活全般を見渡せる俯瞰能力を身に付けており、経験をもとにした創造的発想ができる、「マルチに学び、マルチに活動する」生活支援のプロフェッショナルにふさわしい能力を有している。
- 2) 地域の人々と積極的に交流し、地域の人々のニーズを的確に把握し、問題解決のための行動ができる。
 - ① 地域の人々との会話をする機会を積極的に設けることができる。
 - ② 地域の問題点を交流を通して発掘することができる。
 - ③ 発掘した問題点を解決する方法を提案することができる。
- 3) 地域の人々や海外からの人々との交流により得られた文化、生活情報を分析し、次の行動指針にできる。
 - ① 海外からの訪問者とおして、文化、生活情報を得る努力をすることができる。
 - ② 異文化が共存できる環境について考えることができる。
 - ③ 考えた環境を実社会で整合させて行動を起こすことができる。

令和5年度入学生 科目系統図 (共通教育科目)



令和5年度入学生 科目系統図 (地域生活支援学科多文化コース 専門教育科目)

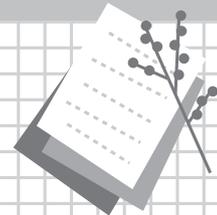


01
02
03
04
05
履修ユニット

GUIDE 3

幼児保育学科の履修手引き

子どもは未来の「宝」。その宝である子どもたちの教育の専門家をめざします。



幼児保育学科では保育者としての「実践力養成」を重視しています。音楽、身体運動、造形についての技能は、教育・保育の現場で役立つ内容の授業を展開しています。そのため数多くの『実技・演習』が組み込まれているので、これにみなさん方が真摯に取り組むことを期待しています。単にうまくできるかどうかよりも、自身の技能をしっかりと磨こうと努力しているかという点を重視します。一方、教育学、福祉学、心理学、保育学等の理論系の科目では、常に保育の場における実践とのつながりを意識した授業が繰り返されています。

幼児保育学科で身につけた技能・理論と保育の実践を結びつける最大の機会が『実習』です。実習に向けて、全教職員によるサポート体制も充実しています。また実習では、専門的知識のほかにも人としてのあり方が問われます。「保育者として」、すなわち子どもたちの幸福を支援し、その命を育て、成長を促す人としてふさわしいかどうかが問われることとなります。

1 幼稚園教諭について

幼稚園は「幼児を保育し、適切な環境を整えて、その心身の発展を助長すること」を目的として設立された教育機関です。幼稚園で3歳から就学前までの幼児を教育するのが幼稚園教諭です。幼稚園教諭として活躍するには幼児の心身の特性や教育の方法、さらに、その生活文化などに関する知識と造形、音楽、体育などに関する技能を身につけなければなりません。幼児保育学科は、これらについての学習がスムーズに進行するようにカリキュラムが展開されています。



2 保育士について

「食べる、寝る、排泄する」といった基本的な生活習慣を身につけ、健やかな心と身体をもった子どもに育つよう援助するのが保育士の仕事です。保育士が活躍する職場は保育所をはじめとし、児童養護施設、障害児入所施設などすべての児童福祉施設が該当します。

保育士資格取得のためのカリキュラムは幼稚園教諭の場合と重複する科目と、「乳児保育」「子どもの保健」「子どもの食と栄養」などの乳幼児の生活と健康に関する科目や「子ども家庭福祉」「障害児保育」「子ども家庭支援論」など乳幼児の福祉や援助技術を学ぶ科目があります。



3 コース制について

2つの基礎資格(幼稚園教諭二種免許状および保育士資格)に加えて、それぞれの専門性をさらに高めるために、本学科には「表現・音楽コース」「心理・環境コース」の2つのコースが設けられています。みなさんはこの中の一つのコースを選択し、選択したコースの指定科目を履修しなければなりません。

なお、原則として、コース指定科目は、他コースの学生は受講できません。

4 就職・進学・編入学について

卒業後の主な就職先は、保育所、幼稚園、認定こども園、児童養護施設、障害児入所施設などです。短大のわずか2年間の学生生活で、保育士資格と幼稚園教諭免許の2つの資格を取得するため、みなさん方は多忙となります。

本学科では一年次より就職対策講座を開設し、早くから就職活動を支援しています。就職については、何よりもみなさん自身が主体的に考え行動することが期待されています。1年次からはじまる教育・保育実習は、現場との最初の接点となります。将来自分がどのような職場で働きたいか意識しながら実習に臨んで下さい。実習は就職活動への第一歩といっても過言ではありません。自身の志を高く持ち、自主的にボランティアや見学に行くなど積極的に活動して下さい。なお、就職活動については、学生支援課はもちろんのこと、学科の教員にも気軽に相談してください。

短大卒業後に、さらに学びたい人は、4年制大学(西九州大学、佐賀大学、西南学院大学など)への編入学が可能です。

CHECK! 進学と編入学についてはP.30、31を参照

学修到達目標と学修成果 [全学科共通汎用的要素]

【主体的・自立的に行動できる確かな人間力】（態度・志向性）

- 1) 自己意識を持って意見や立場を理解し、自立的意識をもって協調する態度を身につけることができる。
- ① 自分の意見を自立的に分かりやすく人に伝えることができる。
- ② 相手の意見を丁寧に聴き、意見の違いや立場の違いを理解して協調した対応ができる。
- 2) 社会規範に沿った倫理観をもち、社会の一員としての責任をもつことができる。
- ① 自己の良心と社会規範に沿った倫理観の下での対応ができる。
- ② 社会のルールや人との約束を守って社会の一員として責任を持って立ち居振る舞い対応ができる。
- 3) 将来目標に向けた自立的志向、ライフスタイルに応じた生涯学習志向を持つことができる。
- ① 社会規範に沿った基本的な生活習慣や、自己の健康・体力を管理することができる。
- ② ストレスの発生源に対して自律的かつ柔軟に対応し、危機管理を行うことができる。
- ③ 自主的に将来の目標に向かって自立学習をすることができる。

【教養ある社会人としての基礎力】(知識・理解)

- 1) 人文科学、他文化や異文化に関する知識を身につけ、人間性への理解認識を深めることができる。
- ① 人文科学に関する知識を基に物事を理解し、処理することができる。
- ② 多文化や異文化に対する認識と理解を持って知識を身につけることができる。
- 2) 社会科学・自然科学に関する知識を身につけ、物事への理解認識を深めることができる。
- ① 社会科学に関する知識を基に物事を理解し、処理することができる。
- ② 自然科学に関する知識を基に物事を理解し、処理することができる。
- 3) 将来社会生活・職業生活に向けた基礎知識を身につけ、生活での多様な役割や意義関連への理解を深めることができる。
- ① 生活・仕事上の多様な役割や意義及びその関連等を理解し、自己の果たすべき役割等についての認識を深めていくことができる。
- ② 職業生活・社会生活に必要な基本的な常識を身につけることができる。

【社会人としての汎用的能力】（技能・表現）

- 1) 日本語と特定の外国語を用いて、読み、書き、聞き、話すことができる。
- 2) 自然や社会的事象について、シンボルを活用して分析、理解し、表現することができる。
- 3) 将来社会生活・職業生活に必要な基礎的技能を身につけ、問題を発見し解決することができる。
- ① 情報通信技術(ICT)を用いて、多様な情報を収集・分析して適正に判断し、モラルに則って効果的に活用することができる。
- ② 情報や知識を複眼的、論理的に分析して物事を考え、その結果を文書や発言として表現できる。
- ③ 問題を発見し、解決に必要な情報を収集・分析・整理し、その問題を確実に解決できる。
- ④ 職業生活・社会生活に必要な基本的な所作やマナー、文章作成、必要に応じた技能検定資格等を身につけることができる。

【地域生活を支援し、創造する力】（行動・経験・創造的思考力）

- 1) 物事に進んで取り組み、他人との協調のなかで行動することができる。
- ① 物事に進んで取り組み行動することができる。
- ② 他人に働きかけを行い、巻き込みながら行動することができる。
- 2) 目的を設定し、将来設計に沿って確実に行動することができる。
- 3) 獲得した知識、技術・技能、態度等を総合的に活用し、経験から新しい価値や課題を見出し解決することができる。
- ① 経験を基にさらに新しい価値を生み出すことができる。
- ② これまでに獲得した知識、技術・技能、態度等を総合的に活用し、自らが立てた新たな課題にそれらを適用し、その課題を解決することができる。

学修到達目標と学修成果〔幼児保育学科 専門的要素〕

【幼児保育学科】

専門的能力要素（到達目標）及び学修成果

【主体的・自立的に行動できる確かな人間力】（態度・志向性）

【保育者としての素養】

- 1) 教育的愛情と情熱を持ちあわせている。
- 2) 関係法令を理解し、それらを遵守した保育活動を展開することができる。
- 3) 成長のための意欲をもち、学び続けることができる。

【教養ある専門職業人としての基礎力】（知識・理解）

【子どもを理解し指導・援助する力】

- 1) 子どもの特性や個性を把握することの重要性を理解し、その手法を身につけている。
- 2) 子ども理解にもとづいて、個と集団に対する指導・援助をすることができる。
- 3) 特別な支援を必要とする子どもの特性や発達を理解し、支援することができる。

【専門職業人としての汎用的能力】（技能・表現）

【保育を展開し評価する力】

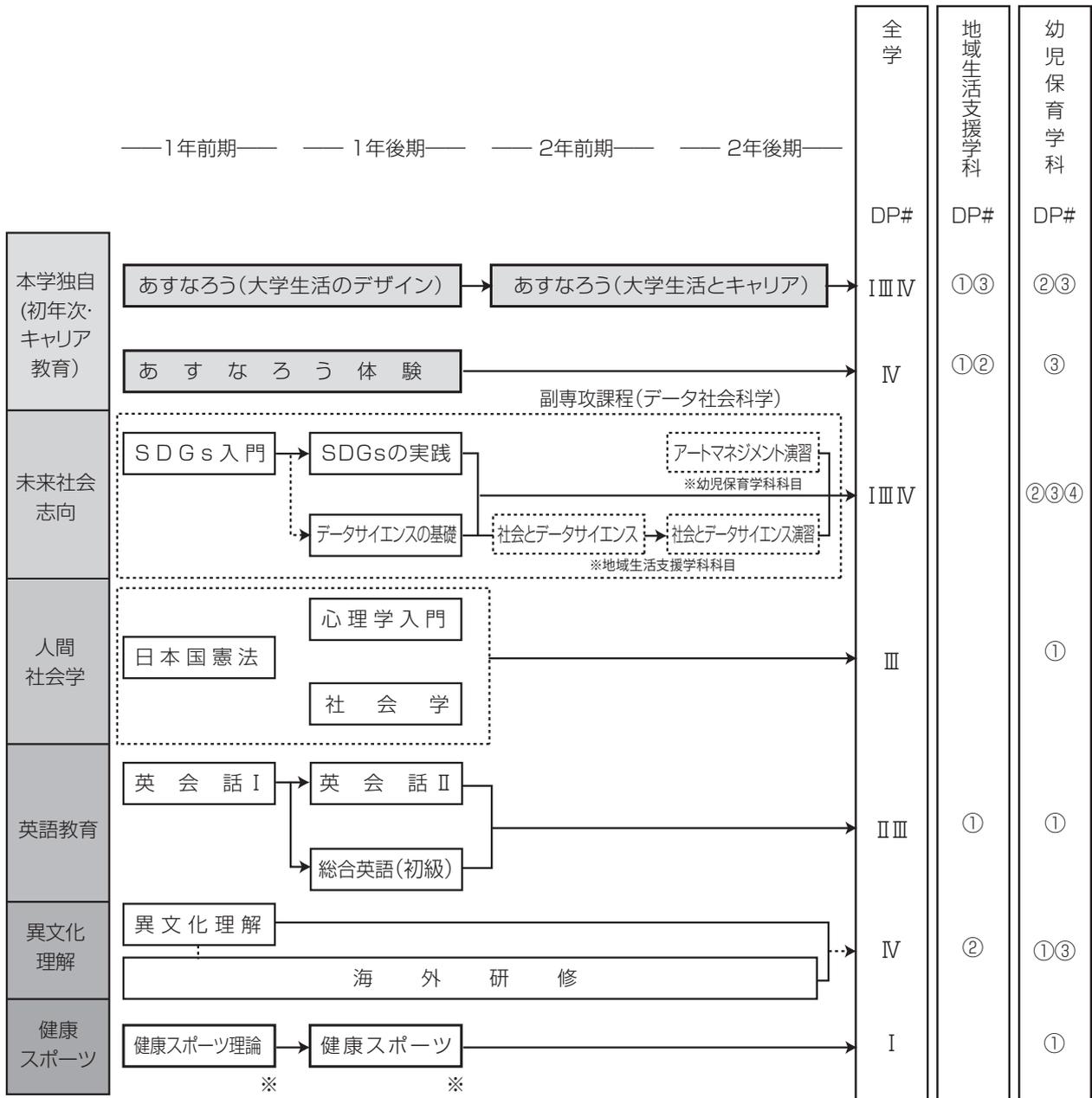
- 1) 要領・指針等の理念と内容にもとづいて、保育計画等を構想することができる。
- 2) 保育技術を用いて、子どもの実態に応じた保育を展開することができる。
- 3) 保育を適切に評価して、計画の改善をおこなうことができる。

【地域生活を支援し、創造する力】（行動・経験・創造的思考力）

【連携・協働する力】

- 1) 園組織へ参画する意識を持ち、任された職務を遂行することができる。
- 2) 危機の未然防止と早期発見、危機を察知した際の迅速な対応ができる。
- 3) 保護者や地域と積極的に関わり、連携・協働した対応をおこなうことができる。

令和5年度入学生 科目系統図 (共通教育科目)

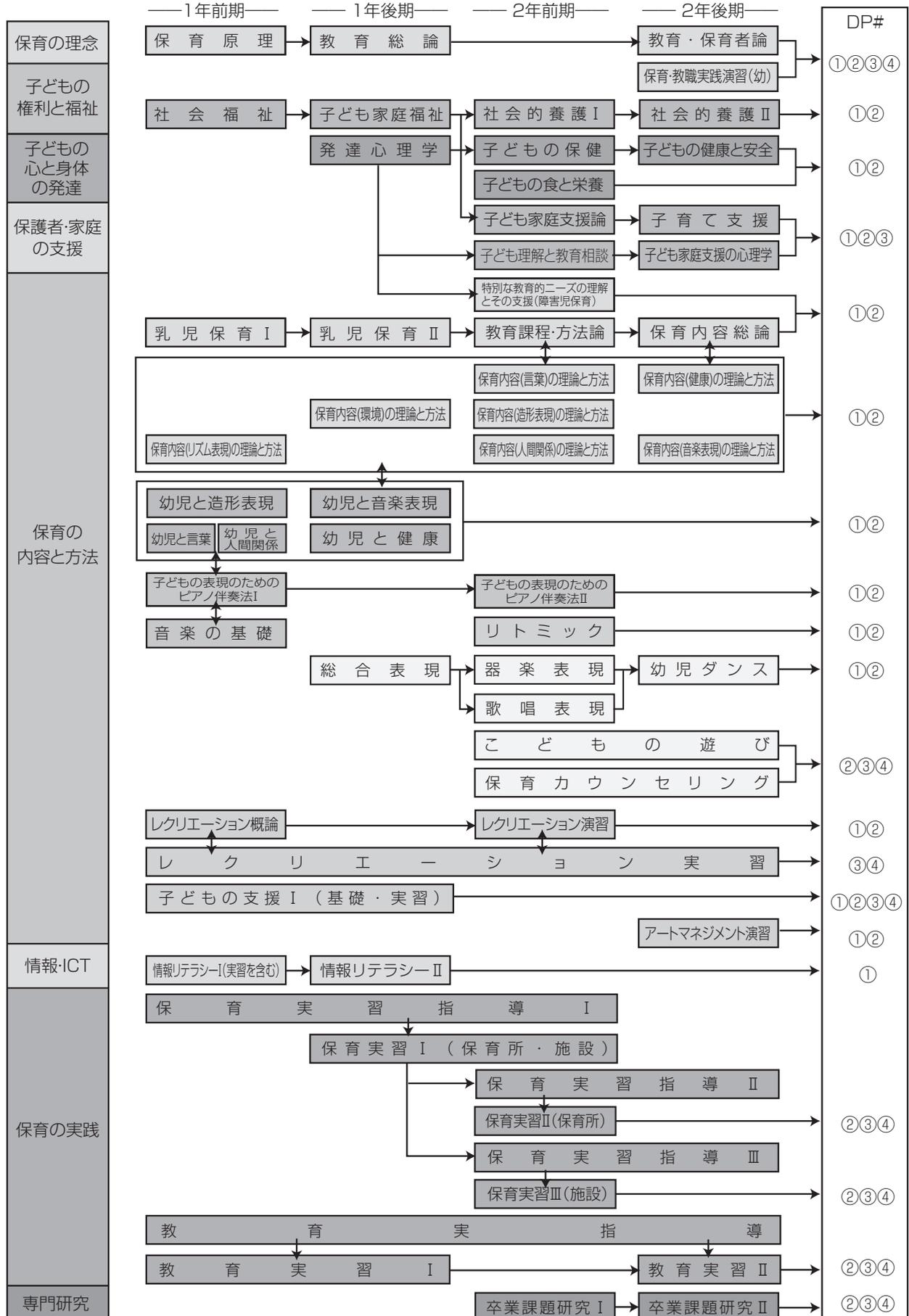


※ 介護福祉コースを除いて必修

DP#: 該当するディプロマポリシーの番号

- 01
 - 02
 - 03
 - 04
 - 05
- 履修ユニット

令和5年度入学生 科目系統図 (幼児保育学科 専門教育科目)



令和5年度入学生 教育課程表 (幼児保育学科)

一般教育科目 小分類区分

A	本学独自 (初年次・キャリア教育)
B	英語教育
C	人間社会学
D	未来社会志向
E	異文化理解
F	健康スポーツ

専門教育科目 小分類区分

A	保育の本質・目的に関する科目
B	保育の対象の理解に関する科目
C	保育の内容・方法に関する科目
D	保育実習・教育実習
E	総合演習
F	その他

区分	教育内容	授業科目	科目ナンバリング	種別	学則単位			資格免許単位					コース総組		1年		2年		備考		
					必修	選択	卒業要件	保育士 必修	幼稚園 必修	レシコン 必修	リトミック 必修	アート 必修	表現音楽	心理環境	前期	後期	前期	後期			
共通教育科目	教養科目	あすなろう(大学生生活のデザイン)	GE_A1_01	演習	1		1	6 単位 以上 選 択 必 修	8 単 位 以 上 選 択 必 修 (日本国憲法は必修)							○	○				
		あすなろう(大学生生活とキャリア)	GE_A2_01	演習	1		1											○	○		
		SDGs入門	GE_D2_01	講義	2											○					
		SDGsの実践	GE_D2_02	演習	1												○				
		データサイエンスの基礎	GE_D1_01	講義	2												○				
		あすなろう体験	GE_A1_02	演習		2	1 単 位 以 上 選 択 必 修									○	○				
		心理学入門	GE_C1_01	講義		2												○			
		日本国憲法	GE_C2_01	講義		2											○				
		社会学	GE_C2_02	講義		2												○			
		海外研修	GE_E1_01	演習		1											○	○	○	○	
	異文化理解	GE_E1_02	演習		2									○							
	外国語科目	総合英語 (初級)	GE_B1_02	演習		1		2 単 位 以 上 選 択 必 修								○					
		英会話 I	GE_B1_01	演習		1										○					
		英会話 II	GE_B2_01	演習		1										○					
保健体育科目	健康スポーツ理論	GE_F2_01	講義		1			1		1					○						
	健康スポーツ	GE_F2_02	演習		1		1		1	1				○							
		計			9	14	12	10	12	1											

01
02
履修コース
03
04
05

〈令和5年度入学生 教育課程表(幼児保育学科)つづき〉

区分	授業科目	科目ナンバリング	種別	学則単位			資格免許単位						コース科目		1年		2年		備考	
				必修	選択	卒業要件	保育士		幼稚園	レクリエーション	リトミック	アート	表現音楽	心理環境	前期	後期	前期	後期		
							必修	選択												必修
専門 教育 保育 科目	保育原理	EC_A1_01	講義	2			2									○				
	教育総論	EC_A1_02	講義	2			2	2								○				
	子ども家庭福祉	EC_B2_01	講義	2			2									○				
	社会福祉	EC_B1_01	講義	2			2									○				
	子ども家庭支援論	EC_D2_01	講義	2			2											○		
	社会的養護I	EC_B1_02	講義	2			2											○		
	教育・保育者論	EC_A2_01	講義	2			2	2												○
	発達心理学	EC_C1_01	講義	2			2	2								○				
	子ども家庭支援の心理学	EC_D2_02	講義		2		2													○
	子ども理解と教育相談	EC_D2_03	演習		2		2	2												○
	子どもの保健	EC_C1_02	講義	2			2													○
	子どもの食と栄養	EC_C1_03	演習	2			2													○
	教育課程・方法論	EC_E2_01	講義		2		2	2												○
	保育内容総論	EC_E3_01	演習	2			2	2												○
	保育内容(健康)の理論と方法	EC_E2_02	演習	2			2	2												○
	保育内容(人間関係)の理論と方法	EC_E2_03	演習	2			2	2												○
	保育内容(環境)の理論と方法	EC_E2_04	演習	2			2	2									○			
	保育内容(言葉)の理論と方法	EC_E2_05	演習	2			2	2												○
	保育内容(音楽表現)の理論と方法	EC_E2_06	演習	2			2	2												○
	保育内容(造形表現)の理論と方法	EC_E2_07	演習		2		2	2	2											○
	保育内容(リズム表現)の理論と方法	EC_E2_08	演習		2		2	2	2							○				
	幼児と健康	EC_E1_01	演習		1		1	1									○			
	幼児と人間関係	EC_E1_02	演習		1		1	1								○				
	幼児と言葉	EC_E1_03	演習		1		1	1								○				
	幼児と音楽表現	EC_E1_04	演習		1		1	1								○				
	幼児と造形表現	EC_E1_05	演習		1		1	1								○				
	子どもの表現のためのピアノ伴奏法I	EC_E1_06	演習		1		1	1								○				
	子どもの表現のためのピアノ伴奏法II	EC_E2_9	演習		1		1	-1	1	選択										○
	音楽の基礎	EC_E1_07	演習		1		1	-1	1	選択						○				
	リトミック	EC_E3_02	演習		1		1			1										○
乳児保育I	EC_E1_08	講義	2			2									○					
乳児保育II	EC_E2_10	演習		1		1										○				
子どもの健康と安全	EC_C2_01	演習		1		1													○	
特別な教育的ニーズの理解とその支援(障害児保育)	EC_E1_09	演習	2			2													○	
社会的養護II	EC_B2_02	演習		1		1													○	
子育て支援	EC_D3_01	演習		1		1													○	
総合表現	EC_E2_11	演習		1		1	-1			1					○					
歌唱表現	EC_E2_12	演習		1		1	-1			1									○	
器楽表現	EC_E2_13	演習		1		1	-1			1									○	
幼児ダンス	EC_E2_14	演習		1		1	-1			1									○	
こどもの遊び	EC_E2_15	演習		1		1	-1				1					○	○			

〈令和5年度入学生 教育課程表(幼児保育学科)つづき〉

区分	授業科目	科目ナンバリング	種別	学則単位			資格免許単位					コース総計		1年		2年		備考	
				必修	選択	卒業要件	保育士		幼稚園	レクイン	リトミック	アート	表現音楽	心理環境	前期	後期	前期		後期
							必修	選択											
専門教育科目	保育カウンセリング	EC_E2_16	演習	2								2				○	○		
	保育実習指導 I	EC_G2_01	演習	2									○	○	○				
	保育実習 I (保育所・施設)	EC_G3_01	実習	4										○	○				
	保育実習指導 II	EC_G4_01	演習	1												○	○		
	保育実習 II (保育所)	EC_G3_02	実習	2												○			
	保育実習指導 III	EC_G4_02	演習	1												○	○		
	保育実習 III (施設)	EC_G3_03	実習	2												○			
	教育実習指導	EC_G2_02	実習	1									○	○	○	○			
	教育実習 I	EC_G2_03	実習	2									○	○					
	教育実習 II	EC_G4_03	実習	2													○		
	保育・教職実践演習(幼)	EC_A4_01	演習	2													○		
	卒業課題研究 I	EC_H4_01	演習	1													○		
	卒業課題研究 II	EC_H4_02	演習	1													○		
	情報リテラシーI(実習を含む)	EC_F1_01	講義	2									○						
	情報リテラシーII	EC_F2_01	演習	1										○					
	レクリエーション概論	EC_E1_10	講義	2									○						
	レクリエーション演習	EC_E2_17	演習	1												○			
	レクリエーション実習	EC_E1_11	実習	2									○	○	○	○			
	子どもの支援I(基礎・実習)	EC_E2_18	実習	2									○	○					
	アートマネジメント演習	EC_E1_12	演習	2													○		
計				40	59	50	59	19	42	5	1	4	4	3					

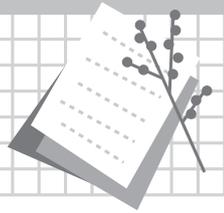
幼稚園:幼稚園教諭二種免許状

レク・イン:レクリエーション・インストラクター

01
02
履修ユニット
03
04
05

GUIDE 4

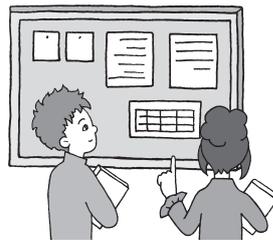
学修の手引き



01 教育課程の学位授与方針と学修到達目標との関係

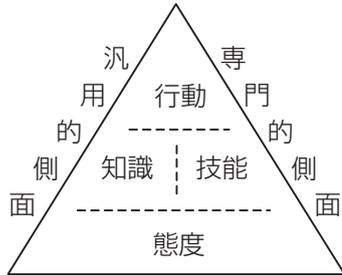
教育課程の学位授与方針	学修到達目標																							
	汎用的能力												専門的能力											
	態度・志向性			知識・理解			技能・表現			行動・経験・創造的思考力			態度・志向性			知識・理解			技能・表現			行動・経験・創造的思考力		
	1)	2)	3)	1)	2)	3)	1)	2)	3)	1)	2)	3)	1)	2)	3)	1)	2)	3)	1)	2)	3)	1)	2)	3)
地(食健康生)	②	②	②③	①③	①③	①③	①②	①③	①③	①②	①②	①②	①②	①③	②③	①②	③	①③	①②	①③	②③	①②	①③	②③
地(介護福祉生)	②	②	②③	①③	①③	①③	①②	①③	①③	①②	①②	①②	①②	②③	②③	①②	②③	③	①②	②③	②③	①②	②③	②③
地(多文化生)	②	②	②③	①③	①③	①③	①②	①③	①③	①②	①②	①②	①②	②③	②③	①②	②③	②③	①②	②③	②③	①②	①③	①③
幼保	③	③	③	①②	①②	①②	①②	①②	①②	④	④	④	②③④	①②	④	①②	①②	①②	①②	①②	①②	③	②③	②③④

☆この表は、学位授与の方針(ディプロマポリシー)と学位到達目標の関係を示しています。
各番号の内容は、食健康コース(P7)、介護福祉コース(P8)、多文化コース(P9)、幼児保育学科(P10)のディプロマポリシーを参照してください。



02 学修成果の獲得に向けて

卒業までの修学期間中、学生の皆さんは、学位授与方針を満たすために必要な学修成果の獲得に向け修学に励むことになります。学修成果は、社会人になるために必要な実質的な能力としてコンピテンシー・ピラミッドで表現されます。コンピテンシーは、社会で活躍する人が特徴的に持つ行動や考え方を示す能力評価の総体を意味するもので、ピラミッド形で表わされます。



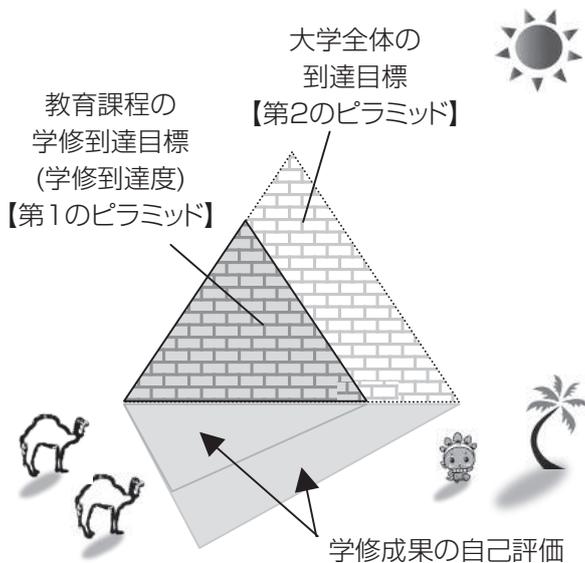
この能力の総体は、大きく【態度】【知識】【技能】【行動】の要素に大別されますが、能力要素それぞれが独立して力を発揮するものではありません。例えば、ある行動に態度が伴っていないと信用を得ることは難しいでしょうし、知識や技能が伴っていないと軽薄なものとなるでしょう。また、知識や技能を身に付けたとしても、行動や態度が伴っていないと、総じて能力は低いと評価されるでしょう。あるいは態度だけ示せても、それ以外の能力が示されなければ評価は低いと言えるでしょう。

所属する教育課程の正課教育および課外活動のなかで、皆さんはこのピラミッドを自ら創るために必要な材料や方法を学んでいると言えます。学修到達目標は、コンピテンシー・ピラミッドの目標となっており、大学/短大の学科共通の汎用的能力要素、学科固有の専門的能力要素で構成されます。各学期の履修科目の成績評価から、学修到達目標に対する学修到達度を確認することができます。学修成果の獲得では、「何を学んだか」ではなく、「学んだ結果、何ができるようになったか」が重視されます。そこで、学修到達目標において、何がどの程度できるようになったかを自己評価する(学修成果の自己評価)ことで、学修到達度の実態を明確にしなければなりません。学修成果

の自己評価は、獲得したピラミッドの実態を明らかにする影と言えます。影は適切な大きさである必要があります。

教育課程の学修到達目標に基づいた学修到達度と学修成果の自己評価は、第1のピラミッドと言えます。大学全体で定める到達目標は、修学期間全体を通して獲得する能力の総体であり、第1のピラミッドを含む第2のピラミッドと言えます。

第2のピラミッドは、修学期間の個人の諸活動による能力の獲得も含まれるため、教育課程から得る学修到達度のような実態は示されませんので、学修成果の自己評価をすることで、学修成果の獲得を明らかにするものです。



01

02

履修ユニット

03

04

05

03 学修の流れ《履修登録から学修の振り返りまで》

毎学期に、次の順で学修を繰り返し進めていきます。

① 履修登録 → ② 受講 → ③ 授業評価 → ④ 成績評価 → ⑤ 成績発表 → ⑥ (追再試験) → ⑦ 学修の振り返り

1 履修登録

履修登録により科目の受講意思を表明します。学期の授業開始前のガイダンスにおいて、登録用時間割表が配布されます。基本的には学年別に配当されている科目から履修する科目を選択します。

履修科目のシラバス(授業計画)は必ず確認し、必要に応じて印刷物やデータを保管してください。履修登録の方法は、「学生ポータルサイトの利用について」に記載しています。

シラバスのサイト:<http://er.nisikyuu.ac.jp/abu0300>

※本学ホームページから確認できます。

2 受講

「受講の基本事項」に記載しています。

3 学生による授業評価

授業期間中盤に記述式の授業評価の調査が任意で実施されます。終盤には「お知らせ」がありますので、履修する全ての科目について授業評価を行ってください。授業評価は、授業の改善や学生指導の情報として利用されますので必ず行ってください。成績評価には一切関係しません。授業評価の方法は、「学生ポータルサイトの利用について」に記載しています。

4 成績評価

「成績評価について」に記載しています。

5 成績発表

学期末に個人成績一覧表が発表(個人配布)されます。成績評価は、S(90点以上)A(80点以上)B(70点以上80点未満)C(70点未満60点以上)不可(60点未満)失格(受講回数が満たない場合)で示されます。成績発表以降、学修到達度を学生ポータルサイトから各自で確認できます。学修到達度は、個人成績から算出された学期総合の達成率が能力要素別に集計されたものです。

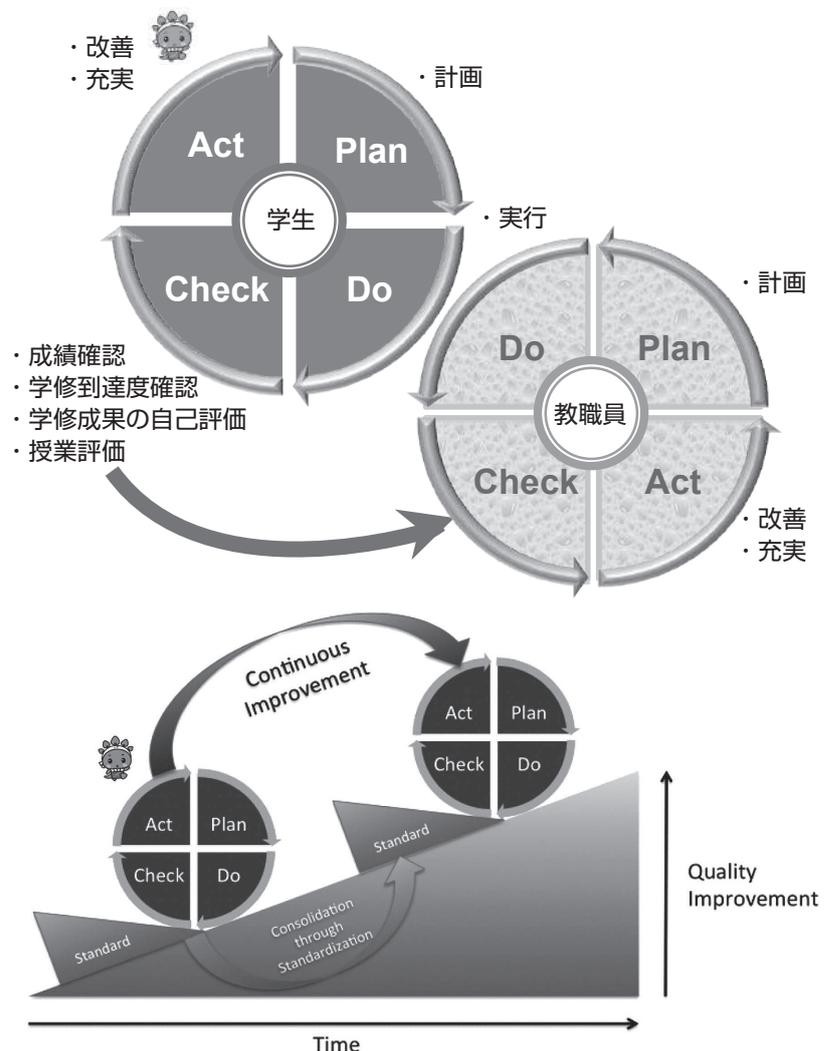
6 追再試験

追再試験は、病欠その他の正当な理由があって試験当日に欠席した場合に実施されるものです。再試験は、成績不可(60点未満)の対象者に実施されます。受講回数が2/3に満たない場合は失格となり、追再試験の対象外です。追再試験の対象者は教務課で手続きを行うことで試験に臨めます。大学は科目によって再試験がない場合があります。短大は再試験が実施されます。※実習・実習指導・実験や演習科目等、最終試験などによって評価できない科目は、基本的に追再試験はありません。

7 学修の振り返り

各自の成績評価に基づいた学期毎の学修到達度を確認することができます。これと併せて学修成果の自己評価を行います。成績及び学修到達度の確認と、授業評価と学修成果の自己評価を行うなかで、各自の学修を振り返り、学期サイクルでPDCA(Plan・Do・Check・Act)を行ってください。

最終学期末の、学修成果の自己評価は、その査定結果と併せて、学修成果証明書(学位を補足する資料)に記載されます。また、成績ほか、学修到達度、学修成果の自己評価や授業評価は、個別指導や支援、授業やカリキュラム改善などの資料として活用されます。授業評価と学修成果の自己評価は、個人の成績に影響するものではありません。授業評価と学修成果の自己評価の方法は、「学生ポータルサイトの利用について」に記載しています。学修活動の一環として必ず行って下さい。



04 学生ポータルサイトの利用について

学生ポータルサイトは、各自の修学を管理・支援するツールとして活用されるもので、入学から卒業するまでの修学期間に渡って使用します。学外パソコンからでもアクセスが可能です。事前にID・パスワード(PW)が配布されます。学内パソコンを使用する際は、別途学内パソコンにアクセスするID・PWが必要です(事前に配布されます)。いずれのID・PW情報は、卒業まで使用しますので、記録し失くさないように大切に管理してください。学生ポータルサイトのホーム画面・ログイン画面(図1)を参考にしてください。

学生自らが修学の状況を振り返るためのツール、ポートフォリオの活用により、修学・生活の自己管理と分析、自己評価の文章化による自己表現、目標と行動の設定(PDCAサイクルの定着)、教科担当との双方向のコミュニケーションなどが可能となり、迅速な学習支援を提供しています。主な機能は次のとおりです。本誌では、学修を進めていくために不可欠な事項5～9について説明します。

1 ホーム画面のお知らせ(図1-1、図1-2) P85参照

休講・補講や教室変更、その他の連絡事項が掲載されますので、各自で事前に確認してください。また、学内の掲示板にもお知らせしますので、登校時には確認が必要です。

2 ポートフォリオ概要(授業でも活用されます。)

【修学支援ポートフォリオ】 修学ポートフォリオには、修学日誌・学期毎の記録があります。修学日誌は、週報日誌となっており、1週間毎に自己管理を行うものです。学期毎の記録では、各学期に目標設定・活動成果・今後の課題等を記録して振り返り自己管理を行うものです。

【キャリアポートフォリオ】 自分史(学期毎の記録を含む)・就職準備等の記録をして自ら就職活動の準備をするために使用するものです。

【学修ポートフォリオ】 課題レポートの提出や、レポートを介した教科担当との個別指導等に使用するものです。

3 ボランティア活動概要(授業でも活用されます。)

ボランティア募集一覧から参加希望の申込みをします。

4 求人情報・説明会情報

就職説明会や求人情報を閲覧することができます。

5 シラバス情報 P86参照

本年に開講される科目のシラバスが掲載されます。シラバス情報の確認(図2-1、図2-2)を参考にしてください。

6 履修科目、希望する資格免許の履修登録及び時間割の印刷

学期はじめに(ガイダンス等において)履修する科目について、各自で登録申請します。履修登録用の時間割表が配付されます。登録用時間割表は、各教育課程表に記される科目の学年配当に基づいて作成されています。卒業要件や資格要件をしっかりと確認し、履修登録を行ってください。登録期間中は上書き変更が可能です。最後に保存した科目が登録されます。

履修登録の画面操作(図3-1、図3-2、図3-3)を参考にしてください。P88参照

7 授業評価の登録

履修する全ての科目について、授業を評価してもらいます。この調査では、各自の受講について振り返るほか、授業や指導を改善するための情報として活用されます。成績評価には関係しませんので、受講者の義務と心得て必ず回答してください。授業評価は、おおよそ14回または15回目の授業最後に実施されます。実施の際にはポータルサイトにお知らせがあります。

授業評価の登録画面操作(図4)を参考にしてください。P90参照

8 学修到達度の確認

各学期で履修した科目の成績評価に基づいて能力要素別の学修到達度が集計表示されます。

学修到達度の確認(図5)を参考にしてください。P91参照

9 学修成果の自己評価の登録

各学期末に、自分の能力要素がどの程度達成しているかを自己評価します。学修成果の自己評価方法(図6)を参考にしてください。 P92参照

10 学位の補足資料(ディプロマ・サプリメント)について

学修成果を卒業時に提示するため、学位証明書補足資料(ディプロマ・サプリメント)を発行します。

11 アンケート調査

学修実態調査、就職活動関係調査、学生生活実態調査、授業での調査など、各種調査が適宜実施されます。調査のお知らせの際に回答してください。

※学生ポータルサイトでの入力(登録)作業について

登録は、それぞれ期間が設定されます。期間外には登録できません。登録期間を確認し、期日を守るよう注意してください。

入力作業中は、何もしていないと、30分でタイムアウトとなり、途中の入力情報は保存されません。入力作業時は、こまめに登録ボタン(または、下書きボタン)を押して保存するようにしてください。(授業評価シートの登録については、回答途中で保存ができません。)

※スマートフォン等での操作も可能ですが、動作保証はしておりません。データが記録されない場合もありますので必ずwindows PCにて操作を行ってください。

(図1-1)

ホームページ画面

https://asunaro.nisikyu-u.ac.jp/portal/ (大学ホームページからアクセスします。)



学生ポータルサイト

西九州大学
西九州大学短期大学部

[学外参加者ログイン] [学生ログイン]

ホーム ポートフォリオ NS² 出欠閲覧 あすなろうセンター 授業 キャリア セミナー・ガイダンス 設定 シラバス アンケート

お知らせ

2015.11.09 >> ① 【神埼キャンパス】1号館前駐車禁止につい…

2015.11.02 >> ① 【重要】日本学生支援機構奨学金スカラネット…

2015.10.28 >> ① 【国際交流(公募)】韓国訪問団募集

2015.09.29 >> ① 学年層について(子ども学部)

2015.09.16 >> ⚠️【注意喚起】海外渡航を予定している学生の…

2015.03.31 >> ① 平成27年度学年層(大学)について

休講・補講・教室変更 情報

西九州大学		西九州大学短期大学部	
休講	2015.11.09(月)	1 限目	【食品衛生学実験①】(斎木 まど…
休講	2015.11.09(月)	2 限目	【食品衛生学実験①】(斎木 まど…
休講	2015.11.09(月)	3 限目	【食品衛生学実験①】(斎木 まど…
教室変更	2015.11.09(月)	3 限目	【ゼミナールⅠ】(利光 恵)
補講	2015.11.10(火)	3 限目	【保育内容指導法(健康)Ⅰ】(松本…

ポートフォリオ・あすなろう体験 情報

あすなろうセンター

2015.12.23 >> 一般ボランティア ②【@12/23(水 祝)当日】2015年 幸せのクリスマスの灯 募集人数 [10名]

2015.12.23 >> あすなろう体験Ⅰ ②【@12/23(水 祝)当日】2015年 幸せのクリスマスの灯 募集人数 [10名]

2015.12.23 >> あすなろう体験Ⅱ ②【@12/23(水 祝)当日】2015年 幸せのクリスマスの灯 募集人数 [10名]

2015.12.23 >> あすなろう体験Ⅲ ②【@12/23(水 祝)当日】2015年 幸せのクリスマスの灯 募集人数 [10名]

※ [学生ログイン]からログイン画面に入ります。

(図1-2) ログイン画面

学生ポータルサイト

西九州大学
西九州大学短期大学部

[学外参加者ログイン] [学生ログイン]

ホーム ポートフォリオ NS² 出欠閲覧 あすなろうセンター 授業 キャリア セミナー・ガイダンス 設定 シラバス アンケート

ログイン

ユーザーID

パスワード

生年月日

※生年月日はYYYY/MM/DD

ログイン

パスワードを忘れた方は

西九州大学・西九州大学短期大学部

※ 各自のユーザーID、パスワード、生年月日を入力し、ログインします。

01

02

03

04

05

履修コンパス

(図 2-1)

シラバス情報の確認

本学ホームページあるいは学生ポータルサイトからシラバス検索画面に入ります。シラバスは本年度に開講される科目の学科別一覧が表示されます。

画面は2017年度開講例です。

西九州大学 教育・研究リソース 検索システム

トップページ » 授業科目(シラバス) » 開講年度 » 学科・専攻・コース » シラバス一覧

20●●年度開講
子ども 子ども学科
シラバス一覧

1年生 開講 / 2年生 開講 / 3年生 開講 / 4年生 開講

1年生 開講
共通教育科目 共通基礎科目

授業科目	専攻・コース	単位数	履修区分	開講期	担当教員	シラバス
基礎演習あすなろう		1	必修	通年		シラバス

共通教育科目 教養教育科目

授業科目	専攻・コース	単位数	履修区分	開講期	担当教員	シラバス
あすなろう体験 I (基礎)		1	必修	通年		シラバス
心理学入門		2	選択必修	後期		シラバス
現代社会と倫理		2	選択必修	前期		シラバス
人間論と現代思想		2	選択必修	後期		シラバス
文学と言語		4	選択必修	前期		シラバス

(図 2-2)

シラバス画面

西九州大学 教育・研究リソース 検索システム

トップページ » 授業科目(シラバス) » 開講年度 » 学科・専攻・コース » シラバス一覧 » 授業科目(シラバス)

子ども学総論

科目名	子ども学総論
ナンバリング	PC_A1_01
担当者	
開設学科 専攻・コース	子ども学科 心理カウンセリング学科
分類	専門教育科目 学部基幹科目
関連する 資格・免許	

※科目ナンバリングは、科目系統図と合わせて科目の位置づけが確認できます。詳細は「学生便覧」(大学)「キャンパスライフハンドブック」(短大)ほか、ガイダンス等で説明があります。

開講キャンパス	開講年次	開設期	単位数	必修・選択
佐賀	1年	前期	2単位	必修

(図3-1)

履修登録の画面操作

【はじめに】時間割表（プリント）をもとに、あらかじめ個人の時間割表を作成しておきます。作成した個人の時間割表を見ながら登録操作を行ってください。

学生 ポータル サイト

西九州大学 西九州大学短期大学部

ようこそ 学生 さん [ログアウト]

ホーム ポートフォリオ SNS お知らせ 履修登録 授業評価アンケート 学修到達度マップ

履修登録期間 平成 年 4月 1日 00:00 から 平成 年 5月 31日 23:59 まで

※印は、読者対象が複数科目になっているものです。

1 2 3 4 5 6

履修科目 単位

共通教育科目	0	月	0	1	0	0	0	0	0
専門教育科目	20	火	1	1	1	1	0	0	0
他学科等	0	水	1	1	1	1	1	0	0
合計	20	木	1	0	1	0	0	0	0
履修単位数上限の対象単位	0	金	0	1	1	0	0	0	0
		土	0	0	0	0	0	0	0
		集中							0

時間割表印刷

西九州大学・西九州大学短期大学部

3 各曜日、集中講義ごとに開いて科目を選択していきます。

確認

登録した科目単位数と科目数が表示されます。

「月曜日」を開いた例
履修したい科目に を入れ選択します。
各曜日、集中講義を開き、履修したい科目を選択します。

▼ 月曜日 画面情報はダミーです。

1限目

2限目

<input type="checkbox"/> 病理学	履修番号 311241 担当教員
	授業方法等 選択 2 単位【前期】月 2
<input checked="" type="checkbox"/> 義肢装具学	履修番号 311243 担当教員
	授業方法等 必修 2 単位【前期】月 2

3限目

<input checked="" type="checkbox"/> 精神障害作業療法学	履修番号 311342 担当教員
	授業方法等 必修 2 単位【通年】月 3

4限目

<input checked="" type="checkbox"/> 地域作業療法学	履修番号 311441 担当教員
	授業方法等 必修 2 単位【前期】月 4

5限目

<input checked="" type="checkbox"/> 老年期障害作業療法学	履修番号 311542 担当教員
	授業方法等 必修 2 単位【前期】月 5

6限目

※科目名をクリックすると、シラバスを閲覧することができます。

※履修登録期間中の変更は可能です。

※「ホーム」画面上の個人時間割表は、履修登録後に更新されます。

(図 3-2)
資格・免許希望の登録

学生 ポータル サイト

西九州大学 西九州大学短期大学部

ようこそ 学生 さん [ログアウト]

ホーム ポートフォリオ SNS 出欠閲覧 あすなろうセンター 授業 キャリア セミナー・ガイダンス 設定 シラバス アンケート

トップ 資格・免許希望 履修登録 授業評価アンケート 学修到達度マップ

免許・資格 希望 画面情報はダミーです。

<input checked="" type="checkbox"/> 栄養士免許申請資格	未取得
<input checked="" type="checkbox"/> 管理栄養士国家試験受験資格	未取得
<input type="checkbox"/> 健康運動実践指導者受験資格	未取得
<input type="checkbox"/> 栄養教諭一種免許状	未取得
<input checked="" type="checkbox"/> 食品衛生監視員任用資格	未取得
<input checked="" type="checkbox"/> 食品衛生管理者任用資格	未取得

3 該当箇所にを入れる。

登録 リセット

西九州大学・西九州大学短期大学部

(図 3-3)
登録した時間割表の印刷確認
※履修登録後に印刷してください。

学生 ポータル サイト

西九州大学 西九州大学短期大学部

ようこそ 学生 茜さん [ログアウト]

ホーム ポートフォリオ SNS 出欠閲覧 あすなろうセンター 授業 キャリア セミナー・ガイダンス 設定 シラバス アンケート

トップ 資格・免許希望 履修登録 授業評価アンケート 学修到達度マップ

履修登録期間 平成 年 4月 1日 00:00 から 平成 年 5月31日 23:59まで

※印は、読替対象が複数科目になっているものです。

履修科目	単位	1	2	3	4	5	6
共通教育科目	0	月	0	1	0	0	0
専門教育科目	20	火	1	1	1	1	0
他学科等	0	水	1	1	1	1	1
合計	20	木	1	0	1	0	0
	0	金	0	1	1	0	0
	0	土	0	0	0	0	0
	0	集中	0	0	0	0	0

時間割表印刷

(印刷表示例)

平成27年度 個人別時間割表

※履修欄に記載したものと同じかどうか確認してください。

月	1	2	3	4	5	6
火	41 基礎看護学 講義 2	42 基礎看護学 実習 2	43 基礎看護学 実習 2	44 基礎看護学 実習 2	45 基礎看護学 実習 2	46 基礎看護学 実習 2
水	47 基礎看護学 実習 2	48 基礎看護学 実習 2	49 基礎看護学 実習 2	50 基礎看護学 実習 2	51 基礎看護学 実習 2	52 基礎看護学 実習 2
木	53 基礎看護学 実習 2	54 基礎看護学 実習 2	55 基礎看護学 実習 2	56 基礎看護学 実習 2	57 基礎看護学 実習 2	58 基礎看護学 実習 2
金	59 基礎看護学 実習 2	60 基礎看護学 実習 2	61 基礎看護学 実習 2	62 基礎看護学 実習 2	63 基礎看護学 実習 2	64 基礎看護学 実習 2

01
02
03
04
05

履修申し込み

(図4)

授業評価の登録画面操作

画面は2017年度開講例です。

履修番号	履修科目名	開設期	担当教員	提出開始日	提出終了日	回答する
112180	臨床心理地域援助特論	前期	教員 001	20●●/08/01	20●●/08/31	回答する
411250	英語表現 I	前期	教員 002 教員 101	20●●/08/01	20●●/08/31	回答する
112401	老年心理学特論	前期	教員 003	20●●/08/01	20●●/08/31	回答する
411150	国語	前期	教員 004	20●●/08/01	20●●/08/31	回答する

授業評価シート

一覧 > 回答

このアンケートは、授業の内容をより充実したものに改善するための大切な調査です。あなたの成績評価には、一切影響しませんので、率直に回答してください。

【411158】あすなろう体験 I (基礎) 通年 () 4 質問がある分を全て回答します。

設問番号	設問	回答			
Q1.	授業は何回欠席しましたか。	<input type="checkbox"/> 1	<input type="checkbox"/> 2	<input type="checkbox"/> 3	<input type="checkbox"/> 4
【Q1の評価基準： 4 ⇒ 0回、3 ⇒ 1回、2 ⇒ 2～3回、1 ⇒ 4回以上】					
Q2.	シラバス（授業計画）を活用しましたか。	<input type="checkbox"/> 1	<input type="checkbox"/> 2	<input type="checkbox"/> 3	<input type="checkbox"/> 4
Q3.	授業中に居眠り・私語等をせず真実に取り組みましたか。	<input type="checkbox"/> 1	<input type="checkbox"/> 2	<input type="checkbox"/> 3	<input type="checkbox"/> 4
Q4.	あなたはこの授業を理解するために自分で何か工夫をしましたか。	<input type="checkbox"/> 1	<input type="checkbox"/> 2	<input type="checkbox"/> 3	<input type="checkbox"/> 4
Q23.	教員による自由項目	<input type="checkbox"/> 1	<input type="checkbox"/> 2	<input type="checkbox"/> 3	<input type="checkbox"/> 4
Q24.	教員による自由項目	<input type="checkbox"/> 1	<input type="checkbox"/> 2	<input type="checkbox"/> 3	<input type="checkbox"/> 4
Q25.	教員による自由項目	<input type="checkbox"/> 1	<input type="checkbox"/> 2	<input type="checkbox"/> 3	<input type="checkbox"/> 4
【Q19～25の評価基準： 4 ⇒ 良い、3 ⇒ やや良い、2 ⇒ やや悪い、1 ⇒ 悪い】					

学生による授業改善のためのアンケート

このアンケートは、授業内容をより充実したものに改善するための大切な資料です。あなたの成績評価には一切影響しません。

この授業について気付いた事や要望等を自由に記入してください。

400文字以内（強制393文字）

自由記入

登録 リセット

西九州大学・西九州大学短期大学部

授業評価シートの質問1～18は共通です。該当番号のチェックと自由記入をしてください。授業評価シートは、途中保存ができませんので、最後（質問18）までもれなく回答してください。質問19～25は、先生からの質問提示がある場合に回答してください。履修科目全てに回答してください。

回答期間中であれば変更は可能です。

(図5)
学修到達度の確認

各学期末の成績発表時に個人成績に基づいて到達度が集計されます。



学生 ポータル サイト



西九州大学
西九州大学短期大学部

ようこそ
さん [ログアウト]

ホーム
ポートフォリオ
SNS
出欠閲覧
あすなろセンター
授業
キャリア
本学へのアクセス
設定
ログイン
アカウント

トップ
資格・免許希望
履修登録
授業評価アンケート
学修到達度マップ
履修履歴

説明

※ DP項目とは ティクロマポシター項目

※ 全学期の集計結果が示されます。

汎用的能力要素	DP項目	取得の小計/最大P		推奨G-ゲ- P	取得P合計/最大P		達成率
		1)	2)		取得P合計	最大P	
態度・志向性(1)	1) 基礎	140/150		270	360/450	80%	
	2) 基礎	105/150					
	3) 基礎	115/150					
知識・理解(2)	1) 基礎	20/200		360	410/600	68%	
	2) 基礎	200/200					
	3) 基礎	130/200					
技能・表現(3)	1) 基礎	95/106		191	225/318	30%	
	2) 基礎	45/106					
	3) 基礎	85/106					
行動・経験・創造的思考力(4)	1) 基礎	103/133		240	275/399	69%	
	2) 基礎	60/133					
	3) 基礎						
合計							

全学期集計 達成率

100
80
60
40
20

汎用 知識 技能 汎用

— 汎用 — 専門 — 総合

詳細をクリックすると各要素の小項目の内容を確認することができます。

大項目	中項目	推奨G-ゲ- P	取得P合計/最大P	達成率
汎用的能力要素	態度・志向性	78	100/130	77%
	知識・理解	90	110/150	73%
	技能・表現	59	70/98	20%
	行動・経験・創造的思考力	66	70/110	64%
専門的能力要素	態度・志向性	78	80/130	62%
	知識・理解	90	130/150	87%
	技能・表現	102	80/170	47%
	行動・経験・創造的思考力	84	40/140	29%
合計		647	690/1078	58%

※ 各学期の集計結果が示されます。

1年次 前期	大項目	中項目	推奨G-ゲ- P	取得P合計/最大P	達成率
汎用的能力要素	態度・志向性		78	100/130	77%
	知識・理解		90	110/150	73%
	技能・表現		59	70/98	20%
	行動・経験・創造的思考力		66	70/110	64%
専門的能力要素	態度・志向性		78	80/130	62%
	知識・理解		90	130/150	87%
	技能・表現		102	80/170	47%
	行動・経験・創造的思考力		84	40/140	29%
合計			647	690/1078	58%

1年次 後期	大項目	中項目	推奨G-ゲ- P	取得P合計/最大P	達成率
	態度・志向性		90	140/150	93%

2年次 前期	大項目	中項目	推奨G-ゲ- P	取得P合計/最大P	達成率
	技能・表現		133	29/222	13%
	行動・経験・創造的思考力		113	60/189	31%
	合計		859	691/1431	48%

学期別 到達目標 推移 グラフ

各学期の到達度が高い要素は自分の強みとして、低い要素は弱い点として、次学期の学修に向け強化、充足を図ってください。

01
02
履修コンパス
03
04
05

091

05 受講の基本事項

基本事項

1. 教育活動は、授業・セミナー・課外活動等がありますが、すべては、建学の精神、教育の理念をはじめ、教育課程の3つの方針と学修到達目標に基づいて、教育・指導が実施されます。
2. 課外活動は、正課教育に含まれる重要な教育活動に位置付けられます。
3. 教育活動では、教員が「何を教えたか」ではなく、自らが「何を学んだか」「どのような学修成果を獲得したか」を重視します。
4. 授業は、シラバス(授業計画)に沿って行われます。履修登録や受講の際に、次回の授業に備えて必ずシラバスの確認を行い、必要な予習・復習を行ってください。
5. 授業の日程は、休講や補講等の変更があることがあります。学内掲示版や学生ポータルサイトのお知らせを必ず確認してください。
6. 挨拶は、コミュニケーションの第一歩です。率先して挨拶をしましょう。

授業

1. 授業は受講者全員が共有するものです。良好な授業環境を保つため、必要に応じて教員から厳しく注意されることもあります。以下の①～⑩の点には特に注意してください。(傷病や障がいなどの特別な対応(定期試験における別室受験や試験時間の延長、文字の拡大等)が必要な場合は、事前に担任やチューターなどの教員に直接相談するか、学生支援課または保健室にきちんと相談しておくようにしてください。)
- ① 理由がない遅刻や早退をしない。
- ② 座席が空いているのに、後部座席に固まらない。(受講態度が見て取れない。)
- ③ あからさまに居眠りをしない。
- ④ 私語をしない。
- ⑤ 騒がない。
- ⑥ 許可なく携帯電話などを使用しない。
- ⑦ 飲食をしない。
- ⑧ 帽子を被ったまま受講しない。
- ⑨ 許可なく教室を出入りしない。
- ⑩ その他、礼節に欠ける態度や発言、授業の妨げとなる行為や態度をとらないなど。

※個人の尊厳が傷つけられるような発言等によって、教職員やクラスメイト等周囲から心身を傷つけられ悩みを抱えるような場合は、学生相談室やハラスメント相談員に相談してください。また投書箱を利用することもできます。学校は個人の不利益にならないよう配慮し学修支援に尽力します。

06 成績評価について

全授業回数の2/3以上の受講がないと、成績評価の対象者となりません。正当な理由があって遅刻・早退・欠席する場合、教務課窓口で指示に従って手続きをしてください。

※短期大学部では、30分以上の遅刻や早退(途中退室含む)は欠席とみなされます。遅刻3回は1回欠席として取り扱われます。

各科目の成績評価の方法は、シラバスに記載されています。評価について、別途科目担当教員から留意事項等の説明があることもあります。成績評価は、該当する学修到達目標に対する学修(比率が示されています。)に対して、定期試験・小テスト・授業態度・発表・参加度・その他の基準を設け評価されます。

01

02

履修
コン
プレ

03

04

05

memo

A large area of horizontal dashed lines for writing a memo.



Nishikyushu University
Junior College Campus Life
Licences and Qualifications

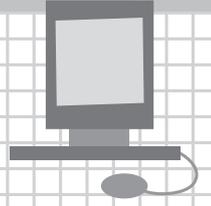
03

免許・資格について



免許・資格について

資格や免許は、単にスキルアップのためだけではなく、就職にも有利であなたの夢を確かなものにします。果敢にチャレンジしましょう!



本学科各コースで取得することができる免許や多くの各種資格は以下の一覧表のようになっています。みなさんが所属するコースや関係する職業に関連するライセンスについて十分に理解しておいてください。

栄 養 士	介護福祉士 (国家試験受験資格・経過措置あり)	保 育 士
栄養に関する知識をもとに、個人または集団に対して栄養の管理と指導を行います。バランスのよい食生活のために「給食」という形で栄養を管理したり、必要な知識の啓蒙や食生活改善のための栄養指導を行ったりする仕事です。	介護についての専門知識と技術を駆使して、心身に障がいや困難を持つ人たちに、それぞれの状況に応じた援助を提供する「介護のスペシャリスト」です。日常生活に必要な援助を行うほか、本人や家族に対して福祉や介護に関するさまざまな情報提供も行います。	0歳から就学前の子どもを対象に、遊びや集団生活を通して健やかな心と身体を育むための支援をします。保護者への子育てに関するアドバイスも重要な仕事の一つです。
幼稚園教諭二種免許状		レクリエーション・インストラクター資格
人格形成の基礎としてきわめて重要な幼児期の教育・保育にあたる専門家。幼児にとってはじめての集団生活のなかで最初に会う先生として、一人ひとりの個性を伸ばしながら社会性と自立の力を育てていきます。		人間の基本的欲求のひとつであるレクリエーションを多くの人が楽しめるよう、その活動を支援し、レクリエーションに必要な環境整備を推進するための総合的な援助を行います。
日本赤十字社救急法救急員	日本赤十字社 幼児安全法支援員	社会福祉主事任用資格
介護の現場においても、また学校保健の現場においても必要とされる救急時の対応について日本赤十字社の教本に沿って学び、専門知識と技術を身につけます。	子どもを大切に育てるために、幼児期に起こりやすい事故の知識とその予防策、手当ての実際を学ぶほか、わかりやすい病気と看護の知識・技術を修得します。	各都道府県や市町村に設置された福祉関連事務所(福祉事務所や児童相談所など)で、保護を必要とする人たちの相談・指導・援助業務を行います。福祉施設職員等の資格にも準用されており、福祉の需要が高まるなか重要な業務のひとつといえます。
幼稚園・保育園のための リトミック指導資格2級		プレゼンテーション実務士
(特定非営利活動法人リトミック研究センター認定)リトミックとは、子どもたちが音楽に合わせて楽しく体を動かしながら「情操教育(心の教育・人間教育・自立心)」、「音感教育(音感・リズム感・拍子感・音楽の楽しさなど音楽の基礎)」、「生活習慣(言語・数・感覚)」を自然に身に付けられるよう開発された教育法で、多くの幼稚園、保育園で取り入れられています。		第三者に対して、自分の意見や考えなどを要領良く、具体的かつ魅力的に伝えるプレゼンテーションができるようになるための公的資格。イベント開発や広報業務などに必要なスキルを修得します。
子ども発達支援士(基礎)	(国内)旅程管理主任者	国内旅行業務取扱管理者
発達障がい等のある子どもの支援ができる保育士・幼稚園教諭の養成に必要な、所定のカリキュラムを履修することで取得できる大学コンソーシアム佐賀が認定する資格です。	国内の団体旅行の主任添乗員を務めるのに必須の資格。旅行計画に従いツアーが安全かつ円滑に運行されるよう各種機関との調整や対応を行います。最終的には現場での実務経験も必要。	旅行業務取扱管理者は、旅行業務唯一の国家資格であり、旅の企画立案や取引・実施にまつわる幅広い業務を扱うことができる旅のエキスパートです。取り扱える業務の範囲によって2種類(海外・国内の総合、国内のみ)あり、本資格は国内旅行を取り扱います。
初級リフレクソジスト資格	ITパスポート	
リフレクソロジーとは、足の裏や手のひらに刺激を与え、対応する各器官を活性化させ、デトックスと自然治癒力を高める「癒しのテクニック」です。(NPO法人ロイヤルセラピスト協会認定)福祉現場等で実用できるリフレクソロジーの基本テクニックを身につけます。	ITを活用するすべての社会人・これから社会人となる学生が備えておくべきITに関する基礎的な知識が証明できる国家資格です。試験では、新しい技術(AI、ビッグデータ、IoTなど)や新しい手法(アジャイルなど)の概要に関する知識をはじめ、経営全般(経営戦略、マーケティング、財務、法務など)の知識、IT(セキュリティ、ネットワークなど)の知識、プロジェクトマネジメントの知識など幅広い分野の総合的知識が問われます。	

食育アドバイザー (本学認定)	スイーツクリエイター (本学認定)	介護予防支援員 (本学認定)
食材についての基本的知識をはじめ、食の安全性や食文化についての知識を修得。確かな情報の選択能力や食事を通じたコミュニケーション能力を身につけることで、命の大切さや健康について食の面からアドバイスできる資格です。	製菓の理論と基礎技術を修得し、栄養士の視点から栄養価やアレルギーを考えた健康志向のお菓子作りができるようになります。保育園や福祉施設などのおやつ作りに活かせる資格です。	介護予防の知識・技術を修得した介護予防支援のスペシャリストとして、高齢者や障がい者の生活全体を見渡し、自立を支援します。介護予防の即戦力として活躍できる「さが介護予防支援協議会」認定の資格です。
おもてなしコーディネーター(多文化) (本学認定)	おもてなしコーディネーター(食文化) (本学認定)	アートマネージャー(初級) (本学認定)
海外や日本文化、異文化交流の学びから他者との考え方や習慣の違いなどに対する相互理解・調整力を修得し、地域の人々の生活を様々な角度から支援し支えるための資格です。	料理の美味しさを演出するための基本的知識や技術を修得し、栄養士の視点から各国の特色ある料理をホスピタリティの心をもってコーディネートできる資格です。	クリニカルアート(臨床美術)の理論学習やワークショップ、日本や海外の幅広いアートを学ぶことを通してグローバルな感覚を身に就け、どのような職場においてもダイバーシティ的な感性で人的・物的環境をマネジメントするための資格です。

学 科 名	入学定員	選択コース	取得免許資格
全学科共通			ITパスポート
			日本商工会議所PC検定(文書作成) 2・3級(公的資格)*1
			日本商工会議所PC検定(データ活用) 3級(公的資格)*1
			社会福祉主事任用資格(任用資格)
			アートマネージャー(初級)(本学認定)
地域生活支援学科	100名	食健康コース	栄養士(国家免許)
			食育アドバイザー(本学認定)
			スイーツクリエイター(本学認定)
			おもてなしコーディネーター(食文化)(本学認定)
		介護福祉コース	介護福祉士(国家試験受験資格、経過措置あり)
			介護予防支援員(本学認定)
			日本赤十字社救急法救急員(公的認定資格)
			レクリエーション・インストラクター資格(協会認定)
			初級リフレクソロジスト資格(協会認定)
		多文化コース	プレゼンテーション実務士(協会認定)
			ITパスポート試験(国家資格)
			(国内)旅程管理主任者(ツアーコンダクター:公的資格)
			国内旅行業務取扱管理者(国家資格)
		おもてなしコーディネーター(多文化)(本学認定)	
幼児保育学科	90名	表現・音楽コース	保育士
			幼稚園教諭二種免許状
		心理・環境コース	レクリエーション・インストラクター
			幼稚園・保育園のためのリトミック指導資格2級

*1 担当学科での支援資格ですので、主催する各団体・協会などが認定した資格試験を受験して合格することが必要です。

●日商PC検定(文書作成)3級

指示に従い、ビジネス文書の雛形や既存文書をもとに、ワードプロセッサソフトウェアを用い正確かつ迅速にビジネス文書を作成することができる能力を日本商工会議所が認定する資格です。

●日商PC検定(文書作成)2級

与えられた情報を整理・分析し、さらに参考となる文書などを選択・利用することによって、状況に応じた適切なビジネス文書や資料などをワードプロセッサソフトウェアを用いて作成することができる能力を日本商工会議所が認定する資格です。

●日商PC検定(データ活用)3級

表計算ソフトウェアを用い、指示に従って正確かつ迅速に業務データベースを作成し、集計・分類・並べ替え・各種計算・グラフの作成などができる能力を日本商工会議所が認定する資格です。

01

02

03

04

05

免許・資格について

01 実習について

各免許や資格を取得するためには、学内にある学習施設だけではなく、学外の関連するいろいろな施設での実習が必要となります。実習を行うときに必要な基礎的専門知識や、資格の取得活動に取り組む熱意と姿勢を持たないまま実習に参加することは、実習先の施設に失礼になるだけではなく、迷惑をかけることにもなります。また、目的意識のないままこのような実習活動が続けることは、みなさん自身にとっても大変つらいものになってしまいます。

そこで、本学では各学科で以下に示すような実習参加基準を設け、みなさんが本当に各実習に参加して最後まできちんと学習をやりとおすことができるかどうかを事前に判断しています。この基準規定をクリアするためには、各実習に出る前に行われている学内でのいろいろな授業内容の理解と、人間として何事にも一生懸命に取り組むという姿勢が大切だということをまず理解しておいてください。

02 実習参加基準

1 地域生活支援学科食健康コース

① 給食管理実習Ⅱ

- 1) “栄養士養成のための必修科目”について、それぞれの授業回数の中その3分の2以上をきちんと出席していること。
- 2) その他の理由で、参加が不適当と思われる者については、十分検討して決定する。

- ① 全員参加が原則となっています。
- ② 実習施設に対する依頼時期の関係から、1年次生の後期学期までの成績となっています。ただし、指定された授業教科目で、もし失格があっても、2年次生の後期学期までに単位の取得について見込みがある場合は参加することができます。
- ③ 原則として、実習は期間内に行います。

西九州大学短期大学部給食管理実習Ⅱに関する履修内規

(趣旨)

第1条 この内規は、給食管理実習Ⅱ(以下、「実習」という。)に関して必要な事項を定める。

(資格)

第2条 実習を行うものは、以下の各号に示す基準をすべて満たしていなければならない。

- (1) 当該実習時まで開講されている栄養士養成のための必修科目の3分の2以上の出席をしていること
- (2) 1年次終了時のGPA値が1.5以上であること。ただし、GPA値が1.5未満であっても学修指導を行い、改善がみられた場合は、実習に参加させることがある。
- (3) 当該実習に関する書類を、所定の期日までに提出し、合格していること

(実習の許可)

第3条 前条の規定を満たす者は、地域生活支援学科会議にて承認を得られれば、実習を行うことが許可される。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、実習を許可しない。

- (1) 実習年度期の学費および課程費を納入していない者
 - (2) 再履修者は、再実習費を納入していない者
 - (3) 地域生活支援学科会議で、本人の素行(生活態度、学習態度等)において実習を行うに不適当とみなした者
- (単位の認定および成績の評価)

第4条 実習における単位の認定および成績の評価表示は、西九州大学短期大学部学則第24条および第25条の規定を準用する。

2 前項の判定において不合格となった場合の再履修については、第2条の定めるところによる。

附 則 (令和2年1月8日)

この内規は、令和2年4月1日から施行する。

2 地域生活支援学科介護福祉コース

① 介護実習Ⅰ

- 1) 心身の状態が良好であること。
- 2) 介護福祉士養成のための指定科目(学則で規定されている科目)の授業に、介護実習前の授業回数の2/3以上出席していること。その他に、「介護総合演習」の授業については、提出物の期限がきちんと守られていること、欠席した授業について教員からの指導をきちんと受けたことを条件とする。
- 3) その他の理由で参加が不適当と思われる学生については、学科で十分検討して決定する。

② 介護実習Ⅱ

- 1)、2)、3) は介護実習Ⅰと同じ条件
- 4) 1年次生の時の成績で、介護福祉士養成のための指定科目(学則に規定されている科目)について、原則としてすべて合格していること。



西九州大学短期大学部介護実習に関する履修内規

(趣旨)

第1条 この内規は、介護実習I、介護実習II(以下、「実習」という。)に関して必要な事項を定める。

(資格)

第2条 実習を行うものは、以下の各号に示す基準をすべて満たしていなければならない。

- (1) 開講された介護福祉士養成のための指定科目に対する出席時間数が開講時間数の3分の2を満たしていること。
- (2) 前号の規程にかかわらず、介護実習については、出席時間数が開講時間数の5分の4以上に満たない者については、単位の認定を行わない。
- (3) 1年次終了時のGPA値が2.0以上であること。ただし、GPA値が2.0未満であっても学修指導を行い、改善がみられた場合は、実習に参加させることがある。
- (4) 当該実習に関する書類や提出物を、所定の期日までに提出し、合格していること
- (5) 介護実習IIを履修する者は、1年次終了時に介護福祉士養成のための指定科目を原則として、修得していること。

(実習の許可)

第3条 前条の規定を満たす者は、地域生活支援学科会議にて承認を得られれば、実習を行うことが許可される。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、実習を許可しない。

- (1) 実習年度期の学費および課程費を納入していない者
- (2) 再履修者は、再実習費を納入していない者
- (3) 地域生活支援学科会議で、本人の素行(生活態度、学習態度等)において実習を行うに不適当とみなした者

(単位の認定および成績の評価)

第4条 実習における単位の認定および成績の評価表示は、西九州大学短期大学部学則第24条および第25条の規定を準用する。

2 前項の判定において不合格となった場合の再履修については、第2条の定めるところによる。

附 則 (令和2年1月8日)

この内規は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年5月13日)

この内規は、令和2年5月13日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

3 幼児保育学科

学科の定める判定基準に沿って、実習への参加を実習担当教員と幼児保育学科にて協議の上、判定する。

※教育実習指導、保育実習指導の受講において、出席の状況、受講時の態度などが良くない場合は、学外の実習に参加できるかどうかの判断を学科で検討して決定する。

西九州大学短期大学部保育実習に関する履修内規

(趣 旨)

第1条 この内規は、保育実習I、保育実習IIおよび保育実習III(以下、「実習」という。)に関して必要な事項を定める。

(資 格)

第2条 実習を行うものは、以下の各号に示す基準をすべて満たしていなければならない。

- (1) 当該実習時までに開講されている保育士資格取得科目の3分の2以上の出席をしていること
- (2) 当該実習までに開講された保育実習指導は、原則として全て出席し、且つ、受講態度が良好であること
- (3) 当該実習に関する書類を、所定の期日までに提出し、合格していること
- (4) 保育実習IIまたは保育実習IIIを履修する者は、保育実習Iの単位を取得していること
- (5) 1年次終了時のGPA値が1.4以上であること。ただし、GPA値が1.4未満であっても学修指導を行い、改善がみられた場合は、実習に参加させることがある。

(保育実習の許可)

第3条 前条の規定を満たす者は、幼児保育学科会議にて承認を得られれば、実習を行うことが許可される。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、実習を許可しない。

- (1) 実習年度期の学費および課程費を納入していない者
- (2) 再履修者は、再実習費を納入していない者
- (3) 幼児保育学科会議で、本人の素行(生活態度、学習態度等)において実習を行うに不適当とみなした者

01

02

03

04

05

免許資格について

(単位の認定および成績の評価)

第4条 実習における単位の認定および成績の評価表示は、西九州大学短期大学部学則第24条および第25条の規定を準用する。

2 前項の判定において不合格となった場合の再履修については、第2条の定めるところによる。

附 則 (平成30年4月4日)

この内規は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年2月5日)

この内規は、令和2年4月1日から施行する。

西九州大学短期大学部幼稚園教育実習に関する履修内規**(趣 旨)**

第1条 この内規は、教育実習Iおよび教育実習II(以下、「実習」という。)に関して必要な事項を定める。

(資 格)

第2条 実習を行うものは、以下の各号に示す基準をすべて満たしていなければならない。

- (1) 当該実習時までには開講されている幼稚園教諭免許取得科目の3分の2以上の出席をしていること
- (2) 当該実習時までには開講された教育実習指導は、原則として全て出席し、且つ、受講態度が良好であること
- (3) 当該実習に関する書類を、所定の期日までに提出し、合格していること
- (4) 教育実習IIを履修する者は、教育実習Iの単位を取得していること
- (5) 1年次終了時のGPA値が1.4以上であること。ただし、GPA値が1.4未満であっても学修指導を行い、改善がみられた場合は、実習に参加させることがある。

(教育実習の許可)

第3条 前条の規定を満たす者は、教職課程委員会の議を経て、幼児保育学科会議にて承認を得られれば、実習を行うことが許可される。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、実習を許可しない。

- (1) 実習年度期の学費および課程費を納入していない者
- (2) 再履修者は、再実習費を納入していない者
- (3) 幼児保育学科会議で、本人の素行(生活態度、学習態度等)において実習を行うに不適当とみなした者

(単位の認定および成績の評価)

第4条 実習における単位の認定および成績の評価表示は、西九州大学短期大学部学則第24条および第25条の規定を準用する。

2 前項の判定において不合格となった場合の再履修については、第2条の定めるところによる。

附 則 (平成30年4月4日)

1 この内規は、平成30年4月1日から施行する。

2 教育実習II(学外幼稚園実習)参加判定基準(内規)(平成24年2月8日施行)は平成30年3月31日付で廃止する。

附 則 (令和2年2月5日)

この内規は、令和2年4月1日から施行する。

03 教職課程について

① 本学で履修できる教育職員免許状

学 科 名	
幼児保育学科	幼稚園教諭二種免許状

※上記教職員免許状の履修は科目等履修生にも適用されます。

② 免許状取得のための基礎資格と最低履修単位数

免許状の取得	所要資格	基 礎 資 格
幼二種		短期大学士の学位を有すること

③教科・教職に関する科目について

1.幼稚園教諭二種免許状

幼児保育学科

幼児保育学科に入学した学生は、コースの別を問わず、幼稚園教諭二種免許状に係るカリキュラムを履修します。

必要単位 (62単位以上)	●一般教育科目 ……12単位以上 体育・外国語以外(うち、日本国憲法2単位は必修) ……8単位以上 外国語・体育 ……各2単位以上		●専門教育科目 ……50単位以上 (うち、下記の31単位を含む。・情報リテラシーⅠ・Ⅱは必修)		
	免許施行規則に定める科目区分		本学授業科目	単位数	
領域及び保育内容の 指導法に関する科目	領域に関する専門的事項	健康	幼児と健康	1	
		人間関係	幼児と人間関係	1	
		環境			
		言葉	幼児と言葉	1	
		表現	幼児と音楽表現	1	
			幼児と造形表現	1	
	領域に関する専門的事項を1以上の科目について修得		5単位修得		
	保育内容の指導法 (情報機器及び教材の活用を含む。)	12	保育内容総論	2	
			保育内容(健康)の理論と方法	2	
			保育内容(人間関係)の理論と方法	2	
			保育内容(環境)の理論と方法	2	
			保育内容(言葉)の理論と方法	2	
保育内容(音楽表現)の理論と方法			2		
保育内容(造形表現)の理論と方法			2		
		保育内容(リズム表現)の理論と方法	2		
12単位以上修得		16単位修得			
		21単位修得			
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想		教育総論 ※1	2	
	教職の意義及び教員の役割・職務内容 (チーム学校運営への対応を含む。)		教育・保育者論	2	
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項 (学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)				
	6	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に 対する理解		発達心理学	2
		教育課程の意義及び編成の方法 (カリキュラム・マネジメントを含む。)		特別な教育的ニーズの理解と その支援(障害児保育)	2
	6単位以上修得		8単位必修		
道徳、総合的な 学習の時間等 の指導法及び 生徒指導、教育 相談等に関する 科目	教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)		教育課程・方法論 ※2	2	
	4	幼児理解の理論及び方法	子ども理解と教育相談	2	
		教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識 を含む。)の理論および方法			
4単位以上修得		4単位必修			
教育実践に 関する科目	教育実習	5	教育実習指導	1	
			教育実習Ⅰ	2	
			教育実習Ⅱ	2	
	学校体験活動				
教職実践演習	2	保育・教職実践演習(幼)	2		
7単位以上修得		7単位必修			
大学が独自に 設定する科目	2単位以上修得		子どもの表現のためのピアノ伴奏法Ⅰ※3	1	
			子どもの表現のためのピアノ伴奏法Ⅱ	1	
			音楽の基礎	1	
			最低修得単位を超えて修得した「領域及び保育内容の指導法に関する科目」又は「教育の基礎的理解に関する科目」「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」「教育実践に関する科目」について、併せて2単位以上を修得		
		1単位必修			

※1 教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)を含む。
 ※2 教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)を含む。
 ※3 「子どもの表現のためのピアノ伴奏法Ⅰ」は必修科目です。

01
02
03
04
05
免許資格について

04 栄養士免許取得について〈地域生活支援学科食健康コース〉

1. 栄養士免許資格を得ようとする者は、学則第30条によるほか、栄養士法施行令及び栄養士法施行規則に定める所要単位を修得しなければなりません。(学則第32条3項)
2. 栄養士養成施設指導要領の改正(平成5年11月22日付健医発第1255号)により、規定単位数を履修せずに本学を卒業し、後になって本学において不足単位を補った場合は栄養士免許の取得資格を生じます。
3. 資格取得に必要な授業科目及び単位数は次のとおりです。

※食健康コースの学生で、「栄養士」の免許を取得しようとする者は、学則の卒業要件に規定される学科並びに当コース必修科目群(共通教育及び専門教育)と上記当該資格の取得に係る指定科目の単位全てを修得しなければなりません。(総計=71単位)

西九州大学短期大学部栄養士養成に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、西九州大学短期大学部学則第3条第2項及び第32条第3項の規定に基づき、地域生活支援学科食健康コース(以下「本コース」という。)の栄養士養成に必要な事項を定めることを目的とする。

(定員及び学級数)

第2条 本コースの入学定員は40名(1学級)とし、収容定員は80名とする。

(入学及びコース選考)

第3条 本コースに入学することができる者は、学則第9条に定めるところによる。
2 本コースへの選考は、学則第11条の定めるところにより選考を行う。

(施行規則に定める教育科目と授業)

第4条 栄養士法施行規則に定める栄養士養成に必要な授業科目は別表のとおりとする。

(栄養士養成課程修了の認定)

第5条 栄養士の資格(課程修了の認定)は、学則第32条第3項に定めるところによる。

附 則 (平成28年8月8日)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (令和元年8月7日)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。ただし、令和2年3月31日に在学する者及び令和2年4月1日以降において在学者の属する年次に転入学又は再入学する者については改正後の第1条及び第2条にかかわらず、なお従前の例による。

別表 栄養士免許に係る授業科目及び単位数 (地域生活支援学科食健康コース 栄養士養成に関する規程第4条)

	教育内容	規定単位数		授業科目	規定単位数		備考
		講義又は演習	実験又は実習		講義又は演習	実験又は実習	
専 門 教 育 科 目	社会生活と健康	4	4	公衆衛生学	2		
	人体の構造と機能	8		健康福祉概論	2		
				解剖生理学	2		
				解剖生理学実験		1	
				生化学	2		
				生化学実験		1	
				病態生理学	2		
				運動生理学	2		
	食品と衛生	6		食品学Ⅰ	2		
				食品学実験		1	
				食品学Ⅱ(食品加工学を含む)	2		
				食品衛生学	2		
				食品衛生学実験		1	
	栄養と健康	8		基礎栄養学	2		
			栄養学実習		1		
			ライフステージ別栄養学	2			
			ライフステージ別栄養学実習		1		
			病態栄養学	2			
			臨床栄養学	2			
			臨床栄養学実習		1		
	栄養の指導	6	栄養指導論Ⅰ	2			
			栄養指導論実習Ⅰ		1		
			栄養指導論Ⅱ	2			
			栄養指導論実習Ⅱ		1		
			公衆栄養学	2			
	給食の運営	4	給食経営管理論	2			
給食管理実習Ⅰ				1			
給食管理実習Ⅱ				1			
調理学			2				
調理実習(日本料理)				1			
調理実習(西洋料理)				1			
調理実習(中国料理)				1			
小計	36	14	小計	36	14		
合計	50		合計	50			

01

02

03

04

05

免許資格について

05 介護福祉士資格取得について〈地域生活支援学科 介護福祉コース〉

1. 介護福祉士資格を得ようとする者は、学則第30条によるほか、社会福祉士介護福祉士法に基づく養成施設等の指定基準によって、次の単位を修得しなければなりません。(学則第32条第4項)
2. 上記基準に規定する授業科目及び単位数は次のとおりです。
3. 教養科目は、3科目(あすなろう、共に学ぶあすなろう(キャリア)I、共に学ぶあすなろう(キャリア)II)4単位以上修得しなければなりません。
4. 専門科目は下記の表により修得しなければなりません。

※介護福祉コースの学生で、「介護福祉士」の受験資格を取得しようとする者は、学則の卒業要件に規定される学科並びに当コース必修科目群(共通教育及び専門教育)と上記当該資格の取得に係る指定科目の単位全てを修得しなければなりません。(総計=93単位)

西九州大学短期大学部介護福祉士養成に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、西九州大学短期大学部学則第3条第2項及び第32条第4項の規定に基づき、地域生活支援学科介護福祉コース(以下「本コース」という。)の介護福祉士養成(国家試験受験資格)に必要な事項を定めることを目的とする。

(定員及び学級数)

第2条 本コースの入学定員は40名(1学級)とし、収容定員は80名とする。

(入学及びコース選考)

第3条 本コースに入学することができる者は、学則第9条に定めるところによる。
2 本コースへの選考は、学則第11条の定めるところにより選考を行う。

(指定規則に定める教育科目と授業)

第4条 社会福祉士介護福祉士学校指定規則別表第4に定める教育内容に必要な授業科目は別表のとおりとする。
2 前項に規定する別表の介護の領域に係る授業は、本コース単独で行う。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修等)

第5条 別表に掲げる科目(介護の領域を除く)については、介護福祉士学校の設置及び運営に関する指針に基づき、他の大学等において修得したものを本コースにおける介護福祉士養成の授業科目の履修等により修得したものとすることができる。

(介護福祉士(国家試験受験資格)養成課程修了の認定)

第6条 介護福祉士国家試験受験の資格(課程修了の認定)は、学則第32条第4項に定めるところによる。

附 則(平成28年8月8日)

この規程は、平成29年4月1日から適用する。

附 則(令和元年8月7日)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。ただし、令和2年3月31日に在学する者及び令和2年4月1日以降において在学者の属する年次に転入学又は再入学する者については改正後の第1条及び第2条にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(令和2年9月2日)

この規程は、令和3年4月1日から施行する。ただし、令和3年3月31日に在学する者及び令和3年4月1日以降において在学者の属する年次に転入学又は再入学する者については改正後の第1条及び第2条にかかわらず、なお従前の例による。

介護福祉士国家試験受験資格に係る授業科目及び単位数 (地域生活支援学科介護福祉コース 介護福祉士養成に関する規程第4条)

指定規則に定める教育内容		授 業 科 目	単位数	時間数
領 域	教 育 内 容			
人間と社会	人間の尊厳と自立	人間の尊厳と自立	2	30
		人間関係とコミュニケーション	2	30
	社会の理解	人間関係とコミュニケーションI	2	30
		人間関係とコミュニケーションII	2	30
	人間と社会に関する選択科目	社会の理解I	2	30
		社会の理解II	2	30
		レクリエーション活動援助法I	1	30
介 護	介 護 の 基 本	レクリエーション活動援助法II	1	30
		介護総合講座	2	30
		介護の基本IA	2	30
		介護の基本IB	2	30
		介護の基本IIA	2	30
		介護の基本IIB	2	30
		介護の基本IIIA	2	30
	介護の基本IIIB	2	30	
	コミュニケーション技術	コミュニケーション技術A	1	30
		コミュニケーション技術B	1	30
	生活支援技術	生活支援技術A	1	30
		生活支援技術B	2	60
		生活支援技術C	2	60
		生活支援技術D	2	60
		生活支援技術E	1	30
		生活支援技術F	1	30
		生活支援技術G	1	30
	介 護 過 程	介護過程I	1	30
		介護過程II	1	30
		介護過程III	2	60
		介護過程IV	1	30
	介 護 総 合 演 習	介護総合演習I	1	30
		介護総合演習II	1	30
		介護総合演習III	1	30
		介護総合演習IV	1	30
	介 護 実 習	介護実習I	6	256
		介護実習II	4	200
こころとからだのしくみ	発達と老化の理解	発達と老化の理解I	2	30
		発達と老化の理解II	2	30
	認知症の理解	認知症の理解I	2	30
		認知症の理解II	2	30
	障害の理解	障害の理解I	2	30
		障害の理解II	2	30
	こころとからだのしくみ	こころとからだのしくみI	2	30
		こころとからだのしくみII	2	30
こころとからだのしくみIII		2	30	
こころとからだのしくみIV		2	30	
医 療 的 ケ ア	医療的ケアI	2	30	
	医療的ケアII	2	30	
	医療的ケアIII	1	30	
計			82	1,896

01

02

03

04

05

免許資格について

06 保育士資格取得について〈幼児保育学科〉

1. 保育士の資格を得ようとする者は、学則第30条によるほか、児童福祉法施行規則に規定する所要単位を修得しなければなりません。(学則第32条4項)
2. 上記規則に規定する修業科目及び単位数は次のとおりです。
3. 教養科目は、体育2単位、外国語2単位以上、外国語・体育以外の科目は6単位以上、あわせて10単位以上修得しなければなりません。

4. 専門教育科目については、次の表より修得しなければなりません。

必修科目 60単位以上
 選択科目 9単位以上
 合計 69単位以上



5. 保育士資格を修得できずに卒業した学生は、卒業後、科目等履修生として指定
 保育士養成施設で不足単位を修得すれば、資格取得が可能です。
 (平成6年度卒業生より適用)

系列	告示による教科目	授業形態	単位数	本学開講科目	単位数			
					必修	選択	計	
教養科目	●一般教育科目 10単位以上 (体育・外国語以外(「あすなろう」「共に学ぶあすなろう(キャリア) I」 「共に学ぶあすなろう(キャリア) II」は、必修) 6単位以上 外国語 2単位以上 体育(「健康スポーツ理論」・「健康スポーツ」) 2単位)							
専 門 教 育 科 目	関 保 育 の 本 質 的 に 関 する 科 目	保育原理	講義	2	保育原理	2		2
		教育原理	講義	2	教育総論	2		2
		子ども家庭福祉	講義	2	子ども家庭福祉	2		2
		社会福祉	講義	2	社会福祉	2		2
		子ども家庭支援論	講義	2	子ども家庭支援論	2		2
		社会的養護 I	講義	2	社会的養護 I	2		2
		保育者論	講義	2	教育・保育者論	2		2
	に 保 育 の 対 象 の 理 解 に 関 する 科 目	保育の心理学	講義	2	発達心理学	2		2
		子ども家庭支援の心理学	講義	2	子ども家庭支援の心理学	2		2
		子どもの理解と援助	演習	1	子ども理解と教育相談	2		2
		子どもの保健	講義	2	子どもの保健	2		2
		子どもの食と栄養	演習	2	子どもの食と栄養	2		2
	保 育 の 内 容 ・ 方 法 に 関 する 科 目	保育の計画と評価	講義	2	教育課程・方法論	2		2
		保育内容総論	演習	1	保育内容総論	2		2
		保育内容演習	演習	5	保育内容(健康)の理論と方法	2		2
					保育内容(人間関係)の理論と方法	2		2
					保育内容(環境)の理論と方法	2		2
					保育内容(言葉)の理論と方法	2		2
		保育内容の理解と方法	演習	4	幼児と健康	1		1
					幼児と人間関係	1		1
					幼児と言葉	1		1
					幼児と音楽表現	1		1
					幼児と造形表現	1		1
		子どもの表現のためのピアノ伴奏法 I	1		1			
		乳児保育 I	講義	2	乳児保育 I	2		2
		乳児保育 II	演習	1	乳児保育 II	1		1
子どもの健康と安全	演習	1	子どもの健康と安全	1		1		
障害児保育	演習	2	特別な教育的ニーズの理解とその支援 (障害児保育)	2		2		
社会的養護 II	演習	1	社会的養護 II	1		1		
子育て支援	演習	1	子育て支援	1		1		
保育実習	保育実習 I	実習	4	保育実習 I (保育所・施設)	4		4	
	保育実習指導 I	演習	2	保育実習指導 I	2		2	
総合演習	保育実践演習	演習	2	保育・教職実践演習(幼)	2		2	
合 計			51単位	合 計	0		60	
に 保 育 の 内 容 ・ 方 法 に 関 する 科 目	各指定保育士養成施設において設定	演習	1	保育内容(造形表現)の理論と方法	2	6 単 位 以 上 選 択 必 修	2	
		演習		保育内容(リズム表現)の理論と方法	2		2	
		演習		子どもの表現のためのピアノ伴奏法 II	1		1	
		演習		音楽の基礎	1		1	
		演習		総合表現	1		1	
		演習		歌唱表現	1		1	
		演習		器楽表現	1		1	
		演習		幼児ダンス	1		1	
		演習		こどもの遊び	1		1	
		演習		保育カウンセリング	2		2	
保育実習	保育実習 II 又は 保育実習 III	実習	2	保育実習 II (保育所)	2	2 単 位 以 上 選 択 必 修	2	
				保育実習 III (施設)	2		2	
	保育実習指導 II 又は 保育実習指導 III	演習	1	保育実習指導 II	1		1	1
	保育実習指導 III	演習	1	保育実習指導 III	1		1	
合 計			9単位以上	合 計	0		9	
				合 計	0		19	

07 社会福祉主事任用資格取得について

社会福祉主事任用の資格は、「社会福祉に関する指定科目」を3科目以上修得すれば、指定科目履修証明書を発行します。

●地域生活支援学科（食健康コース）

社会福祉に関する指定科目	開講科目	単 位	備 考
社会学	社会学	2	1科目以上修得
心理学	心理学入門	2	
公衆衛生学	公衆衛生学	2	
栄養学	栄養指導論Ⅰ	2	
	栄養指導論Ⅱ	2	

●地域生活支援学科（介護福祉コース）

社会福祉に関する指定科目	開講科目	単 位	備 考
身体障害者福祉論	社会の理解Ⅰ	2	
老人福祉論	社会の理解Ⅱ	2	
心理学	発達と老化の理解Ⅰ	2	
	心理学入門	2	
社会学	社会学	2	

●地域生活支援学科（多文化コース）

社会福祉に関する指定科目	開講科目	単 位	備 考
社会学	社会学	2	
身体障害者福祉論	社会の理解Ⅰ	2	
老人福祉論	社会の理解Ⅱ	2	
心理学	発達と老化の理解Ⅰ	2	1科目以上修得
	心理学入門	2	

●幼児保育学科

社会福祉に関する指定科目	開講科目	単 位	備 考
社会福祉概論	社会福祉	2	
児童福祉論	子ども家庭福祉	2	
保育理論	保育原理	2	
社会学	社会学	2	
心理学	心理学入門	2	

08 レクリエーション・インストラクター資格取得について

レクリエーション・インストラクター（財団法人日本レクリエーション協会公認指導者）の資格を得ようとする者は、学則第30条によるほか、下記の科目を修得しなければなりません。

●地域生活支援学科

協会認定科目	種別	単位数	本学開講科目	種別	単位数
レクリエーション理論	講義	2	レクリエーション概論	講義	2
レクリエーション実技	実技	2	レクリエーション活動援助法Ⅰ	演習	1
			健康スポーツ	実技	1
現場実習	実習	1	レクリエーション実習	実習	2
計		5	計		6

●幼児保育学科

協会認定科目	種別	単位数	本学開講科目	種別	単位数
レクリエーション理論	講義	2	レクリエーション概論	講義	2
レクリエーション実技	実技	2	レクリエーション演習	演習	1
			健康スポーツ	実技	1
現場実習	実習	1	レクリエーション実習	実習	2
計		5	計		6

09 プレゼンテーション実務士の資格取得について

<地域生活支援学科多文化コース>

一般財団法人 全国大学実務教育協会認定の公的資格です。

自分の伝えたい事を具体的に分かりやすく説明し、相手に正しく理解してもらうコミュニケーション能力、およびその目的のために情報ツールを活用する能力の養成を教育の目的としています。

プレゼンテーション実務士（一般財団法人 全国大学実務教育協会）の資格を得ようとする者は、本学の卒業要件を満たした上で、下記の科目を修得しなければなりません。

※資格認定証の協会申請費用：5,500円

資格認定規程			本学授業科目			
領域・資格到達目標の区分	開発能力	備考	科目名	必修	選択	備考
領域1	プレゼンテーションに必要な基礎能力や社会と自分を知る力を備え、実践学修ができる基礎能力を修得している。	・プレゼンテーションの基礎能力 ・社会と自分を知る力	プレゼンテーション概論	2		選択科目から7単位以上修得
			プレゼンテーション演習	1		
2単位以上必修			4単位修得			
領域2	幅広いプレゼンテーション実務に対応する専門的知識・スキルを修得し、それを活用する力を備えている。	・プレゼンテーションの理解 ・プレゼンテーション実務の専門的知識・スキル ・プレゼンテーションの実務実践	情報リテラシーⅠ(実習を含む)	2		
			情報リテラシーⅡ	1		
			社会とデータサイエンス演習		1	
			あすなろう(大学生生活のデザイン)*		1	
			あすなろう(大学生生活のキャリア)*		1	
2単位以上必修			3単位修得			
領域3	学びの基礎能力や、プレゼンテーションの実務学修活動を通して、総合的な実践力と学びの継続力の重要性を理解している。	・総合的実践力 ・実践活動における学びの継続力	ホスピタリティ心理学		2	
			おもてなし演習*		1	
			観光概論		2	
			ホテルビジネス論		2	
			観光ビジネス論	2		
			多文化ゼミナールⅢ*		1	
2単位以上必修			2単位修得			
16単位以上修得						

*科目は地域生活支援学科多文化コース卒業必修。

10 (国内)旅程管理主任者の資格取得について

<地域生活支援学科多文化コース>

旅行会社が企画するツアーに添乗員として同行する時に必要になるのが旅程管理主任者(ツアーコンダクター)の資格です。ツアー旅行は、基本的にツアーコンダクター1人で添乗業務を行うことが多く、その場合はこの旅程管理主任者という資格取得者でなければ、添乗業務が行えないようになっています。添乗員として働きたい場合は、必須の資格と言えます。

国内の旅行のみ添乗できる「国内旅程管理主任者」を取得するための本コース専門科目(「旅行業務」：旅行業法令と約款や添乗業務と同サービスの基本などの授業)を履修します。また、最後に添乗業務の実務を学ぶための2日間程度の専門講師による旅程管理(登録)研修を受講(集中講義)します。受講最終日にはテストがあり、もしテストに不合格となった場合は再受講が必要となります。しかし、研修内容を理解しているかどうか確認の意味で行われるテストのため、しっかり学習していれば合格は難しくないレベルの試験です。また、最後に実際の添乗実務経験を1回以上こなし、プロの添乗員のもとで指導を受けなければなりません。

(※別途、当該資格取得に必要な登録研修受講のための費用(約20,000円)が必要です。)

11 幼稚園・保育園のためのリトミック指導資格2級取得について 〈幼児保育学科〉

幼稚園・保育園のためのリトミック指導資格2級（特定非営利活動法人リトミック研究センター）の資格を得ようとする者は、学則第30条によるほか、下記の科目を取得しなければなりません。

授業科目	単位数	備 考
リトミック	1	リトミック指導資格2級の単独必修科目
計	1	

12 子ども発達支援士(基礎)の資格取得について 〈幼児保育学科〉

「子ども発達支援士(基礎)」(大学コンソーシアム佐賀認定)の資格を得ようとする者は、保育士資格や幼稚園教諭免許取得に必要な単位に加えて、下記の科目を修得しなければなりません。

本学開講科目	種別	単位数
子どもの支援Ⅰ(基礎・実習)	講義・実習	2

13 介護予防支援員の資格取得について 〈地域生活支援学科介護福祉コース〉

「介護予防支援員」(本学認定)の資格を得ようとするものは、下記の科目を取得しなければなりません。

授業科目	単位数	時間数	授 業 内 容		
介護予防支援学	2	30	1	介護予防論	介護予防の必要性和その社会的意義
			2	認知症の予防	認知症の予防のための対応方法 その1
			3		認知症の予防のための対応方法 その2
			4	音楽療法	音楽療法による介護予防 その1
			5		音楽療法による介護予防 その2
			6	失禁予防	失禁予防トレーニングの実際
			7		
			8	口腔ケア	口腔ケアの基礎知識
			9		口腔ケアの基礎知識アセスメント
			10		口腔ケアの実際その1
			11		口腔ケアの実際その2
			12	筋力向上 トレーニング	虚弱高齢者の理解と筋力向上トレーニングの必要性
			13		高齢者筋力向上トレーニングの実際 その1
			14		高齢者筋力向上トレーニングの実際 その2
			15		転倒予防トレーニングの実際 その1
			転倒予防トレーニングの実際 その2		
レクリエーション活動援助法Ⅰ・Ⅱ	2	60	地域高齢者に対するレクリエーションの実際		
認知症の理解	4	60	認知症の知識と認知症高齢者への対応方法		
生活支援技術	10	300	自立をめざした介護の知識と技術・方法		
介護実習Ⅰ・Ⅱ	10	456	多くの形態の介護現場での実習と介護過程の展開		

01

02

03

04

05

免許資格について

memo

A large area with horizontal dashed lines for writing a memo.



Nishikyushu University
Junior College Campus Life
Statutes

04

学内関係諸規則等

西九州大学短期大学部学則	112
西九州大学短期大学部における既納の学費等納付金に関する取扱い細則	122
西九州大学短期大学部学位規程	122
西九州大学短期大学部科目等履修生規程	123
西九州大学短期大学部科目等履修生規程の運用細則	123
西九州大学短期大学部長期履修学生規程	124
西九州大学短期大学部副専攻規程	125
データサイエンス(リテラシーレベル)教育プログラムに関する要項	126
西九州大学・西九州大学短期大学部附属図書館規程	126
西九州大学・西九州大学短期大学部附属図書館利用規程	127
西九州大学及び西九州大学短期大学部学費納入規程	128
永原学園奨学金支給規程	129
西九州大学短期大学部学友会会則	129
西九州大学短期大学部スポーツ・文化活動奨励金に関する規程	131
永原学園西九州大学・西九州大学短期大学部学生寮規則	132
西九州大学佐賀キャンパス体育館使用規程	133
西九州大学佐賀キャンパス体育館使用心得	133
西九州大学短期大学部学生の懲戒に関する規程	134
西九州大学短期大学部障がい学生支援規程	136
こんなときはどうしたらいい?Q&A	137

西九州大学短期大学部学則

第1章 総 則

第1条 (目的)

本学は建学の精神を基本として、よき社会人としての教養を高め、広く知識を授けるとともに、深く専門の学術を教授研究し、職業又は实际生活に必要な能力を育成することを目的とする。

第1条の2 (名称及び所在地)

- 本学は、西九州大学短期大学部と称する。
2 本学は、佐賀県佐賀市神園三丁目18番15号に置く。

第2条 (点検及び評価等)

本学は、教育研究の水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

- 2 前項の点検及び評価を行うにあたっての項目の設定、実施体制等については、別に定める。
3 第1項の点検及び評価の結果について、本学の職員以外の者による検証を行うものとする。
4 前項の検証を行うにあたっての実施方法、結果の活用等については、別に定める。

第2条の2 (情報の積極的な提供と社会への寄与)

本学は、教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載その他広く周知を図ることができる方法によって、社会への積極的な情報の提供と寄与を行う。

第2章 学科、学生定員及び修業年限

第3条 (学科及び学生定員)

- 本学に地域生活支援学科、幼児保育学科を置く。
2 地域生活支援学科に食健康コース、介護福祉コースを設け、必要な事項はこの学則に定めるもののほか、別に定める。
3 各学科の人材養成及び教育研究上の目的は、次の各号とする。
1) 地域生活支援学科は、地域生活者の生活の質の向上を目指した支援を目的に、食と栄養・介護と福祉・多文化と国際化に関する専門知識と実践技術を修得して地域への貢献と活性化の活動ができる人材を養成し、そのための教育研究活動を行う。
2) 幼児保育学科は、保育に関する知識と技術を備えた高い実践力を持つ保育者の養成と豊かな人間性を兼ね備えた人材の養成を目指し、そのための教育研究活動を行う。
4 各学科等の学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針及び入学者受入れの方針は別に定める。
5 各学科の学生定員は、次のとおりとする。

学 科	入学定員	収容定員
地域生活支援学科	100名	200名
幼 児 保 育 学 科	90名	180名

第4条 (修業年限及び在学年限)

- 本学の修業年限は、2年とする。
2 学生は、4年を超えて在学することはできない。

第3章 学年、学期及び休業日

第5条 (学年)

学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第6条 (学期)

学年を次の2学期に分ける。
前学期…4月1日から9月30日まで
後学期…10月1日から翌年3月31日まで

第7条 (休業日)

- 休業日は、次のとおりとする。
(1)日曜日及び土曜日
(2)国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
(3)春期休業日
(4)夏期休業日
(5)冬期休業日
2 必要がある場合、学長は、前項の休業日を臨時に変更することができる。
3 第1項に定めるもののほか、学長は臨時の休業日を定めることができる。
4 休業中でも必要に応じて講義、見学、実技、実験又は演習及びガイダンス等を課することができる。

第4章 入学、退学及び休学等

第8条 (入学の時期)

入学の時期は、学年の始めとする。

第9条 (入学の資格)

本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1)高等学校又は中等教育学校を卒業した者
(2)通常の課程による12年の学校教育を修了した者
(3)外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
(4)文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
(5)専修学校の高等課程(修業年限3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
(6)文部科学大臣が指定した者
(7)高等学校卒業程度認定試験規則(平成17年文部科学省令第1号)による高等学校卒業程度認定試験に合格した者(同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定期程[昭和26年文部省令第13号]による大学入学資格検定に合格した者を含む。)
(8)本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、18歳に達した者

第10条 (入学の出願)

本学に入学を志願する者は、本学所定の書類に検定料を添えて提出しなければならない。提出の時期、方法、提出すべき書類等については、別に定める。

第11条 (入学者の選考)

前条の入学志願者については、社会人並びに帰国子女を含め別に定めるところにより、選考を行う。

第12条 (入学手続き及び入学許可)

- 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は所定の期日までに、本学所定の書類を提出するとともに、所定の入学金を納付しなければならない。
2 学長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

第13条 (再入学・転入学)

- 学長は、本学に再入学又は転入学を志願する者があるときは、教授会の議を経て、相当年次に入学を許可することができる。
2 学長は、前項の規定により入学を許可された者の既に修得した授業科目及び単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、教授会の議を経て学長が決定する。
3 第1項の規定を適用された者は第32条の規定にかかわらず、介護福祉士国家試験受験資格を取得することが出来ない。

第13条の2 (再入学等の規定の準用)

再入学及び転入学の場合には、第10条から第12条までの規定を準用する。

第14条 (退学)

疾病その他の事由により退学しようとする者は、保証人連署のうえ、学長に退学願いを提出しなければならない。

- 2 学長は、前項の退学願いが提出されたときは、教授会の議を経て、これを許可することができる。

第15条 (転学)

他の大学等への入学又は転学を希望する者があるときは、教授会の議を経てこれを許可することができる。

第16条 (転学科)

転学科を志願する者があるときは、教授会の議を経て、学長が学年の始めに限り許可することができる。

- 2 転学科を許可された者の在学すべき年数、履修科目及び修得単位数は、教授会の認定による。

第17条 (休学)

疾病その他やむを得ない事情により2カ月以上修学することのできない者は、保証人連署のうえ、学長に休学願いを提出しなければならない。

- 2 疾病のため修学することが適当でない認められる者については、学長は休学を命ずることができる。

第18条 (休学の期間)

休学の期間は、1年を超えることができない。ただし、特別の事由がある場合は、引き続き更に1年まで延長することができる。

- 2 休学の期間は、通算して2年を超えることができない。
- 3 休学の期間は、第4条第2項の在学年限に算入しない。

第19条 (復学)

学長は、休学期間中にその理由が消滅した場合は、教授会の議を経て、復学を認めることができる。

第19条の2 (派遣及び留学)

学長は、教育上有益と認めるときは、本学在学中、他の大学又は短期大学(外国の大学又は短期大学を含む。)との協議に基づき、当該他の大学又は短期大学の授業科目を履修させるため学生を派遣し、又は留学させることができる。

- 2 前項の派遣及び留学については、教授会の議を経て行うものとする。
- 3 派遣及び留学の期間は、在学期間に算入する。
- 4 派遣及び留学に関する規程は、この学則に定めるもののほか、別に定める。

第20条 (除籍)

次の各号の一に該当する者は、教授会の議を経て学長が除籍する。

- (1) 第4条第2項に定める在学年限を超えた者
- (2) 第18条第2項に定める休学の期間を超えてなお修学できない者
- (3) 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- (4) 長期にわたり行方不明の者

第5章 教育課程及び履修方法等**第21条 (授業科目)**

授業科目を分けて、共通教育科目(教養科目、外国語科目、保健体育科目)及び専門教育科目とする。

- 2 授業科目の種類、単位数等は、別表第1のとおりとする。
- 3 前項の規定により、履修科目として登録できる単位数の上限等については、別に定める。
- 4 各授業科目の授業方法及び内容及び学修成果の評価方法と開講期間における授業の進捗計画等は、授業計画(シラバス)に掲載明示し、予め学生に周知する。

第21条の2 (教育プログラム)

本学は、各学科の定める教育課程のほか、教育プログラムによる教育課程を編成することができる。

- 2 前条により編成する教育課程として、特定の分野又は課題の授業科目で構成する副専攻を設置し、その学修成果を認定することができる。
- 3 教育プログラムによる必要な事項は、別に定める。

第21条の3 (授業の方法)

授業は、講義、演習、実験、実習もしくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

- 2 文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を多様なメディアを高度に利用して、授業を行う教室等以外の場所で履修することができる。

第22条 (1年間の授業期間)

1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

第23条 (単位の計算方法)

各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算するものとする。

- (1) 講義については、15時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 演習については、30時間の授業をもって1単位とすることを標準とする。ただし、授業の方法に応じ、15時間をもって1単位とすることができる。
- (3) 実験、実習及び実技については、45時間の授業をもって1単位とすることを標準とする。ただし、授業の方法に応じ、30時間をもって1単位とすることができる。
- (4) 一の授業科目について講義、演習、実験・実習・実技等、二以上の方法の併用で行う場合については、その組み合わせに応じ、1号から3号までに規定する基準を考慮して本学が定める時間の授業をもって1単位とすることができる。
- (5) 前項の規定にかかわらず、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、別に定める単位数を定めることができる。

第24条 (単位の授与)

授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与える。

第24条の2 (他の学科の授業科目の履修)

学生は、他の学科の授業科目の履修及びその単位を修得することができる。

第25条 (学習の評価)

試験等の成績評価は、100～90点をS、89～80点をA、79～70点をB、69～60点をC、59～0点をD(不可)として5段階で表し、S、A、B、Cを合格、D(不可)を不合格とする。

第26条 (他の短期大学又は大学における授業科目の履修等)

学長は、教育上有益と認めるときは、学生が他の短期大学又は大学(外国の短期大学及び大学及び大学コンソーシアム佐賀を含む。)において履修した授業科目について修得した単位を、教授会の議を経て第27条、第28条で規定する単位数と合わせて30単位を超えない範囲で、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定は、学生が外国の短期大学又は大学に留学する場合に準用する。

第27条 (短期大学又は大学以外の教育施設等における学修)

学長は、教育上有益と認められるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校等の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、教授会の議を経て本学における授業科目の履修とみなし単位を与えることができる。

- 2 前項により与えることができる単位数は、第26条、第28条に規定する単位数と合わせて30単位を超えないものとする。

01

02

03

04

05

学内関係諸規則等

第28条 (入学前の既修得単位等の認定)

学長は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生により履修した単位を含む)及び前条に規定する学修の単位を、教授会の議を経て本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項により修得したものとみなし、与えることのできる単位数は、転学等の場合を除き、第26条、第27条で規定する単位と合わせて30単位を超えないものとする。

第28条の2 (長期にわたる教育課程の履修)

学生が、職業を有している等の事由により、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨を申し出たときは、教授会の議を経てその計画的な履修を認めることができる。

第28条の3 (科目読み替えによる単位修得の認定)

学長は、教育上有益と認められるときは、本学在学中における所定授業科目の単位を、教授会の議を経て開講されている他の同等授業科目の履修により修得しそれを認定することができる。

第29条 (教育内容等の改善のための組織的な研修等)

本学は、授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を行うものとする。

第6章 卒業等**第30条 (卒業の要件)**

本学を卒業するためには、学生は2年以上在学し、別表第1に定めるところにより62単位以上を修得しなければならない。

- 2 第1項の規定による卒業に必要な単位数のうち、第21条の2第2項に規定する授業の方法により修得した単位数は、30単位を超えないものとする。

第31条 (卒業)

前条の要件を充足した者については、教授会の議を経て学長が卒業を認定する。

- 2 学長は、卒業を認定した学生に対して、卒業証書を授与する。
- 3 第1項の規定により卒業した者には、本学学位規程の定めるところにより短期大学士の学位を授与する。

第32条 (資格の取得)

本学において取得することができる免許状及び資格の種類は、次のとおりとする。

学 科	免許状・資格の種類
地域生活支援学科	栄養士免許申請資格 介護福祉士国家試験受験資格
幼 児 保 育 学 科	幼稚園教諭二種免許状 保育士資格

- 2 本学において教育職員免許状を得ようとする者は、別表第1に定める卒業の要件を充足し、かつ、教育職員免許法及び同法施行規則に定める科目及び単位を修得しなければならない。
- 3 本学の地域生活支援学科において、栄養士の資格を得ようとする者は、別表第1に定める卒業の要件を充足し、かつ、栄養士法及び同法施行規則に定める科目及び単位を修得しなければならない。
- 4 本学の地域生活支援学科において、介護福祉士国家試験受験資格を得ようとする者は、別表第1に定める卒業の要件を充足し、かつ、社会福祉士介護福祉士学校指定規則に定める各科目について、決められた時間数の3分の2(但し、介護実習については5分の4)以上の出席をし、その単位を在学中に修得しなければならない。
- 5 本学の幼児保育学科において保育士の資格を得ようとする者は、別表第1に定める卒業の要件を充足し、かつ、児童福祉法、同法施行令及び同法施行規則等に定める科目及び単位を修得し、その要件を充足しなければならない。

第7章 入学検定料、入学金、授業料等の費用**第33条 (入学検定料等の金額)**

本学の入学検定料、入学金、授業料の金額は、次のとおりとする。

	1 年 次	2 年 次
入学検定料	27,000円	
入 学 金	200,000円	
授 業 料	650,000円	660,000円

- 2 施設設備費及び教育充実費については、次のとおりとする。

	地域生活支援学科	幼児保育学科
施設設備費	100,000円	100,000円
教育充実費	180,000円	170,000円

第34条 (授業料等の納入期)

授業料等は、次の2期に分け、西九州大学及び西九州大学短期大学部学費納入規程の定めるところにより納入しなければならない。ただし、特別の事情があると認められる者は、延納・分納を認めることがある。

前期…4月1日から5月10日まで
後期…10月1日から10月31日まで

- 2 長期履修学生の授業料、施設設備費及び教育充実費の納入については、別に定める。

第35条 (再入学及び転入学の場合の授業料等)

再入学及び転入学の場合は、その者の属する年次の在学生にかかる額と同額の授業料、施設設備費及び教育充実費を納付しなければならない。

第36条 (退学及び停学の場合の授業料等)

学期の途中で退学する学生の当該期分の授業料、施設設備費及び教育充実費は、徴収する。

- 2 停学期間中の授業料、施設設備費及び教育充実費は、徴収する。

第37条 (休学の場合の授業料等)

学期の全期間にわたって休学した者については、その学期の授業料、施設設備費及び教育充実費を免除する。

第38条 (復学の場合の授業料等)

学期の途中で復学した学生は、復学した期の授業料、施設設備費及び教育充実費を納入しなければならない。

第39条 (学年の途中で卒業する場合の授業料等)

学年の途中で卒業する見込みの学生は、卒業する見込みの期までの授業料、施設設備費及び教育充実費を納付するものとする。

第40条 (納付した授業料等)

納付した入学検定料、入学金及び授業料等は原則として返付しない。

- 2 前項の規定による納付した授業料等の取扱いは、別に定める。

第8章 教職員組織**第41条 (職員組織)**

本学に学長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員、技能職員その他必要な職員を置く。

- 2 本学に副学長及び学長補佐を置くことができる。

第9章 教授会**第42条 (教授会)**

本学に重要な事項を審議するため教授会を置く。

第43条 (教授会の構成)

教授会は、学長及び専任の教授、准教授、講師及び助教をもって組織する。

- 2 前項の規定にかかわらず、教授会が必要と認められたときは、教授会にその他の職員を加えることができる。

第44条 (教授会の審議事項)

教授会は、学長が次の各号に掲げる教育研究に関する重要な事項について決定を行うに当たり、当該事項を審議し意見を述べるものとする。

- (1) 学生の入学(転入学・再入学を含む。)及び卒業に関する事項
 - (2) 学位の授与に関する事項
 - (3) 教育課程の編成及び履修方法に関する事項
 - (4) 教員の選考に係る資格審査に関する事項
 - (5) 学則又は短期大学部諸規定のうち、教育研究に関する重要な規則の制定、改廃に関する事項
 - (6) 学生の表彰、懲戒に関する事項
 - (7) その他、学長が諮問した事項
- 2 教授会は、前項に規定するもののほか、次に掲げる学長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べるることができる。
- (1) 学生の休学、復学、転学、転学科、派遣、留学及び除籍に関する事項
 - (2) 長期履修学生、科目等履修生、特別聴講学生、外国人留学生及び委託生に関する事項
 - (3) 学生の単位修得に関する事項
 - (4) 学生の修学等に必要の助言・指導に関する事項
 - (5) その他、教育・研究に関する事項

第45条 (その他)

本章に定めるもののほか、教授会に関し必要な事項は、別に定める。

第10章 長期履修学生・科目等履修生・特別聴講学生・委託生・外国人留学生**第46条 (長期履修学生)**

学長は、第4条の第1項に定める修業年限を超える一定の期間にわたり授業科目を履修することを目的として、本学に入学を希望する者がある時は、教授会の議を経て、長期履修学生として、入学を許可する。

- 2 長期履修学生に関して必要な事項は別に定める。

第47条 (科目等履修生)

学長は、本学において特定の授業科目を履修することを志願する者があるときは、教授会の議を経て、本学の教育に支障がない限り科目等履修生として受け入れを許可する。

- 2 科目等履修生に対し、その履修した授業科目について、試験のうえ、単位を与えることができる。
- 3 科目等履修生の履修料は、1単位につき講義10,000円、演習15,000円、実験・実習は20,000円とし、演習及び実験・実習は別に実験・実習・演習料として納入させることがある。
- 4 科目等履修生について必要な事項は、この学則に定めるもののほか、別に定める。

第47条の2 (社会人等学生以外の履修者に対する証明書の交付)

学長は、本学が編成した社会人等を対象とした特別の課程(教育のプログラム)を修了した者に対し、教授会の議を経て、履修の事実を証する証明書を交付できるものとする。

第48条 (特別聴講学生)

学長は、他の大学又は短期大学(外国の大学又は短期大学を含む)の者で、本学に開設する授業科目について履修することを志願する者があるときは、当該他の大学又は短期大学との協議に基づき、特別聴講学生として教授会の議を経て入学を許可することができる。

- 2 学長は、特別聴講学生に対し、その履修した授業科目について、試験その他の方法により成績を評価し、所定の単位を与えることができる。
- 3 特別聴講学生について必要な事項は、この学則に定めるもののほか、別に定める。

第49条 (委託生)

学長は、公共団体又はその他の機関から本学の特定授業科目について修学を委託されたときは、教授会の議を経て本学の教育に支障がない限り、委託生として受け入れを許可する。

- 2 委託生に対する取扱いは、前条に準ずる。

第49条の2 (外国人留学生)

学長は、外国人で、短期大学等において教育を受ける目的をもって入学し、本学に入学を志願する者があるときは、教授会の議を経て、外国人留学生として入学を許可することができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、学長は、外国の大学等との交流協定に基づき派遣される学生があるときは、教授会の議を経て、交換留学生として入学を許可することができる。
- 3 前項の交換留学生に対しては、第21条に規定する授業のほか、交換留学生科目(別表第2)を置く。
- 4 外国人留学生、交換留学生について必要な事項は、この学則に定めるもののほか、別に定める。

第11章 賞 罰**第50条 (表彰)**

学生として表彰に値する行為があった者は、教授会の議を経て学長が表彰する。

第51条 (罰 則)

本学の学則及びその他の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為のあった者は、教授会の議を経て、学長が懲戒する。

- 2 前項の懲戒の種類は、訓告、停学及び退学とする。
- 3 次の各号の一に該当する者は退学とする。
 - (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
 - (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
 - (3) 正当な理由がなくて出席常でない者
 - (4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者
- 4 学生の懲戒に関し、必要な事項は別に定める。

第12章 削 除**第52条から第58条 削除****第13章 厚生施設****第59条 (学生寮)**

本学に学生寮を置く。

- 2 学生寮に関する規則は、別に定める。

第14章 教育・研究施設**第60条 (教育・研究施設)**

学園及び本学に次の教育・研究施設を置く。

- (1) 西九州大学グループ地域連携センター
- (2) 生活支援科学研究センター
- 2 教育・研究施設に関する事項は、別に定める。

第15章 公開講座**第61条 (公開講座)**

社会人の教養を高め、文化の向上に資するため、本学に公開講座を開設することができる。

附則 この学則は、昭和38年4月1日から施行する。

附則 (平成6年4月1日)

この学則は、平成6年4月1日から施行する。ただし、平成5年以前の入学生については、従前の定めによる。

附則(平成7年4月1日)

- この学則は、平成7年4月1日から施行する。ただし、平成6年以前の入学生については、従前の定めによる。
- この学則の第26条第3項の規定については、昭和38年1月21日以降の卒業生についても適用する。

附則(平成7年9月1日)

この学則は、平成7年9月1日から施行する。

附則(平成7年9月12日)

この学則は、平成7年9月12日から施行する。

附則(平成7年11月21日)

この学則は、平成7年11月27日から施行する。

附則(平成8年4月1日)

- この学則は、平成8年4月1日から施行する。ただし、平成7年以前の入学生については、従前の定めによる。
- この学則の第26条第3項の規定については、昭和38年1月21日以降の卒業生についても適用する。

附則(平成8年12月14日)

- この学則は、平成9年4月1日から施行する。ただし、平成8年以前の入学生については、従前の定めによる。
- この学則の第26条第3項の規定については、昭和38年1月21日以降の卒業生についても適用する。

附則(平成9年8月30日)

- この学則は、平成10年4月1日から施行する。ただし、平成9年以前の入学生については、従前の定めによる。
- この学則の第26条第3項の規定については、昭和38年1月21日以降の卒業生についても適用する。

附則(平成10年9月5日)

- この学則は、平成11年4月1日から施行する。ただし、平成11年3月31日以前の入学生については、従前の定めによる。

附則(平成11年5月15日)

- この学則は平成12年4月1日から施行する。ただし、平成12年3月31日に在学する者については従前のとおりとする。
- 第2条の規定にかかわらず、平成12年度の収容定員は次のとおりとする。

学 科	入学定員	収容定員
食物栄養学科	160名	340名
生活福祉学科	80名	160名
幼児教育学科	90名	180名

附則(平成13年3月17日)

- この学則は平成13年4月1日から施行する。ただし、平成13年3月31日に在学する者については従前のとおりとする。
- 第3条の規定にかかわらず、平成13年度の収容定員は次のとおりとする。

学 科	入学定員	収容定員
食物栄養学科	120名	280名
生活福祉学科	80名	160名
幼児教育学科	90名	180名

- 在学者に関わる授業料の額は、学則第33条及び第57条の規程にかかわらず、なお従前のとおりとする。

附則(平成13年9月1日)

この学則は、平成14年4月1日から施行する。ただし、平成14年3月31日に在学する者に関わる授業料の額は、学則第33条及び第57条の規程にかかわらず、なお従前のとおりとする。

附則(平成13年10月15日)

この学則は平成14年4月1日から施行する。ただし、平成13年度以前の入学生については従前のとおりとする。

附則(平成13年12月15日)

この学則は平成14年4月1日から施行する。ただし、平成14年3月31日に在学する者に関わる前期、後期の納入金の額は、学則第34条の規定に関わらず、なお従前のとおりとする。

附則 この学則は平成15年4月1日から施行する。

附則

- この学則は平成16年4月1日から施行する。
- この学則による改正後の第21条に規定する別表第1及び第54条に規定する別表第3にかかわらず、平成16年3月31日に在学する者については、なお従前のとおりとする。
- この学則による改正後の第3条及び第52条第2項の規定にかかわらず、平成16年度の収容定員は次のとおりとする。

学 科	入学定員	収容定員
食物栄養学科	80名	200名
生活福祉学科	70名	150名
幼児教育学科	90名	180名
くらし環境学科	50名	50名

学 科	入学定員	収容定員
福祉専攻	30名	30名
食物栄養専攻	10名	40名

附則 この学則は平成17年4月1日から施行する。

附則 この学則は平成18年3月11日から施行する。

附則

- この学則は平成18年4月1日より施行する。
- この学則による改正後の第3条の規定及び第32条第1項及び第4項中幼児保育学科に関する規定並びに別表第1中2専門教育科目(3)幼児保育学科の表に関する規定は、平成18年4月1日から施行する。
ただし、平成18年3月31日に在学する者(以下「在学者」という。)及び平成18年4月1日以降において在学者の属する年次に転入学又は再入学する者に係る授業科目、単位数及び卒業要件単位数は、この学則による改正後の別表第1にかかわらず、なお従前の例による。
- この学則による改正後の第3条の規定にかかわらず、平成18年度の収容定員は次のとおりとする。

学 科	入学定員	収容定員
食物栄養学科	80名	160名
生活福祉学科	70名	140名
幼児教育学科	—	90名
幼児保育学科	110名	110名
くらし環境学科	30名	80名

附則

- この学則は平成19年4月1日から施行する。
- この学則による改正後の第21条に規定する別表第1及び第54条に規定する別表第3にかかわらず、平成19年3月31日に在学する者については、なお従前のとおりとする。

附則 この学則は平成20年4月1日から施行する。

附則

- この学則は平成21年4月1日から施行する。
- この学則による改正後の第3条第3項の規定にかかわらず、平成21年度の収容定員は次のとおりとする。

学 科	入学定員	収容定員
食物栄養学科	60名	140名
生活福祉学科	40名	110名
幼児教育学科	90名	200名
くらし環境学科	—	30名

- くらし環境学科は、この学則による改正後の規定にかかわらず、平成21年3月31日において当該学科に在学する者(以下この項において「在学者」という。)及び平成21年4月1日以降において在学者の属する年次に転入学又は再入学する者が在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

- 4 平成21年3月31日に在学する者(以下この項及び次項において「在学者」という。)及び平成21年4月1日以降において在学者の属する年次に転入学又は再入学する者に係る授業科目、単位数及び卒業要件単位数は、この学則による改正後の別表第1にかかわらず、なお従前の例による。
- 5 課程認定の取り下げは、この学則による改正後の第32条の規定にかかわらず、平成21年3月31日において在学者の課程の学生が卒業するのを待って教職課程を廃止する。
- 6 この学則の第25条の規定については、平成20年度以前入学生についても適用する。
- 7 この学則の第28条の3の規定については、平成20年度以前の入学生についても適用する。

附則 この学則は平成22年4月1日から施行する。

附則(平成22年8月28日)

この学則は平成23年4月1日から施行する。

附則(平成23年8月19日)

この学則は平成24年4月1日から施行する。

附則(平成24年5月15日)

この学則は、平成25年4月1日から施行する。ただし、平成25年3月31日以前の在学学生については、従前の通りとする。

附則(平成24年12月15日)

この学則は平成24年12月15日から施行する。

附則(平成25年5月13日)

この学則は平成26年4月1日から施行する。

附則(平成26年2月17日)

この学則は平成26年4月1日から施行する。

附則(平成26年3月15日)

この学則は平成26年4月1日から施行する。

附則(平成26年8月23日)

- 1 この学則は平成27年4月1日から施行する。
- 2 平成27年3月31日に在学する者(以下「在学者」という。)及び平成27年4月1日以降において在学者の属する年次に転入学又は再入学する者に係る授業科目、単位数及び卒業要件単位数は、この学則による改正後の学則第21条第2項、第30条第1項及び第32条第2項から第5項に規定する別表第1並びに第54条第1項及び第55条第1項に規定する別表第2にかかわらず、なお従前の例による。

附則(平成27年3月14日)

この学則は平成27年4月1日から施行する。

附則(平成27年9月14日)

- 1 この学則は平成28年4月1日から施行する。
- 2 平成28年3月31日に在学する者(以下「在学者」という。)及び平成28年4月1日以降において在学者の属する年次に転入学又は再入学する者に係る授業科目、単位数及び卒業要件単位数は、この学則による改正後の学則第21条第2項、第30条第1項及び第32条第2項、第4項に規定する別表第1にかかわらず、なお従前の例による。

附則(平成27年12月13日)

この学則は平成27年12月13日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附則(平成28年1月18日)

- 1 この学則は平成28年4月1日から施行する。
- 2 平成28年3月31日に在学する者(以下「在学者」という。)及び平成28年4月1日以降に在学者の属する年次に転入学又は再入学する者に係る授業科目、単位数及び卒業要件単位数は、この学則による改正後の学則第21条第2項、第30条第1項、第32条第2項から第5項に規定する別表第1にかかわらず、なお従前の例による。

附則(平成28年3月12日)

- 1 この学則は平成29年4月1日から施行する。
- 2 この学則による改正後の学則第3条第5項の規定にかかわらず、平成29年度の収容定員は次のとおりとする。

学 科	収容定員
食物栄養学科	60名
生活福祉学科	40名
地域生活支援学科	100名

- 3 平成29年3月31日に在学する者(以下「在学者」という。)及び平成29年4月1日以降において、在学者の属する年次に転入学又は再入学する者に係る授業科目、単位数及び卒業要件単位数は、この学則による改正後の学則第21条第2項、第30条第1項及び第32条第2項から第5項に規定する別表第1にかかわらず、なお従前の例による。

附則(平成28年8月20日)

- 1 この学則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 専攻科保育福祉専攻は、この学則による改正後の規定にかかわらず、平成29年3月31日において当該専攻科に在学する者(以下本項及び次項において「在学者」という。)が在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 3 在学者に係る授業科目、単位数、修了要件単位数、資格取得、入学検定料、入学金、授業料、施設設備費及び教育充実費は、この学則による改正後の学則による改正後の学則にかかわらず、なお従前の例による。

附則(平成29年3月18日)

この学則は、平成29年4月1日から施行する。

附則(平成30年3月17日)

この学則は、平成30年4月1日から施行する。

附則(平成30年9月10日)

- 1 この学則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 平成31年3月31日に在学する者(以下「在学者」という。)及び平成31年4月1日以降において在学者の属する年次に転入学、再入学する者又は外国等との交流協定に基づき派遣される交換留学生に係る授業科目、単位数及び授業科目の履修単位数については、この学則による改正後の学則第21条第2項、第30条第1項及び第32条第2項から第5項並びに第49条の2第3項に規定する別表第1及び別表第2にかかわらず、なお従前の例によることができる。

附則(平成31年2月18日)

- 1 この学則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 平成31年3月31日に在学する者(以下「在学者」という。)及び平成31年4月1日以降において在学者の属する年次に転入学、再入学する者又は外国等との交流協定に基づき派遣される交換留学生(以下、「転入学者等」という。)に係る授業科目、単位数及び授業科目の履修単位数については、この学則による改正後の学則第21条第2項、第30条第1項及び第32条第2項から第5項並びに第49条の2第3項に規定する別表第1及び別表第2にかかわらず、なお従前の例によることができる。
- 3 在学者及び転入学者等が教員免許状を得ようとする場合、前項、附則(平成30年9月10日議決)第2項の規定にかかわらず、教育職員免許法及び同法施行規則に定める単位については改正後の規定による授業科目を履修させ、その単位を修得させることができる。

附則(令和元年8月17日)

- 1 この学則は、令和2年4月1日から施行する。ただし、施行日以前に令和2年度1年次への入学手続きをする者についても、この学則による改正後の学則(以下、「改正後の学則」という。)第33条第2項を適用する。

- 2 令和2年3月31日に在学する者(以下「在学者」という。)及び令和2年4月1日以降において在学者の属する年次に転入学、再入学する者又は外国等との交流協定に基づき派遣される交換留学生(以下、「転入学者等」という。)に係る授業科目、単位数及び授業科目の履修単位数については、改正後の学則第21条第2項、第30条第1項及び第32条第2項から第5項並びに第49条の2第3項に規定する別表第1及び別表第2にかかわらず、なお従前の例によることができる。
- 3 在学者及び転入学者等に係る成績評価については、改正後の学則第25条にかかわらず、なお従前の例によることができる。
- 4 在学者及び令和2年4月1日以降において在学者の属する年次に転入学、再入学する者に係る教育充実費については、改正後の学則第33条にかかわらず、なお従前の例によるることができる。

附則(令和2年8月22日)

この学則は、令和3年4月1日から施行する。

附則(令和3年3月14日)

- 1 この学則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 令和3年3月31日に在学する者(以下「在学者」という。)及び令和3年4月1日以降において在学者の属する年次に転入学又は再入学する者に係る授業科目、単位数及び授業科目の履修単位数については、この学則による改正後の学則第21条第2項、第30条第1項及び第32条第2項から第5項に規定する別表第1にかかわらず、なお従前の例によることができる。

附則(令和3年9月13日)

- 1 この学則は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 令和4年3月31日に在学する者(以下「在学者」という。)及び令和4年4月1日以降において在学者の属する年次に転入学又は再入学する者に係る授業科目、単位数及び授業科目の履修単位数については、この学則による改正後の学則第21条第2項、第30条及び第32条第5項に規定する別表第1にかかわらず、なお従前の例によることができる。
- 3 在学者及び転入学者等が教員免許状を得ようとする場合、前項の規定にかかわらず、教育職員免許法、同法施行規則に定める単位については、改正後の規定による授業科目を履修させ、その単位を修得させることができる。
- 4 在学者及び転入学者等が保育士の資格を得ようとする場合、第2項の規定にかかわらず、児童福祉法、同法施行令及び同法施行規則に定める単位については、改正後の規定による授業科目を履修させ、その単位を修得させることができる。

[別表第1] 1.共通教育科目

教育内容	授業科目	単位数		卒業要件 単位数	備考
		必修	選択		
教養科目	あすなろう(大学生活のデザイン)	1		幼多食 児文健 保化康 育科 学11ス 学科は 1単位 以上 選択 必修	
	あすなろう(大学生活とキャリア)	1			
	S D G s 入 門	2			
	S D G s の 実 践	1			
	データサイエンスの基礎	2			
	あすなろう体験	2			
	心理学入門	2			
	日本国憲法	2			
	社会学	2			
	海外研修	1			
異文化理解	2				
外国語科目	総合英語(初級)	1		食健康コース、 多文化コース、 幼児保育学科は 2単位以上選択必修	
	英会話 I	1			
	英会話 II	1			
保健体育科目	健康スポーツ理論	1		介護福祉 コースは選択	
	健康スポーツ	1			
計		9	14	地域生活支援学科 食健康コース 12単位以上 介護福祉コース 7単位以上 多文化コース 12単位以上 幼児保育学科 12単位以上	

【別表第1】2.専門教育科目
(1) 地域生活支援学科

教育内容	授業科目	単位数 必修 選択	卒業要件 単位数	備考
いのち	公衆衛生学	2	★	○(食健康)コース ★印科目は、栄養士免許取得に係る科目を示す。 △印科目は、介護福祉士国家試験受験資格取得に係る科目を示す。 ◇印科目は、介護福祉士国家試験受験資格取得に係る科目を示す。 (多文化)コース ◎印科目は、25単位以上選択必修とし、このうち△印の選択科目より25単位以上選択必修(このうち語学科目※3)6単位以上、留学生は日本語科目※1※2(4単位以上)日本学生は国際コミュニケーションについて必修)
	健康福祉概論	2	★	
	解剖生理学	2	★	
	解剖生理学実験	1	★	
	生化学	2	☆	
	生化学実験	1	★	
	病態生理学	2	★	
	運動生理学	2	☆	
	食品学Ⅰ	2	☆	
	食品学実験	1	★	
	食品学Ⅱ(食品加工学含む)	2	☆	
	基礎栄養学	2	☆	
	病態栄養学	2	☆☆	
	臨床栄養学	2	☆☆	
	臨床栄養学実習	1	☆☆	
	栄養学実習	1	★	
	発達と老化の理解Ⅰ	2	◇	
	発達と老化の理解Ⅱ	2	◇	
	認知症の理解Ⅰ	2	◇	
	認知症の理解Ⅱ	2	◇	
	障害の理解Ⅰ	2	◇	
	障害の理解Ⅱ	2	◇	
	こころとからだのしくみⅠ	2	◇	
こころとからだのしくみⅡ	2	◇		
こころとからだのしくみⅢ	2	◇		
こころとからだのしくみⅣ	2	◇		
保健医療	1	◇		
医療的ケアⅠ	2	◇		
医療的ケアⅡ	2	◇		
医療的ケアⅢ	1	◇		
くらし	地域生活支援学(演習含む)	2	◎	
	地域生活支援演習(卒業研究)	2		
	情報リテラシーⅠ(実習を含む)	2		
	情報リテラシーⅡ	1	◎	
	総合英語(中級)	1	△※3	
	総合英語(上級)	1	△※3	
	基礎英語	1	△※3	
	英語検定Ⅰ	1	△※3	
	英語検定Ⅱ	1	△※3	
	英語検定Ⅲ	1	△※3	
	中国語コミュニケーション	1	△	
	韓国語コミュニケーション	1	△	
	日本語Ⅰ	1	△※1	
	日本語Ⅱ	1	△※1	
	日本語Ⅲ	1	△※1	
	日本語検定Ⅰ	1	△※2	
	日本語検定Ⅱ	1	△※2	
	日本語検定Ⅲ	1	△※2	
	日本語応用(方言と介護)	1		
	食品衛生学	2	☆	
	食品衛生学実験	1	★	
	栄養指導論Ⅰ	2	☆	
	栄養指導論実習Ⅰ	1	★	
栄養指導論Ⅱ	2	★		
栄養指導論実習Ⅱ	1	★		
公衆栄養学	2	★		
調理学	2	★		
調理実習(日本料理)	1	☆		

教育内容	授業科目	単位数 必修 選択	卒業要件 単位数	備考
くらし	調理実習(西洋料理)	1	☆	★
	調理実習(中国料理)	1	☆	★
	実践食育	2		
	食育演習	1		
	創作料理実習	1		
	給食経営管理論	2	☆	★
	給食管理実習Ⅰ	1	☆	★
	給食管理実習Ⅱ	1		★
	給食管理実習Ⅲ	1		
	スイーツクリエイト基礎理論	2		
	スイーツクリエイト基礎実習	1		
	スイーツクリエイト応用実習	1		
	社会の理解Ⅰ	2	◇	◆
	社会の理解Ⅱ	2		◆
	介護総合講座	2		◆
	介護の基本ⅠA	2	◇	◆
	介護の基本ⅠB	2	◇	◆
	介護の基本ⅡA	2		◆
	介護の基本ⅡB	2		◆
	介護の基本ⅢA	2		◆
	介護の基本ⅢB	2		◆
	コミュニケーション技術A	1	◇	◆
	コミュニケーション技術B	1		◆
	生活支援技術A	1	◇	◆
	生活支援技術B	2	◇	◆
	生活支援技術C	2		◆
	生活支援技術D	2	◇	◆
	生活支援技術E	1	◇	◆
	生活支援技術F	1		◆
	生活支援技術G	1		◆
	介護過程Ⅰ	1	◇	◆
	介護過程Ⅱ	1	◇	◆
	介護過程Ⅲ	2		◆
介護過程Ⅳ	1		◆	
介護総合演習Ⅰ	1	◇	◆	
介護総合演習Ⅱ	1	◇	◆	
介護総合演習Ⅲ	1		◆	
介護総合演習Ⅳ	1		◆	
介護実習Ⅰ	6	◇	◆	
介護実習Ⅱ	4		◆	
人生	ライフステージ別栄養学	2	☆	★
	ライフステージ別栄養学実習	1	☆	★
	食文化コミュニケーション	1	△	
	海外食文化研修	1	△	
	リラクゼーション(演習を含む)	2	△	
	人間の尊厳と自立	2	◇	◆
	人間関係とコミュニケーションⅠ	2	◇	◆
	人間関係とコミュニケーションⅡ	2		◆
	レクリエーション活動援助法Ⅰ	1		◆
	レクリエーション活動援助法Ⅱ	1		◆
	介護予防支援学	2		
	レクリエーション概論	2		
	レクリエーション実習	2		
	佐賀を知る(佐賀学)	2	◎	
	日本文化事情(演習含む)	2	△	
日本文化理解	2	△		
多文化理解Ⅰ	2	◎		
多文化理解Ⅱ	1	◎		

01
02
03
04
05

学内関係諸規則等

教育内容	授業科目	単位数		卒業要件 単位数	備考
		必修	選択		
人	国際コミュニケーションⅠ	2	△		
	国際コミュニケーションⅡ	2	△		
	ビジネスマナー(演習含む)	2	◎		
	ホスピタリティ概論	2	◎		
	おもてなし演習	1	◎		
	ホスピタリティ心理学	2	△		
	観光概論	2	△		
	旅行業務	2	△		
	ホテルビジネス論	2	△		
	観光ビジネス論	2	△		
	社会とデータサイエンス	2	△		
	社会とデータサイエンス演習	1	△		
	プレゼンテーション概論	2	◎		
	プレゼンテーション演習	1	△		
	応用プレゼンテーション演習	1	△		
	多文化共生とSDGs	2	△		
	多文化ゼミナールⅠ	1	◎		
	多文化ゼミナールⅡ	1	◎		
	多文化ゼミナールⅢ	1	◎		
	多文化ゼミナールⅣ	1	◎		
インターンシップⅠ	2	◎			
インターンシップⅡ	1	△			
計	6	212			
				(食健康コース 介護福祉コース 多文化コース 505550単位以上 505550単位以上 (総計69単位) (共通教育科目と合わせて62単位以上)	(食健康コース) 栄養士免許を取得する者は、卒業要件と資格取得に係る指定科目の単位を修得しなければならない。(総計69単位) (介護福祉コース) 介護福祉士受験資格を取得しようとする者は、卒業要件と資格取得に係る指定科目の単位を修得しなければならない。(総計95単位)

[別表第1] 2.専門教育科目
(2) 幼児保育学科

授業科目	単位数		卒業要件 単位数	備考
	必修	選択		
保育原理	2			教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)を含む
教育総論	2			
子ども家庭福祉	2			
社会福祉	2			
子ども家庭支援論	2			
社会的養護Ⅰ	2			
教育・保育者論	2			
発達心理学	2			
子ども家庭支援の心理学	2			
子ども理解と教育相談	2			
子どもの保健	2			
子どもの食と栄養	2			
教育課程・方法論	2			
保育内容総論	2			
保育内容(健康)の理論と方法	2			
保育内容(人間関係)の理論と方法	2			
保育内容(環境)の理論と方法	2			
保育内容(言葉)の理論と方法	2			
保育内容(音楽表現)の理論と方法	2			
保育内容(造形表現)の理論と方法	2			
保育内容(リズム表現)の理論と方法	2			
幼児と健康	1			教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法を含む
幼児と人間関係	1			
幼児と言葉	1			
幼児と音楽表現	1			
幼児と造形表現	1			
子どもの表現のためのピアノ伴奏法Ⅰ	1			
子どもの表現のためのピアノ伴奏法Ⅱ	1			
音楽の基礎	1			
リトミック	1			
乳児保育Ⅰ	2			
乳児保育Ⅱ	1			
子どもの健康と安全	1			
特別な教育的ニーズの理解とその支援(障害児保育)	2			
社会的養護Ⅱ	1			
子育て支援	1			
総合表現	1			
歌唱表現	1			
器楽表現	1			
幼児ダンス	1			
こどもの遊び	1			
保育カウンセリング	2			
保育実習指導Ⅰ	2			
保育実習Ⅰ(保育所・施設)	4			
保育実習指導Ⅱ	1			
保育実習Ⅱ(保育所)	2			
保育実習指導Ⅲ	1			
保育実習Ⅲ(施設)	2			
教育実習指導	1			
教育実習Ⅰ	2			
教育実習Ⅱ	2			
保育・教職実践演習(幼)	2			
卒業課題研究Ⅰ	1			
卒業課題研究Ⅱ	1			
情報リテラシーⅠ(実習を含む)	2			
情報リテラシーⅡ	1			
レクリエーション概論	2			
レクリエーション演習	1			
レクリエーション実習	2			
子どもの支援Ⅰ(基礎・実習)	2			
アートマネジメント演習	2			
計	40	59		選択科目より10単位修得

[別表第1] 3. 幼児保育学科の幼稚園教諭二種免許に係る
授業科目及び単位数

学科目	授業科目	単位数		備考
		必修	選択	
専門的事項 領域に関する	幼児と健康	1		
	幼児と人間関係	1		
	幼児と言葉	1		
	幼児と音楽表現	1		
	幼児と造形表現	1		
及び 保育内容の指導法(情報機器 の活用を含む)	保育内容総論	2		
	保育内容(健康)の理論と方法	2		
	保育内容(人間関係)の理論と方法	2		
	保育内容(環境)の理論と方法	2		
	保育内容(言葉)の理論と方法	2		
	保育内容(音楽表現)の理論と方法	2		
	保育内容(造形表現)の理論と方法	2		
	保育内容(リズム表現)の理論と方法	2		
解に 関する 科目	教育総論	2		教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む)
	教育・保育者論	2		
	発達心理学	2		
	特別な教育的ニーズの理解とその支援(障害児保育)	2		
及び 道徳、総合的な学習 の時間等に関する 科目	教育課程・方法論	2		教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む)
	子ども理解と教育相談	2		教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法を 含む
教育 実践に 関する 科目	教育実習指導	1		
	教育実習Ⅰ	2		
	教育実習Ⅱ	2		
	保育・教職実践演習(幼)	2		
大学が 独自に 設定する 科目	子どもの表現のためのピアノ伴奏法Ⅰ	1		「大学が独自に設定する科目」又は最低修得単位数を超えて履修した「領域及び保育内容の指導法に関する科目」又は「教育の基礎的理解に関する科目」「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」「教育実践に関する科目」について、併せて2単位以上を修得
	子どもの表現のためのピアノ伴奏法Ⅱ	1		
	音楽の基礎	1		
計		41	2	

[別表第1] 4-1. 幼児保育学科の保育士資格に係る
授業科目及び単位数

学科目	授業科目	単位数		備考
		必修	選択	
保育 に関する 科目	保育原理	2		教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)を含む
	教育総論	2		
	子ども家庭福祉	2		
	社会福祉	2		
	子ども家庭支援論	2		
	社会的養護Ⅰ	2		
	教育・保育者論	2		
保育 の 対象の 理解 に関する 科目	発達心理学	2		教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法を 含む
	子ども家庭支援の心理学	2		
	子ども理解と教育相談	2		
	子どもの保健	2		
	子どもの食と栄養	2		
	教育課程・方法論	2		
	保育内容総論	2		
保育 の 内容・ 方法 に関する 科目	保育内容(健康)の理論と方法	2		教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)を含む
	保育内容(人間関係)の理論と方法	2		
	保育内容(環境)の理論と方法	2		
	保育内容(言葉)の理論と方法	2		
	保育内容(音楽表現)の理論と方法	2		
	幼児と健康	1		
	幼児と人間関係	1		
	幼児と言葉	1		
	幼児と音楽表現	1		
	幼児と造形表現	1		
	子どもの表現のためのピアノ伴奏法Ⅰ	1		
	乳児保育Ⅰ	2		
	乳児保育Ⅱ	1		
	子どもの健康と安全	1		
	特別な教育的ニーズの理解とその支援(障害児保育)	2		
社会的養護Ⅱ	1			
子育て支援	1			
保育実習	保育実習指導Ⅰ	2		
	保育実習Ⅰ(保育所・施設)	4		
総合演習	保育・教職実践演習(幼)	2		
計		60	0	

[別表第1] 4-2. 幼児保育学科の保育士資格に係る
授業科目及び単位数

学科目	授業科目	単位数		備考
		必修	選択	
保育 の 内容・ 方法 に関する 科目	保育内容(造形表現)の理論と方法		2	6単位以上 選択必修
	保育内容(リズム表現)の理論と方法		2	
	子どもの表現のためのピアノ伴奏法Ⅱ		1	
	音楽の基礎		1	
	総合表現		1	
	歌唱表現		1	
	器楽表現		1	
	幼児ダンス		1	
こどもの遊び		1		
保育カウンセリング		2		
保育 実習	保育実習Ⅱ(保育所)		2	2単位以上 選択必修
	保育実習Ⅲ(施設)		2	
	保育実習指導Ⅱ		1	1単位以上 選択必修
	保育実習指導Ⅲ		1	
計		0	19	9単位以上選択 必修

01
02
03
04
05
学内関係諸規則等

[別表第2] 交換留学生に係る授業科目及び単位数
(第49条の2 第3項関係)

区分	授業科目	単位数	備考
共通科目	あすなろう(大学生活のデザイン)	1	
	あすなろう(大学生活とキャリア)	1	
	あすなろう体験	2	
	健康スポーツ	1	
	総合英語(初級)	1	
地域生活支援学	共通	地域生活支援学(演習含む)	2
	食健康コース	調理実習(日本料理)	1
		調理実習(西洋料理)	1
		調理実習(中国料理)	1
		創作料理実習	1
		生化学実験	1
		食品学実験	1
		食育演習	2
		食文化コミュニケーション	1
	スイーツクリエイティブ基礎実習	1	
	介護福祉コース	レクリエーション活動援助法I	1
		レクリエーション活動援助法II	1
		リラクゼーション(演習を含む)	2
	多文化コース	総合英語(中級)	1
		総合英語(上級)	1
		日本語 I	1
		日本語 II	1
		日本語 III	1
		日本語検定 I	1
		日本語検定 II	1
日本語検定 III		1	
中国語コミュニケーション		1	
韓国語コミュニケーション		1	
佐賀を知る(佐賀学)		2	
ホスピタリティ概論		2	
おもてなし演習		2	
日本文化事情(演習を含む)		2	
多文化理解 I		2	
多文化理解 II		1	
ビジネスマナー(演習含む)		1	
観光概論	2		
観光ビジネス論	2		
ホテルビジネス論	2		
幼児保育学科	保育内容(リズム表現)の理論と方法	2	
	子どもの表現のためのピアノ伴奏法I	1	
	リトミック	2	
	幼児ダンス	1	
計		57	

左記科目のほか、別表第1に規定する授業科目を10単位まで受講することができ。

西九州大学短期大学部における既納の学費等納付金に関する取扱い細則

第1条(目的) 西九州大学短期大学部学則第40条第2項の規定により、西九州大学短期大学部における既納の学費等納付金の取扱いを定める。

第2条(取扱い) 西九州大学短期大学部における既納の学費等納付金の取扱いは、次のとおりとする。

- (1) 入学手続きをした者が所定の期日までに入学を辞退したときは、その者の申し出により入学金以外の納付金を返還する。
- (2) 各学期の開始前に、次学期以降分の授業料、教育充実費及び施設設備費を納付した者が、次学期以降において、学期の全期間にわたって休学した場合には、納付した者の申し出により休学した学期分として納付された授業料、教育充実費及び施設設備費相当額を返還する。ただし、学期の途中で休学を許可された者については、すでに納入された当該学期の授業料、教育充実費及び施設設備費相当額は返還しない。
- (3) 各学期の開始前に、次学期以降分の授業料、教育充実費及び施設設備費を納付した者が、次学期の開始日の前日以前に退学した場合には、納付した者の申し出により退学した日の属する学期の次学期以降分として納付された授業料、教育充実費及び施設設備費相当額を返還する。ただし、学期の途中で退学を許可された者については、すでに納入された当該学期の授業料、教育充実費及び施設設備費相当額は返還しない。
- (4) 各学期の開始前に、次学期以降分の授業料、教育充実費及び施設設備費を納付した者が、次学期の開始日前日以前に除籍された場合には、納付した者の申し出により除籍した日の属する学期の次学期以降分として納付された授業料、教育充実費及び施設設備費相当額を返還する。ただし、学則第20条各項のいずれかに該当し、学期の途中で除籍された者については、すでに納入された当該学期の授業料、教育充実費及び施設設備費相当額は返還しない。

第3条(返還) 前条各号の規定により返還する学費等納付金(授業料、教育充実費及び施設設備費の各々の額をいう。)に千円未満の端数が生じるときは、当該端数を切り捨てるものとする。

第4条(補則) この細則に定めのない事項について定める必要があるときは、教授会の議を経て、学長が別に定める。

附則(平成30年3月5日)

この細則は、平成30年4月1日から施行する。

西九州大学短期大学部学位規程

(平成18年3月11日制定)

第1条(目的) この規程は、学位規則(昭和28年文部省令第9号)第13条及び西九州大学短期大学部学則(以下「学則」という。)第31条第2項及び第3項の規定に基づき、西九州大学短期大学部(以下「本学」という。)において授与する卒業証書及び学位について必要な事項を定めるものである。

第2条(付記する専攻分野) 本学において授与する学位は短期大学士とし、付記する専攻分野の名称は次のとおりとする。

地域生活支援学、保育学

第3条(学位授与の要件) 短期大学士の学位は、学則第31条第3項の規定に基づき、本学を卒業した者に授与する。

第4条(学位の授与) 学長は、卒業を認定した学生に対し、学位を授与し、学位記を交付するものとする。

第5条(学位の名称) 本学の学位を授与された者が、その学位の名称を用いるときは、「西九州大学短期大学部」と付記するものとする。

第6条 (卒業証書及び学位記の様式) 学則第31条に定める卒業証書・学位記の様式は、別紙様式のとおりとする。

第7条 (学位授与の取消)

学長は、学位を授与された者が、不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき、又はその名誉を汚辱する行為があったときは、教授会の議を経て当該学位を取消することができる。

学長は前項の規定に基づき当該学位を取消したときは、² 学位記を返還させ、かつ、その旨を公表するものとする。

附則 (平成18年3月11日)

この規程は、平成18年3月11日から施行する。

附則 (平成21年5月23日)

この規程は、平成21年5月23日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附則 (平成24年5月19日)

この規程は、平成24年5月19日から施行する。

附則 (平成29年3月18日)

¹ この規程は、平成29年4月1日から施行する。

² 平成29年3月31日に在学する者(以下「在学者」という。)及び平成29年4月1日以降において、在学者の属する年次に再入学する者に係る専攻分野の名称及び卒業証書・学位記については、この規程による改正後の第2条及び第6条に規定する別紙様式にかかわらず、なお従前の例による。

西九州大学短期大学部科目等履修生規程

第1条 (趣旨) この規程は、西九州大学短期大学部学則(以下「学則」という。)第47条に規定する科目等履修生に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2条 (履修の開始時期) 履修の開始時期は、原則として学年又は学期の始めからとする。

第3条 (履修の申請資格) 科目等履修生として科目の履修を申請できる者は、当該履修開始年度の4月1日において満18歳以上の者とする。

第4条 (履修申請手続)

科目等履修生として履修を申請する者は、履修開始学期が始まる前の月までに次の各号の書類に審査料を添えて学長に願出しなければならない。

- (1) 科目等履修生願書【様式1】
- (2) 科目等履修生履歴書【様式2】
- (3) 最終学校の修・卒業証明書、成績証明書
- (4) 健康診断書
- (5) 現に職にある者は、その所属長の承諾書

² 第6条のただし書きの各号に該当する者は、審査料を免除することができる。

第5条 (選考・許可)

履修を申請した者については、書類審査のうえ、教授会の議を経て学長が許可するものとする。

第6条 (受講手続等)

前条により履修許可の通知を受けた者は、学期が始まった日から2週間までに単位数に応じて履修料及び必要に応じて実験・実習・演習料を納入しなければならない。ただし、次の各号の一つに該当する者については、履修料のみ減額することができる。延納、分納は原則認めない。所定の期日までに納入手続きがない場合は、科目等履修生として認めないものとする。

- (1) 永原学園在学学生
- (2) その他、学長が特に認めた者

第7条 (履修期間等)

科目等履修生の履修期間は、原則として6月又は1年とする。

- ² 前項の履修期間の延長は、科目等履修生願書(再)(様式3)を学長に提出し、許可を得なければならない。

第8条 (単位授与)

科目等履修生が授業科目を履修した場合には、成績を判定のうえ、合格した者に対して所定の単位を与える。

第9条 (既納の授業料)

既納の履修料は、原則として返還しない。ただし、学期が始まった日から2週間以内に受講辞退の手続きを終えた者に関しては、その半額を返還する。それ以降は返還しないものとする。

第10条 (科目等履修生証)

科目等履修生として履修を許可された者には、科目等履修生証を交付する。

第11条 (証明書の交付)

科目等履修生の修得単位については、本人の申請により証明書を交付する。

² 前項の証明書の交付を受けるには、所定の証明書手数料を納入しなければならない。

第12条 (規程の準用)

科目等履修生については、この規程に定めるもののほか、学則(学則第42条ただし書きで除外するものを除く。)その他学生に関する規程を準用する。

第13条 (雑則)

この規程に定めるもののほか、科目等履修生に関し必要な事項については、学長が別に定める。

附則 この規程は、平成7年4月1日から施行する。

附則 (平成24年5月9日)

この規程は、平成24年5月9日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附則 (平成28年11月2日)

この規程は、平成29年4月1日から施行し、平成29年3月1日から適用する。

附則 (令和2年3月4日)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

西九州大学短期大学部科目等履修生規程の運用細則

第1条 (趣旨) この細則は、西九州大学短期大学部科目等履修生規程第13条に基づき、科目等履修生の提出書類の免除並びに審査料・履修料を定めるものとする。

第2条 (健康診断書) 健康診断書については、法定伝染病に罹患していない旨を証明するものとする。

第3条 (書類提出の免除) 申請時において満30歳以上の者並びに永原学園在学学生・卒業生・教職員、エルダーカレッジ卒業生については、最終学校の修・卒業証明書、成績証明書の提出義務を免除する。

² 永原学園在学学生並びに教職員については、健康診断書の提出義務を免除する。

第4条 (審査料の額及びその免除) 規程第4条の審査料の額は、2,000円とする。

² 規程第4条ただし書により審査料を免除する者は、永原学園の在学学生及び教職員とする。

第5条 (履修料の減額) 履修料は、次表に定めるとおりとする。

減額対象者	種別	講義 (円)	演習 (円)	実験・実習 (円)
永原学園	在学学生	5,000	7,500	10,000
	卒業生	8,000	12,000	16,000
	教職員	2,000	3,000	4,000
エルダーカレッジ卒業生		5,000	7,500	10,000
一般(学則第47条の額)		10,000	15,000	20,000

第6条 (証明書手数料の額)

規程第11条第2項の証明書手数料の額は、1回につき200円とする。

附則 この細則は、平成10年4月1日から施行する。

01

02

03

04

05

学内関係諸規則等

附則(平成24年5月9日)

この細則は、平成24年5月9日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

西九州大学短期大学部長期履修学生規程

第1条(目的)

本規程は、西九州大学短期大学部学則(以下「学則」という。)第46条第2項に基づき、長期にわたる教育課程の履修に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条(資格)

長期履修の申請をすることができる者は、次の各号のいずれかに該当し、学則第4条及び第4条第2項に規定する標準修業年限(以下「標準修業年限」という。)で卒業することが困難であると認められる者とする。

- (1) 職業を有し、就業している者
- (2) 家事、育児、介護等に当たる必要があるため、修学の時間が制限される者
- (3) その他、学長が相当と認めた者

第3条(履修期間)

長期履修の期間は、1年単位とし、在学年数は、3年以上6年以内とする。

- 2 休学期間は、前項の期間に算入しない。

第4条(申請手続)

長期履修を希望する者は、入学試験出願時及び本学在学学生は1年次の2月末日までに「長期履修申請書」(様式第1号)に、次に掲げる書類を添付して、各学科長に申請しなければならない。

- (1) 第2条第1号の該当者
在職証明書又は在职が確認できる書類
 - (2) 第2条第2号又は第3号の該当者
当該事実もしくは事情を証する書類又は申立書
- 2 第1項の申請に対しては、教授会の議を経て、学長が許可する。

第5条(履修単位数)

長期履修を認められた者(以下「長期履修学生」という。)が履修できる1年間あたりの単位数は、原則として27単位を限度とする。ただし、教育職員免許資格取得のために履修する単位についてはこの限りではない。

第6条(履修期間の短縮)

長期履修学生が、履修期間の短縮を希望する場合、原則1回に限り当該期間の短縮を申請することができる。

- 2 前項の履修期間の短縮を希望する場合は、学科長の承認を得て、長期履修期間短縮申請書(様式第2号)を変更を希望する卒業予定年度の1月末日までに学長に申請しなければならない。
- 3 長期履修の期間は延長することができない。

第7条(授業料等)

長期履修学生の授業料等の年額は、長期履修学生として、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修することが認められた期間(以下「長期在学期間」という。)に限り、学則第33条の規定にかかわらず、学則第33条に規定する授業料、施設設備費及び教育充実費の年額に当該標準修業年限に相当する年数を乗じて得た額を長期在学期間の年数で除した額(その額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。)とする。

- 2 課程費は別途所定の額を納付するものとする
- 3 永原学園学生生徒納付金の特例に関する規則における永原学園学生生徒納付金特例表により授業料の減免が認められたときは、第1項の規定により授業料等の額を再計算するものとする。
- 4 第6条の規定により長期履修の期間の短縮が認められたときは、第1項の規定により授業料等の額を再計算するものとする。

のとする。なお、再計算の結果、授業料等の納付総額に不足が生じた場合は、短縮を認められた年度の指定された期間に不足な分を納付するものとする。

第8条(補則) 長期履修学生については、この規定に定めるもののほか、本学の学則及びその他学生に関する規定を準用する。

附則 この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附則 この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附則(平成24年5月9日)

この規程は、平成24年5月9日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附則(平成26年1月8日)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附則(平成27年3月4日)

この規程は、平成27年4月1日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附則(平成29年2月8日)

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 平成29年3月31日に在学する者(以下「在学者」という。)又は、平成29年4月1日以降において在学者の属する年次に転入学又は再入学する者にかかる授業料及び納入する期間は、この規程による改正後の第4条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附則(令和元年6月17日)

- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 令和2年3月31日に在学する者(以下「在学者」という。)又は、令和2年4月1日以降において在学者の属する年次に転入学又は再入学する者にかかる授業料等は、この規程による改正後の第7条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附則(令和3年3月3日)

- 1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 令和3年3月31日に在学する者(以下「在学者」という。)又は、令和3年4月1日以降において在学者の属する年次に転入学又は再入学する者にかかる授業料等は、この規程による改正後の第7条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附則(令和3年12月1日)

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

様式第1号

受験番号 (記入不要)

年 月 日

長期履修申請書

西九州大学短期大学部 学長 殿

下記のとおり西九州大学短期大学部の長期履修をご許可いただきたく、申請いたします。

(フリガナ)氏名	◎	年度入学予定
生年月日	西暦 年 月 日生 (年 4月 1日現在 満 歳)	
学科	学科	コース
入学試験区分 又は学籍番号		
住所	〒	電話
		Eメール
勤務先		業種
		職種
勤務先住所	〒	電話
希望する 長期履修期間	3年 4年 5年 6年	注) 希望の年数を○で囲むこと。
希望理由 および 履修計画		

注) 受験生は入学試験出願時までに、本学在学学生は1年次の2月末日までに提出すること

様式第2号

長期履修期間短縮申請書

西九州大学短期大学部 学長 殿 年 月 日

学籍番号
フリガナ
氏 名

下記のとおり履修期間の短縮を希望しますので、西九州大学短期大学部長期履修規程第6条第1項の規定に基づき申請いたします。

記

入学年月	年	月	
許可を受けた 終了予定年月	年	月	(期間 年間)
希望する 終了予定年月	年	月	(期間 年間)
長期履修期間 の変更を 希望する理由	_____		

学科長承認	印		

注)卒業予定年度の1月末日までに提出すること

西九州大学短期大学部副専攻規程

- 第1条(趣旨)**
この規程は、西九州大学短期大学部学則第21条の2、第21条の2第2項及び第3項における副専攻に関し必要な事項を定めるものとする。
- 第2条(副専攻)**
副専攻名、授業科目及び単位数は、別表第1のとおりとする。
- 第3条(副専攻の目的)**
副専攻は、学科又はコースの主専攻分野以外の分野について、授業科目を体系的に編成することにより、学生の主専攻の枠を超えた文理横断的・異分野融合的な学習を可能とするプログラムを提供し、専門分野とは異なる視点からの知を備えた人材を育成することを目的とする。
- 第4条(履修の方法)**
地域生活支援学科多文化コースの在学生については、副専攻の履修をしなければならない。
- 第5条(履修の申出)**
副専攻の履修を希望する学生は、所定の期日までに副専攻履修願(様式1)を、教務委員会委員長に提出しなければならない。
2 地域生活支援学科多文化コースの在学生については、副専攻履修願の提出を免除する。
- 第6条(修了認定の要件)**
副専攻の修了認定を受けるには、主専攻学科を卒業し、且つ、所定の当該副専攻科目を履修し、その単位を修得しなければならない。
2 副専攻の修了認定を受けるには、卒業判定教務委員会時におけるGPA値が2.0以上を満たしていなければならない。
3 副専攻の修了認定は、教授会の議を経て学長が行う。

- 第7条(修了証書の授与)**
学長は、前条の修了認定に基づき、当該学生に、副専攻修了証書(様式2)を当該学生の卒業時に授与する。
- 第8条(その他)**
この規則に定めるもののほか、副専攻に関し必要な事項は、別に定める。
- 附則(令和3年3月8日)**
この規程は、令和3年4月1日から施行する。
- 附則(令和3年9月1日)**
この規程は、令和3年9月1日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

別表第1

副専攻名	科目名	単位数
データ社会科学 専攻	SDGs入門	2
	SDGsの実践	1
	データサイエンスの基礎	2
	社会とデータサイエンス	2
	社会とデータサイエンス演習	1
	アートマネジメント演習	2

様式1 (第4条関係)

副 専 攻 履 修 願

令和 年 月 日

教務委員会委員長 様

学科 _____ コース _____ 年 _____

学籍番号 _____ 氏名 _____

西九州大学短期大学部副専攻規程第4条により、下記副専攻の履修を申し上げます。

記

副専攻名	
------	--

01
02
03
04
05

学内関係諸規則等

様式2 (第6条関係)

第 号

副 専 攻 修 了 証

学科 コース
氏名

上記の者は本学における副専攻「〇〇〇〇」を修了した
ことを証する。

年 月 日
西九州大学短期大学部
学長

データサイエンス (リテラシーレベル)
教育プログラムに関する要項

第1条 (趣旨)

この要項は、西九州大学短期大学部学則第21条の2及び第21条の2第3項における教育プログラム(以下「プログラム」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条 (編成)

プログラム名、授業科目及び単位数は、別表第1のとおりとする。

第3条 (目的)

プログラムは、データサイエンスの基礎知識を有し、社会でその知識を応用・実践することのできる専門職業人を養成する。また、SDGsに関連した地域課題を客観的データを用いて理解することができ、多角的な視点で具体的取組みを考えることのできる人材を養成する。

第4条 (受講対象)

プログラムの受講対象は、全学生とする。

第5条 (認定の要件)

プログラムの修了認定を受けるには、別表に定める全学共通科目を履修し、その単位を修得しなければならない。

2 プログラムの修了認定は、教授会の議を経て学長が行う。

第6条 (認定証書の授与)

学長は、前条の修了認定に基づき、プログラム認定証書を卒業時に授与する。

第7条 (その他)

この要項に定めるもののほか、プログラムに関し必要な事項は、別に定める。

附則 (令和3年4月7日)

この規程は、令和3年4月7日から施行し、令和3年4月1日より適用する。

附則 (令和4年5月11日)

この規程は、令和4年5月11日から施行し、令和4年4月1日より適用する。

別表第1

	学科・コース	科目名	単位数
データサイエンス (リテラシーレベル) 教育プログラム	全学共通	情報リテラシーI(実習を含む)	2
		データサイエンスの基礎	2
		SDGs入門	2
		SDGsの実践	1
専門基礎	地域生活支援学科 食健康コース	給食管理実習I	1
		栄養指導論実習II	1
		生化学実験	1
	地域生活支援学科 介護福祉コース	介護予防支援学	2
		地域生活支援学科 多文化コース	社会とデータサイエンス
	社会とデータサイエンス演習		1
	幼児保育学科	教育課程・方法論	2
		保育内容(造形表現)の理論と方法	2

西九州大学・西九州大学短期大学部附属図書館規則

(平成27年2月16日制定)

第1条 (趣旨)

この規則は、西九州大学附属図書館及び西九州大学短期大学部附属図書館(以下「図書館」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2条 (目的)

図書館は、西九州大学及び西九州大学短期大学部(以下「両大学」という。)における教育・研究及び地域貢献等の諸活動を支援するため、必要な図書、雑誌等の資料を収集及び管理し、提供することを目的とする。

第3条 (整備等)

図書館は、前条の目的を実現するため、必要な組織、施設及び他の大学図書館等との協力体制を整備する。

第4条 (図書館長)

図書館に図書館長(以下「館長」という。)を置く。

第5条 (図書委員会)

図書館の機能の向上と運用の円滑化に資するため、西九州大学図書委員会並びに西九州大学短期大学部図書委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会に関し、必要な事項は、別に定める。

第6条 (事務)

図書館の事務は、図書課において処理する。

第7条 (図書館の利用)

図書館の利用に関し、必要な事項は、館長が別に定める。

第8条 (雑則)

この規則に定めるもののほか、図書館に関し必要な事項は、館長が別に定める。

附則 (平成27年2月16日)

- この規則は、平成27年4月1日から施行する。
- 西九州大学附属図書館規程(昭和56年4月1日制定)及び西九州大学短期大学部附属図書館規程(平成17年4月1日制定)は廃止する。

西九州大学・西九州大学短期大学部附属図書館利用規程

第1条 (趣旨)

(平成27年2月16日制定)

この規程は、西九州大学・西九州大学短期大学部附属図書館規則(平成27年2月16日制定)第7条の規定に基づき、西九州大学・西九州大学短期大学部附属図書館(以下「図書館」という。)の利用について必要な事項を定めるものとする。

第2条 (利用の種類)

この規程において「利用」とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 図書館施設、設備の利用
- (2) 図書館資料の閲覧、貸出、複写の利用
- (3) 情報提供サービスの利用

第3条 (利用者)

この規程において「利用者」とは、次の各号に掲げる者をいう。

- (1) 西九州大学並びに西九州大学短期大学部の学生及びこれに準ずる者
- (2) 学校法人永原学園に在職する専任の教職員及びこれに準ずる者
- (3) 前2号に定める者以外の者(以下「学外者」という。)で、学術研究、調査及び学習を目的とする者
- 2 前項第3号に定める学外者の図書館利用については、西九州大学・西九州大学短期大学部附属図書館長(以下「館長」という。)が別に定める。

第4条 (利用者証)

利用者は、西九州大学・西九州大学短期大学部附属図書館利用者証(以下「利用者証」という。)を携帯するものとする。

- 2 利用者は、利用者証の交付を受けるものとする。ただし、前条第1項第1号の利用者は学生証もしくはこれに準ずるもの(仮学生証を除く)をもって利用証とすることができる。

第5条 (図書館施設)

この規程において「図書館施設」とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 西九州大学附属図書館本館・分室(神埼キャンパス)
- (2) 西九州大学附属図書館分館(佐賀キャンパス、小城キャンパス)
- (3) 西九州大学短期大学部附属図書館(佐賀キャンパス)

第6条 (開館日及び開館時間)

図書館施設の開館日及び開館時間は、別表のとおりとする。

- 2 館長は、必要と認めるときは臨時に開館日及び開館時間を変更することができる。

第7条 (図書館資料)

この規程において「図書館資料」とは、図書館が所蔵する次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 図書
- (2) 逐次刊行物
- (3) 視聴覚資料
- (4) 電子的資料
- (5) 貴重資料
- (6) その他の資料

第8条 (館外貸出)

図書館資料の館外貸出を受けるには、利用者は利用者証を呈示しなければならない。

- 2 館外貸出の冊数及び期間は別表のとおりとする。
- 3 卒業(大学院修了を含む。以下同じ。)年次の学生は、その年度の3月1日以降に図書館資料を帯出することはできない。また、現に帯出中の図書館資料は、2月末日までに返却しなければならない。ただし、国家試験対策用図書(参考書・問題集)に限り、3月末日まで借用することができる。
- 4 卒業年次の学生で当該年度に卒業しない者は、前項の規定にかかわらず、願出により、3月1日以降についても貸出を受けることができる。

第9条 (貸出を行わない図書等)

次の各号に掲げる図書館資料は、次項及び第4項に定める場合を除き、原則として貸出を行わない。

- (1) 貴重図書及び貴重資料
- (2) 辞書・便覧及びハンドブック類
- (3) 地図類
- (4) 新刊雑誌、最新白書、統計類
(ただし、バックナンバーはこの限りでない)
- (5) 視聴覚資料
- (6) 電子的資料

2 西九州大学及び西九州大学短期大学部の教職員及び大学院生に対しては、前項第2号及び第3号の図書館資料については1ヵ月以内、同項第4号から第6号までの図書館資料については2週間以内の貸出を行う。

3 学生(大学院生を除く)に対しては、第1項第2号から第4号までの図書館資料について、当日の16時30分から翌日(休館日の場合は、その翌日)9時30分までの貸出を行う。

4 学生(大学院生を除く)に対しては、第1項第5号及び第6号の図書館資料については、特別の理由があり、かつ学内での利用に限り当日のみ貸出を行うことがある。

第10条 (長期貸出)

長期休業(春・夏・冬季)及び学外実習の期間には長期貸出を行う。

2 長期貸出の期間は、当該期間に前後5日間を加えた期間とする。

第11条 (予約及び更新)

貸出を希望する図書館資料が貸出中の場合は、所定の手続きを経て貸出を予約することができる。

2 貸出を受けている図書館資料は、前項の予約がない場合において、2回に限り貸出の更新を受けることができる。ただし、第10条第1項に該当する場合は、貸出の更新は受けることができない。

第12条 (返却)

貸出を受けた図書館資料は、所定の期日までに必ず返却しなければならない。なお、原則として返却せずに他の図書館資料を借りることはできない。

2 退学及び休学を願った者で、図書館資料の貸出を受けている者は、これを直ちに返却しなければならない。また、除籍となった者も同様とする。

第13条 (保管責任等)

貸出を受けた図書館資料は、利用者が保管の責任を負い、これを転貸してはならない。

第14条 (弁償)

利用者は、利用中の図書館資料を汚損もしくは紛失したとき又は図書館の施設及び設備に損害を与えたときは、これを弁償しなければならない。

第15条 (利用心得)

図書館の利用に際して、利用者は図書館職員の指示に従うことはもとより、次の各号に掲げる事項を順守しなければならない。

- (1) 静粛にすること
- (2) 他の利用者の迷惑となる行為をしないこと
- (3) 図書館資料を許可なく持ち出さないこと
- (4) 図書館資料及び設備等を汚損しないこと
- (5) 館内に持ち込んだ所持品の管理は各自が責任を持つこと
- (6) 館内での飲食(飲酒を含む)並びに喫煙は禁止する
- (7) 携帯電話等での会話や呼び出し音は禁止する
- (8) その他館長が指示もしくは禁止したこと

第16条 (利用の制限)

この規程に違反した者に対しては、図書館の利用を停止または禁止することができる。

第17条 (雑則)

この規程に定めるもののほか、図書館の利用に関し必要な事項は、館長が別に定める。

01

02

03

04

05

学内関係諸規則等

附 則 (平成27年2月16日)

- この規程は、平成27年4月1日から施行する。
- 西九州大学附属図書館閲覧規程(昭和56年4月1日制定)及び西九州大学短期大学部附属図書館利用規程(平成21年4月1日制定)は廃止する。

附 則 (平成29年3月1日)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年2月15日)

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

別表(第6条関係)

西九州大学附属図書館本館・分室・分館(佐賀キャンパス、小城キャンパス)、西九州大学短期大学部附属図書館

期 間	曜 日	時 間	備 考
授業期間 (集中・補講・追再 試験等を除く)	月～金曜日	8:30～21:00	
	土曜日	9:30～16:30	第2・第4土曜日 ただし、分室は閉館
休業期間等 (授業期間以外)	月～金曜日	8:50～17:30	
	土曜日	9:30～16:30	第2・第4土曜日 ただし、分室は閉館
休館日	日曜日、祝日(第2・第4土曜日を 除く)、第2・第4以外の土曜日		
	①年末年始(12月28日から1月4日)		
	②夏期休業(8月13日から8月22日)		
③3月第4木、金、土曜日			

別表(第8条第2項関係)

対 象	期 間	冊 数
学部学生(～3年次生) 短期大学部学生(1年次生)	7日以内	5冊以内
学部学生(4年次生) 短期大学部学生(2年次生)	14日以内	7冊以内
大学院生	2ヵ月以内	20冊以内
研究生・科目等履修生・ 特別聴講学生等	7日以内	5冊以内
西九州大学及び西九州短期大学部の 専任教職員及びこれに準ずる者	6ヵ月以内	20冊以内
上記以外の学校法人永原学園の専任教職員	14日以内	7冊以内

西九州大学及び西九州大学短期大学部学費納入規程

第1条(趣旨) この規程は、西九州大学学則(以下「大学学則」という。)、西九州大学大学院学則(以下「大学院学則」という。))及び西九州大学短期大学部学則(以下「短大部学則」という。))に定めるもののほか、入学金並びに授業料、教育充実費及び施設設備費(大学院にあっては、入学金及び授業料をいう。以下「学費」という。))の納入の時期、納入方法及び納入額等について、必要な事項を定める。

第2条(納入の時期及び期間) 学費のうち入学金及び1年次にかかる施設設備費は、入学手続時に納入するものとし、2年次以降にかかる施設設備費は、各当該年度分を前期に納入する。(西九州大学短期大学部(以下「短大部」という。))の2年次にかかる施設設備費は、前期及び後期の2期に分けて納入するものとする。

また、授業料及び教育充実費は、毎年度前期及び後期の2期に分けて納入するものとする。

- 前期及び後期の納入期間は、それぞれ次のとおりとする。
前期 4月10日から5月31日まで
後期 10月1日から11月30日まで
- その他の費用については、別に定める。

第3条(納入延期及び分納の期日等) 特別の事情がある者は、学長(西九州大学学長又は短大部学長をいう。以下同じ。))の承認を受け、前条第2項に定める各期の納入を、次の期日までに延期又は分納をすることができる。

なお、分納回数は、本条第2項の納入回を除き3回までとする。

前期 8月31日まで

後期 翌年1月31日まで

- 前項の承認を受けようとする者は、西九州大学及び短大部所定の「学費納入延期・分納願」を次の期日までに学長に提出しなければならない。

ただし、この願出は第2条第2項に定める納入期間に当該学期の学費のうち、1ヵ月分に相当する金額を下回らない額が納入されている場合に限り認める。

前期 5月10日

後期 10月31日

- 学長が納入延期又は分納を承認した場合には、保護者(又は学費負担者、以下同じ。))あてに承認書を送付するものとする。

第4条(納入通知及び納入方法) 学費納入の通知は、各学期の納入期間の開始日前に学内に掲示等をするともに、納入通知書を保護者あてに送付し通知する。

- 学費の納入方法は、本学が指定する日に口座引落としとする。ただし、やむを得ない事由により本学が認めた場合は、この限りではない。

第5条(催促及び除籍) 学費を第2条第2項又は第3条第1項に規定する納入期限までに納入しなかった者については、保護者あてに催促通知を送付する。

- 第2条第2項に規定する納入期間に納入されない場合においては、次の期日までに催促通知を行うものとする。

前期 1回目の催促 6月5日 2回目の催促 7月1日

後期 1回目の催促 12月5日 2回目の催促 翌年1月5日

- 第3条第1項により納入延期又は分納を許可された者で許可期限までに納入されない場合において、未納の学費を保護者へ催促する時期は、次のとおりとする。

前期及び後期 許可期限から5日以内

- 前2項により催促通知(第2項にあっては2回目)を行った後20日以内に納入しない者については、当該学部及び短大部の教授会又は研究科委員会の議を経て、学長が学費を納入すべき学期の初日を以って除籍する。ただし、願い出により特別の事情があると認められる者については、除籍処分を延期することがある。

- 第2条第2項、第3条第1項、同第2項、及び本条第2項、第3項による期日等は、別表のとおりとする。

第6条(転入学又は再入学の場合の学費) 後学期に転入学又は再入学した者(短大部を除く。))の施設設備費は、第2条第1項の規定に関わらず、当該学期分として、当該年度の額の半額を徴収する。

- 西九州大学及び短大部において除籍又は退学した後、再入学した者の学費は、再入学した年度の学費の額とする。

第7条(転学科の場合の学費) 転学科した者の学費は、授業料については入学した年度の額とし、その他の学費は転学科先の学年に対応した学費の額とする。

第8条(復学の場合の学費) 大学学則第28条及び大学院学則第25条第5項又は短大部学則第38条の規定により復学した者の学費の額は、その者の入学年次に定められていた学費の額とする。

- 学期の途中で復学した者は、当該学期の学費を納入しなければならない。

なお、後学期に復学した者の施設設備費は、当該年度の額の半額とする。

- 第2条第2項に規定する納入期間を過ぎて復学した者は、復学した日から15日以内に納入しなければならない。

第9条(退学の場合の学費) 学期の途中で退学する者については、当該学期の学費を徴収する。

第10条(停学の場合の学費) 停学期間中の学費は、徴収する。

附 則 (平成24年3月17日制定)

- この規程は、平成24年4月1日から施行する。
- 西九州大学学費納入規程(平成3年4月1日制定)及び西九州大学短期大学部学費納入規程(平成13年4月1日制定)は、廃止する。

附 則 (平成29年3月18日)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年8月27日)

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

別表(第5条関係)

区 分	期 間 ※		事 項	
	前 期	後 期		
学 費	納入期間 (第2条第2項)	4月10日～ 5月31日	10月1日～ 11月30日	各学期の納入期間開始 日前に学内等に掲示し、 納入通知書を保護者あ てに送付し通知する。
	1回目催促 (第5条第2項)	6月5日	12月5日	保護者へ催促通知を 行う。
	2回目催促 (第5条第2項)	7月1日	翌年1月5日	
納 入 延 期 ・ 分 納	願出期間 (第3条第2項)	4月10日～ 5月10日	10月1日～ 10月31日	学費納入延期・分納願 を提出する。
	延期・分納期限 (第3条第1項)	8月31日	翌年1月31日	
	催促 (第5条第3項)	許可期限から5日以内		保護者へ催促通知を 行う。
除 籍	除籍 (第5条第4項)	学費を納入すべき学期の 初日で除籍する。		当該学部及び短大部 の教授会又は研究科 委員会の議を経て、学 長が除籍する。

※第2条第2項、第3条第1項に定める期間の初日および末日が金融機関
休業日の場合はそれぞれの翌営業日とする。
※第3条第2項に定める期日が休校日の場合は翌開校日とする。

永原学園奨学金支給規程

第1条 (目的) この規程は、西九州大学、西九州大学短期大学部及び西九州大学佐賀調理製菓専門学校(以下「各大学、学校」という。)に在学又は在校する者のうち、第3条の規定に該当する者に対し、奨学金を支給して修学を奨励することを目的とする。

第2条 (奨学金の種類) 奨学金の種類は、一般奨学金及び外国人留学生奨学金とする。

第3条 (支給対象者) 奨学金の支給対象となる学生、生徒は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1)各大学、学校に在学又は在校する者のうち、学業・人物ともに優秀である者、及び、経済的理由により修学に支障のある者
- (2)西九州大学短期大学部に在学する者のうち、他の学生の模範となる特技を有する者
- (3)西九州大学又は西九州大学短期大学部に在学する外国人留学生のうち、経済的理由により特に修学困難な者
前項各号に関する具体的基準については、各大学、学校2において別に定める。

第4条 (支給期間) 一般奨学金及び外国人留学生奨学金の支給期間は、原則として4月から翌年3月までの1年間とする。ただし、更新することができる。

第5条 (支給額等) 一般奨学金及び外国人留学生奨学金の額は、その支給を受ける者が在学又は在校する各大学、学校で当該年度に納入しなければならない授業料の額(その支給を受ける者が在学又は在校する各大学、学校の学則又は校則に定める額)の2分の1の範囲内の額とする。

- 2 前項の奨学金は、毎年度前期及び後期の2回に分けて支給する。

第6条 (出願) 奨学金の支給を受けようとする者は、各大学、学校でそれぞれ別に定めるところにより、必要な書類を学長又は校長(以下「学長等」という。)に提出しなければならない。

第7条 (支給決定) 前条の規定による出願を受けた学長等は、速やかに教授会(大学院においては大学院研究科委員会、西九州大学佐賀調理製菓専門学校においてはこれに準ずる会議をいう。以下「教授会等」という。)の議を経て、支給を適当と認められる者を理事長に推薦する。

- 2 理事長は、前項の推薦に基づき、学長等と協議して、支給を受ける者を決定する。

第8条 (支給停止) 奨学金の支給を受ける者が、次の各号のいずれかに該当するときは、奨学金の支給を停止する。

- 1)学則に違反する行為があったとき。
- 2)休学又は退学したとき。
- 3)長期欠席又は素行が好ましくないとき。
- 4)本人から辞退の申出があったとき。
- 5)その他各大学、学校において、別に定める事項に該当するとき。

2 奨学金の支給を受けている者が、前項各号のいずれかに該当するときは、学長等は速やかに教授会等の議を経て、奨学金の支給停止を決定する。

3 前項の支給停止を決定したときは、学長等は速やかに理事長に報告する。

第9条 (返還) 前条の規定により奨学金の支給を停止したときは、その者に対する奨学金の既支給額のうち、その該当することとなった月以後の分は、月割計算により算定した額を返還させる。

- 2 前項の規定にかかわらず、特に必要があると認められる場合には、前項の該当することとなった月前に遡って返還させることがある。

第10条 (補則) この規程に定めるもののほか、奨学金の支給に関し必要な事項は、各大学、学校において別に定める。

附 則 この規程は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年3月18日) この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成14年8月24日) この規程は、平成14年8月24日から施行し、平成14年4月1日から適用する。

附 則 (平成16年8月21日) この規程は、平成16年9月1日から施行する。

附 則 (平成19年11月21日) (平成20年2月25日)
この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年12月8日 常任理事会)
この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年6月18日 常任理事会)
この規程は、平成30年6月18日から施行する。

附 則 (令和2年3月2日 常任理事会)
この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年4月19日 常任理事会)
この規程は、令和3年4月19日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

西九州大学短期大学部学友会会則

第1章 総 則

第1条 (設置) 西九州大学短期大学部(以下「本学」という。)に、西九州大学短期大学部学友会(以下「本会」という。)を置く。

第2条 (目的) 本会は、本学の建学の精神に基づいた教育方針にしたがい、学則に沿った学生課外活動の全体活動機関であって、各方面にわたる文化および体育活動の健全な発展とあわせて、会員相互の理解と協力による自主活動により、大学教育と相まって、個性の伸長と豊かな人間性の形成、社会的教養の育成を期することを目的とする。

第3条 (会員) 本会は、本学の次の会員によって組織する。

- (1) 正 会 員：本学生
- (2) 特別会員：教職員

第4条 (組織) 本会に次の部を置く。

- (1) 代議員会
- (2) 総務部
- (3) 体育部・文化部等

第2章 学友会の役員

第5条 (役員) 本会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 学生代表(総務委員の互選により決定)
- (2) 副 会 長 学生代表(総務部、体育部、文化部各部長を充てる。)
- (3) 代 議 員 学生代表(各クラス代表2人)、本条第1項第1号から第2号の役員、各学科長、学生支援副部長、事務局次長、学生支援課長補佐及び総務課長。
- (4) 総務委員 各クラスより2～3人及び第7条第1項第1号から第7号に定める委員。
ただし、各クラスからの選出方法については別途定める。
- (5) 予算委員 会長、副会長、各サークル代表、学生支援副部長、体育部代表教員、文化部代表教員及び学生支援課長補佐
- (6) 監査委員 学生代表2人、各学科長のうち1人及び総務課長

第3章 代議員会

第6条 (代議員会) 代議員会は、本会の最高決議機関であり、会則の変更、予算、決算、年度事業計画、及びその他の重要事項について決議する。代議員会は会長が招集し、原則毎年1回5月末に開催する。

- 2 代議員会の構成員は、第5条第1項第3号に規定する役員をもって構成し代議員会の議長は代議員の互選による。
- 3 代議員会の開催は、2週間前までに、議題その他必要事項を代議員会の構成員へ通知しなければならない。
- 4 代議員会は、構成員の3分の2以上の出席により成立する。
- 5 議事は、出席者の過半数の賛否を以て決定する。賛否同数の場合は、議長がこれを決する。
- 6 臨時代議員会は、総務委員の3分の1以上の署名により、総務委員長に要求があった場合、又は総務委員会が開催要求を決した場合、会長はこれを招集しなければならない。
- 7 代議員会、及び臨時代議員会の事務は、代議員のうちから書記2人を選出してこれにあたる。

第4章 総務委員会

第7条 (総務委員会) 総務委員会(以下「委員会」という。)は、本会の執行機関であり、代議員会に対して、責任を有し、その運営は委員会の協議に従ってなされる。また、代議員会の決議を要しない事項を審議し、決定する。委員会は、以下の委員(学生)並びに学生支援副部長、学生支援課長補佐をもって構成する。なお、本条第1項第3号から第7号までは、各学科の代表から各1人を選出する。また、任期は1年間とし、再任を妨げない。

- (1) 委 員 長 総務委員の互選による。全体を統括する。
- (2) 副委員長 3人 学友会副会長が兼ねる。委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときはその職務を代行する。
- (3) 総 務 2人 総務は、議事録及び書類作成及び掲示物等の管理の職務にあたる。
- (4) 会 計 2人 会計は、本会の会計事務一切の職務にあたる。
- (5) 美 化 2人 美化は、本会活動に伴う学内施設並びに学外周辺環境整備の職務にあたる。
- (6) 文 化 4人 文化は、学園祭準備、実行委員会の職務にあたる。

(7) 体 育 4人 体育は、新入生歓迎行事における業務及び各サークル間の連絡調整等職務が円滑に進められるようにする。

- 2 委員会は、長期休暇中を除いて原則として、毎月1回以上委員長が招集しその議長となり、次の重要事項を審議する。
 - (1) 委員会の立案による代議員会の運営方針に関すること。
 - (2) 本会会則案及び諸規約の改正案に関すること。
 - (3) 本会予算案の審議に関すること。
 - (4) 学園祭(あすなろ祭)に関すること。
 - (5) その他本会の重要事項に関すること。

第5章 体育部・文化部等

第8条 (サークル他) 体育部と文化部に、それぞれ下部組織(以下「サークル」という。)を置く。

- (1) 体育系サークル
- (2) 文化系サークル
- (3) 学友会が認める課外活動等

第9条 各サークルの代表者と学友会が認めた者は、そのサークルの運営、及びその他課外活動の連絡にあたる。

第10条 会長は、各サークルが推薦する専任の教員に顧問を依頼する。任期は、4月1日より翌年3月31日までの1年間とし、再任を妨げない。

第11条 サークルの各部長又はその代理、さらに学友会が必要と認めた者は、各サークル及び学友会が認める課外活動の実質的な運営を行う。

第12条 会長及び副会長は、本学SDGs推進における学生代表を兼務し、本学におけるSDGsに関する取り組みへの呼びかけ及び学外と連携した活動の連絡等にあたる。

第6章 会 計

第13条 (会計年度) 本会の会計年度は、毎月4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第14条 (経費) 本会の経費は、会員の納入する会費及び寄附金等をもってこれに充てる。

第15条 (会費) 本会の会費は、正会員(学生)の年会費とする。
2 本会の会費は、在学期間(2年間)を通して10,600円とし、入学時の初年度に納めるものとする。また、他大学より転入学生に関しては、その修業年数に応じて納めるものとする。

第16条 (会計) 本会の会計を担当する者は、常に金銭の収入支出を明らかにしておかなければならない。ただし、現金出納は、本学総務課に委嘱して事務に当たらせる。また、事務局次長は、会計事務を統括する。

第17条 (予算) 本会の予算は、予算委員で年間活動予算案を作成して、総務委員会で審議し、本会代議員会の承認を受けなければならない。

第18条 (決算) 本会の決算は、監査委員の監査を経て本会代議員会の承認を受けなければならない。

第19条 (運用基準) 本会会費の運用については、「西九州大学短期大学部学友会会費運用基準」を別に定める。

第20条 (経費の支出) 経費の支出を必要とする場合は、前条の運用基準に従って、所定の用紙に経費の使途等を記入、

領収書等を添付のうえ、その責任者が署名捺印の上、当該顧問の承認を得なければならない。

2 経費の請求を受けた総務並びに会計の担当者は、支払請求書記載の全ての事項について、予算その他の面により検討し、総務委員長へ提出する。

3 総務並びに会計の担当者は、本会の収支決算書を作成し、監査委員の監査を経て、本会代議員会の承認を得なければならない。

第7章 その他

第21条 本会と西九州大学学生会は、今後、学生会活動として、必要に応じて佐賀キャンパスと神埼キャンパスとの交流を行う。

附則(平成21年5月29日)

- この会則は平成21年6月1日から施行する。
- 佐賀短期大学学生会会則(平成13年4月1日施行)、学生会運営規則総務委員会運営規則、予算委員会運営規則及び会計監査委員会規則は、平成21年5月31日付で廃止する。

附則(平成24年5月9日)

この会則は平成24年5月9日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附則(平成27年3月4日)

この会則は平成27年4月1日から施行する。

附則(令和3年7月7日)

この規程は令和3年7月7日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

西九州大学短期大学部スポーツ文化活動奨励金に関する規程

第1条(目的)

西九州大学短期大学部(以下「本学」という。)は、スポーツ活動・文化活動の高度化・活性化を促進し、学生の優れたスポーツ・文化の才能を育成し、その競技力・人間性の高揚と学業の両立を促すことを目的として、諸課外活動においても本学の「あすなろう精神」の具現化をはかるため、スポーツ・文化活動奨励金制度を設ける。

第2条(資格)

スポーツ・文化活動奨励金は、別表1、別表2に掲げる実績とし、スポーツ・文化活動奨励金を希望するものは、次の各号のいずれかを満たし、別表3のいずれかの競技実績を挙げると同時に、学業成績が奨励金支給の主旨に沿うものでなければならない。

- (1) 在学生で、本学学生会のサークル等に在籍する個人あるいは団体で、その該当種目において全国大会で3位以内の実績を挙げた者
- (2) 在学生で、本学学生会のサークル等に在籍する個人あるいは団体で、その該当種目において九州大会(九州大会は全国大会につながる大会を対象とする。)で3位以内の実績を挙げた者
- (3) 国を代表して参加する世界的な展覧会等や国の行政機関が主催、共催または後援する評価が定着している九州又は全国規模以上の展覧会、コンクール等において、3位以内の実績を挙げた者
- (4) 本学学生会のサークル等に所属していないが、本学の名を高め、敬愛されている在学生で、最高位またはこれに準ずる成績を収めた学生その他、顕著な実績を残し、上記(1)～(3)に相当すると認められる者
- (5) 日本代表に選出された者
- (6) 各競技・文化団体(協会)等の推薦により日本代表選考会へ参加した者
- (7) 但し、別表3のスポーツ競技大会の種類(大会レベルの一例)中で、世界大会のオリンピック・パラリンピック・デフリンピック・ワールドカップ、世界選手権大会、ユニバーシアード大会については、別に定める。

第3条(金額)

スポーツ・文化活動奨励金は、別表1、別表2の金額を支給する。ただし、在学生で団体種目の場合はその所属サークル等へ支給する。また、前第2条第1項第7号の世界大会等については、別に定める。

スポーツ・文化活動奨励金額は、その年度の予算の範囲内とし、各団体・個人の上限額は2百万円とする。

第4条(出願)

スポーツ・文化活動奨励金を希望する者は、所定の出願書類を学生支援課に提出しなければならない。

- 2 スポーツ・文化活動奨励金を希望する者は、第2条の条件を満たした場合、その都度出願することができる。

第5条(選考委員会)

スポーツ・文化活動奨励金支給の選考及びスポーツ・文化活動奨励金に関する諸事項を審議するため、選考委員会(以下「委員会」という。)を置く。

- 2 委員会は、学生支援委員会をこれにあてる。

第6条(決定)

スポーツ・文化活動奨励金支給は、第5条による委員会の選考に基づき、教授会の議を経て、学長がこれを決定する。

第7条(奨励の取止め等)

在学中に次の各号のいずれかに該当した者は、スポーツ・文化活動奨励金支給の選考対象としない。

- (1) 学則により、懲戒処分を受けた者
 - (2) その他、スポーツ・文化活動奨励金支給の対象として相応しくないと認められた者
- 2 支給後、前項に該当することが判明した場合、スポーツ・文化活動奨励金の全額又は一部の返還を求めることができる

第8条(事務)

この規程に定める事務は、学生支援課で扱う。

第9条(改廃)

この規程の改廃は、学生支援委員会で審議し、教授会の議を経てこれを行う。

附則(平成25年12月3日)

この規程は、平成25年12月3日から施行する。

附則(平成31年4月15日)

この規程は、平成31年4月15日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附則(令和2年1月20日)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

別表1(第2条関係、第3条関係)

スポーツ活動実績	金 額	
	個人	団体
全国大会1位	200,000円	500,000円
全国大会2位	100,000円	300,000円
全国大会3位	70,000円	100,000円
九州大会1位	40,000円	60,000円
九州大会2位	20,000円	40,000円
九州大会3位	10,000円	30,000円
日本代表選出	80,000円	100,000円
日本代表候補選出	30,000円	80,000円

※ 団体は、2人以上とする。

別表2(第2条関係、第3条関係)

文化活動実績	金 額	
	個人	団体
全国大会1位	200,000円	500,000円
全国大会2位	100,000円	300,000円
全国大会3位	70,000円	100,000円
九州大会1位	40,000円	60,000円
九州大会2位	20,000円	40,000円
九州大会3位	10,000円	30,000円

別表3(第2条関係)

スポーツ競技大会の種類 (大会レベルの一例)	文化活動における展覧会等の種類 (展覧会等レベルの一例)
オリンピック・パラリンピック・ デフリンピック ワールドカップ 世界選手権大会 ユニバーシアード大会 国民スポーツ大会 全国障害者スポーツ大会 財団法人日本スポーツ協会加盟の 中央競技団体が主催する大会 日本選手権大会 全日本学生選手権大会 日本障害者スポーツ協会が認めた 障害者全国大会	日本美術展覧会 全国ピアノコンクール 二科展 全国ロボットコンテスト 日書展 全国青年弁論大会 その他、文化・芸術等における世界的、 全国的又は九州地区において評価が 定着している展覧会等

※九州大会は全国大会につながる大会を対象とする。

永原学園西九州大学・西九州大学短期大学部学生寮規則

第1章 総 則

- 第1条** この規則は、西九州大学学則第53条第2項及び西九州大学短期大学部学則第59条第2項の規定に基づき、学生寮の設置運営に関し、必要な事項を定めるものとする。
- 第2条** 学生寮は、西九州大学及び西九州大学短期大学部の教育方針に従い、秩序ある共同生活の中でよき人間関係を結び、人間性の高揚と学生生活の充実を図るよう運営されなければならない。
- 第3条** 学生寮に、寮監及び寮監を補助するため必要な職員を置く。
2 寮監は、学生寮の運営及び学生寮に入寮した学生(以下「寮生」という。)の生活指導にあたる。
- 第4条** 学生寮に寮生より選出された委員若干名を置く。
2 委員は、寮監の指示を受け、寮生の生活指導を補助する。
- 第5条** 寮生は、共同生活に必要な業務を、交代して担当しなければならない。

第2章 入寮・退寮及び閉寮

- 第6条** 入寮を希望する者は、入寮願を保証人連署のうえ学生支援課に提出しなければならない。
2 学長は、永原学園が設置する学校の学生生徒で入寮願を提出した者について、選考のうえ入寮を許可する。
- 第7条** 入寮を許可された者は、所定の入寮手続きを行うとともに、入寮誓約書を提出しなければならない。
- 第8条** 入寮を許可された者の在寮期間は、原則として学則(永原学園が設置する学校の学則もしくは校則をいう。以下「学則等」という。)に定める最短修業年限とし、退寮期日は学年末までとする。ただし、特別の事情を有する学生については、1か年での退寮を許可することがある。
- 第9条** 学年の中途において退寮を希望する者は、退寮願を学生支援課に提出して学長の許可を受け、学年末までの寮費を納入しなければならない。ただし、特別の事由があるときは、学長は、当該納入すべき寮費の納入を配慮することができる。
- 第10条** 伝染病疾患その他共同生活に不適当な疾患にかかった者は、退寮しなければならない。
- 第11条** 寮生が、学則等もしくはこの規則に違反し、又は共同生活に不適当と認められる場合には、学長は退寮を命ずることができる。
- 第12条** 学長が必要と認めた場合は、学生寮を閉寮することができる。

第3章 寮費その他の諸経費

- 第13条** 寮生は、寮費及び食費その他の諸経費(以下「寮費等」という。)を、所定の期日までに納入しなければならない。
2 前項に定める寮費等の額は、理事長が別に定める。
3 諸経費、特に光熱費(電気・水道・ガス)の節減に努めなければならない。
- 第14条** 既納の寮費は原則として返還しない。

- 第15条** 寮費等を所定の期日までに納入しない場合は、寮生並びに保証人に督促する。
2 前項により督促しても納入しない場合は、学長は寮費等を納入しなければならない所定の期日より3カ月を経て、退寮を命ずることができる。

第4章 外出・外泊及びアルバイト

- 第16条** 寮生は、やむを得ない事由により、門限内に帰寮することができないときは、事前に寮監に届け出なければならない。
- 第17条** 寮生が帰省、旅行等で外泊するときは、2日前までに寮監の許可を得て外泊し、帰寮後、所定の宿泊証明書を寮監に提出しなければならない。
- 第18条** アルバイトは原則として禁止する。ただし、特別の事情によりアルバイトを行わなければならない場合は、所定の用紙により、保証人連署のうえ寮監に願い出て許可を得るものとする。なお、門限は厳守しなければならない。

第5章 寮生以外の宿泊及び面会

- 第19条** 寮生以外の者は、学生寮に宿泊することができない。ただし、特別の事由がある場合は、所定の手続きにより、事前に寮監の許可を受けなければならない。
- 第20条** 寮生以外の者との面会は、所定の場所で行い、寮内に立ち入る場合は、寮監の許可を受けなければならない。

第6章 施設保全

- 第21条** 寮生は、学生寮の建物、附属施設及び備品等(以下「建物等」という。)の取り扱い及び清掃には、注意を払わなければならない。
2 寮生が、建物等を破損し又は紛失、その他故意により損害を与えたときは、相当額の弁償をしなければならない。
- 第22条** 寮生は、暖房器具及び電気器具を使用するときは、寮監の許可を受けなければならない。
2 暖房器具及び電気器具は、火災予防のため、許可された場所以外で使用してはならない。

第7章 その他

- 第23条** この規則に定めるもののほか学生寮の運営に関し、必要な事項は、理事長が別に定める。
- 附則** この規則は、昭和62年4月1日から施行する。
この規則は、平成10年4月1日から施行する。
この規則は、平成13年4月1日から施行する。
- 附則(平成21年11月11日)** この規則は、平成21年11月11日から施行し、平成21年4月1日に在寮する者から適用する。
- 附則(平成24年2月8日)**
この規則は、平成24年4月1日から施行する。
- 附則(平成25年4月15日)**
この規則は、平成25年4月15日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

西九州大学佐賀キャンパス体育館使用規程

第1条 この規程は、西九州大学および西九州大学短期大学部（以下「本学」という。）における、佐賀キャンパス体育館（以下「体育館」という。）の使用について必要な事項を定める。

第2条 体育館は、次の各号に定める場合に使用できるものとする。

- (1) 本学の授業
- (2) 本学の主催する行事
- (3) 本学学生の課外体育活動
- (4) 本学学生の課外活動、レクリエーション等
- (5) 本学教職員のスポーツ・文化活動
- (6) その他本学が特に認めた場合

第3条 体育館の使用の優先順序は、原則として前号の順位とする。ただし、前条第3号以下については、各使用希望者間の話し合いにより変更することができる。

2 前条第3号により使用する場合、特別の事情がある場合に限り、当該学生は他学生に優先して使用することが出来る。

第4条 体育館の使用時間は、原則として8時50分から21時までとする。

2 前条の時間外、土曜日、日曜日及び祝祭日、本学が定める休業日は、原則として使用することができない。ただし、特別な事情により使用する場合は、理由書を添付の上、佐賀キャンパス学生支援課を通じ事務局の許可を得なければならない。

第5条 第2条により、体育館を使用する場合、次の手続きにより願書を提出しなければならない。

- (1) 第2条第1号、第2号により使用する場合は、関係当事者間で協議のうえ、随時使用できるものとする。
- (2) 第2条第3号、第4号、第5号、第6号により使用する場合は、使用許可願に必要な事項を記入の上、原則として使用する月の5日前までに佐賀キャンパス学生支援課に提出し、許可を得るものとする。また、特別の事情があり他学生に優先して体育館を使用したい場合は、理由書及び使用許可願に必要な事項を記入の上、原則として使用する月の2週間前までに佐賀キャンパス学生支援課に提出し、許可を得るものとする。
- (3) 特別な事情で前条2項に該当する日時に使用する場合は、使用許可願に必要な事項を記入の上、原則として使用する日時の2週間前までに佐賀キャンパス学生支援課に提出し、許可を得るものとする。

第6条 体育館の使用許可を受けた後、使用を変更または使用を中止しようとする場合は、学生支援課に速やかに届け出なければならない。

第7条 体育館の使用許可を受けたサークル等と顧問は、使用中に発生した毀損等について責任を負うものとする。

第8条 使用者は、使用時間中、第三者に施設の一部又は全部を転貸してはならない。

第9条 体育館の使用許可後においても、本学は次の各号のいずれかに該当する場合は、使用願いを変更させ、又は使用許可の取り消し、若しくは使用を停止させることができる。

- (1) 使用許可について条件を履行しないとき
- (2) 使用願いに虚偽の記載があったとき
- (3) 本学が緊急必要と認めるとき
- (4) 使用心得に定められている事項を遵守しないとき
- (5) 体育館の備品又は用具を許可なく使用したとき

第10条 使用者が、本規程に違反したときは、使用許可を取り消し、次回よりの使用を許可しないことがある。

第11条 体育館の施設設備を故意又は重大な過失により、滅失、毀損又は極度に汚損した場合は、佐賀キャンパス学生支援課に届け出て損害を賠償しなければならない。

第12条 この規程に定めるもののほか、体育館の使用に関し必要な事項は別に定める。

附則 この規程は、平成8年10月2日から施行する。

附則（平成22年3月10日）

この規程は、平成22年3月10日に施行し、平成21年4月1日より適用する。

附則（平成25年10月17日）

この規程は平成25年10月17日から施行する。

附則（平成27年3月4日）

この規程は平成27年4月1日から施行する。

西九州大学佐賀キャンパス体育館使用心得

西九州大学佐賀キャンパス体育館使用規程第12条に基づき、西九州大学佐賀キャンパスにおける課外活動時の使用心得を次のように定める。

- 1 使用者は、西九州大学佐賀キャンパス体育館使用規程および許可された使用目的と使用日時を遵守しなければならない。
- 2 災害及び節電・節水に留意すること。
- 3 体育館内での喫煙・食事は厳禁する。
- 4 許可なく掲示を行うことは一切禁止する。
- 5 便所では、備え付け紙以外は使用しないこと。
- 6 シャワー室を使用する場合は、裸足で入り、後始末をし、室内は清潔に保つこと。
- 7 土足素足での入館は固く禁じ、館内専用上靴を使用する。
- 8 体育館使用後は清掃し、備え付けの練習用具及び道具を使用した時は、責任を持って所定の位置に整理整頓すること。また、当日中に学生支援課の返却箱に部室の鍵および体育備品・清掃チェックリストを提出すること。
- 9 学外者が体育館を使用する場合は、使用者名簿に記名をし、佐賀キャンパス学生支援課に提出すること。また、学外者による物品の毀損およびけがについては、本学は一切責任を負わないので十分注意すること。
- 10 体育館の設備、備品等を損傷又は滅失しないように心がけること。施設、設備又は備品を汚損、損傷又は滅失させた場合は、速やかに学生支援課に報告すること。
- 11 更衣室を利用する場合は、各人相互の所持品の整理及び盗難予防に十分留意すること。また、ロッカー等に私物を放置しないこと。
- 12 トレーニングルームを使用する場合は、使用后、器具等はきちんと整理し、退出時に出入口の施錠を確認すること。
- 13 使用者が、使用心得に違反したときは、学務部の判断により、一定期間の使用を禁止する。

附則 この使用心得は、平成22年3月10日から施行し、平成21年4月1日より適用する。

附則（平成25年10月17日）

この使用心得は、平成25年10月17日から施行する。

附則（平成27年3月4日）

この使用心得は、平成27年4月1日から施行する。

01

02

03

04

05

学内関係諸規則等

西九州大学短期大学部 学生の懲戒に関する規程

第1章 総 則

第1条 (目的)

この規程は、西九州大学短期大学部学則(以下「学則」という。)第51条に基づき西九州大学短期大学部学生の懲戒に関し、必要な事項を定める。

第2条 (懲戒の種類及び内容)

学生の懲戒の種類及び内容は、次のとおりとする。

- (1)退学 学生としての身分を剥奪すること。文書によって行い、再入学を認めない。
- (2)停学 無期又は有期とし、一定の期間修学を禁止すること。文書によって行い、有期の場合は期間を示して行う。
 - ア 無期停学の期間は6か月以上とし、確定期限を付さず、指導の状況及び生活態度等を勘案しながら解除の時期を決定する。
 - イ 有期停学の期間は6か月未満とし、確定期限を付する。
 - ウ 停学期間には、学則第7条に定める休業日を含める。
 - エ 停学期間は、在学期間に算入し、修業年限には算入しないものとする。ただし、当該期間が1か月を超えない場合には、修業年限に算入するものとする。
- (3)訓告 口頭により注意を与え、将来を戒めること。

第3条 (懲戒の対象)

懲戒の対象となる行為は、次のとおりとする。

- (1)暴力又は脅迫等の迷惑行為
 - (2)施設及び設備・備品等の破損行為
 - (3)窃盗行為
 - (4)破廉恥な犯罪的行為(詐欺、贈収賄、強制わいせつ、強制性交等罪、放火、殺人的行為等、社会的に非難されるべき動機による犯罪的行為)
 - (5)道路交通法違反による交通に関する事件・事故(以下「交通事件」という。)
 - (6)覚せい剤、麻薬、大麻等の取締法に違反する行為
 - (7)その他刑法に違反する犯罪行為
 - (8)試験不正行為
 - (9)その他懲戒の対象となる行為
- 2 前項各号のいずれかの行為について、直接の行為者ではないが当該行為に関与した者、又は学生としてあるまじき行為により本学の名譽を傷つけた者についても、懲戒の対象とする。

第4条 (懲戒の基準)

懲戒処分の種類及び程度は、違反行為の内容、違反の軽重、損害状況及び本学内外に及ぼす影響並びに刑法上・司法上の裁定等を考慮して判断するが、その基準は次のとおりとする。

- (1)暴力又は脅迫等の迷惑行為
訓告又は3か月以下の停学とする。ただし、その行為が極めて悪質なものについては、それ以上の停学又は退学とすることができる。
- (2)施設及び設備・備品等の破損行為
訓告又は3か月以下の停学とする。ただし、その行為が極めて悪質なものについては、それ以上の停学又は退学とすることができる。
- (3)窃盗行為
訓告又は2か月以下の停学とする。ただし、その行為が極めて悪質なものについては、それ以上の停学又は退学とすることができる。
- (4)破廉恥な犯罪的行為
2か月以下の停学とする。ただし、その行為が極めて悪質なものについては、それ以上の停学又は退学とすることができる。
- (5)道路交通法違反による交通事件
交通事件の内容及び軽重により、次のとおり処分を行う。
 - ア 事件の態様が悪質である交通死亡事故(交通事故による受傷を原因として被害者が事故後30日以内に死亡した事故を含む。)については、退学又は無期停学とする。

イ 事件の態様が悪質である交通傷害事故については、有期停学又は訓告とするが、1か月以上の有期停学は、態様が特に悪質で結果が重大な場合に限るものとする。また、情状によりその処分を減らすことができる。

ウ 単純な道路交通法違反及び事件の態様が悪質でない交通事故については、懲戒の対象とはしない。ただし、重大な結果を惹起した交通事故については、必要に応じて各学科等の指導を行う。

エ その他事件の態様が悪質である交通事故についても、必要に応じて学科等の指導を行う。

オ 本号ウ及びエにおいて、学科等の指導とは、学科等の長による嚴重注意等を指す。

- (6)覚せい剤、麻薬、大麻等の取締法に違反する行為
退学又は無期停学とする。
- (7)(1)から(6)に該当しないその他刑法に違反する犯罪行為
当該案件に応じ、処分内容を検討する。
- (8)試験不正行為
 - ア 本学が実施する試験等における極めて悪質な行為(替え玉受験、試験問題の不正入手等)については、退学又は停学とする。
 - イ 本学が実施する試験等における上記以外の不正行為(ノート類や携帯電話等を不正に使用したカンニング等)については、当該科目を失格とする。また、当該学期の受験科目をすべて無効とすることがある。ただし、その行為が極めて悪質なものについては、第2条第1項第2号のイにいう停学期間を超える停学、又は退学とすることができる。
 - ウ 本学が実施する試験等における極めて悪質な行為の教唆又はほう助行為を行った場合については、退学、停学又は訓告とする。
 - エ レポート等の盗作や剽窃を行った場合には、停学又は訓告とする。
- (9)その他懲戒の対象となる行為
(1)～(8)に該当しないその他の違反行為を行った場合には退学、停学又は訓告とする。

2 前項各号のいずれかの行為について、直接の行為者ではないが当該行為に関与した者、又は学生としてあるまじき行為により本学の名譽を傷つけた者については、当該案件に応じ、処分内容を検討する。

3 第1項第5号において、「事件の態様が悪質」とは、道路交通法に違反する次のような行為を指す。

- (1)酒酔い運転 道路交通法第65条第1項の規定に違反する行為のうち、酒に酔った状態で運転する行為
- (2)麻薬等運転 道路交通法第66条の規定に違反して、麻薬、大麻、あへん、覚せい剤又は毒物及び劇物取締法施行令第32条の2に規定する物の影響により、正常な運転ができないおそれがある状態で運転する行為
- (3)共同危険行為等 道路交通法第68条の規定に違反する行為
- (4)無免許運転 道路交通法第64条の規定に違反する行為
- (5)大型自動車等無資格運転 道路交通法第117条の4第2号に該当する行為
- (6)仮免許運転違反 道路交通法第87条第2項後段の規定に違反する行為
- (7)酒気帯び運転 道路交通法第65条第1項の規定に違反する行為のうち、身体に道路交通法施行令第44条の3で定める程度以上(血液1mLにつき0.3mg以上又は呼気1Lにつき0.15mg以上)のアルコールを保有する状態で運転する行為
- (8)過労運転等 道路交通法第66条の規定に違反して、過労、病気その他の理由により、正常な運転ができないおそれがある状態で運転する行為
- (9)大幅な速度超過運転 道路交通法第22条第1項の規定に違反する行為のうち、超過速度が高速道路においては時速50km以上、それ以外の道路においては時速30km以上である行為

- (10) 救護措置義務違反 道路交通法第72条第1項前段の規定に違反する行為
- 4 前項における悪質性の判断基準については、法令の改正及び社会的状況の変化に応じ、適宜改正するものとする。

第5条 (懲戒処分の軽減)

懲戒処分を受けた学生の反省の程度及び学修意欲等を総合的に判断し、懲戒処分の軽減を行うことがある。

第6条 (懲戒の加重)

懲戒処分を受けた者が、懲戒の対象となる行為を重ねたときは、懲戒を加重することがある。

第2章 懲戒の手続きと執行

第7条 (事件・事故報告)

事件・事故(以下「事件」という。)発生時における対応は、次のとおりとする。

- (1) 事件は、学生支援課で一元的に対応する。
- (2) 事件が発生した場合、学科等及び本学関係者は、察知した情報を速やかに学生支援課へ通報する。
- (3) 学生支援課は、速やかに学生支援部副部長に通報するとともに、事実関係の把握に努める。また、当該事件に係わる学生が所属する学科等の長への連絡及び関係諸機関との連絡調整を行い、その結果を逐次学生支援部副部長に報告し、同時に学科等へ通知する。
- (4) 学生支援部副部長は、事件に関して適宜学長に報告を行う。
- (5) 当該事件に係わる学生が所属する学科等は、通知された事件について、当該学生と連絡をとるとともに指導に努める。
また、必要に応じて学長への報告、学生支援部副部長への説明及び学生支援課との連絡を行うものとする。

第8条 (事実関係の調査)

事件の報告を受けた学長は、必要に応じて事実関係の調査を関係部署に指示する。

- 2 学外での事実関係の調査は、学生支援課が担当する。また、必要があれば、当該事件に係わる学生が所属する学科等の教員及び職員は、それを補佐することができる。
- 3 学内での学科等による事実関係の調査は、原則として当該事件に係わる学生からの事情聴取によるものとする。ただし、当該学生が事情聴取に応じない場合は、学科等の長はその旨を学長に報告するとともに、学生支援部副部長に説明するものとする。
また、心身の故障、身柄の拘束、長期旅行その他の事由により、当該学生に事情聴取をすることができない場合は、事情聴取が可能になるまでの間、学科等は調査及びその報告等を留保するものとする。
- 4 前2項で調査した結果について、学生支援課又は学科等は速やかに学生支援部副部長に報告しなければならない。また、学生支援部副部長はその内容について、適宜学長に報告を行うものとする。

第9条 (学生支援委員会による調査及び審査)

学長は、学生支援部副部長から報告のあった事件の中に、懲戒について検討すべき事案が含まれていると認めた場合、学生支援部副部長に対し当該事件に係わる学生への懲戒の要否、懲戒の種類及び程度等について、学生支援委員会での審査を求めるものとする。

- 2 学長から指示を受けた学生支援部副部長は、速やかに学生支援委員会内に調査小委員会を設置し、その構成員を指名するとともに、会を召集する。
- 3 調査小委員会の構成員は、加害者又は被害者との関係の恐れがないように選任し、かつ、被害者及びその関係者と接触を禁ずる。
- 4 調査小委員会は、学生支援課及び学科等による事実関係の調査及び調査報告について、必要に応じて説明又は追調査を求めることができる。
- 5 学生支援部副部長は、調査小委員会の報告に基づき、当該事件に係わる学生への懲戒の要否、懲戒の種類及び程度等について学生支援委員会での審査を行い、その結果を学長に報告

するものとする。

- 6 学生支援委員会は、事実認定と懲戒の種類及び程度等について、教授会に上申する。
- 7 懲戒対象の学生は、学長に対し調査委員会による調査結果の開示を求めることができる。

第10条 (審査結果の通知)

学長は、学生支援委員会から報告のあった審査の結果を、当該学生が所属する学科等の長に通知する。

第11条 (教授会による審議)

教授会は、学生支援委員会から上申された内容を審議し、教授会議長(以下「議長」という。)は審議結果を速やかに学長に上申する。

- 2 議長は、教授会での審議に際し、懲戒の対象とされる学生、又はその代理人に対して、口頭又は文書による意見陳述の機会を与えることができる。

第12条 (懲戒の決定)

学長は、教授会において懲戒処分を決定する。

第13条 (懲戒処分の告知及び執行)

当該学生が所属する学科等の長は、学長名による文書又は口頭によって、当該学生及び保証人に対し懲戒処分の告知を行い、その内容を学内外に公示する。なお、公示に際しては、学生の氏名、学籍番号等、本人を特定できる情報は明らかにしないものとし、学外への公示は停学以上とする。ただし、学長が必要と認めた場合は、この限りではない。

第14条 (懲戒処分に関する文書)

懲戒処分に関する文書については、別に定める。

第15条 (懲戒の記録)

退学および停学の懲戒を受けた者については、学籍簿にその旨を記録する。

第16条 (懲戒に関する記録の保存及び開示)

懲戒原因たる事実並びに決定された処分内容及び理由を記載した文書は、学生支援課で保存する。なお、文書管理の責任者は学生支援課長補佐とする。

- 2 学長は、被処分者から請求があった場合には、当該文書を開示しなければならない。

第17条 (懲戒処分の軽減及び無期停学の解除)

懲戒処分の軽減及び無期停学の解除は、次のとおりとする。

- (1) 当該学生が所属する学科等の長は、懲戒処分又は無期停学を受けた学生について、その反省の程度及び学修意欲等を総合的に判断し、その処分の軽減又は解除が適当であると考えられる時は、学生支援委員会にその処分の軽減又は解除について上申することができる。
- (2) 学生支援部副部長は、前号で上申された内容について学生支援委員会で審査し、その審査結果を教授会に上申する。
- (3) 議長は、前号の上申に基づき教授会で審議し、懲戒処分の軽減又は解除が適当との結論に達した時は、その旨学長に上申する。
- 2 懲戒処分の軽減及び無期停学の解除の決定は、学長が行う。
- 3 無期停学は、原則として6か月を経過した後でなければ、解除することはできない。
- 4 懲戒処分の軽減及び無期停学の解除の告知は、当該学生及び保証人に対して、当該学生が所属する学科等の長が学長名による文書によって行う。

01

02

03

04

05

学内関係諸規則等

第3章 学生に対する教育と指導

第18条 (学生に対する周知)

学長は、懲戒対象行為並びに懲戒処分の種類及び程度について、文書掲示及び学生便覧等への記載等により学生に周知しなければならない。

- 2 学生は、本規程第4条第3項各号に該当する態様が悪質な交通事件を起こした場合は、遅滞なく学生支援課に届けなければならない。また、届け出を受けた学生支援課は遅滞なく当該学生が所属する学科等に届けなければならない。なお、この届出義務に関しては、文書掲示及び学生便覧等への記載等により、学生に周知されなければならない。

第19条 (学生に対する教育及び指導)

事件後及び処分後において、当該学生に反省を促し、かつ、学修意欲を維持させるための指導は、当該学生が所属する学科等が担当するものとする。

- 2 当該学生の専門的ケアについては、所属する学科等のほか、学生相談室、保健室等、大学も十分な協力を行うとともに、必要な場合は外部専門機関の協力をあおぐこととする。

第20条 (履修への配慮)

停学期間中の定期試験又は履修手続期間については、停学の懲戒処分申し渡しの期日によって、学生の受ける不利益や不平等がないようにしなければならない。また、停学期間中の学籍異動願は一切受け付けない。

第4章 雑 則

第21条 (補足及び規程の改廃)

この規程に定めるもののほか、学生の懲戒に関し必要な事項は、学長が定める。

- 2 この規程の改廃は、教授会の議を経なければならない。
- 3 西九州大学短期大学部学生の懲戒に関する規程(平成12年5月10日施行)については、これを廃止する。

附則 (平成26年1月8日)

この規程は、1か月間の学生への周知期間後、平成26年4月1日から施行する。

附則 (平成27年3月4日)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附則 (令和2年2月5日)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附則 (令和4年2月2日)

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

西九州大学短期大学部障がい学生支援規程

第1条 (目的)

この規程は、障害者基本法並びに障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律その他の法令の定めに基づき、西九州大学短期大学部における障がいのある学生支援に関する基本方針に即して障がいのある学生支援を実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

第2条 (定義)

この規程において、「障がいのある学生」とは、身体障がい、知的障がい、精神障がい(発達障がいを含む)その他の心身の機能の障がいがあり、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある学生をいう。

第3条 (責務)

学長は、障がいのある学生に対し不当な差別的取り扱いをすることにより、学生の権利利益を侵害することのないよう、全学的な障がいのある学生支援を推進するための具体的方策を講じなければならない。

第4条 学科長は、当該部局において障がいのある学生に対し不当な差別的取り扱いをすることにより学生の権利利益を侵害することのないよう、障がい学生支援委員会が定めた具体的支援を実施しなければならない。

第5条 教職員は、当該部局において障がいのある学生に対し不当な差別的取り扱いをすることにより学生の権利利益を侵害することのないよう、障がい学生支援委員会が定めた具体的支援の実施に及び合理的配慮の提供に努めなければならない。

第6条 (支援の申し出)

障がいのある学生は、入学前、入学後のいずれに時期においても、修学に必要な支援の要請を申し出ることができる。

第7条 支援の申し出は、学生支援課が受理し、各学科等で学生の教育的ニーズと意思について十分な聴取を行ない、障がい学生支援委員会に報告しなければならない。

第8条 (支援計画の策定)

障がい学生支援委員会は、学生の支援の申し出に対し、その教育的ニーズと意思を十分尊重した上で、関係各部局と協議し、個別の支援計画を策定する。

第9条 (合意の形成)

支援計画は当該学生の合意を得て決定する。障がい学生支援委員会は、当該学生に対し支援計画について十分な説明の機会を設け、支援内容に関する共通理解及び合意の形成を図らなければならない。

第10条 (支援の実施)

具体的支援は、障がいのある学生が所属する部局(学科等)が、主たる責任を持って実施する。

第11条 障がい学生支援委員会は、具体的支援が円滑に行なわれるよう、関係部局間の調整を行なう。

附 則 (令和2年2月5日)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

総務課 Q&A → P 138

授業料等納付金に関すること、証明書の発行など

教務課 Q&A → P 139

授業や履修・試験のことなど

学生支援課 Q&A → P 141

生活面のことなど(就職・編入を含む)

こんなときは
どうしたらいい？

Q & A

保健室 Q&A → P 142

健康面の相談など

就職 Q&A → P 143

就職活動に関すること

図書館 Q&A → P 145

図書館利用に関すること

01

02

03

04

05

学内関係諸規則等

総務課 Q&A

Q
必要な各種証明書を
もらいたい時は、
どうすればよいですか？

A 事務局窓口にある各色の申込用紙を記入し、証明手数料(学生証再発行1,500円、その他は各200円)分の証紙を券売機で購入して申込用紙に貼付、各担当課へ提出して下さい。それ以降の書類の作成は各担当課で行います。

【教務課関係の証明書(緑色の用紙)】

成績証明書・卒業・修了(見込)証明書・資格取得証明書・
教員免許状・単位取得証明書などです。

【学生支援課の証明書(白色の用紙)】

在学証明書・在寮証明書・健康診断証明書・学生証再発行・
推薦書・人物調査書などです。

参考ページ
P32、33

Q
学費や入学金など、
直接窓口現金を持って
きてもよいですか？

A 学費、入学金、寮費などの納入は、自動引落又は、銀行振込のみになっています。総務課窓口での現金による受け取りは行なっていません。

Q
学費が期日内に
一括で支払えない場合は
どうすればいいですか？

A 総務課窓口で、前期及び後期の納入期間内に学費納入延期・分納願いの申し出を行なってください。
ただし、当該学期の一部が納入されている場合に限りますので早めにご相談ください。
また、延納や分納ができるのは学費のみです。

参考ページ
P33

Q
学期の途中で退学もしくは休学すると、
授業料等は返納されますか？

A 一旦納入された授業料などは返金できません。

教務課 Q&A

Q
履修登録をするには
どのようにすれば
よいのですか？

A 入学式後のオリエンテーションで詳しく説明します。また、本誌の「履修科目の登録と認定について」(P38)を参照してください。履修登録はみなさんにとって大切な手続きですから、勝手にせず、必ず担任の先生や担当チューターの先生に相談をして間違いのないようにしてください。なお、既に提出した履修届を変更・取り消す場合は、所定の日までに教務課に申し出てください。

参考ページ
P36～38

Q
＊
証明書が欲しいのですが？

A 本誌の「各種証明書の発行及び手続き」(P33)を参照してください。実習中、休暇中の証明書は、郵送で申し込むことができます。

参考ページ
P32、33

Q
＊
証明書を急ぐ時は、
どうすればよいですか？

A 通常いろいろな証明書類は、上記のように申し込みます。証明書類は交付の申し込みから受け取りまでに約3日間ほどかかります。その日数を頭に入れた上で、自分がその証明書を申請するスケジュールを事前に計画し、遅れないように注意してください。

参考ページ
P32、33

Q
＊
卒業に必要な62単位を超えて
取得した単位はどうなりますか？

A 修得した単位は、すべて単位として記録されます。

参考ページ
P42

Q
＊
交通事故に遭い入院した場合、
公欠は認められますか？

A 負傷のための公欠は、認められません。本誌の「欠席・公欠について」(P47)を参照してください。

参考ページ
P47、48

Q
＊
最終評価試験を
風邪で受けられなかった
のですか？

A 試験日に前もって、必ず教務課まで連絡してください。公欠扱いになります。その後、病院の受診証明書または領収書等の証明資料を教務課まで提出し、追試験の手続きを取ってください。

参考ページ
P40、41

Q
＊
兄弟の結婚式に出席するのですが、
公欠は認められますか？

A 結婚式出席のための公欠は、認められません。本誌の「欠席・公欠について」を参照してください。

参考ページ
P47、48

01

02

03

04

Q
&
A

05

教務課 Q&A

Q
休学期間は修業年限(2年)に含まれますか？

A 休学期間は修業年限に含まれません。従って休学した期間だけ卒業が延期となります。

参考ページ
P46

Q
休学はいつまでできますか？

A やむを得ない理由で、2ヶ月以上続けて修学できないときに認められます。期間は半期又は1年とし通算2年を超えることはできません。

参考ページ
P46

Q
卒業できなかったらどうなりますか？

A 次の年度に再履修をして下さい。前期で卒業要件を満たすことができれば、9月30日付の中途卒業が認められます。

Q
授業時間以外に先生に会いたいのですが？

A オフィスアワー実施計画表で先生の研究室を確認して、研究室を訪ねてください。研究室など確認できない場合は、教務課窓口でお尋ねください。

参考ページ
P148~153

Q
教室に行ったら誰もいなかったのですが？

A 教室変更・時間割変更・休講などの連絡がないか掲示板やポータルサイトで確認してください。

参考ページ
P39

Q
台風による水害、風害や雪害がひどい時は、休講になりますか？

A 天候不良などによる自然災害の影響で、公共交通機関が止まるような場合は、テレビやラジオなどで休講を知らせることもあります。

参考ページ
P39

学生支援課 Q&A

Q
最終評価試験を受けるのに、
当日学生証を忘れてしまいました。

A 学生証がなければ、試験を受ける
ことができません。
学生支援課で仮学生証を発行して
もらって受験してください。

参考ページ
P41

Q 奨学金を受けるにはどのような手続が必要ですか？

A 【西九州大学短期大学部奨学金制度(永原学園奨学金)】
人物、学業成績ともに優れ、経済的に就学困難で意欲のある学生に対し、本学独自の奨学金を給付
します。給付額は、年間授業料の半額以内、書類審査に、国語の学力試験があります。
【日本学生支援機構奨学金制度】
この奨学金は、貸与型の第一種奨学金(無利子)と、第二種奨学金(有利子)があります。また、新たな給
付型奨学金が令和2年4月より募集が始まりました。
学力基準及び家計基準を満たしている学生であれば応募できます。

奨学金の種類	貸与月額		応募期間
	※最高月額は申込時の収入・所得により制限があります		
第一種奨学金 【無利子貸与】	自宅通学	最高月額以外の月額	20,000円、30,000円、40,000円
		最高月額	53,000円
	自宅外通学	最高月額以外の月額	20,000円、30,000円、40,000円 50,000円
		最高月額	60,000円
第二種奨学金 【有利子貸与】	2万円～12万円(1万円単位)から選択		4月上旬
給付型奨学金	本人の成績と世帯の収入(住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯)・資産の基準があります。世帯収入により第Ⅰ区分～第Ⅲ区分に分けられ、自宅・自宅外により給付額が決まります。 ※給付型奨学生に該当する人は、別に学校へ手続きをすることにより授業料・入学金の免除/減額が受けられます。 また、第一種奨学金を併用して貸与する人は、貸与月額が調整されます。		

※その他、奨学金制度については学生支援課にご相談下さい。

参考ページ
P20

Q ケガ等で治療を受けた場合、医療費の補助はあるのでしょうか？

A 本学入学と同時に、全員が「学生教育研究災害傷害保険」に加入し、保険料は既に納入済みです。ケガ等で病院を利用した場合は、学生支援課で手続きをすれば、かかった医療費の一部が返還されます。

《対象となる事故の範囲》

- 正 課 中…………… 講義、実験、実習
- 学 校 行 事…………… 大学が主催する行事に参加している間
- キャンパス内にいる間 …… 学校が教育活動のため所有、または管理している施設内での傷害事故
- 課外活動中…………… 大学が認めた学生サークル活動中で、学外活動中も可
- 通 学 中…………… 大学の授業等への参加目的をもって、合理的な経路及び方法で住居と大学間の往復中、大学が禁じた方法は除く

参考ページ
P21

学生支援課 Q&A

Q なんでも相談していいですか？

A 実は、「何でもいいですか!」と訪ねてくる学生は少なくありません。学生が相談したい内容はさまざまですが、ここにすれば、とりあえず何か相談に乗ってもらえます。まず雑談の中で、何を相談したいのか、何を悩んでいるのかをつかむことから私達担当者は始めます。雑談だけで帰って行く人もいますが、どんなことでも学生支援課に来れば、話を聞いてもらえると認識してもらうことが大切だと私達は思っています。何でもよいのでどうぞ、学生支援課の扉をまず開けてください。いつでも歓迎します。

参考ページ
P18、19

Q 留学生ですが、アルバイトのルールがよく分かりません。その他、日本の生活様式に不安があります。

A 留学生には別途『留学生ハンドブック』を配布しています。アルバイトのルール(入管法:単に週28時間以内ということだけでなく細かいルールがあります。)や日本での生活のアドバイスをまとめています。その他困ったときは学生支援課の中にある国際交流センターへの相談も可能です。

保健室 Q&A

Q 怪我をしたり、具合が悪くなった場合はどこに行けばいいですか。

A 保健室が5号館1階にあります。怪我をしたり、具合が悪い場合は遠慮なく来てください。薬については、頭痛薬、胃腸薬、腹痛薬、湿布など置いてますが、なるべく自分にあった薬を持つよう各自で心がけてください。

参考ページ
P18

Q 健康診断は学校で行っていますか？

A 毎年、4月に行っています。健診内容は、身長・体重・視力・聴力・血圧測定・胸部レントゲン・問診尿検査です。この健康診断は、就職試験や、実習等で使用する「健康診断証明書」で必要になりますので、必ず受診してください。また、精密検査が必要な学生は、保健室から本人に連絡をしています。学校が行う健康診断の未受診者は、各自自費で病院で検査し、診断書を保健室まで提出するよう指導しています。

参考ページ
P18

Q 短大の近くに病院などありますか？

A 短大周辺にいくつかの病院があります。保健室でも各診療科別の病院リストや、病院の場所を案内していますのでご相談ください。ただし、学校が指定している病院ではありません。

参考ページ
P18

就職 Q&A

Q
リクルートブースは
誰でも利用できますか？

A はい。2年生はもちろん、1年生も卒業生も
利用できます。
就職や進学のこと悩んでいる人は、いつでも学生
支援課に気軽に相談に来てください。利用時間
は午前8時50分から午後5時50分までです。
ただし、都合により変更することもあります。

参考ページ
P27～31

Q
就職活動は
いつ頃から始めたら
良いですか？

A 就職活動は早過ぎるということはありません。
就職か進学かの選択は、1年生の後期が始まる
頃までには決めておいてください。専門職、一般企
業とも事業所の研究が必要です。できるだけ早くか
ら活動してください。

参考ページ
P27～31

Q
自主実習は就職活動に
関係しますか？

A たいへん重要です。実習先から「うちでぜひ働いて欲
しい」と名指しで声がかかることも少なくありません。
また、実習をした学生から受験者を募る場合もあります。直
接、自分の目で見て体験し、その施設の雰囲気や少しでもつ
かむよう自主実習に励んでください。特に、就職を希望する
園や施設には、可能な限り自主実習に行くことをお勧めしま
す。ただし、必ず先方の担当者に連絡し、事前に実習の日程
などを調整してから取り組んでください。また、志望先から
求人が来ないことも想定されますから、数箇所自主実習
をしておくとも良いでしょう。

参考ページ
P27～31

Q
求人票が来ていない所に
就職したいのですが、
どうすればいいですか？

A まず、インターネットでホームページを閲覧し、求
人(採用)情報が記載されていないか確認します。
記載が無い場合は、ジョブカフェ(ヤングハローワーク)
などを利用して探します。それでも見つからない場合
は、直接問い合わせをして確認してください。問い合わ
せの方法は学生支援課で指導しますので、必ず自分で
連絡してください。本人以外(学生支援課や教員、家族
など)が連絡すると「自分で電話もかけられない人物
だ」ということで、先方の印象が悪くなってしまいます。

参考ページ
P27～31

01

02

03

04

Q
&
A

05

就職 Q&A

Q
応募書類に推薦書が必要と書いてありましたがどうすればよいですか？

A ①～④の手順で申し込み手続きを行ってください。
①学生支援課へ相談する
②事務局窓口にて「証明書交付願」(白色)に記入する
③手数料(1通200円)を支払う(券売機で購入する)
④学生支援課に交付願(半券)を提出して下さい
(推薦書の提出先を必ず記入しておくこと)
また、学校推薦で内定した場合は、辞退することはできませんので、十分考えてから申し込んでください。
なお、推薦については、成績や学習への取り組み、日頃の生活態度などについて考慮し、決定します。

参考ページ
P33

Q
編入学試験や公務員試験、就職希望先の資料を取り寄せたいのですが？

A 先方から送られてきた資料は学生支援課で閲覧することができます。学生支援課に無いものは個人で取り寄せてください(学生支援課へ直接取り寄せもできますので、気軽に相談してください)。また、公務員試験の資料も同様です。なお、出願書類については、個人で取り寄せてください。

参考ページ
P27～31

Q
受験の報告は必要ですか？

A 就職試験や編入学試験を受験した人は、担任の先生と学生支援課に報告し、結果(合否)の有無に関わらず「就職活動に関する報告書」を学生支援課へ提出してください。

参考ページ
P27～31

Q
内定が決まったのですが？

A 担任の先生と学生支援課に報告し、「進路届」を学生支援課へ提出した上で、内定先に「お礼状」を必ず出してください。また、進学が決まった人も同様に、担任の先生と学生支援課へ報告し、「進路届」を学生支援課へ提出してください。

参考ページ
P27～31

図書館 Q&A

Q
何時まで利用できますか?

A 平日は午前8時30分から午後9時まで、
土曜日は午前9時30分から午後4時30
分まで開館しています。
ただし、休み期間中は、午前8時50分から午後
5時30分(平日)までです。

参考ページ
P25

Q
夏休みなどの
休み期間中も
開館していますか?

A 第2・第4以外の土曜日・日曜日・祝日・年末年始
(12月28日～1月4日)・夏期休暇(8月13日～
22日)・3月第4木・金・土曜日以外は、休み期間中でも開
館しています。
(ただし、臨時閉館する場合があります。)

参考ページ
P25

Q
図書・雑誌の
貸出冊数・貸出期間は?

A 1年次生 5冊以内 1週間
2年次生 7冊以内 2週間
※返却期限がきても、引き続き借りたい場合は、
2回まで延長できます。禁帯出図書と最新の雑誌は貸
出できませんが、一夜貸出制度を利用し、借りること
ができます。

参考ページ
P25

Q
館内で飲食はできますか?

A 館内での食事は禁止していますが、
ペットボトルや水筒などの「蓋つき
飲料」(倒れてもこぼれないもの)に
限り飲用を許可しています。資料を
汚さないように注意してください。

参考ページ
P25

Q
DVD・ビデオの貸出
はできますか?

A 貸出はできませんので、館内のAV
コーナーで視聴してください。

参考ページ
P25

Q
パソコンの
利用はできますか?

A カウンターで、学生証を呈示し、
手続きをすれば、利用できます。

参考ページ
P25

01

02

03

04

Q
&A
05

memo

A large area with horizontal dashed lines for writing a memo.



Nishikyushu University
Junior College Campus Life
Appendix

05

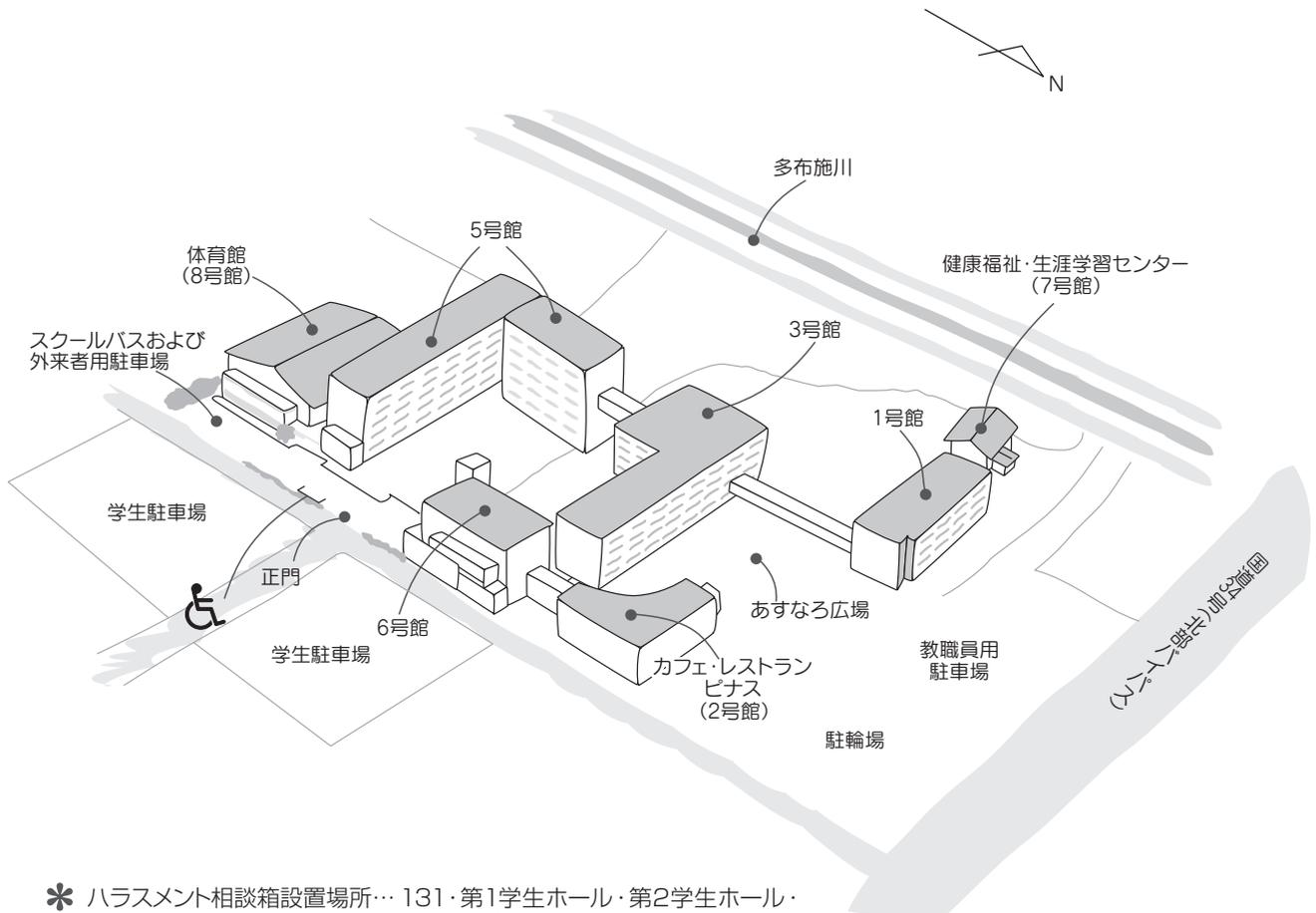
附 録

西九州大学短期大学部学内配置図 148

年間スケジュール 154



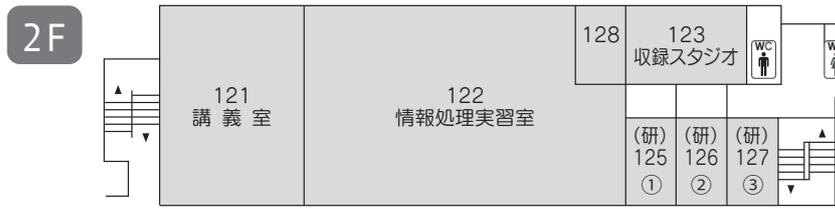
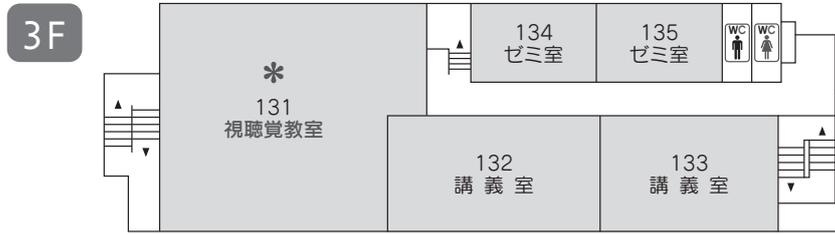
学内配置図



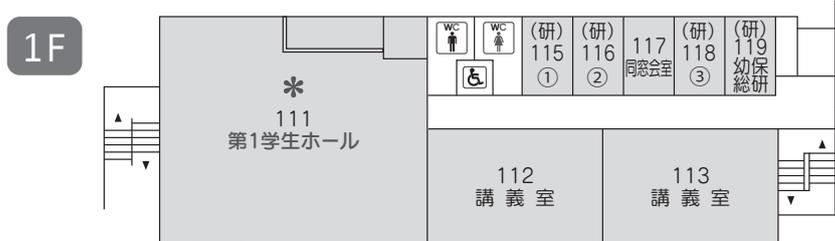
* ハラスメント相談箱設置場所… 131・第1学生ホール・第2学生ホール・631・図書館

* 学生提案箱設置場所…………… 学生ラウンジ・第2学生ホール・図書館

1号館



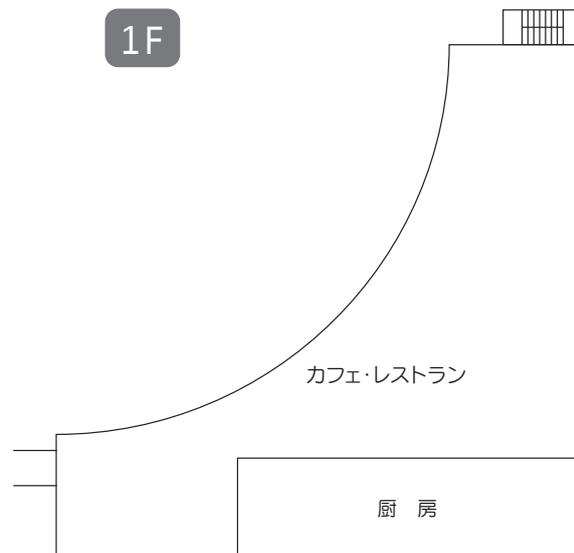
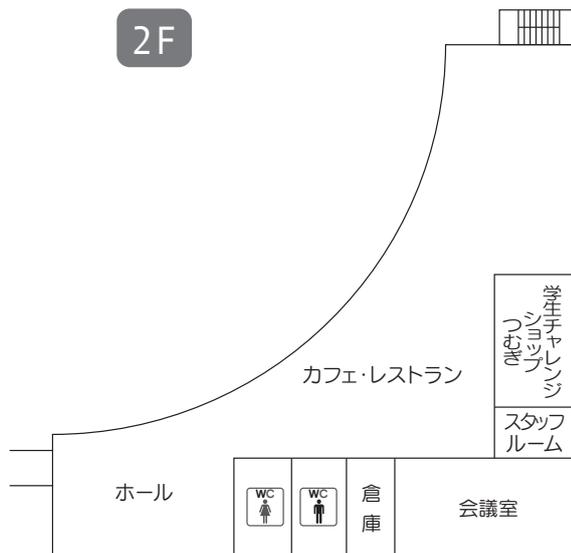
2F	
①	高元(研究室)
②	鶴(研究室)
③	矢ヶ部(研究室)



1F	
①	金丸(研究室)
②	大村(研究室)
③	清水(研究室)

2号館

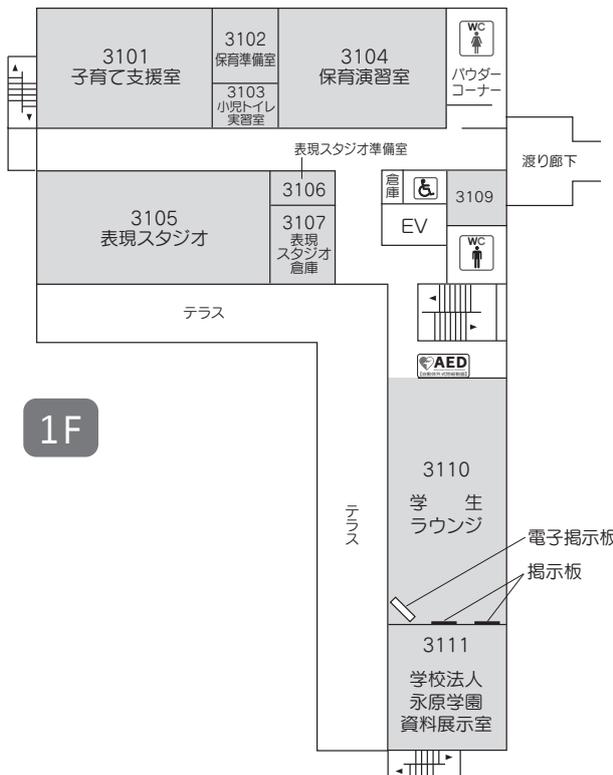
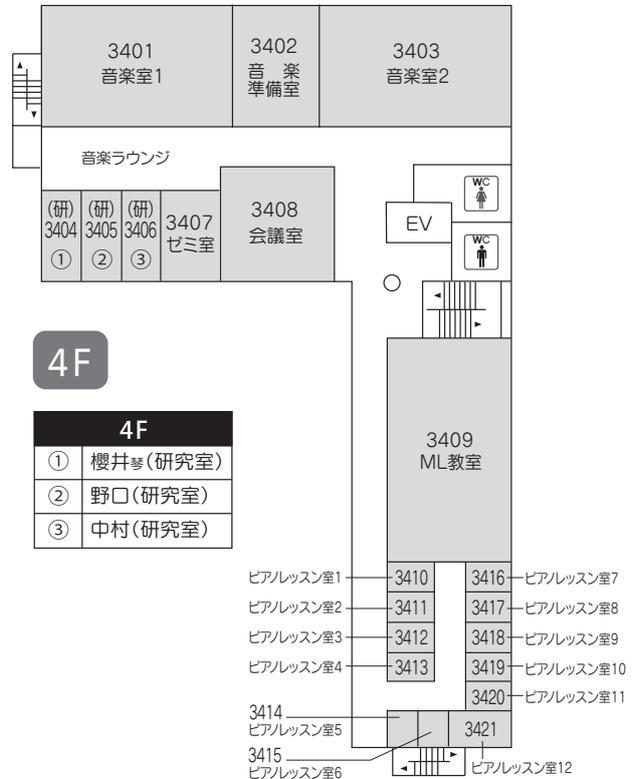
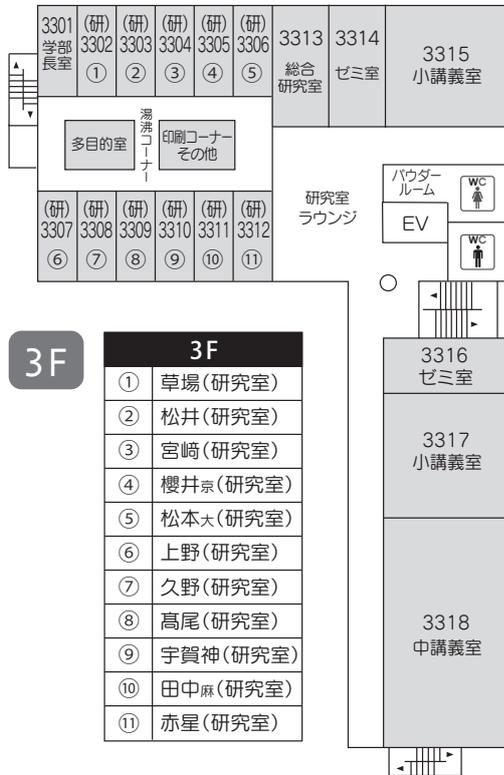
カフェ・レストラン・ピナス



- 01
- 02
- 03
- 04
- 05

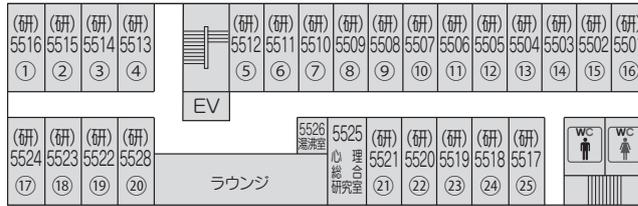
学内配置図

3号館(あすなろ館)

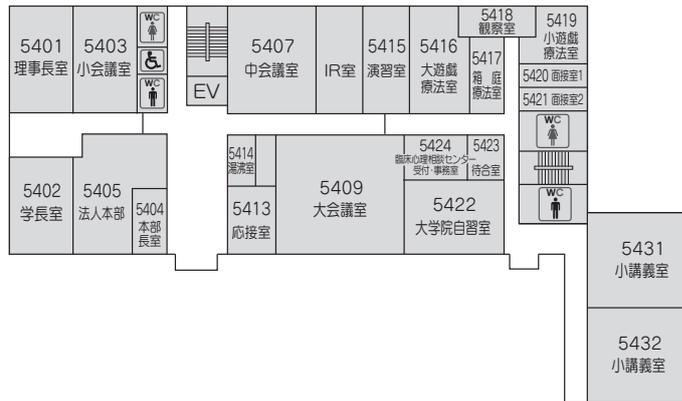


5号館

5F



4F



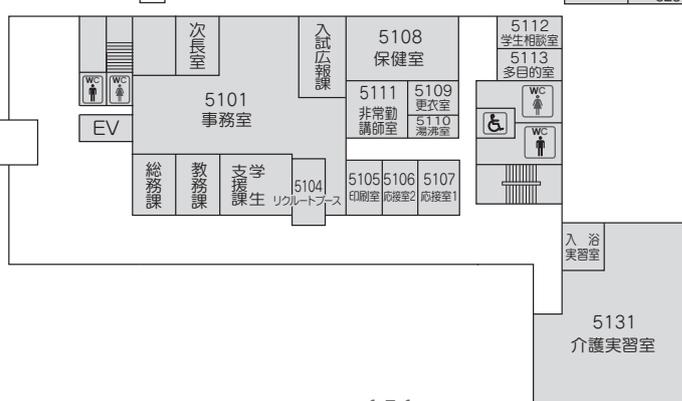
3F



2F



1F



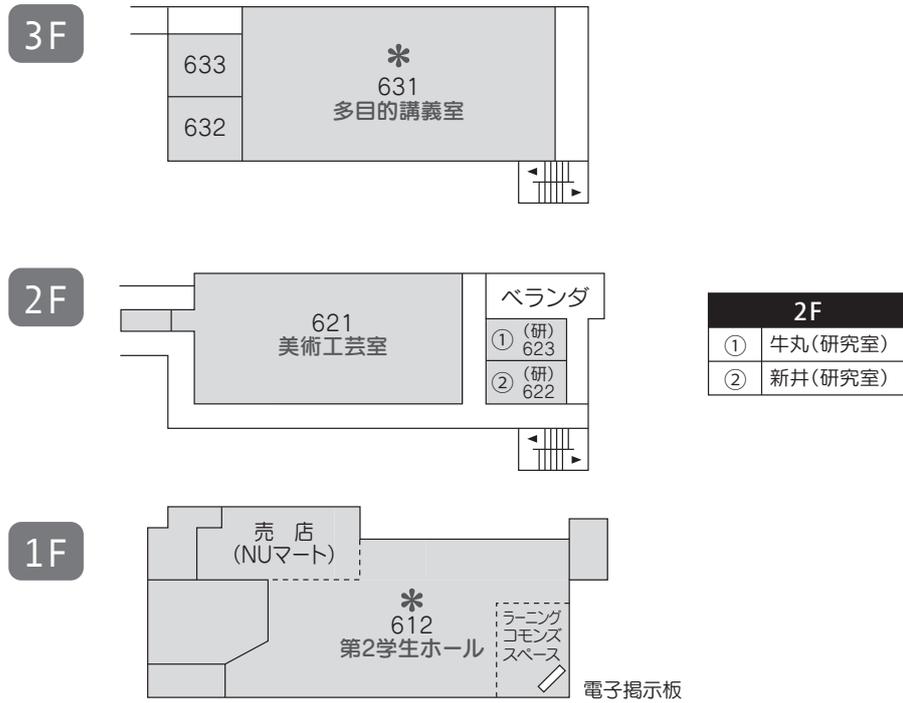
5F	
①	本部長室
②	(研究室)
③	武富(研究室)
④	村岡(研究室)
⑤	吉村(研究室)
⑥	馬場(研究室)
⑦	立川(研究室)
⑧	福元(研究室)
⑨	中島(研究室)
⑩	竹森(研究室)
⑪	松本麻(研究室)
⑫	中園(研究室)
⑬	(研究室)
⑭	安藤(研究室)
⑮	岡嶋(研究室)
⑯	(研究室)
⑰	(研究室)
⑱	春原(研究室)
⑳	川邊(研究室)
㉑	西村(研究室)
㉒	赤川(研究室)
㉓	利光(研究室)
㉔	横田(研究室)
㉕	日野(研究室)

2F	
①	(研究室)
②	平田(研究室)
③	松田(研究室)
④	田中知(研究室)
⑤	飯盛(研究室)
⑥	西岡(研究室)

01
02
03
04
05

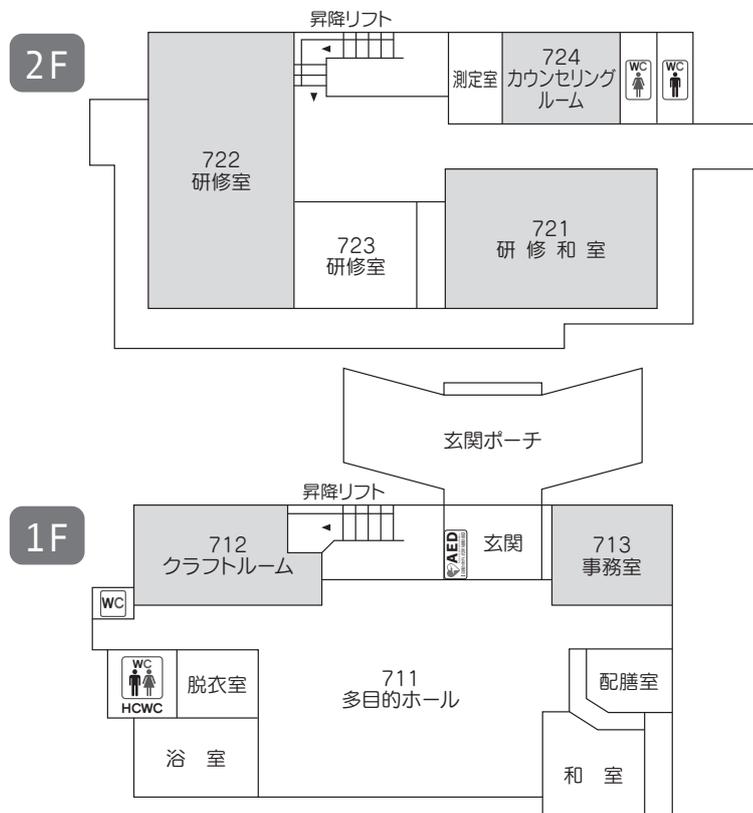
学内配置図

6号館



7号館

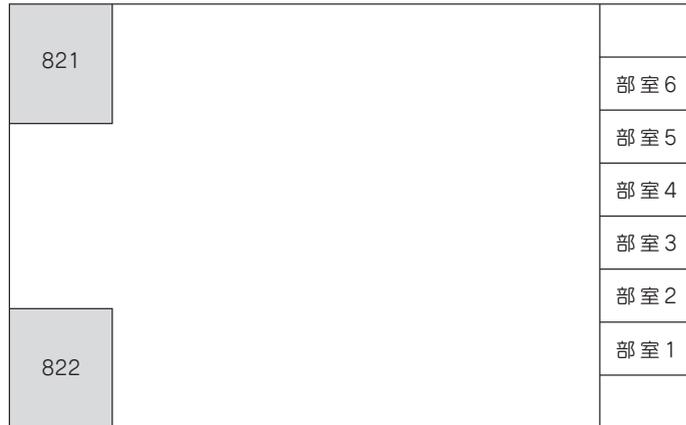
健康福祉・生涯学習センター



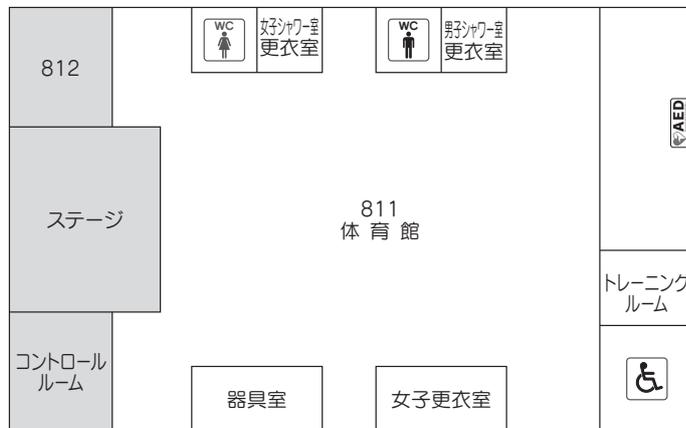
8号館

体 育 館

2F



1F



01

02

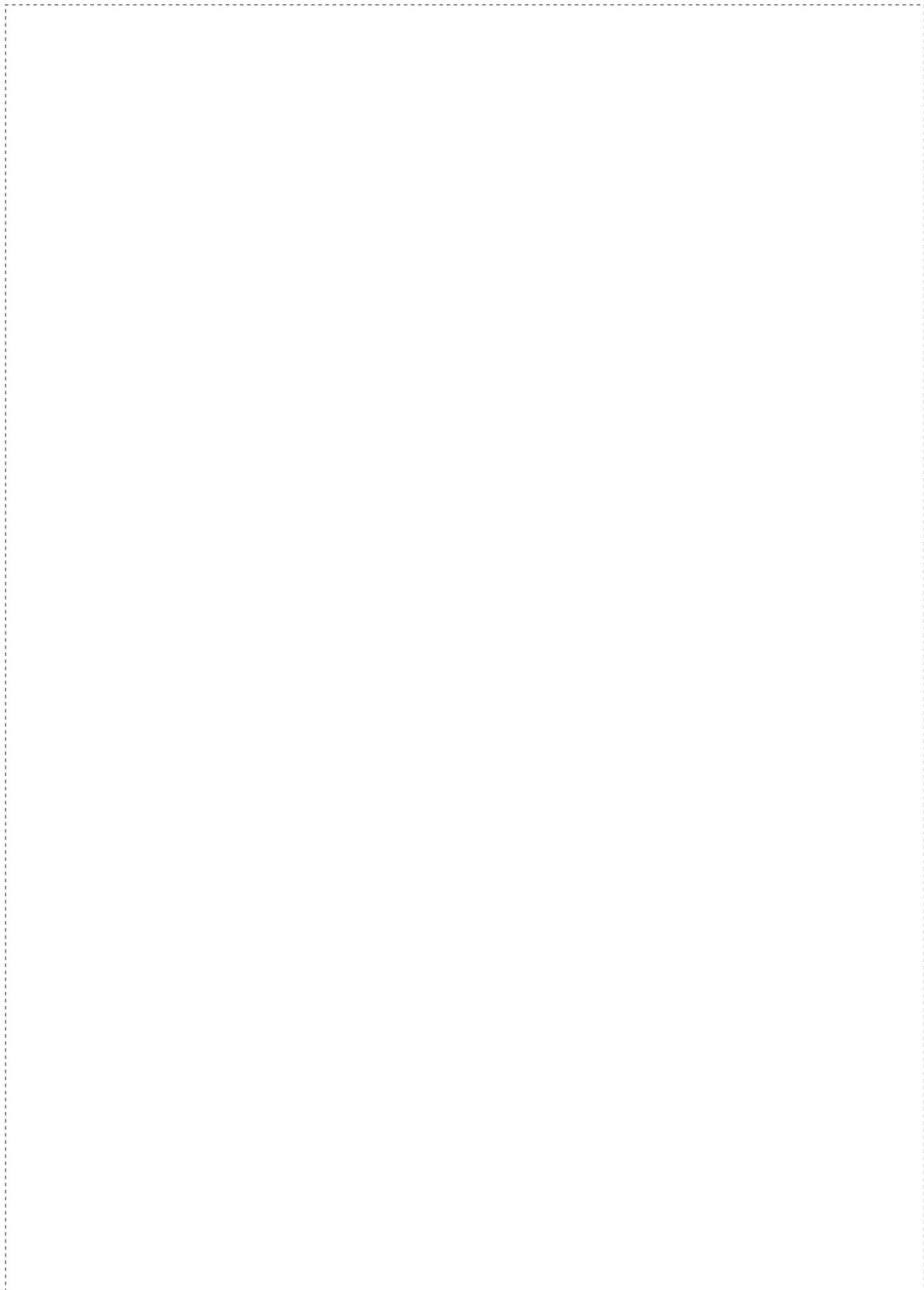
03

04

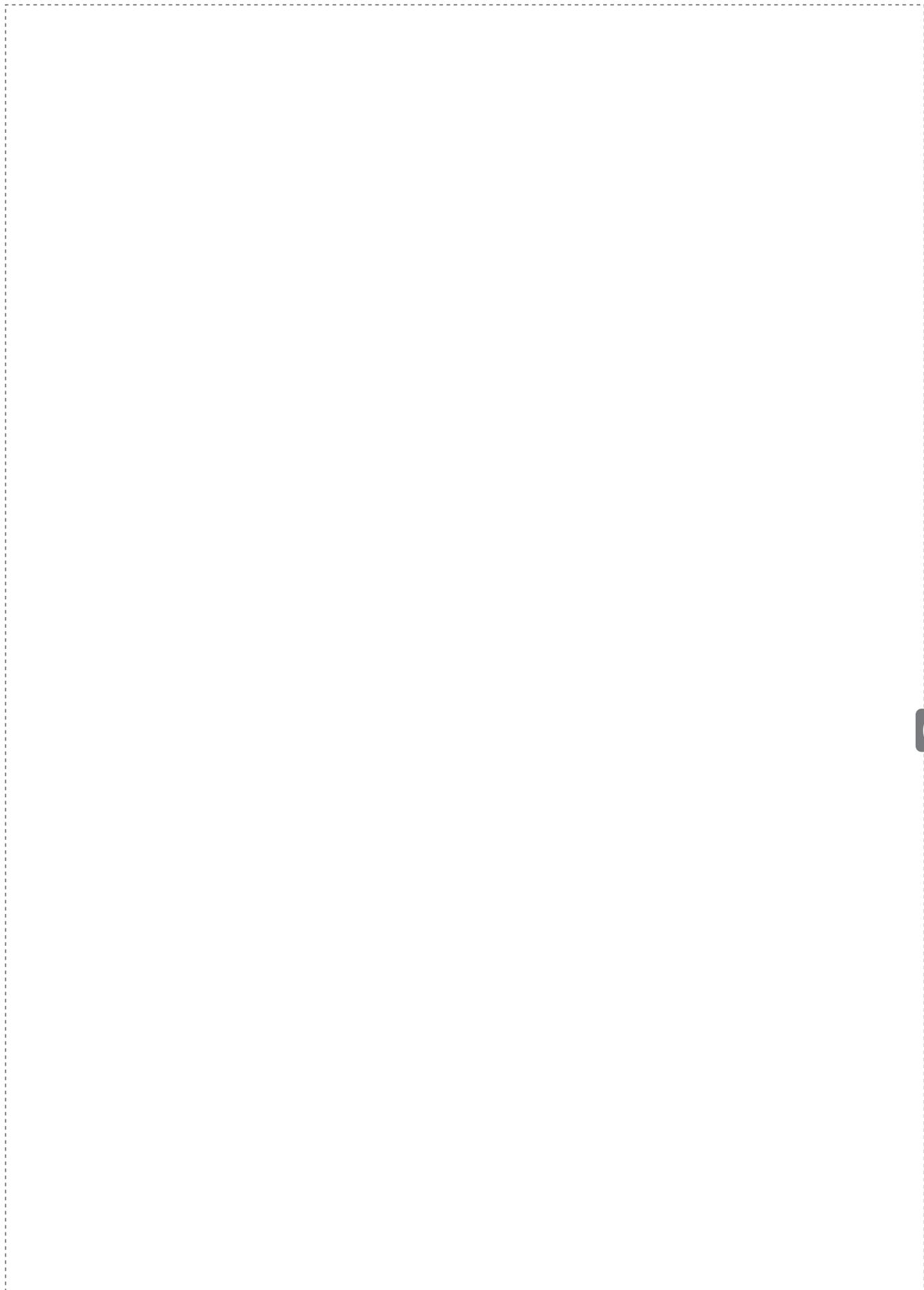
05

学内配置図

令和5(2023) 年間スケジュール(前期)



令和5(2023) 年間スケジュール(後期)



01

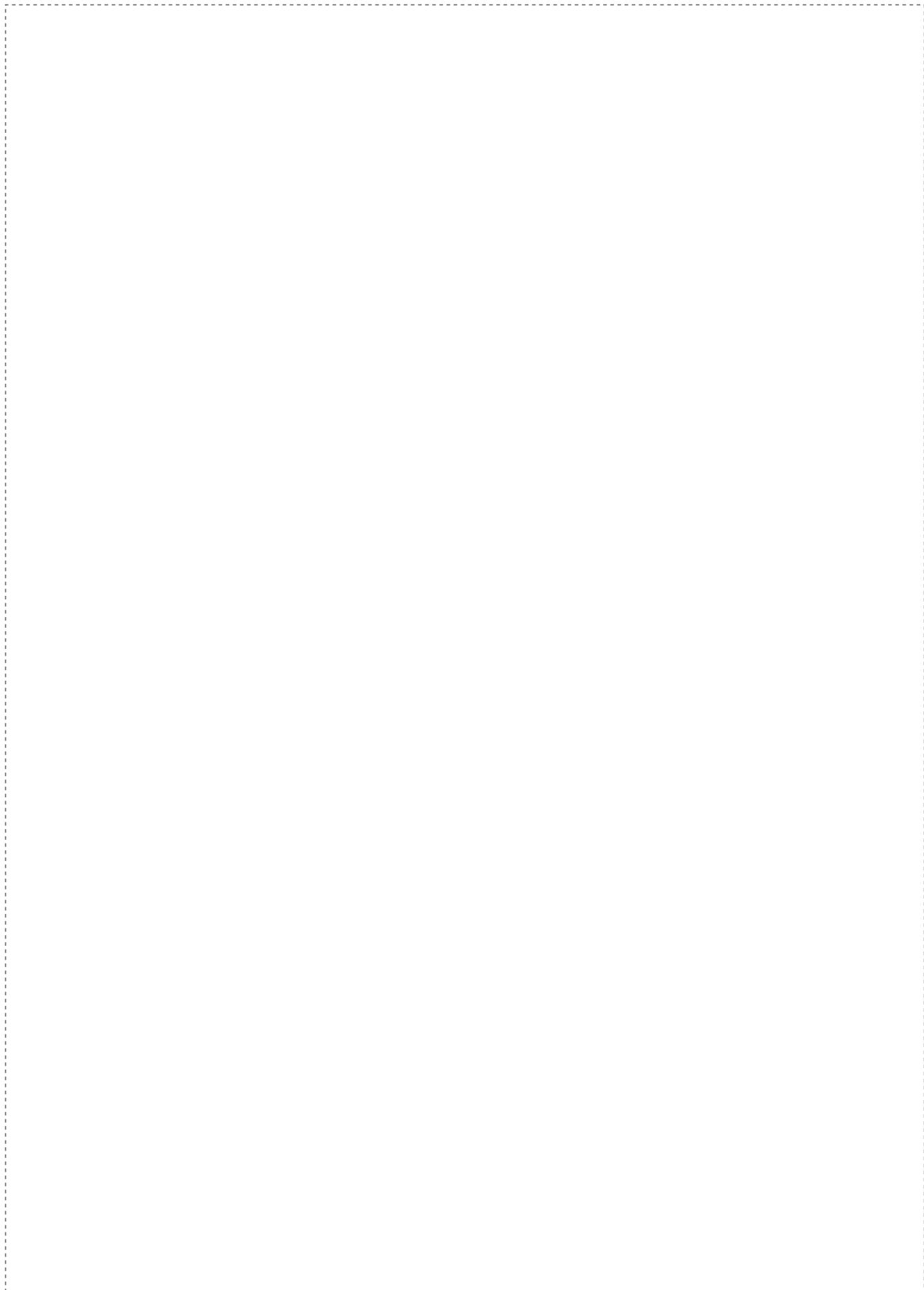
02

03

04

05

令和6(2024) 年間スケジュール(前期)



令和6(2024) 年間スケジュール(後期)

--

- 01
- 02
- 03
- 04
- 05**

2023年度
学 生 便 覧

発行 2023年4月1日

西九州大学短期大学部

〒840-0806 佐賀県佐賀市神園3丁目18-15
TEL (0952)31-3001(代) FAX (0952)31-3003

http://www.nisikyu-u.ac.jp/junior_college/



西九州大学短期大学部

学科

学籍番号

23

氏名



NISHIKYUSHU UNIVERSITY
JUNIOR COLLEGE

西九州大学
短期大学部